

令和6年9月17日

第3回定例会議案

(別冊2)

厚真町議会

報告第1号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和6年9月17日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

令和6年8月30日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所管事務調査報告書

令和6年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る8月7日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(現地調査)

- ① 「やわらぎ」、「ほんごう」、「ともいき荘」3施設

(事務調査)

- ① 第2期厚真町健康増進計画「健康あつま21」の計画内容について
- ② 「やわらぎ」、「ほんごう」、「ともいき荘」3施設の運営状況について
- ③ ふるさと納税（返礼品の特徴、寄付金の使い道の順位、費用内訳等）について

2 主な説明内容

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和6年8月7日)

(協議案件)

- ①第2期厚真町健康増進計画「健康あつま21」の計画
内容について

住民課 健康推進グループ

第2期厚真町健康増進計画
(第3次健康日本21)



健康あつま21

(厚真町食育推進計画・第2期厚真町いのちを支える計画)

[概要版]

計画策定の趣旨

昨今、国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

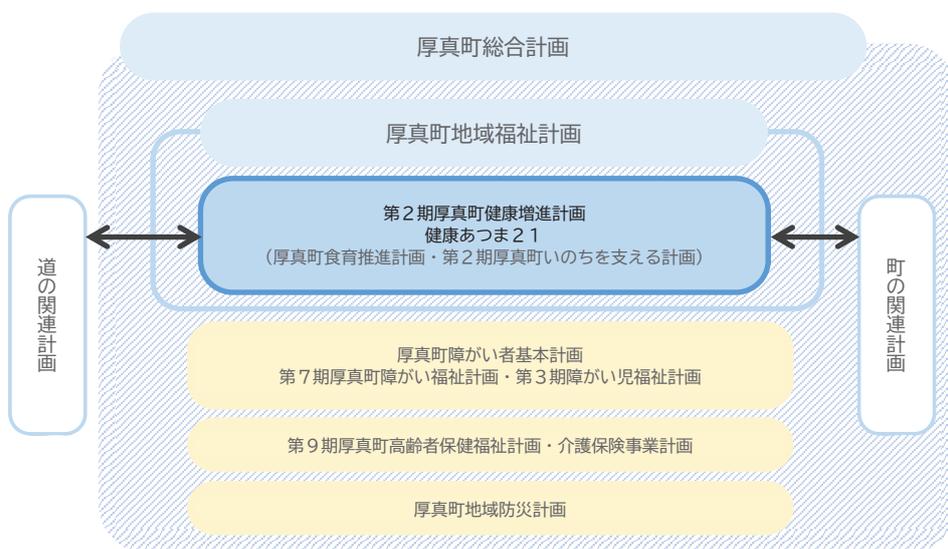
本町では、平成25年3月に「健康あつま21（厚真町健康増進計画）」、令和元年3月には「厚真町いのちを支える計画（自殺対策計画）」を策定し、町民の健康づくり及び自殺対策を推進してきました。

今後は、国や道の施策、運動に合わせ、近年の社会経済環境の変化や少子高齢化の進展、町民意識の変化を踏まえて、町民の健康増進と食育推進を一体的に進め、さらに健康増進と自殺対策は連動しながら推進していくため、3つの計画を一体化とした「健康あつま21（第2期厚真町健康増進計画）・（厚真町食育推進計画・第2期厚真町いのちを支える計画）」を策定することとします。

計画の位置づけと期間

この計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」と、食育基本法第18条の規定に規定する「市町村食育推進基本計画」及び「自殺対策基本法」第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画の3つの計画を包含するものと位置づけます。

また、計画期間を令和6（2024）年度から令和17（2035）年度の12年間とします。なお、自殺対策計画に係る箇所は、令和11（2029）年度までの6年間とします。



基本理念

健やかな心のふるさとづくりで“健康長寿のまち”の実現

基本方針

健康寿命・健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

栄養・食生活（厚真町食育推進計画）

目標：適正な栄養摂取と子どもの肥満減少

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 「低出生体重児」が増加傾向にあります
- 「肥満傾向にある子どもの割合」が増加しています
- 親子ともに、発育期の食習慣と健康づくりの継続が必要です
- 低栄養傾向の高齢者の割合が増加しています

〈今後の方向性〉

- ライフステージごとに切れ目のない食育講座を推進します
- 健診や教室等で妊娠期、授乳期、離乳期における望ましい食生活に向けた啓発を行います
- 健康と栄養改善を図るための研修会の開催やイベントへの参加等で学習を進めます
- 子どもの頃から食育や食文化を学ぶ機会を提供します

身体活動・運動

目標：日常生活における身体活動量の確保と運動習慣の定着

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 「日常生活における歩数」と「運動習慣者の割合」が減少傾向にあり、特に、65歳以上の「運動習慣者の割合」が減少しています
- 健康づくりや介護予防のための各種運動教室の利用者の固定化等が課題です

〈今後の方向性〉

- 集まりイベントを開催し、健康づくりを支援します
- 施設等の長寿命化対策をしながら、安全な運動の環境づくりを継続します
- 住民のニーズを把握し、実施内容の見直し・工夫を図り、遊びやレクリエーションの推進を継続します

休養・睡眠

目標：睡眠・休養の正しい知識の普及啓発

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 睡眠による休養を十分とれていない者の割合は減少しています
- 今後も生活習慣とともに睡眠等について、周知啓発が必要です

〈今後の方向性〉

- 毎日の朝食摂取や適度な運動について、啓発します
- 「広報あつま」等を活用し普及啓発に努めます

歯の健康

目標：食べる楽しみがいつまでもつづく、生活の実現

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 「3歳児でう蝕がない者の割合」「12歳児の一人平均う蝕数の減少」は改善されています
- 高齢者には、引き続きフレイイル予防等の健康教育を行う必要があります

〈今後の方向性〉

- 継続した歯科指導を行います
- 3歳児健診までに歯磨きの習慣化ができるよう各事業で呼びかけます
- 6月4～10日は「歯と口の健康週間」を呼びかけ、普及啓発に取り組みます

こころの健康

目標：こころの健康の保持・増進

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 標準化死亡比でみると、男性の自殺が全国平均より高いリスクとなっています
- 健康な方に対しても、ストレス解消法や健康づくりに関して、予防的な啓発が必要です

〈今後の方向性〉

- 町主催によるゲートキーパー養成講座を継続的に開催します
- 健診などの機会を通して、リーフレットの配布や掲示を継続します

喫煙

目標：喫煙が及ぼす健康への影響の普及啓発と禁煙サポートの充実

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 「成人喫煙率」が増加しています
- 禁煙支援などのサポートを継続する必要があります

〈今後の方向性〉

- 妊娠届出時等のタイミングで、喫煙の影響について情報提供を継続します
- 未成年者に対する喫煙防止教育を推進します

飲酒

目標：飲酒が生活習慣病リスクを高める影響の普及啓発と20歳未満と妊婦の飲酒防止

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合が男女ともに増加しています
- 生活習慣病、身体疾患やうつ病等の健康障害のリスクになることなどの啓発が必要です

〈今後の方向性〉

- 多量飲酒による肝機能障害の早期発見に努め保健指導を行います
- 学校における保健学習等を通じて、生徒の飲酒防止教育を進めます

生活習慣病の発症予防と重症化予防

目標：健康行動による生活習慣病の発症予防と健康診査受診による早期発見、早期治療

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- がん検診の受診率が低下しています
- メタボ該当者が増加しています
- 糖尿病性腎症の重症化予防は、重要な課題です
- 本町のCOPD認知度は約36%となっています

〈今後の方向性〉

- 生活習慣の改善を促進し、糖尿病が疑われる者やがんの罹患率減少を目指します
- 特定健康診査及び特定保健指導による疾病の早期発見、早期治療を進めます
- 健康教育や特定健康診査の場での、COPDに関する情報提供を実施します

高齢者（介護予防）

目標：高齢者の健康づくりと介護予防に対する意識の向上及び生き生きとした生活と社会参加の推進

〈現行計画の総括的評価・課題〉

- 高齢者の活動量の低下がみられます
- 介護予防の強化、セルフケアの推進が必要です

〈今後の方向性〉

- 運動機能を高める介護予防教室への参加を促すなど、高齢者の介護予防を進めていきます

自殺対策計画における施策の展開

基本理念

町民一人ひとりが、かけがえのない命を大切に、
ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

厚真町における 自殺の傾向と 対策の方向性

男性では、無職独居の自殺者数が最も多く、有職者でも独居の自殺者が多くなっています。地域の自主活動やつどいの場づくりにつなぐ検討や、介護予防教室開催内容の見直し等、地域の支援や公的・民間の支援等を組み合わせた柔軟な対策が求められます。

女性では、比較的高齢の自殺が多く、健康課題等の不安要素によるものと想定されます。既存の保健事業に自殺対策の方法論を活用し、取り組んでいくことが求められます。
また、妊娠期からの周産期・子育て期におけるメンタルヘルスに関する普及啓発も課題となっています。

胆振東部地震発災により、心身への影響の他、生活再建が継続した課題となり、再建に伴う様々なストレス要因から心の不調を招いています。生活再建に向けたところのケアが重要となっています。

これらを踏まえ、以下の対策を重点施策として推進します

重点施策1

高齢者に関する自殺対策への支援

地域包括ケアシステムの構築や、高齢者の居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する等により、高齢者が住み慣れた地域で活躍しながら、暮らし続けられるための仕組みづくりを継続します。

重点施策2

生活困窮者に関する自殺対策への支援

生活困窮者は、その背景として、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向にあります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者を早期に発見するとともに、住民への相談事業や補給給付費制度等、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

重点施策3

震災等被災地住民への心のケア・自殺対策への支援

被災者は、生活再建にかかる様々なストレス要因を抱えることになるため、孤立防止やところのケアを生活再建等の復興関連施策と整合性をとりながら、中長期で継続的に取り組んでいきます。

第2期厚真町健康増進計画 健康あつま21（概要版）

発行年月：令和6年3月

発行・編集：厚真町 住民課

住所：〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電話：0145-26-7871

FAX：0145-26-7733



**第2期厚真町健康増進計画
（第3次健康日本21）**

健康あつま21

**（厚真町食育推進計画・
第2期厚真町いのちを支える計画）**

令和6年4月～令和18年3月



**令和6年3月
厚真町**

はじめに

我が国は、医療技術の進歩や生活環境の改善によって、人々が長生きできる、いわゆる人生100年時代を迎えました。平均寿命が延伸することは大変喜ばしいことではありますが、一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命を延伸することが、重要な社会問題です。

昨今、健康づくりの取組として、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス・ICTの利活用等、諸活動の成果により、健康寿命は着実に延伸しているところではあります。しかし、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等による社会の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応の進展等の目まぐるしい社会変化が今後も予測されます。

本町では、平成25年3月に「健康あつま21（厚真町健康増進計画）」（以下、「前計画」という。）、令和元年3月には「厚真町いのちを支える計画（自殺対策計画）」を策定し、町民の健康づくり及び自殺対策に取り組んでいます。

このたび策定する本計画においては、国や道の施策、運動に合わせ、近年の社会経済環境の変化や少子高齢化の進展、町民意識の変化を踏まえて、町民の健康増進と食育推進を一体的に進め、さらに健康増進と自殺対策は連動しながら推進していくため、3つの計画を一体化とした「健康あつま21（第2期厚真町健康増進計画）・（厚真町食育推進計画・第2期厚真町いのちを支える計画）」（以下、「本計画」という。）を策定し、健康づくりを推進してまいります。皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をくださった厚真町健康づくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

厚真町長 宮坂 尚市朗

目次

第1章 総論	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 本計画とSDGsとの関係	3
5. 国の動向について	4
第2章 厚真町の健康を取り巻く現状	8
1. 人口の推移	8
2. 平均余命と健康寿命	11
3. 標準化死亡比	12
4. 特定健診・メタボ該当者及び予備群	13
5. 特定保健指導実施と受診勧奨対象者について	17
6. 特定健診の質問票の傾向について	19
7. 幼児期・学童期の肥満予防	21
8. 幼児期・学童期の野菜・果物などの食習慣	27
9. 高齢者アンケート結果の傾向について	29
第3章 最終評価結果	31
1. 最終評価の方法	31
2. 最終評価の結果	31
3. 指標の達成状況	32
4. 現行計画の総括的評価	34
(1) 栄養・食生活	34
(2) 身体活動・運動	34
(3) 休養・睡眠	34
(4) 歯の健康	34
(5) こころの健康	34
(6) 喫煙	34
(7) 飲酒	34
(8) 生活習慣病	35
第4章 健康増進計画・食育推進計画	36
1. 基本理念	36
2. 基本方針	36
3. 施策体系	37
4. 栄養・食生活（厚真町食育推進計画）	38
5. 身体活動・運動	42
6. 休養・睡眠	44

7. 歯の健康	48
8. こころの健康	50
9. 喫煙	52
10. 飲酒	53
11. 生活習慣病の発症予防と重症化予防	55
12. 高齢者（介護予防）	65
第5章 第2期厚真町のちを支える計画（自殺対策計画）	67
1. 計画策定の背景・趣旨	67
2. 計画の期間	67
3. 新たな自殺総合対策大綱について	68
5. 施策体系	70
6. 厚真町における自殺の傾向と対策の方向性	71
7. 施策の展開	72
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	72
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	72
基本施策3 住民への啓発と周知	73
基本施策4 生きることの促進要因への支援	74
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	77
8. 自殺対策における重点施策	79
重点施策1 高齢者に関する自殺対策への支援	79
重点施策2 生活困窮者に関する自殺対策への支援	81
重点施策3 震災等被災地住民への心のケア・自殺対策への支援	83
第6章 計画の指標	84
第7章 計画の推進にむけて	88
1. 計画の推進	88
2. 計画の進行管理	88
補 足 資 料	89
1. 厚真町健康づくり推進協議会委員名簿	89
町民アンケート調査結果	90
●健康に関する意識調査（一般）	91
●食生活に関するアンケート（1～5歳児保護者）	108
●食生活に関するアンケート（児童用）	117
●食生活に関するアンケート（高校生相当（15歳～18歳））	124

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

昨今、国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

健康づくりの取組として、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス・ICTの利活用等、諸活動の成果により、健康寿命は着実に延伸しています。

しかし、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等による社会の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応の進展等の目まぐるしい社会変化が今後も予測されます。

これらの健康・食育を取り巻く状況を踏まえ、令和3（2021）年度には第4次食育推進計画が推進され、令和6（2024）年度からは、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）のための「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」がスタートします。

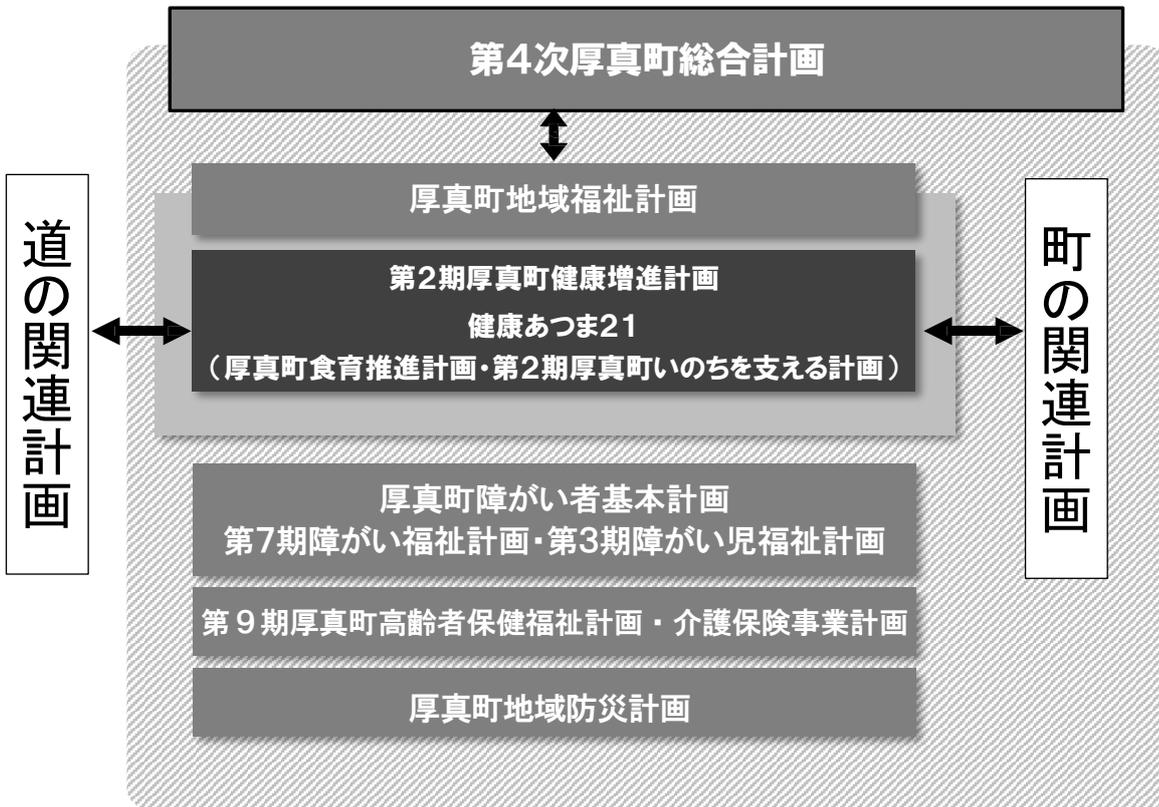
本町では、平成25年3月に「健康あつま21（厚真町健康増進計画）」（以下、「前計画」という。）、令和元年3月には「厚真町いのちを支える計画（自殺対策計画）」を策定し、町民の健康づくり及び自殺対策を推進してきました。国の健康日本21（第2次）の期間が1年間延長したことに伴い、本町も前計画が令和5年度に計画最終年度となります。

今後は、国や道の施策、運動に合わせ、近年の社会経済環境の変化や少子高齢化の進展、町民意識の変化を踏まえて、町民の健康増進と食育推進を一体的に進め、さらに健康増進と自殺対策は連動しながら推進していくため、3つの計画を一体化とした「健康あつま21（第2期厚真町健康増進計画）・（厚真町食育推進計画・第2期厚真町いのちを支える計画）」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」と、食育基本法第18条の規定に規定する「市町村食育推進基本計画」、及び「自殺対策基本法」第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画、3つの計画を包含するものと位置づけています。

なお、本計画は、上位計画である「第4次厚真町総合計画」と、国と道の動向に基づき、関連諸計画との整合・連携を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、健康増進・食育推進計画に係る箇所については、計画期間を令和6（2024）年度から令和17（2035）年度の12年間の計画期間とします。ただし、町の状況や社会情勢等の変化への対応、関連計画との整合を踏まえ、必要に応じて、中間見直しを実施することとします。自殺対策計画に係る箇所は、自殺総合対策大綱のおおむね5年程度で見直しを踏まえて、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間の計画期間とします。

◆計画の期間◆

和暦（年度）	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
西暦（年度）	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
健康増進 食育推進	第2期厚真町健康増進計画 健康あつま21 (前期)					中間 見直し	第2期厚真町健康増進計画 健康あつま21 (後期)					最終 評価

4. 本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町でもSDGsに参画できる取組を推進しています。

《健康増進計画及び食育推進計画、自殺対策計画と特に関係が深いSDGs》



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる状態や立場の人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。



16. 平和と公正をすべての人に
すべての人に司法や公的制度へのアクセスを提供し、あらゆる状態や立場の人を受け入れられる平和で公正な社会を実現する。

5. 国の動向について

(1) 健康日本21（第3次）の概要

旧基本方針の理念に基づく「健康日本21（第二次）」では、健康寿命は着実に延伸し、一定の効果を見せたものの、以下のような課題が依然残る結果となりました。

- ①メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少
- ②適正体重の子どもの増加
- ③睡眠による休養を十分にとれていない者の割合の減少
- ④生活習慣病リスクを高める量の飲酒をしている者の割合の減少

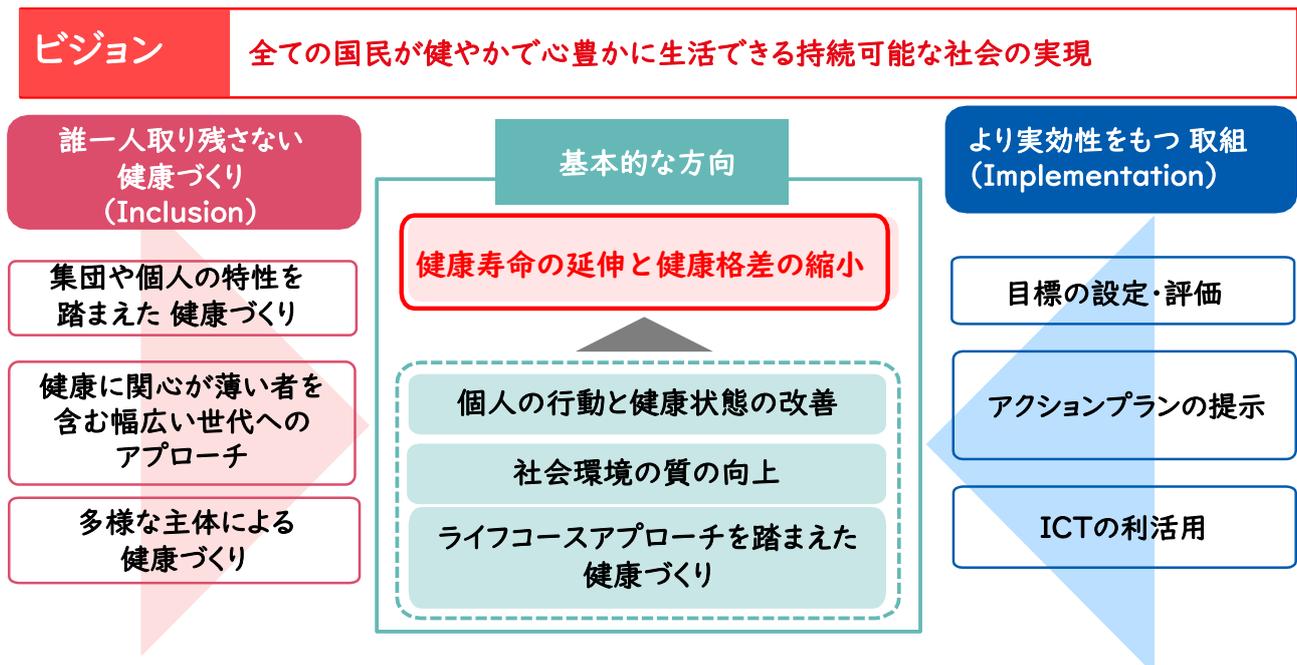
総括して、「健康日本21（第二次）」の最終評価では、以下の通り、検討すべき課題としていきます。

【国全体で検討すべき課題】

- ・自治体が健康づくり施策を効果的に進めるための方策
- ・データを利活用してより効果的に住民の行動変容を促すための方策
- ・社会環境整備等を通じ、健康に関心が薄い者を含めた健康づくり施策を更に進めていくための方策
- ・性差や年齢等も加味した健康づくりの方策
- ・新型コロナなど新興感染症の感染拡大による生活習慣の変化等を踏まえた健康づくり など

この結果を踏まえ、「健康日本21（第二次）」の計画期間は令和5年度末で終了するため、令和6年度からの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」の開始に併せ、旧基本方針を見直し全部改正を行うことになりました。

■健康日本21（第三次）の全体像



■健康日本 21（第三次）のビジョンと基本的方向

ビジョン

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

ビジョン達成のための取組

①誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）

②より実効性をもつ取組の推進（Implementation）

- ・多様化する社会において、集団に加え個人の特性をより重視しつつ最適な支援・アプローチの実施
- ・様々な担い手（プレーヤー）の有機的な連携や社会環境の整備
- ・ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーも活用したPDCAサイクル推進の強化こうした取組を行うことで、well-beingの向上にも資することとなる。

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康日本 21（第二次）から引き続き【最終的な目標】とする。

2. 個人の行動と健康状態の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、がん、生活習慣病（NCDs：非感染性疾患）の発症予防、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に関して引き続き取組を進める。

3. 社会環境の質の向上

- ・就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組等のつながりを持つことができる環境整備やこころの健康を守るための環境整備を行う。
- ・健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた予防・健康づくりを推進する。
- ・誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備として、保健・医療・福祉等へのアクセスの確保に努める。

4. ライフコース

それぞれのライフステージに特有の健康づくりやライフコースに焦点を当てた健康づくりについて、他計画とも連携しつつ、取組を進めていく。

(2) 第4次食育推進基本計画の概要

平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定されてから、国、都道府県、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者が一丸となって食育を推進しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行によって人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及し、外出の自粛等により飲食業が甚大な影響を受けるなど、農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えました。また、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなりました。

国の第4次食育推進計画（令和3～7年）では、食育により、国民の健全な食生活の実現や、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システム（フードシステム）を構築することが期待されています。

国際的な観点から見ると、平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」など、目標の記載があります。

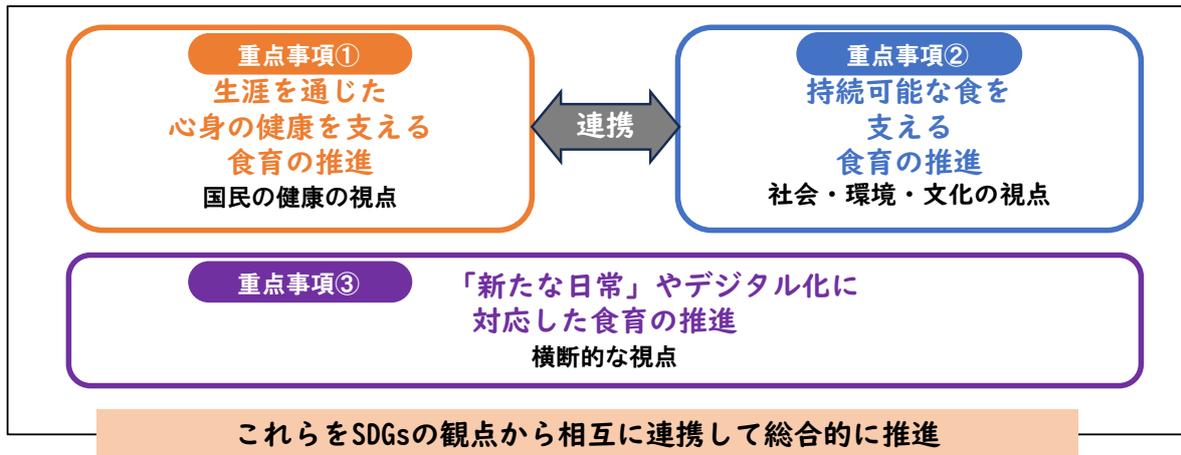
本町でも、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化、世界の情勢等、食育をめぐる状況を踏まえ、以下に重点をおいた取組が求められます。

- ①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- ②持続可能な食を支える食育の推進
- ③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

取組の推進に当たり、食育に関する活動を行う教育関係者、農林事業者、食品関連事業者、ボランティアや関係機関等の協力も得ながら、多様な関係者の連携・協働の下、食育を推進する中核となる人材の育成及び地域の特性に応じた実効性の高い食育の推進に、一層取り組むことが期待されています。

■第4次食育推進基本計画の概要図

基本的な方針



食育推進の目標

- ▶ 栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ▶ 産地や生産者への意識
- ▶ 学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ▶ 環境に配慮した農林水産物・食品の選択

等

推進する内容

1. 家庭における食育の推進

- ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・ 在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進

- ・ 栄養教諭の一層の配置促進
- ・ 学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進

- ・ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・ 地域における共食の推進
- ・ 日本型食生活の実践の推進
- ・ 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開

食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- ・ 農林漁業体験や地産地消の推進
- ・ 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・ 食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ・ 中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・ 学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・ 食品表示の理解促進

施策の推進に必要な事項

- ① 多様な関係者の連携・協働の強化
- ② 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

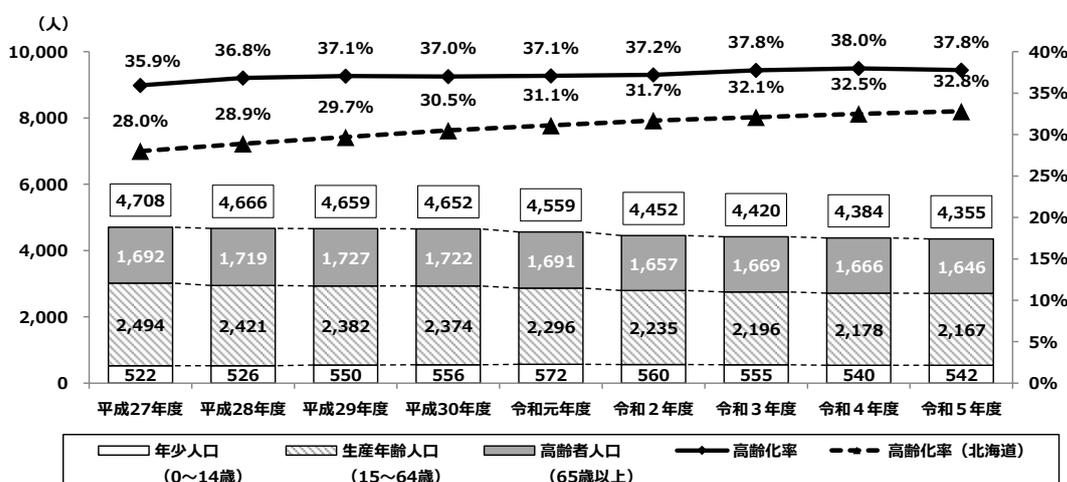
第2章 厚真町の健康を取り巻く現状

1. 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

- ・本町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年度（4,708人）から令和5年度（4,355人）の9年間で約7.5%（353人）の減少となっています。年齢構造別にみると、年少人口は、平成27年度から令和元年度まで増加し、令和2年度以降減少、令和5年に微増しています。生産年齢人口は、年々減少しています。高齢者人口は平成27年度から平成29年度まで増加し、平成30年度以降、令和2年度まで減少し、一旦、令和3年度増加し、令和4年度以降減少しています。
- ・年少人口と生産年齢人口の減少と、高齢者の人口の減少とあいまって、高齢化率は横ばいの傾向で推移し、その結果、令和5年度は37.8%となっています。

■年齢3区分別人口の推移と高齢化率の推移

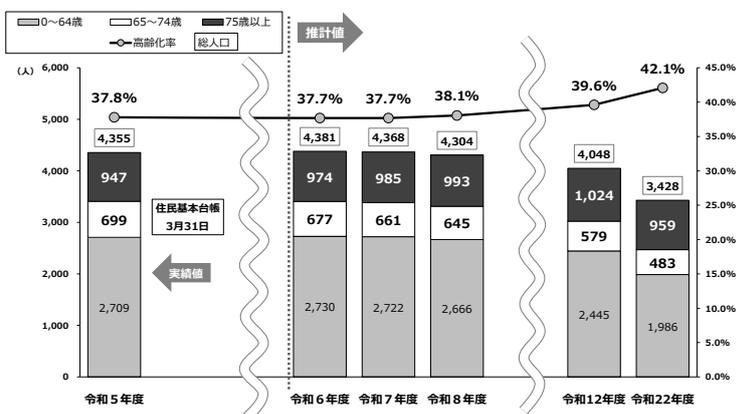


資料：本町 住民基本台帳（各年度4月1日）、北海道の高齢者人口の状況（各年度1月1日）

(2) 将来推計人口

- ・人口推計は、厚労省の地域包括ケア「見える化」システムを使った推計人口です。総人口は今後、ゆるやかな減少が続き、令和8年度には4,304人、令和12年度には4,048人、令和22年度には3,428人になると予測されます。
- ・65歳以上の高齢者人口は、令和8年度に1,638人となり、令和12年度には1,603人、令和22年度には1,442人になるものと見込まれます。その結果、高齢化率は上昇を続けると予測されます。

■将来推計人口

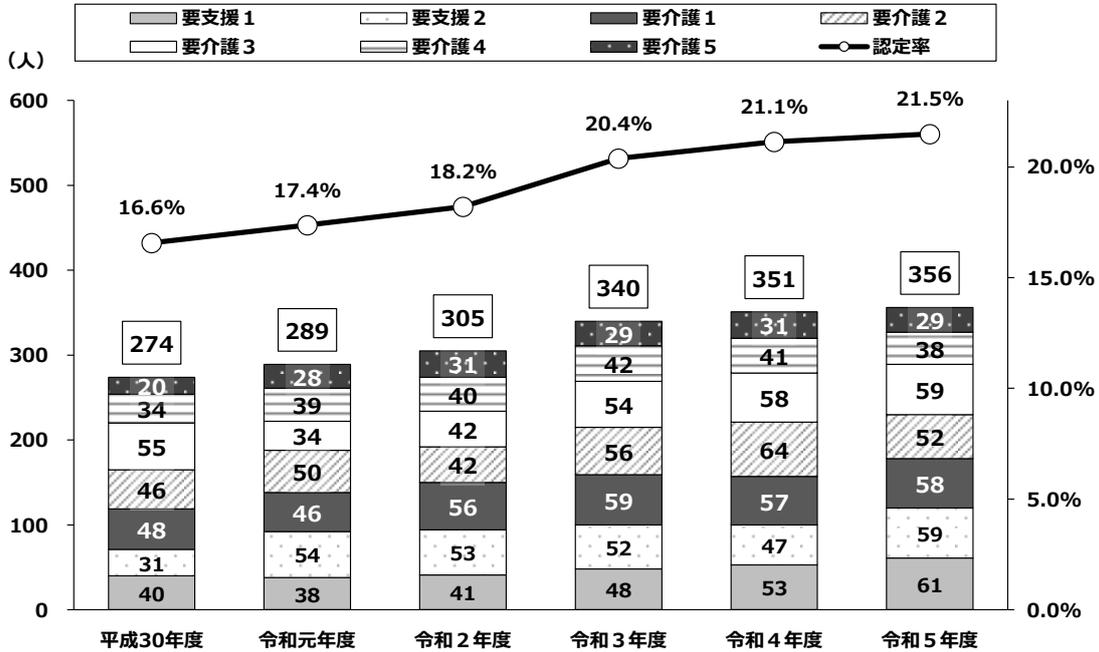


資料：厚労省の地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要介護認定者数と要介護認定率の変化

・第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は、平成30年度の16.6%（274人）から令和5年の21.5%（356人）と増加傾向です。平成30年度と令和5年度を要介護度別にみると、どの介護度でも増加となっています。特に、要支援1と2は増加傾向となっています。

■要介護認定者数と要介護認定率の推移

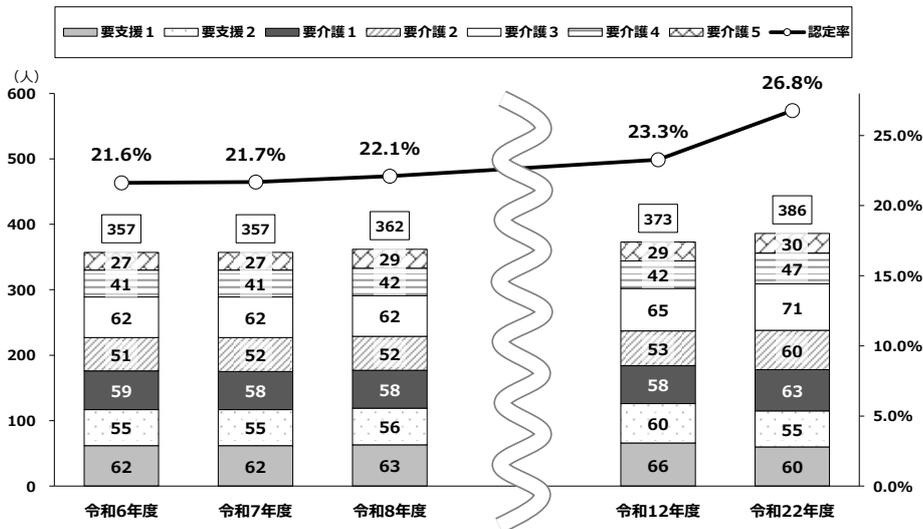


資料：厚労省の地域包括ケア「見える化」システム

(4) 要支援・要介護認定者数の推計

・将来の要支援・要介護認定者数の推計に当たっては、厚労省の地域包括ケア「見える化」システムを使用して推計しました。第1号被保険者の認定者数は令和6年度から令和8年度の間には357人から362人へ増加すると見込んでいます。第1号被保険者認定率は、令和8年度に22.1%になると見込んでいます。その先、令和12年度には、23.3%、令和22年度には、26.8%になる予想です。

■要支援・要介護認定者数の推計

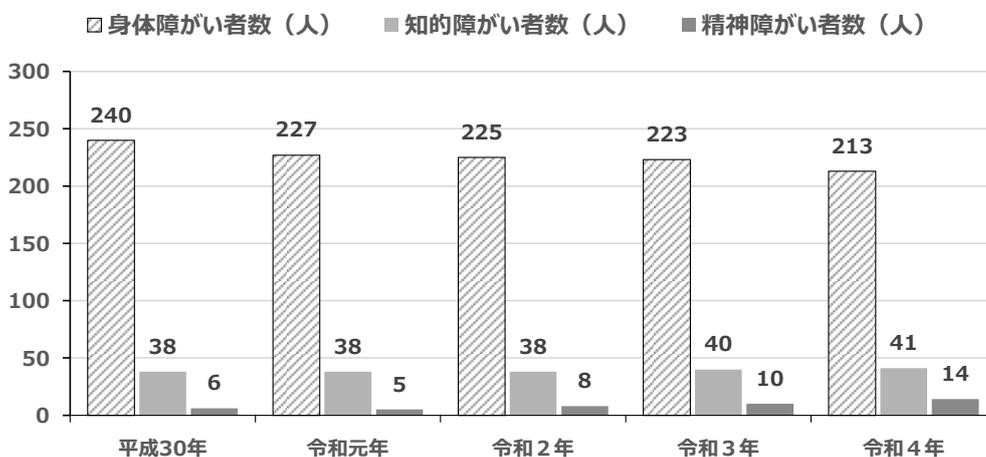


資料：厚労省の地域包括ケア「見える化」システム

(4) 障がいのある方々の推移

・当町の障がいのある方々（在宅の障害者手帳所持者）の数は、令和4年度で268人となっており、障がい種別では身体障がい者213人、知的障がい者41人、精神障がい者14人となっています。

■障がい者数の推移



資料：町データ

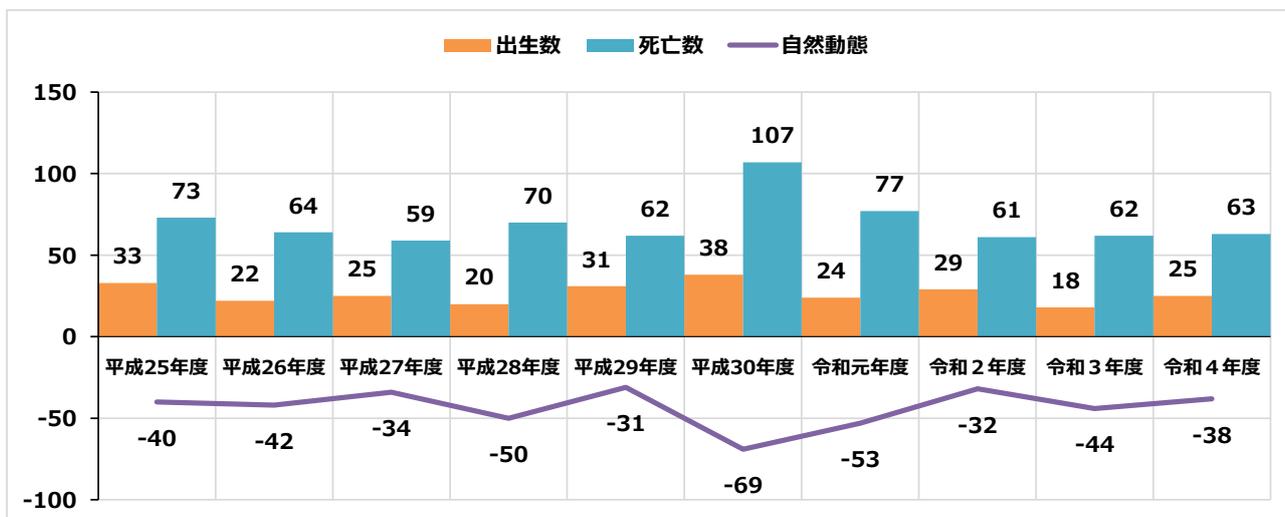
(5) 出生数の推移、死亡数の推移

・出生数及び死亡数の推移をみると、出生数は平成25年度から平成28年度まで減少傾向で推移し、その後、平成30年度までは増加、その後、減少と増加を繰り返しています。

・死亡数は、平成25年度から平成27年度まで減少し、その後、平成28年度に一旦増加し、平成29年度に減少し、平成30年度は、増加、その後減少し、令和4年度には63人となっています。平成30年度と令和元年度については、震災の影響が考えられます。

・出生数から死亡数を引いた自然動態でみると、平成25年度以降、常にマイナスで推移しています。人口減少は進んでいます。

■出生数・死亡数・自然動態の推移

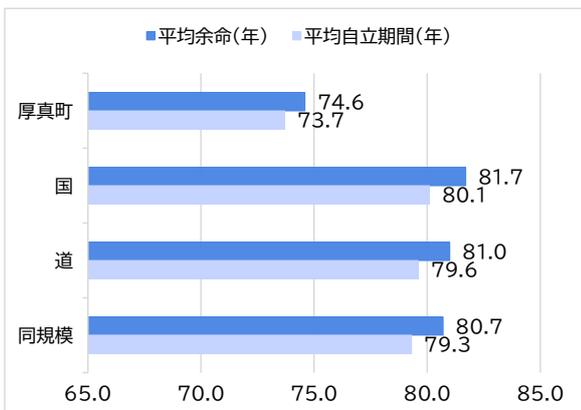


資料：総務省人口動態調査

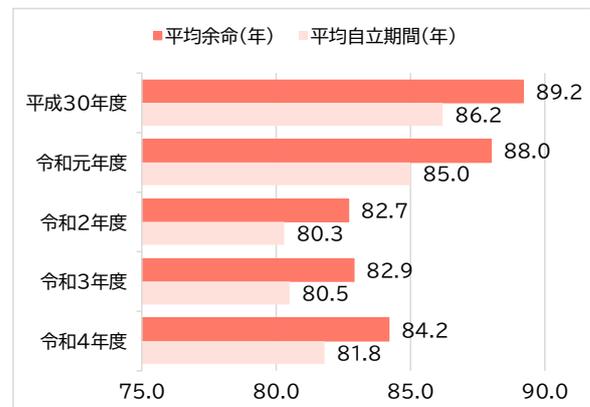
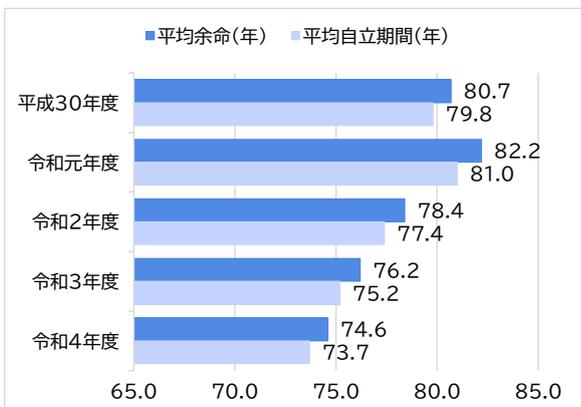
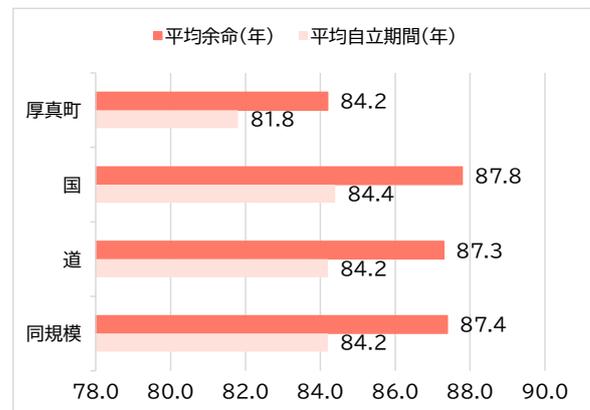
2. 平均余命と健康寿命

- ・本町の令和4年度の平均余命は、男性は74.6歳、女性は84.2歳となっています。国、道の平均よりも下回っている状況です。平均余命の推移は、男性は、年々短くなっています。女性は、平成30年度から令和2年度までは短くなり、令和3年度から令和4年度は、緩やかに伸びています。
- ・令和4年度の健康寿命（平均自立期間）は、男性は73.7歳、女性は81.6歳となっています。国、道の平均よりも下回っている状況です。
- ・令和4年度の平均余命と健康寿命（平均自立期間）の差は、男性は0.9歳、女性は2.4歳となっています。国、道の平均の差よりも下回っている状況です。

■男性



■女性



	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
厚真町	74.6	73.7	0.9	84.2	81.8	2.4
国	81.7	80.1	1.6	87.8	84.4	3.4
道	81.0	79.6	1.4	87.3	84.2	3.1
同規模	80.7	79.3	1.4	87.4	84.2	3.2

	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
平成30年度	80.7	79.8	0.9	89.2	86.2	3.0
令和元年度	82.2	81.0	1.2	88.0	85.0	3.0
令和2年度	78.4	77.4	1.0	82.7	80.3	2.4
令和3年度	76.2	75.2	1.0	82.9	80.5	2.4
令和4年度	74.6	73.7	0.9	84.2	81.8	2.4

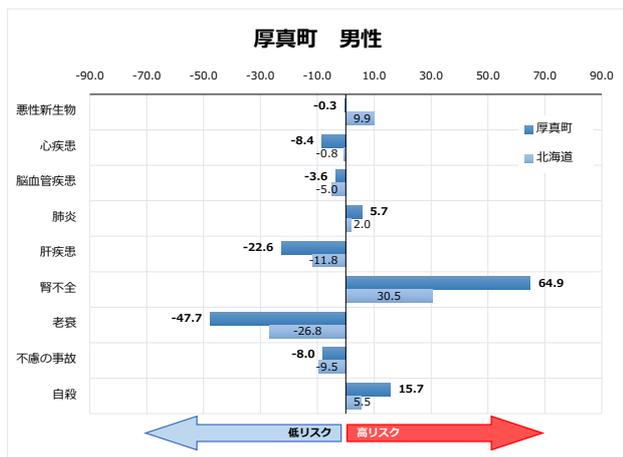
資料：町データ（KDB 帳票 地域の全体像の把握 令和04年度（累計））

3. 標準化死亡比

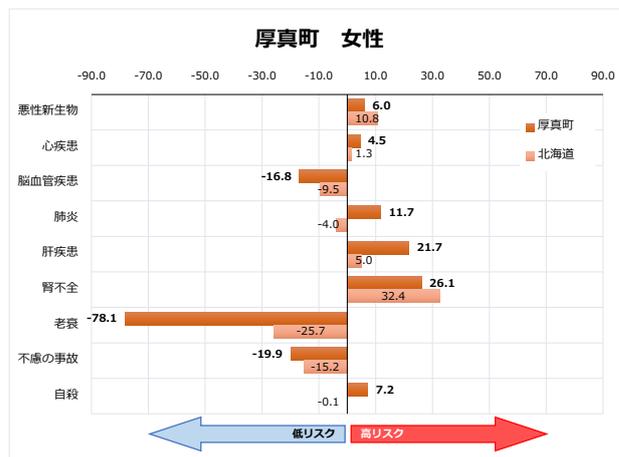
- ・厚労省の人口動態特殊報告から、本町の主な死因の標準化死亡比は、男性は、腎不全が最も高く、次に、自殺、肺炎など、リスクが高い傾向があります。女性は、腎不全が最も高く、次に肝疾患、肺炎、悪性新生物、心疾患など、リスクが高い傾向があります。
- ・北海道健康づくり財団の北海道における主要死因の概要 11 から、本町の主な死因の標準化死亡比は、男性は、腎不全が最も高く、次に、自殺、肺炎など、リスクが高い傾向があります。不慮の事故が高いですが、震災の影響が考えられるので、傾向からは外しています。女性は、腎不全が最も高く、次に肺炎、心疾患など、リスクが高い傾向があります。不慮の事故が高いですが、震災の影響が考えられるので、傾向からは外しています。
- ・2つの統計データから見える、主な死因の標準化死亡比の傾向としては、男性は、腎不全と自殺のリスクが高く、女性は、腎不全、肺炎、心疾患のリスクが高いという傾向があります。男性、女性ともに、腎不全のリスクが高いのは、本町の傾向です。また、統計資料によって差が出ているのは、本町健康増進施策などの結果、差がある可能性があります。

※標準化死亡比（SMR）：全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときの、その地域の期待死亡数に対する、実際の死亡数の比を 100 倍して算出。標準化死亡比が 100 より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100 より小さい場合、全国より低いと判断されます。

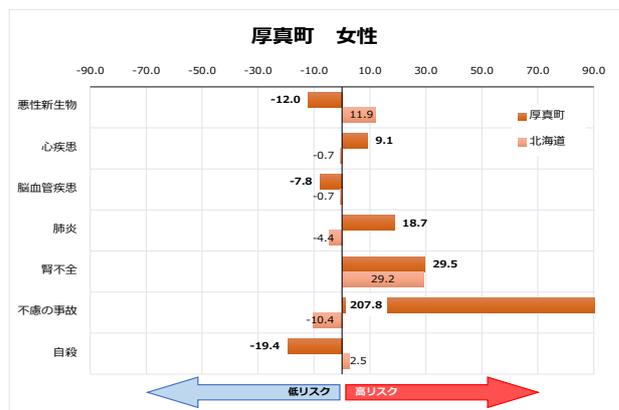
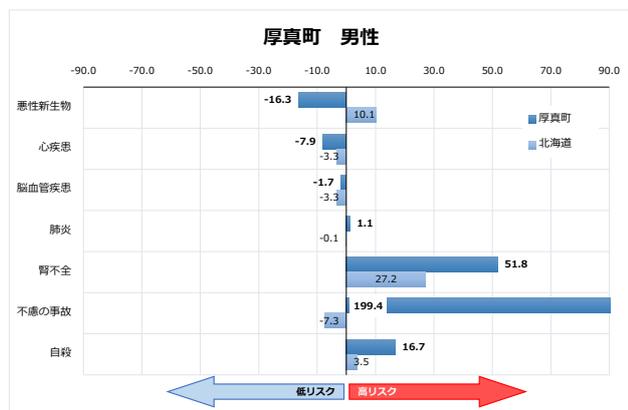
■男性



■女性



資料：厚労省 人口動態統計特殊報告（平成 25 年～平成 29 年）（令和 2 年 7 月 31 日）

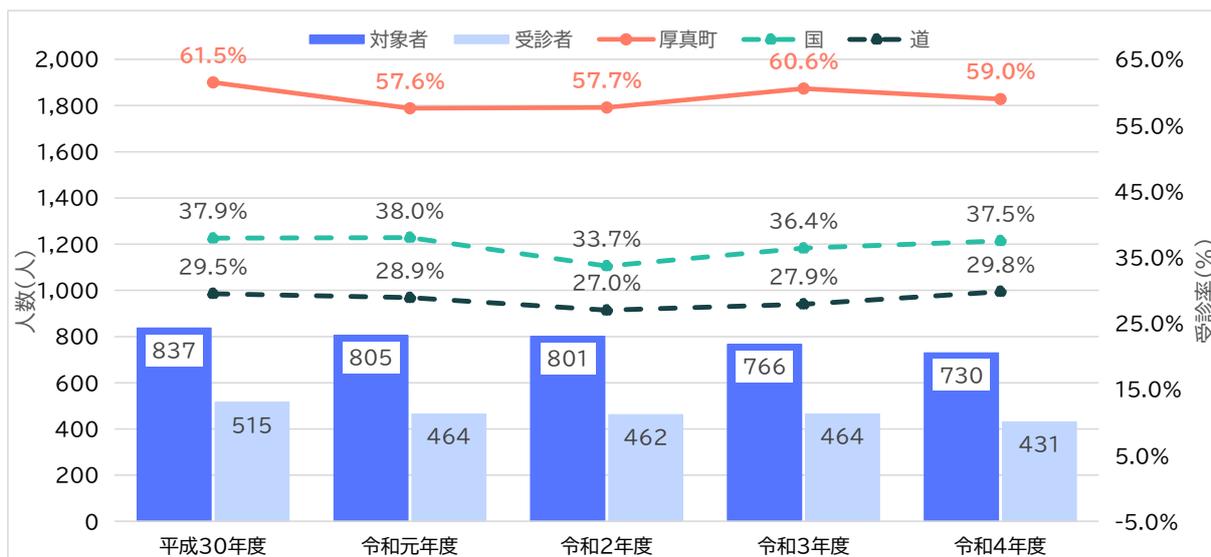


資料：北海道健康づくり財団 北海道における主要死因の概要 11（令和 5 年 12 月発行）
2013 年（平成 25 年）から 2022 年（令和 4 年）までの 10 年間

4. 特定健診・メタボ該当者及び予備群

・令和4年度特定健診受診率は、59.0%で道より高くなっています。平成30年度の61.5%と比べると2.5ポイント低下しています。特定健診受診率向上について、平成30年度以降、国保保健事業のうち未受診者対策事業として実施していますが、近年は受診率の伸びの停滞が見られています。また、年代別にみると、65～69歳の受診率61.8%に対し、40～44歳の健診受診者が40.5%であり、若い世代への健康への意識付け、健診受診率をあげることが課題となっています。

■特定健診受診率（法定報告値）



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度と令和4年度の差	
特定健診対象者(人)	837	805	801	766	730	-107	
特定健診受診者(人)	515	464	462	464	431	-84	
特定健診受診率	厚真町	61.5%	57.6%	57.7%	60.6%	59.0%	-2.5
	国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	37.5%	-0.4
	道	29.5%	28.9%	27.0%	27.9%	29.8%	0.3

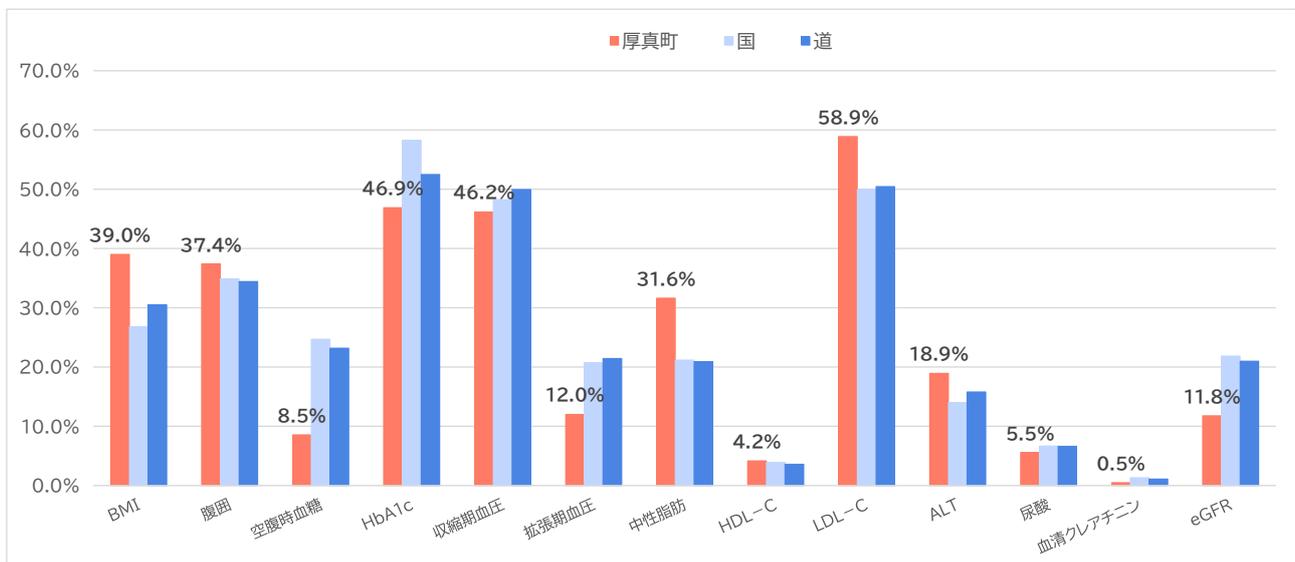
■年齢階層別_特定健診受診率

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
平成30年度	60.5%	56.4%	67.3%	56.5%	62.1%	61.6%	65.6%
令和元年度	55.3%	54.2%	57.5%	60.5%	54.6%	63.7%	63.1%
令和2年度	50.0%	56.1%	63.0%	56.4%	51.3%	62.9%	59.1%
令和3年度	53.3%	61.8%	54.5%	64.2%	57.1%	63.9%	62.0%
令和4年度	40.5%	69.8%	58.0%	56.0%	58.4%	61.8%	59.3%

資料：厚生労働省 特定健診・保健指導実施状況（保険者別）2018年度から2021年度
 特定健診等データ管理システム 実施結果報告テーブル
 KDB 帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度（累計）から令和04年度（累計）

・特定健診における有所見状況では国、道と比較して、BMI 39.0%、腹囲 37.4%、中性脂肪 31.6%、LDL-C 58.9%、ALT 18.9%が高くなっています。男性は、BMI、腹囲、収縮期血圧、中性脂肪、LDL-C、ALTが高く、40-64 歳では、尿酸が高くなっています。女性は、BMI、中性脂肪、LDL-Cが高く、40-64 歳では、尿酸が高くなっています。

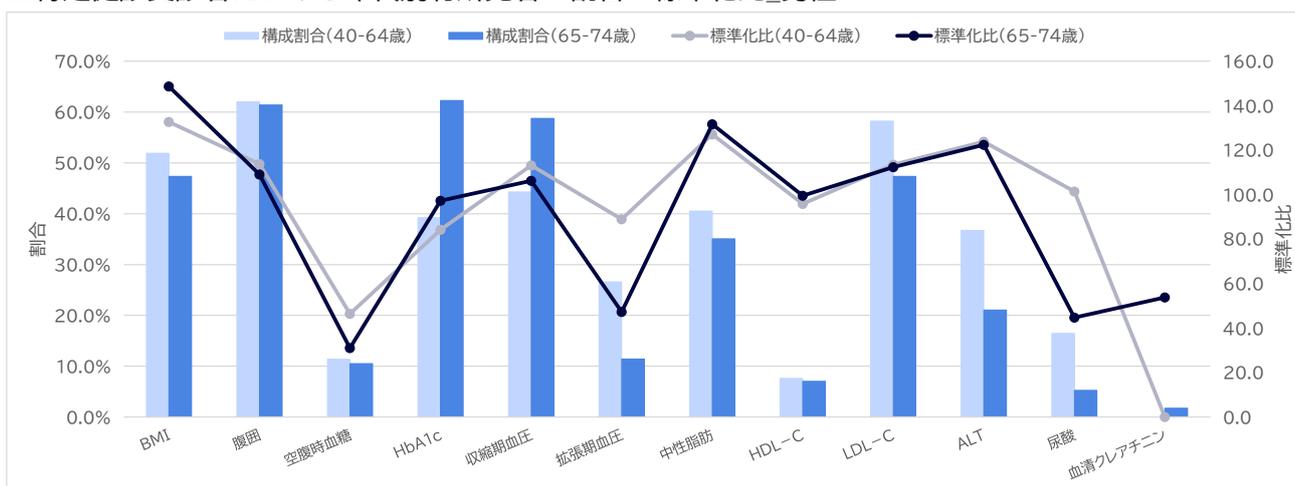
■特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン	eGFR
厚真町	39.0%	37.4%	8.5%	46.9%	46.2%	12.0%	31.6%	4.2%	58.9%	18.9%	5.5%	0.5%	11.8%
国	26.8%	34.9%	24.7%	58.3%	48.2%	20.7%	21.2%	3.9%	50.0%	14.0%	6.7%	1.3%	21.9%
道	30.5%	34.4%	23.2%	52.5%	50.0%	21.4%	20.9%	3.6%	50.4%	15.8%	6.6%	1.1%	21.0%

資料：KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式 5-2） 令和 04 年度

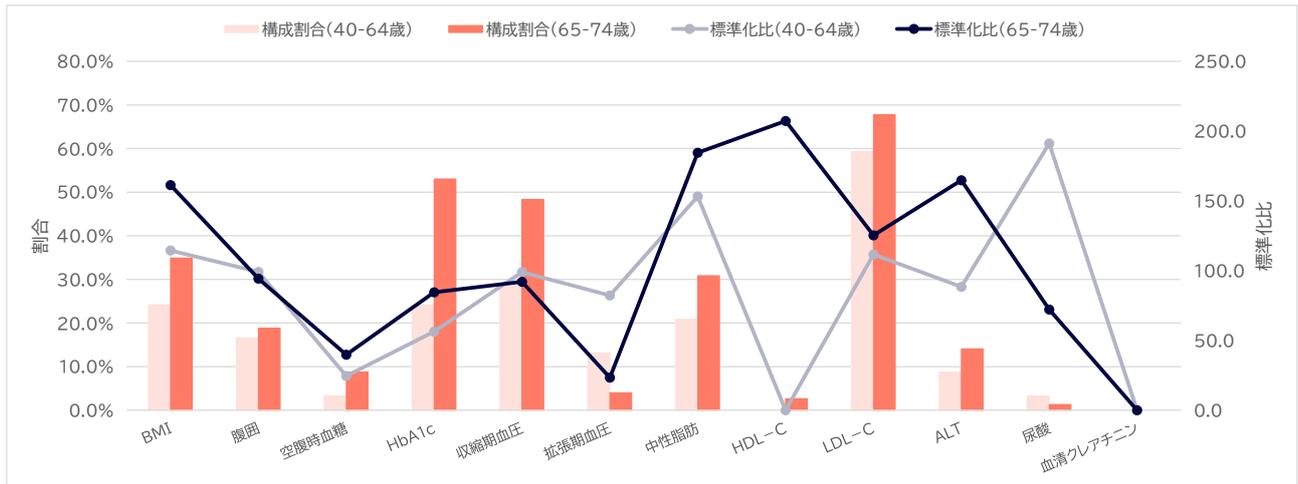
■特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	51.9%	62.0%	11.4%	39.2%	44.3%	26.6%	40.5%	7.6%	58.2%	36.7%	16.5%	0.0%
標準化比	132.7	113.8	46.4	84.2	113.1	88.9	127.1	95.8	113.5	123.8	101.4	0.0
65-74歳	47.4%	61.4%	10.5%	62.3%	58.8%	11.4%	35.1%	7.0%	47.4%	21.1%	5.3%	1.8%
標準化比	148.7	109.1	31.0	97.3	106.2	47.3	131.7	99.5	112.4	122.4	44.7	53.8

資料：KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式 5-2） 令和 04 年度

■特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性

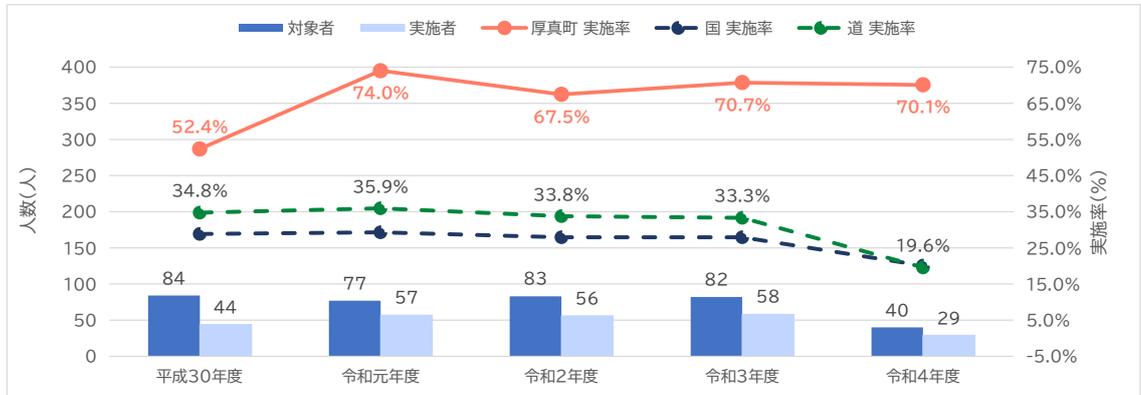


		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	24.2%	16.5%	3.3%	24.2%	28.6%	13.2%	20.9%	0.0%	59.3%	8.8%	3.3%	0.0%
	標準化比	114.5	99.1	24.6	56.4	99.0	82.3	153.2	0.0	111.6	88.4	191.1	0.0
65-75歳	構成割合	34.9%	18.8%	8.7%	53.0%	48.3%	4.0%	30.9%	2.7%	67.8%	14.1%	1.3%	0.0%
	標準化比	161.4	94.3	39.8	84.5	92.0	23.4	184.5	207.2	125.4	164.8	72.2	0.0

資料：KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式 5-2） 令和 04 年度

- ・令和4年度の特定保健指導の実施率は、70.1%で道より高くなっています。
- ・令和4年度メタボリックシンドローム該当者は24.2%であり、平成30年度と比較して5.9%増となっています。メタボリックシンドローム予備群においては、令和4年度10.2%であり、平成30年度と比較して僅かに減少しています。国、道と比べて、男女ともにメタボリックシンドローム該当者が多い状況となっています。

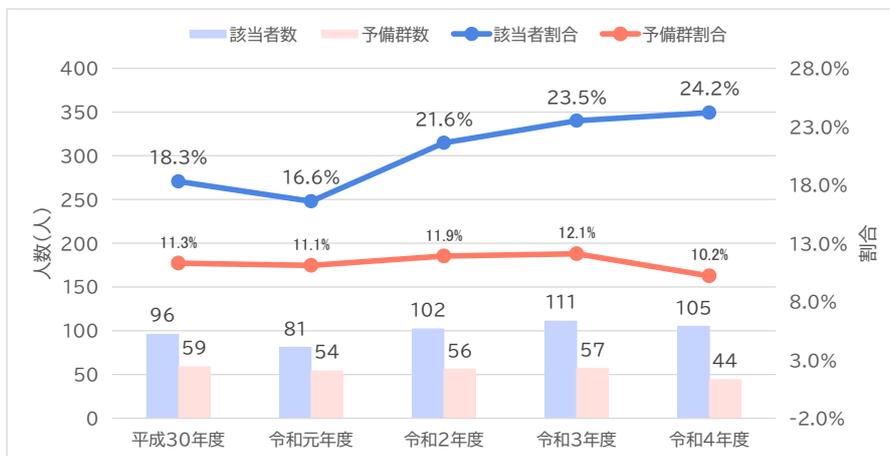
■特定保健指導実施率（法定報告値）



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度と令和4年度の差	
特定健診受診者数(人)	515	464	462	464	433	-82	
特定保健指導対象者数(人)	84	77	83	82	40	-44	
特定保健指導該当者割合	16.3%	16.6%	18.0%	17.7%	9.2%	-7.1	
特定保健指導実施者数(人)	44	57	56	58	29	-15	
特定保健指導実施率	厚真町	52.4%	74.0%	67.5%	70.7%	70.1%	17.7
	国	28.9%	29.3%	27.9%	27.9%	20.1%	-8.8
	道	34.8%	35.9%	33.8%	33.3%	19.6%	-15.2

資料：厚生労働省 特定健診・保健指導実施状況（保険者別）2018年度から2021年度 特定健診等データ管理システム 実施結果報告テーブル

■メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		平成30年度と令和4年度の割合の差
	対象者 (人)	割合									
メタボ該当者	96	18.3%	81	16.6%	102	21.6%	111	23.5%	105	24.2%	5.9
メタボ予備群該当者	59	11.3%	54	11.1%	56	11.9%	57	12.1%	44	10.2%	-1.1

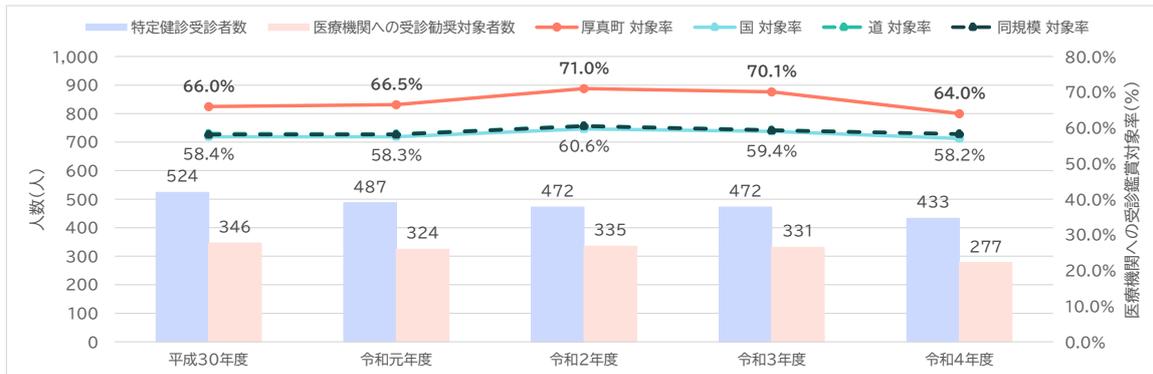
	厚真町		国	道	同規模
	対象者数(人)	割合	割合	割合	割合
メタボ該当者数	105	24.2%	20.6%	20.2%	22.2%
男性	76	39.4%	32.9%	32.9%	32.3%
女性	29	12.1%	11.3%	11.0%	12.8%
メタボ予備群該当者数	44	10.2%	11.1%	11.0%	12.4%
男性	32	16.6%	17.8%	18.0%	18.4%
女性	12	5.0%	6.0%	5.9%	7.0%

資料：KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度（累計）から令和04年度（累計）
KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和04年度（累計）

5. 特定保健指導実施と受診勧奨対象者について

- ・本町の令和4年度の特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合は64.0%、国57.0%、道58.2%よりも高くなっています。
- ・特定健診受診者の中で、受診勧奨対象者の血糖有所見者割合は、平成30年度の7.8%から令和元年度5.3%まで減少しましたが、令和2年度から令和3年度まで増加し、令和4年度に減少しています。平成30年度からは、糖尿病管理台帳を作成し、その他のハイリスク者の健診結果も含め、HbA1c6.5%以上（治療中の方は7.0%以上）の高血糖者を優先対象者とし重点的に支援しています。
- ・受診勧奨対象者の血圧有所見者のハイリスク者である、Ⅱ度以上高血圧においては、平成30年度11.0%から令和4年度5.5%に減少しています。
- ・受診勧奨対象者の脂質（LDLコレステロール180以上）有所見者においては、平成30年度の4.4%から令和4年度の3.7%に改善しています。
- ・脳血管疾患、心疾患、腎疾患においては、高血圧、LDLコレステロールも重要な危険因子であるため、受診勧奨対象者は重症化予防対象者として、保健指導に取り組んでいく必要があります。

■特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度と令和4年度の受診勧奨対象者率の差	
特定健診受診者数(人)	524	487	472	472	433	-91	
医療機関への受診勧奨対象者数(人)	346	324	335	331	277	-69	
受診勧奨対象者率	厚真町	66.0%	66.5%	71.0%	70.1%	64.0%	-2.0
	国	57.5%	57.5%	59.7%	59.0%	57.0%	-0.5
	道	58.4%	58.3%	60.6%	59.4%	58.2%	-0.2
	同規模	58.1%	58.1%	60.5%	59.3%	58.3%	0.2

資料：KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度（累計）から令和04年度（累計）

【受診勧奨判定値】

空腹時血糖	随時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDLコレステロール	LDLコレステロール
126mg/dl以上	126 mg/dl 以上	6.5%以上	140mmHg 以上	90mmHg 以上	300 mg/dl 以上	34 mg/dl 以下	140 mg/dl 以上
NonHDLコレステロール	AST	ALT	γ-GT	eGFR	ヘモグロビン(男)	ヘモグロビン(女)	尿酸
170 mg/dl 以上	51U/L 以上	51U/L 以上	101U/L 以上	45 未満	12.1g/dl 未満	11.1d/dl 未満	8.0 mg/dl 以上

■特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
特定健診受診者数	524	-	487	-	472	-	472	-	433	-	
血糖 (HbA1c)	6.5%以上 7.0%未満	20	3.8%	12	2.5%	9	1.9%	15	3.2%	13	3.0%
	7.0%以上 8.0%未満	15	2.9%	12	2.5%	15	3.2%	24	5.1%	14	3.2%
	8.0%以上	6	1.1%	2	0.4%	7	1.5%	7	1.5%	5	1.2%
	合計	41	7.8%	26	5.3%	31	6.6%	46	9.7%	32	7.4%

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数 (人)	割合								
特定健診受診者数		524	-	487	-	472	-	472	-	433	-
血圧	I度高血圧	143	27.3%	140	28.7%	160	33.9%	161	34.1%	121	27.9%
	II度高血圧	50	9.5%	45	9.2%	52	11.0%	33	7.0%	20	4.6%
	III度高血圧	8	1.5%	8	1.6%	4	0.8%	6	1.3%	4	0.9%
	合計	201	38.4%	193	39.6%	216	45.8%	200	42.4%	145	33.5%

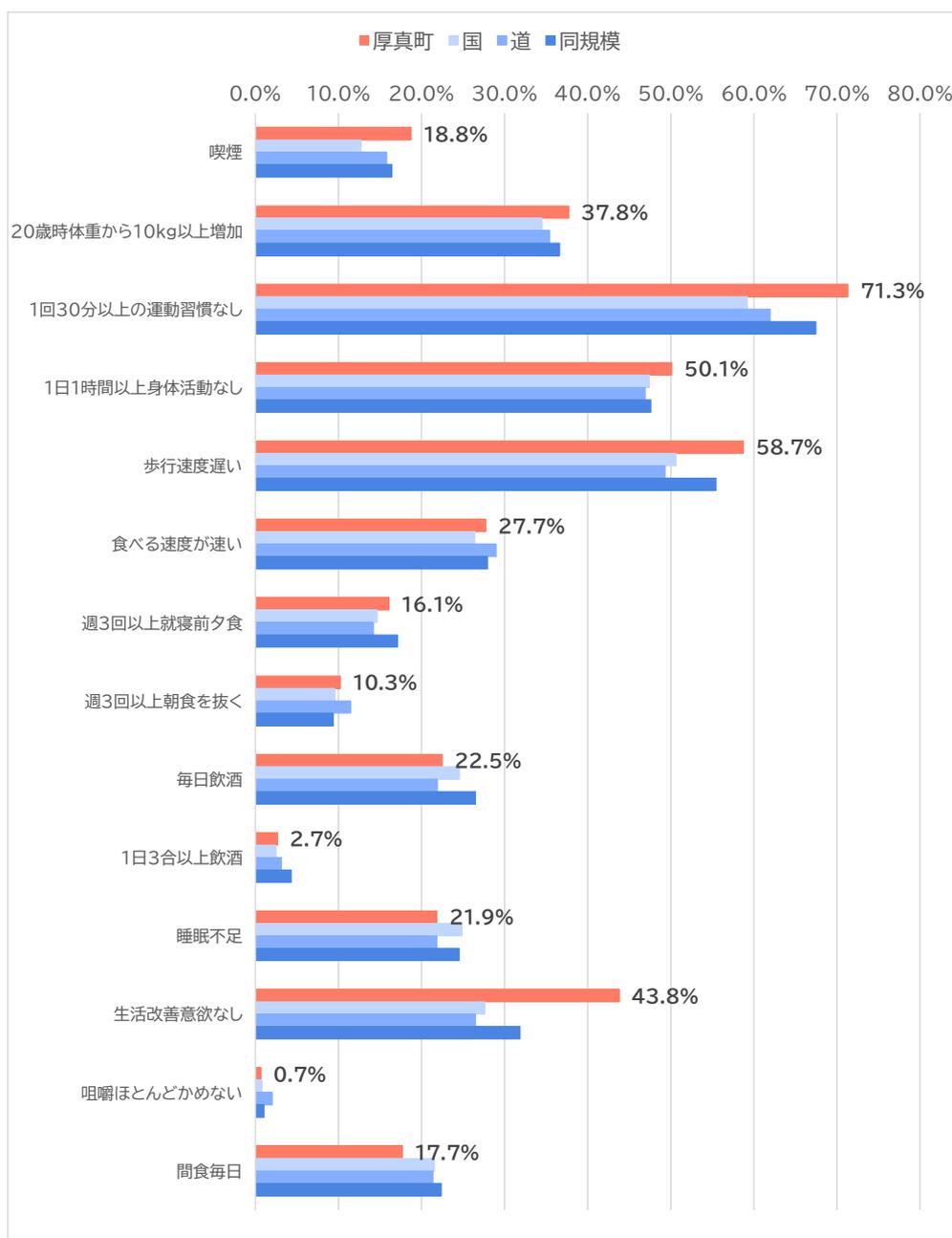
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数 (人)	割合								
特定健診受診者数		524	-	487	-	472	-	472	-	433	-
脂質 (LDL-C)	140mg/dL以上 160mg/dL未満	85	16.2%	99	20.3%	90	19.1%	106	22.5%	96	22.2%
	160mg/dL以上 180mg/dL未満	49	9.4%	54	11.1%	52	11.0%	44	9.3%	36	8.3%
	180mg/dL以上	23	4.4%	34	7.0%	21	4.4%	28	5.9%	16	3.7%
	合計	157	30.0%	187	38.4%	163	34.5%	178	37.7%	148	34.2%

資料：KDB 帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度（累計）から令和04年度（累計）
KDB 帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 平成30年度（累計）から令和04年度（累計）

6. 特定健診の質問票の傾向について

- ・本町の基幹産業は、農林水産業(水田畑作の土地利用型農業)が主体であり、被保険者も第一次産業従事者が多い特徴があります。厚真町全体の生活習慣の背景として、漬物を中心とした食品貯蔵文化(塩分が多い)や農作業等合間の間食及び清涼飲料水や缶コーヒー(加糖)などの過剰摂取があることがすでに分かっています。
- ・特定健診の質問票では、「1日30分以上の運動習慣なし」が71.3%、「1日1時間以上身体活動なし」が50.1%となっており、運動習慣、身体活動のない割合が高くなっています。また、食べる速度が速い人や運動習慣なしの割合が高いこと、週3回以上就寝前夕食も高い傾向があり、メタボリックシンドローム該当者に当てはまる傾向と考えます。さらに、「生活習慣改善意欲なし」が43.8%と全国・道と比べても高く、健康習慣の改善による効果を意識づけたり、継続させる仕組みも必要だと考えます。

■特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



	厚真町	国	道	同規模
喫煙	18.8%	12.7%	15.8%	16.4%
20歳時体重から10kg以上増加	37.8%	34.5%	35.4%	36.6%
1回30分以上の運動習慣なし	71.3%	59.2%	62.0%	67.5%
1日1時間以上身体活動なし	50.1%	47.4%	46.9%	47.6%
歩行速度遅い	58.7%	50.6%	49.3%	55.4%
食べる速度が速い	27.7%	26.4%	29.0%	28.0%
週3回以上就寝前夕食	16.1%	14.7%	14.2%	17.1%
週3回以上朝食を抜く	10.3%	9.6%	11.5%	9.4%
毎日飲酒	22.5%	24.6%	21.9%	26.5%
1日3合以上飲酒	2.7%	2.5%	3.1%	4.3%
睡眠不足	21.9%	24.9%	21.9%	24.5%
生活改善意欲なし	43.8%	27.6%	26.5%	31.9%
咀嚼ほとんどかめない	0.7%	0.8%	2.0%	1.1%
間食毎日	17.7%	21.6%	21.4%	22.4%

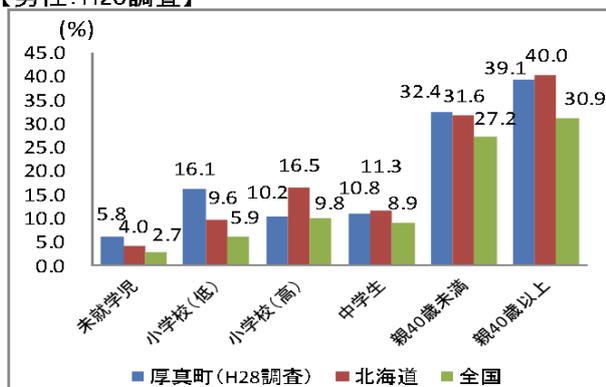
資料：KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度

7. 幼児期・学童期の肥満予防

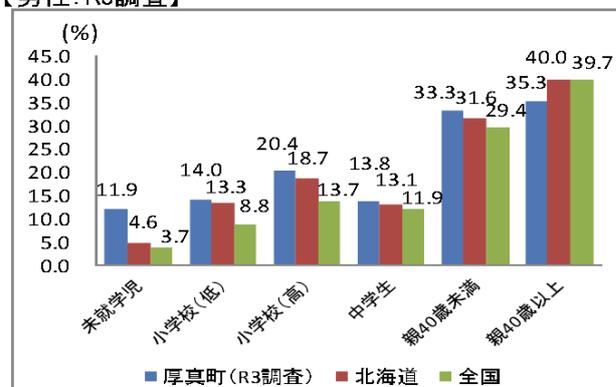
- ・厚真町食生活実態調査から、全ての年代において、全国に比べ肥満出現率が高かったです。
- ・男性はH28調査に比べR3調査の方が未就学児、小学校高学年において、肥満出現率が高くなっています。親の肥満の出現率はH28調査では国に比べ高かったが、R3調査では親(40歳～)は国に比べ低くなっています。また、R3調査において、子どもの肥満の出現率が最も高かったのは、小学校高学年です。
- ・女性は未就学児、小学校高学年において、全国に比べ肥満出現率が高いです。H28調査に比べR3調査の方が未就学児、小学校高学年、中学生において、肥満出現率が高くなっています。親の肥満の出現率は国に比べ高かったが、H28調査については、北海道に比べ低くなっています。また、R3調査において、子どもの肥満の出現率が最も高かったのは、小学校高学年です。

■肥満出現率の全道・全国との比較

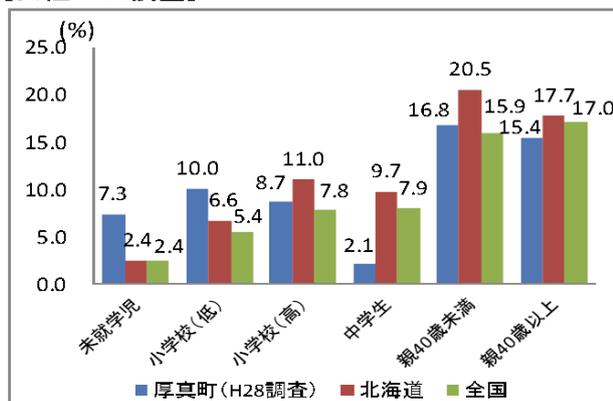
【男性：H28調査】



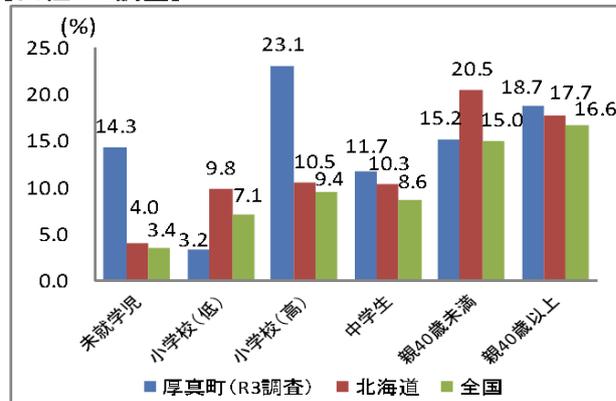
【男性：R3調査】



【女性：H28調査】



【女性：R3調査】



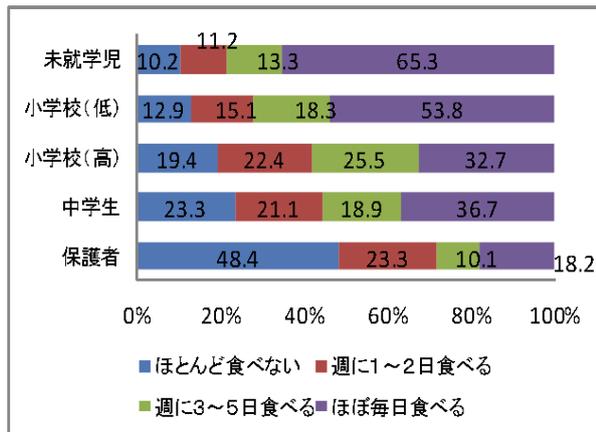
資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

※ 子どもの全国と北海道の値は「令和元年、平成28年学校保健統計調査」による
 親の北海道の値はH28調査、R3調査ともに「平成28年健康づくり道民調査」による
 親の全国の値は「平成26年、令和元年国民健康栄養調査」による

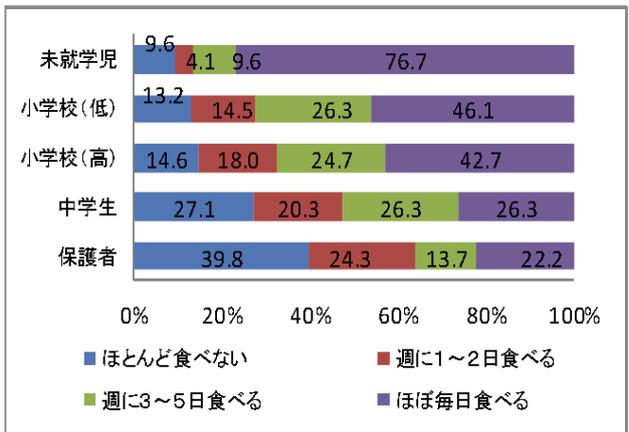
- ・間食をほぼ毎日食べる割合は、未就学児で約70%、小学校低学年で約50%です。R3調査では学年が上がるにつれ、間食をほぼ毎日食べる割合は低くなっています。間食をほぼ毎日食べる保護者の割合は約20%でした。
- ・夜食については、どの年代もほとんど食べない割合が高いが、半数以上は週に数回以上食べています。R3調査においては、子供の年代が高くなるにつれ、ほとんど食べない割合が高くなっています。未就学児、小学校低学年、小学校高学年は、アイスが最も多く、次いでお菓子となっています。中学生以上は、お菓子が最も多く、保護者ではお菓子の次に飲み物（アルコール含む）が多いです。夜食の内容については、H28調査、R3調査とも同じような傾向がみられ、保護者が夜食を食べると、子どもと一緒に食べている可能性があるため、親子への食育や栄養教育は継続していく必要性があります。

■間食の摂取状況

【H28調査】

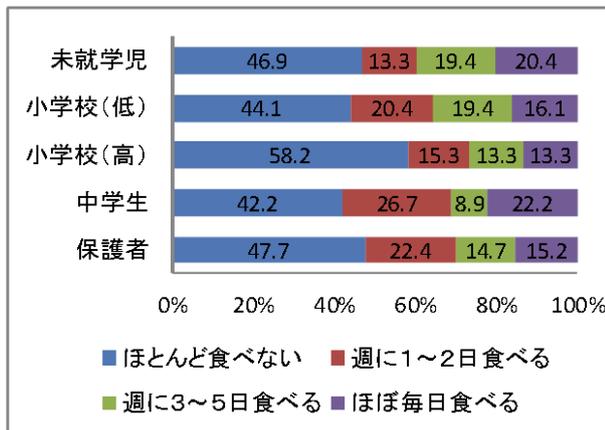


【R3調査】

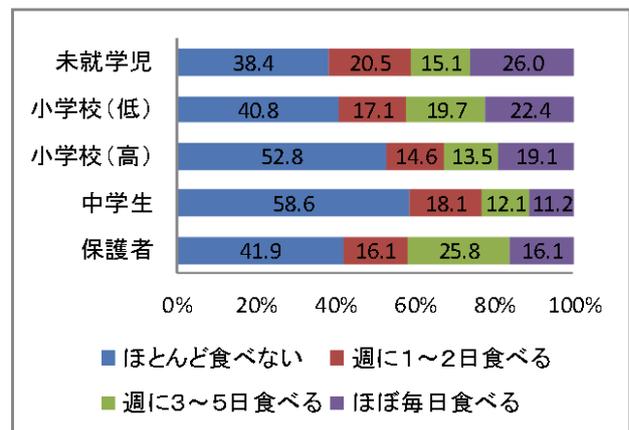


■夜食の摂取状況

【H28調査】

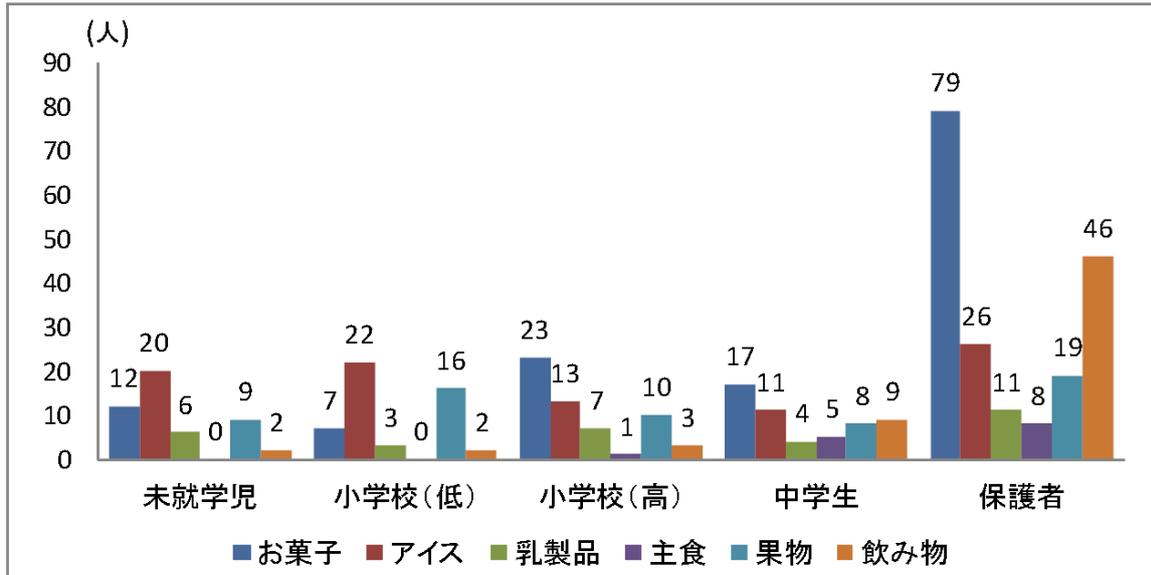


【R3調査】

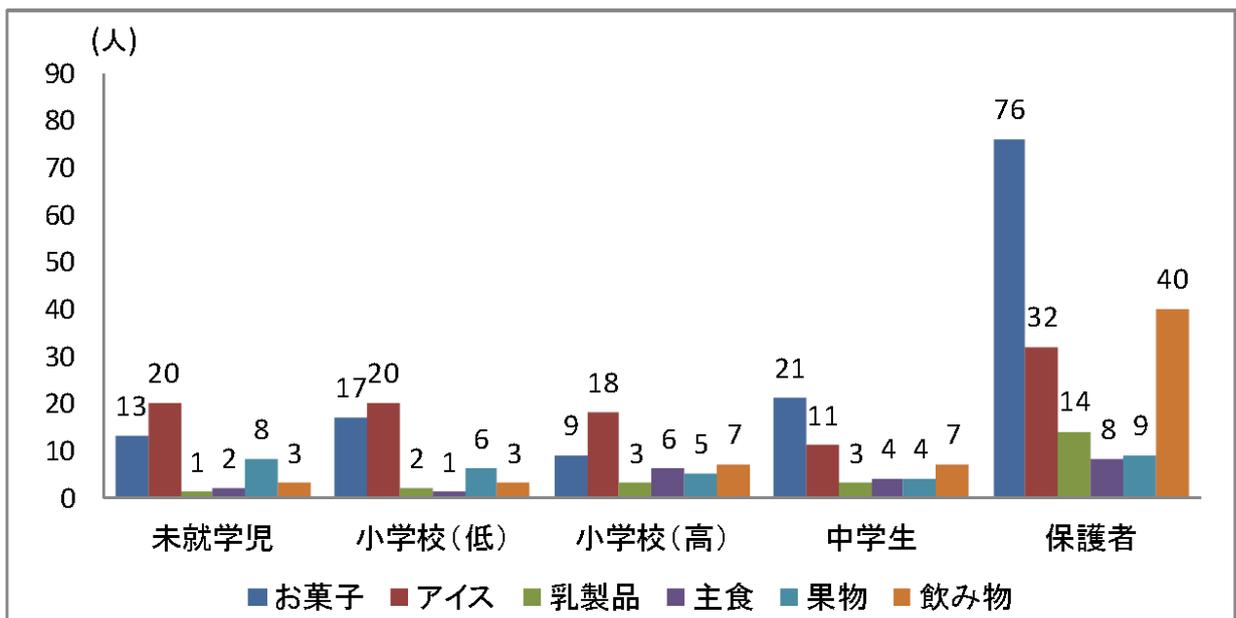


資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

○夜食の内容（H28 冬調査の参考データ）



○夜食の内容（R3 調査）



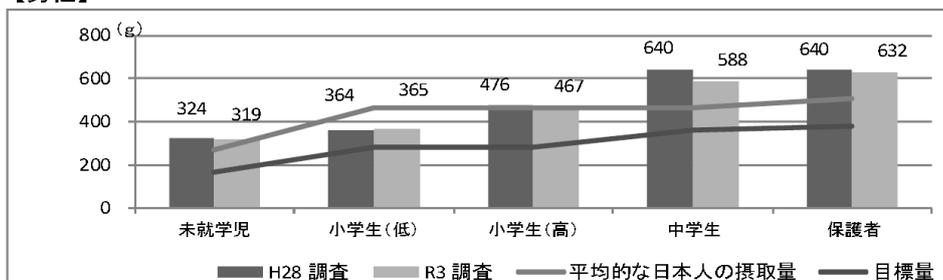
資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

- ・穀類について、H28 調査、R3 調査とも、ほとんどの年代の男女において、穀類の摂取量が目標量を超えています。また、ほとんどの年代の男女において、H28 調査に比べ、R3 調査の穀類の摂取量はやや少ない傾向があります。
- ・肉類について、H28 調査、R3 調査とも、ほとんどの年代の男女において、肉類の摂取量は平均的な日本人の摂取量を下回っていますが、摂取したい目標量を上回っています。特に男女とも中学生、保護者の年代において多く摂取している傾向があります。

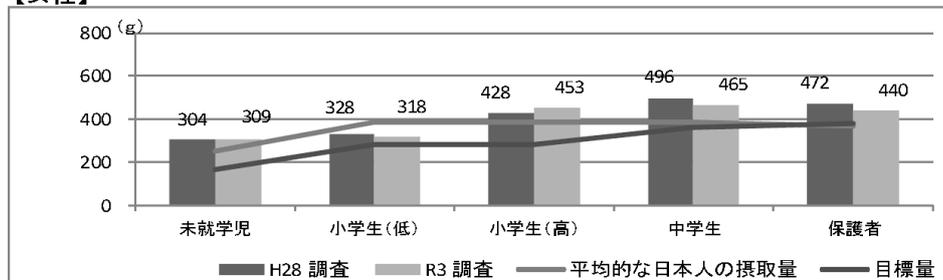
■食品の摂取状況

① 穀類

【男性】

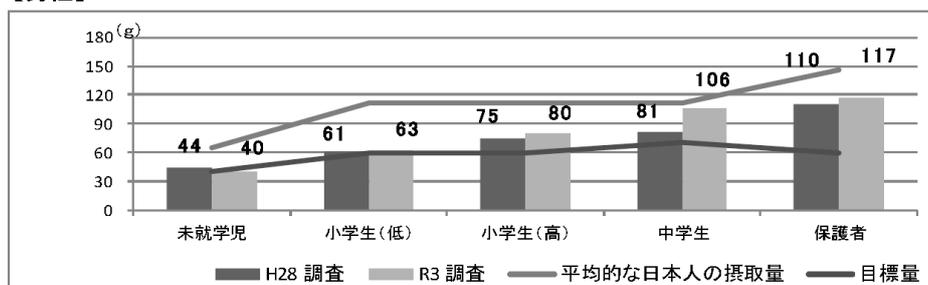


【女性】

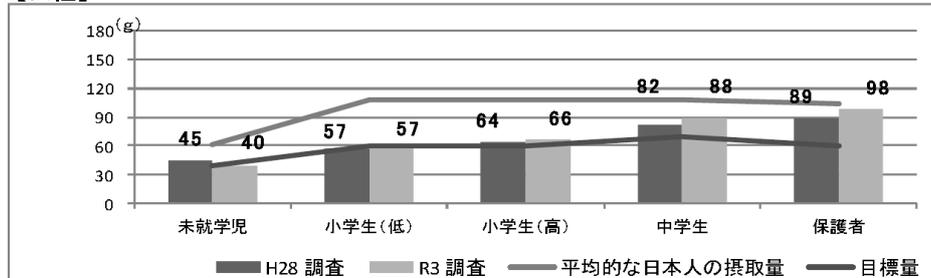


⑩肉類

【男性】



【女性】



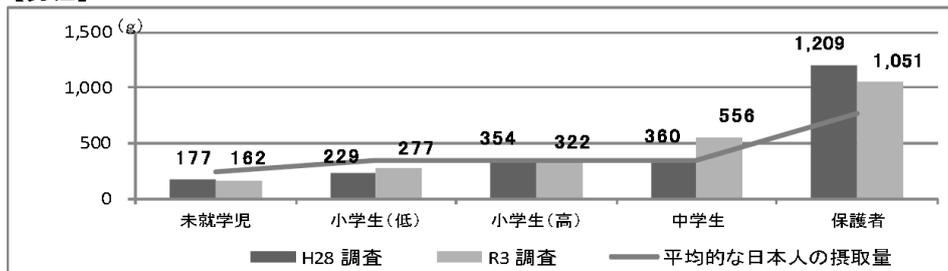
資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

- ・嗜好飲料類について、H28 調査、R3 調査とも、中学生以上の年代の男女において、嗜好飲料類の摂取量は平均的な日本人の摂取量を上回っていました。なお、嗜好飲料類の目標量は設定されていません。
- ・菓子類について、R3 調査において、全ての年代の男女において、菓子類の摂取量は目標量や平均的な日本人の摂取量を上回っていました。特に、男女とも中学生や保護者において摂取したい目標量の2倍程度を摂取していました。

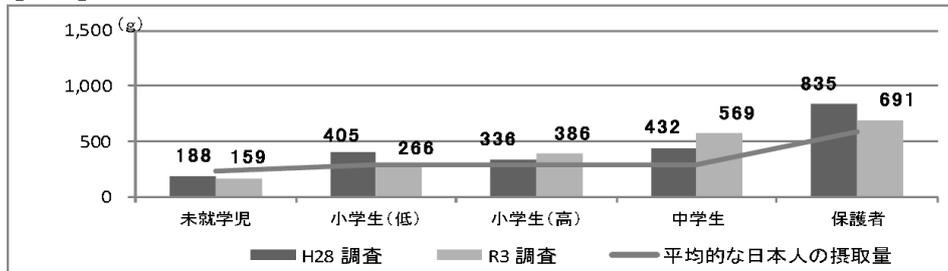
■食品の摂取状況

⑮嗜好飲料類

【男性】



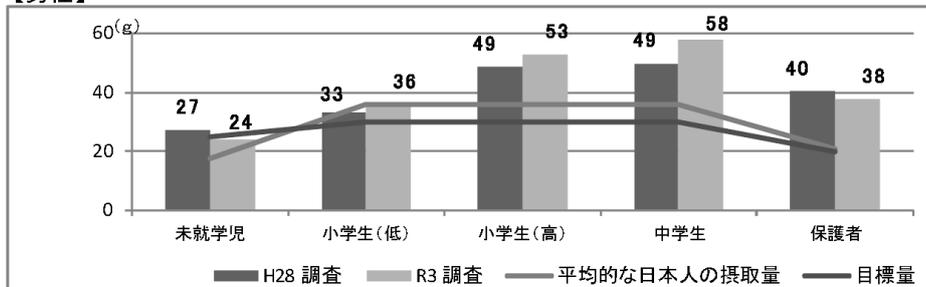
【女性】



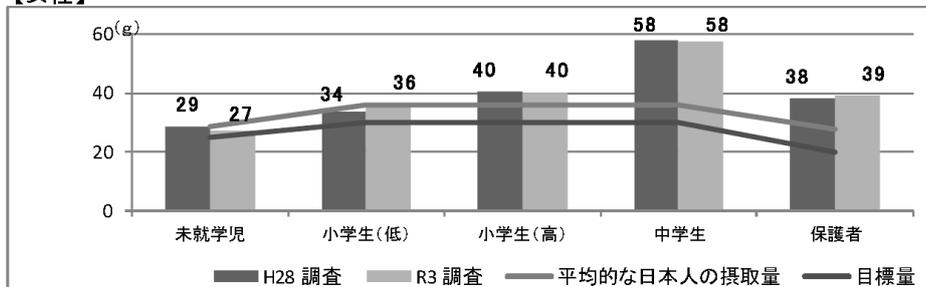
⑭菓子類

図 4-14

【男性】



【女性】



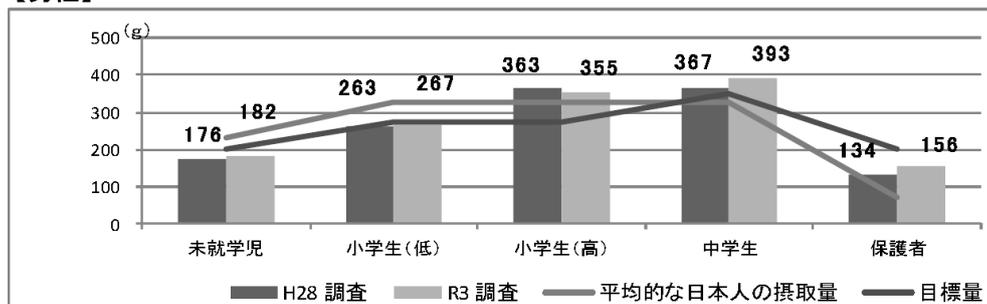
資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

- ・乳類について、H28 調査、R3 調査とも、小学生（高）の男女において、乳類の摂取量は摂取したい目標量を上回り、R3 調査では中学生も摂取したい目標量を上回っていました。特に保護者の年代においては、摂取したい目標量を下回る傾向がみられました。
- ・肥満出現率の背景には、穀類、肉類、菓子類、嗜好飲料類の摂取量が多く、食物繊維の摂取量が少ないことなどが考えられます。
- ・町の健康課題として、菓子・嗜好飲料類などの習慣的な摂取量を減らし、バランスよく食品を摂取する必要があります。

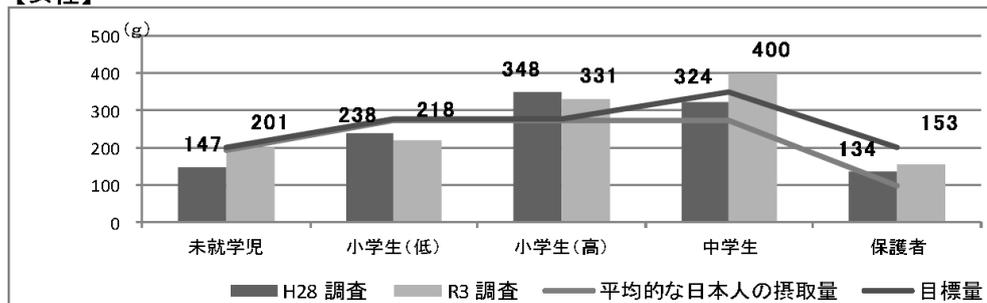
■食品の摂取状況

⑫乳類

【男性】



【女性】



資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

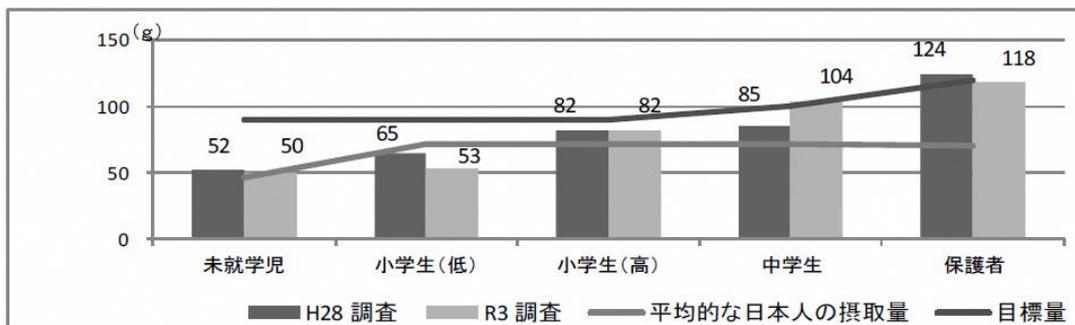
8. 幼児期・学童期の野菜・果物などの食習慣

- ・緑黄色野菜の摂取量は、H28調査、R3調査とも、ほとんどの年代で、平均的な日本人の摂取量を上回っていますが、摂取したい目標量は下回っています。特に未就学児、小学校低学年、高学年、中学生においては不足傾向があります。ただ、中学生においては、H28調査に比べ、R3調査において摂取量が増加傾向にあります。
- ・その他の野菜の摂取量は、H28調査、R3調査とも、全ての年代の男女において、摂取したい目標量を下回っています。
- ・果実類の摂取量は、H28調査、R3調査とも、ほとんどの年代の男女において、果実類の摂取量は目標量を上回っています。果実類の摂取量に関しては、小学生（高）より上の年代では、H28調査に比べ、R3調査では多い傾向があります。ただ、果実類は水分・ビタミンC・カリウム・食物繊維の補給に役立ちますが、取りすぎると果糖の過剰摂取により中性脂肪の増大や肥満を招くおそれがあります。

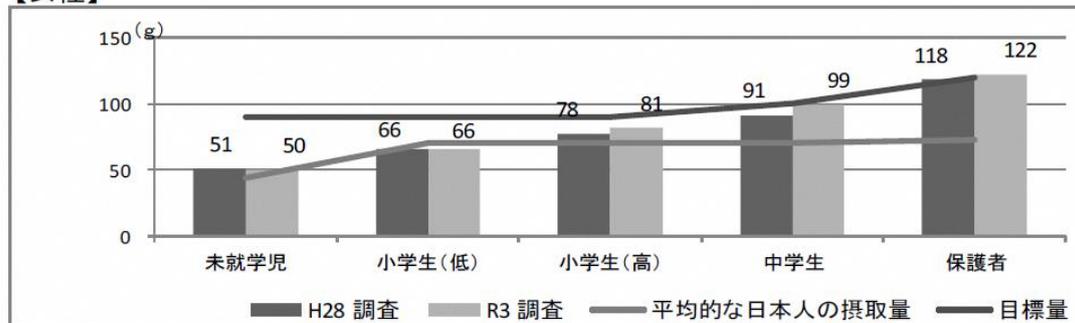
■食品の摂取状況

⑤ 緑黄色野菜

【男性】



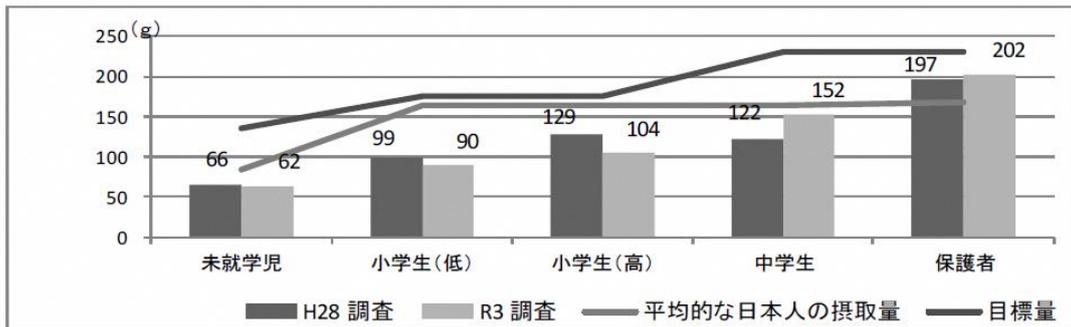
【女性】



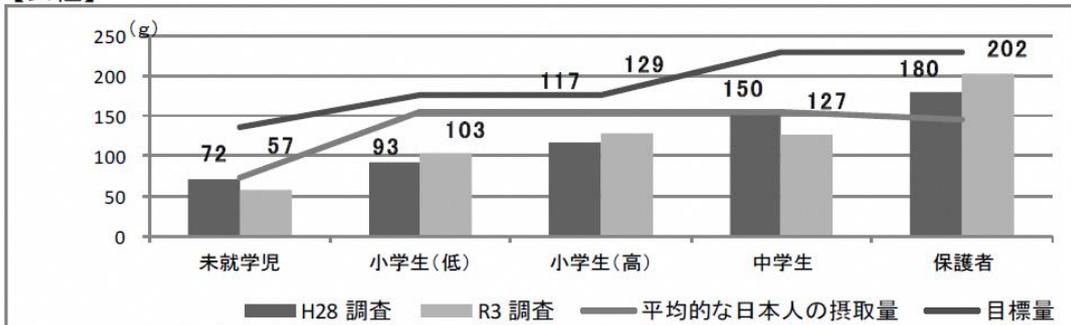
資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

⑥ その他の野菜

【男性】

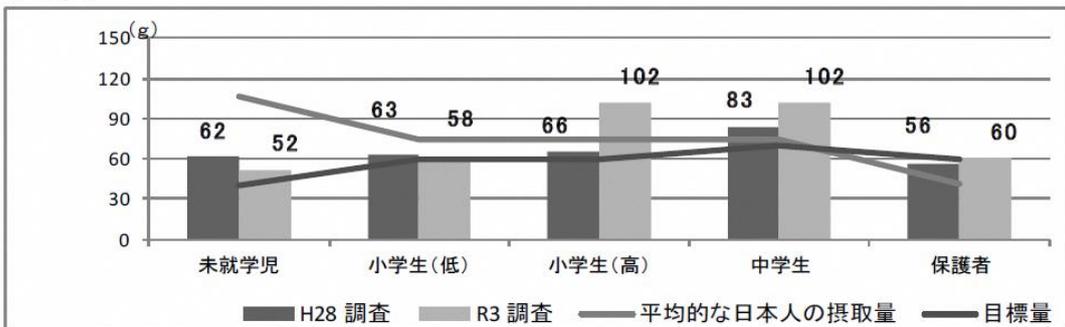


【女性】

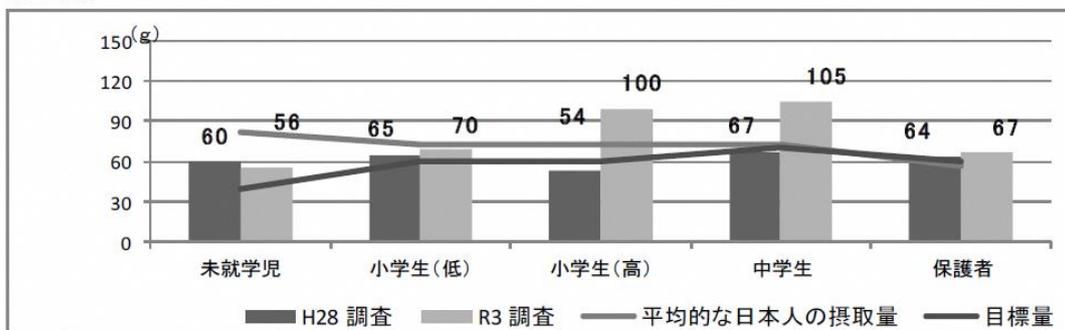


⑧ 果実類

【男性】



【女性】

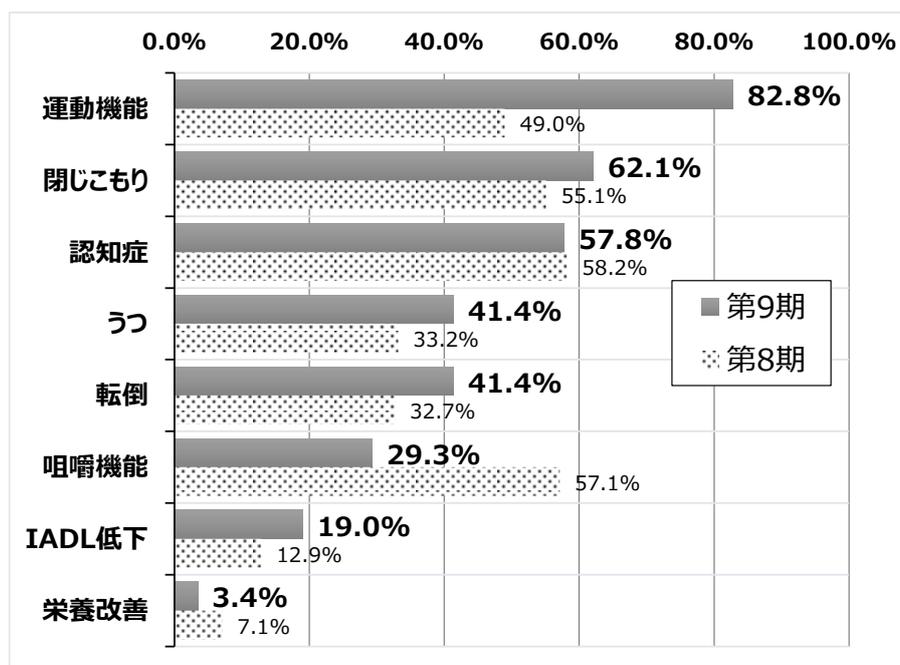


資料：厚真町食生活実態調査（令和3年度実施）

9. 高齢者アンケート結果の傾向について

- ・本町の第9期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の生活機能評価リスク（以下、リスクとする。）をアンケート結果からみると、運動機能82.8%が最も多く、次いで、閉じこもり62.1%、認知症57.8%、うつ41.4%、転倒41.4%、咀嚼（そしゃく）機能29.3%、IADL※低下19.0%、栄養改善3.4%となっています。
- ・第9期アンケート結果のリスク傾向を第8期計画のアンケートと比較すると、運動機能リスクが1.7倍に増えている傾向は注視する必要があると考えられます。また、閉じこもりリスクは、1.1倍、うつリスク約1.3倍、転倒リスク1.3倍、IADL低下リスク約1.6倍、第8期に比べて増えています。咀嚼（そしゃく）機能リスクと栄養改善リスクは、約0.5倍と半分ほどに減っています。
- ・運動する機会や運動とまでいわずとも外出する機会が減っていて、身体を動かす機会が減っている可能性が高いです。それに伴って、うつリスクや転倒リスク、IADL低下リスクも増えている可能性があります。介護予防に関わる取組への参加や住民自らの介護予防を含むセルフケアに関する意識を高めていく重要度が増していると考えられます。また、認知症リスクは、第8期とあまり変動がありませんが、ケガや病気以外での、要介護状態になった理由としてあげられているため、認知症に対する施策の継続や強化は継続が必要です。

■生活機能評価リスク該当比率

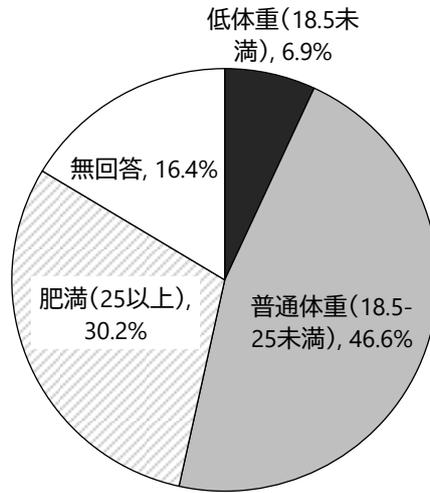


※IADL（Instrumental Activities of Daily Living＝「手段的日常生活動作」と訳されます。）。具体的な行動については、買物、洗濯、掃除等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の応対などです。

■参考回答

あなたの身長・体重を教えてください

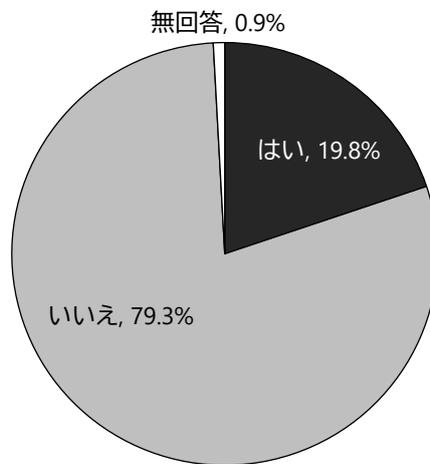
身長・体重から算出したBMIは「普通体重（18.5-25未満）」が46.6%と最も多く、次いで「肥満（25以上）」が30.2%、「低体重（18.5未満）」が6.9%となっています。



n=116

6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

「はい」が19.8%、「いいえ」が79.3%となっています。



n=116

第3章 最終評価結果

1. 最終評価の方法

前計画に設定されている49項目について、以下のような判定基準に基づき、分析・整理しました。また、分野別の設定は、順番も含めて、国の健康日本21（第三次）を参考に新たに設定をしました。

改善率の算出方法： $(\text{直近値} - \text{策定時}) / \text{策定時} \times 100$

※割合が減少することで目標値に達成する項目に関しては、改善率の正負を変更している。

改善率による判定：

- A 直近値が目標値に達成している。
- B 直近値が目標値には達成していないものの、策定時と比べると改善傾向にある。
- C 直近値が目標値に達成しておらず、策定時よりも悪化している。
- D 評価不能

2. 最終評価の結果

判定区分	結果	全体に占める割合
A 目標値に達した	16	32.7%
B 変わらない	2	4%
C 悪化している	25	51%
D 評価困難	6	12.3%
合計	49	100%

- 「栄養・食生活」の分野では、A評価が1件、B評価が1件、C評価が4件でした。
- 「身体活動・運動」の分野では、A評価が4件、C評価が7件でした。
- 「休養・睡眠」の分野では、A評価が1件でした。
- 「歯の健康」の分野では、A評価が2件、D評価が3件でした。
- 「こころの健康」の分野で、A評価が1件でした。
- 「喫煙」の分野では、C評価が1件でした。
- 「飲酒」の分野では、C評価が2件でした。
- 「生活習慣病」の分野では、A評価が6件、B評価が1件、C評価が11件、D評価が3件でした。

3. 指標の達成状況

「健康あつま21・厚真町健康増進計画」全指標の進捗状況は下表のようになっています。

	指標	データソース	実績値 (H25年度)	目標値 (R4年度)	最終評価 (R4年度)	改善率	評価		
栄養・食生活	①適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)								
	20歳代女性のやせの者の割合の減少(妊娠届出時のやせの者の割合)	⑧	18.5%	中間評価値の維持又は減少	5.6%	69.7%	A		
	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	①	9.20%	中間評価値の維持又は減少	14.3%	-55.4%	C		
	肥満傾向にある子どもの割合の減少(小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合)	⑦	男子 27.9% 女子 5.3%	中間評価値の維持又は減少	男子 29.40 女子 25.00	-5.4% -371.7%	C C		
	20～60歳代男性の肥満者の割合の減少	③	49.4%	減少傾向へ	49.7%	-0.6%	B		
	40～60歳代女性の肥満者の割合の減少	③	31.0%	中間評価値の維持又は減少	29.1%	6.1%	A		
	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	③	8.7%	計画策定時値の維持	11.6%	-33.3%	C		
身体活動・運動	①日常生活における歩数の増加(日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施する者)								
	35～64歳	③	男性 66.1% 女性 40.8%	中間評価値の維持	62.1% 46.0%	-6.1% 12.7%	C A		
	65歳以上	③	男性 61.6% 女性 39.0%	中間評価値の維持	23.1% 22.6%	-62.5% -42.1%	C C		
	②運動習慣者の割合の増加								
	35～64歳	③	男性 24.7% 女性 19.6% 総数 22.2%	男性 36% 女性 33% 総数 34%	25.0% 20.6% 22.4%	1.2% 5.1% 0.9%	A A A		
	65歳以上	③	男性 31.6% 女性 30.9% 総数 31.3%	男性 58% 女性 48% 総数 52%	17.1% 12.9% 14.7%	-45.9% -139.5% -53.0%	C C C		
	③介護保険サービス利用者の増加の抑制								
	介護保険サービス利用者の増加の抑制(介護認定者数)	⑨	246人	維持	344人	39.8%	C		
	睡眠・休養	①睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少							
			③	30.8% ※2	16.6% ※2	23.3%	24.4%	A	
歯の健康	①歯周病を有する者の割合の減少								
	40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少(4mm以上の歯周ポケット)	⑤	-		未実施	-	D		
	60歳代における進行した歯周炎を有する者の減少(4mm以上の歯周ポケット)	⑤	-		未実施	-	D		
	②乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加								
	3歳児でう蝕がない者の割合の増加	⑥	82.1%	90%	92.3%	12.4%	A		
	12歳児の一人平均う蝕数の減少	⑦	2.97 歯	1.0 歯未満	1.09 歯	63.3%	A		
③過去1年間に歯科検診を受診した者の増加(歯周疾患検診受診者数)									
過去1年間に歯科検診を受診した者の増加(歯周疾患検診受診者数)	⑤	-	増加	未実施	-	D			
こころの健康	①自殺者の減少(人口10万人当たり)								
	自殺者の減少	①	40.8	中間評価値の維持または減少	21.2 ※3	-48.04	A		

※2 「睡眠時間が十分取れている」しか把握できていない。H29は、「睡眠で休養が十分にとれていますか」の問いに「いいえ」と回答した者の割合

※3 平成30年北海道保健統計年報 以降、令和3年度までは、自殺者なし。

	指標	データソース	実績値 (H25年度)	目標値 (R4年度)	最終評価 (R4年度)	改善率	評価
喫煙	①成人喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)						
	成人喫煙率の減少	③	16.6%	12.0%	18.8%	-13.3%	C
飲酒	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減 (一日当たりの純アルコールの摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者)						
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減	③	男性 14.5% 女性 7.2% ^{※1}	男性 14.0% 女性 6.3%	35.7% 12.4%	-146.2% -72.2%	C C
生活習慣病	①がん(死亡率の減少・がん検診受診率の向上)						
	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	①	148.9		230.4 ※3	54.7%	C
	胃がん検診の受診率の向上	②	男性 20.1% 女性 21.3%	22.4% 29.3% (H28年参考値)	11.8% 15.6%	-41.3% -26.8%	C C
	肺がん検診の受診率の向上	②	男性 66.3% 女性 76.7%	28.9% 41.5% (H28年参考値)	23.4% 36.6%	-64.7% -11.8%	C C
	大腸がん検診の受診率の向上	②	男性 23.6% 女性 26.2%	11.9% 19.0% (H28年参考値)	11.4% 17.5%	-51.7% -33.2%	C C
	子宮頸がん検診の受診率の向上	②	20.3%	8.9% (H28年参考値)	7.9%	-61.1%	C
	乳がん検診の受診率の向上	②	26.3%	12.4% (H28年参考値)	12.5%	-52.5%	C
	②循環器疾患						
	脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	①	男性 50.8 女性 26.2	中間評価値の維持又は減少	138.2 ※3		D
	虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	①	男性 32.4 女性 15.4	男性 31.8 女性 13.7	322.6 ※3		D
	高血圧の改善(血圧 140/90mmHg 以上の者の割合)	③	47.5%	平成 20 年度と比べて 25%減少	34.5%	27.4%	A
	脂質異常症の減少(総コレステロール 240mg/dl 以上の者の割合)	③	-		データなし	-	D
	脂質異常症の減少(LDLコレステロール 160mg/dl 以上の者の割合)	③	4.8%	7.7%	9.7%	-102.1%	C
	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少	③	156人		149人	4.4%	A
	特定健康診査の実施率	③	48.2%	64.0%	59.0%	22.4%	A
	特定保健指導の終了率	③	41.4%	63.0%	70.1%	69.3%	A
	③糖尿病						
	合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少	④	0~2人 (年平均 0.6人)	現状維持又は減少	1人	50%	A
	治療継続者の割合の増加(HbA1c(JDS)6.1%以上の者のうち治療中と回答した者の割合)	③	58.1%	75.0%	59.4%	2.2%	A
	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少(HbA1cがJDS値 8.0(NGSP値 8.4%)以上の者の割合の減少)	③	0.8%	現状維持又は減少	0.8%	0	B
	糖尿病有病者の増加の抑制(HbA1cJDS6.1%以上 ^{※2} の者の割合)	③	5.5%	策定時値の維持または減少	10.3%	-87.3%	C

※1 「お酒を毎日飲む者の割合」 純アルコール摂取量の統計なし

※2 H25からHbA1c(NGSP値)6.5%以上へ変更

※3 令和3年(2021年)北海道保健統計年報

■データソースについて

①：人口動態統計、②：町がん検診、③：町国保特定健康診査、④：町国保レセプト・身障者手帳交付状況、
⑤：町歯周疾患検診、⑥：町3歳児健診、⑦：町学校保健統計、⑧：町妊娠届出申請書、⑨：介護保険事業報告

4. 現行計画の総括的評価

(1) 栄養・食生活

- ・「20歳代女性のやせの者の割合」は18.5%から5.6%と大きく減少しており目標達成となりました。「やせ」による健康的なリスクは高いとされているため、今後も取組を推進しつつ、やせの背景にある要因を把握し対策を検討することが必要です。
- ・一方で、妊娠前の母親のやせが要因と考えられている「低出生体重児」は、増加傾向にあります。
- ・「肥満傾向にある子どもの割合」について、男子は1.5%の微増となっておりますが、女子が5.3%から25.0%と大きく増加しています。全国的に肥満傾向児は2016年から増加傾向にあり、その背景には、食生活やライフスタイルの変化などがあげられます。保護者の食生活習慣が、子どもに影響するので、親子ともに、発育期の食習慣と健康づくりは、継続していく必要性があります。

(2) 身体活動・運動

- ・「日常生活における歩数」と「運動習慣者の割合」において、35～64歳（「歩数」の男性結果は除く）は目標を達成しています。65歳以上は、両指標ともに、10%以上減少しています。

(3) 休養・睡眠

- ・「睡眠による休養を十分にとれていない」人の割合は、24.4%減少しています。睡眠は、健康で豊かな生活を送るための重要な要素であり、眠ることや食生活、運動とも関連しているので、今後も、重要な分野です。

(4) 歯の健康

- ・「40・60代における進行した歯周炎を有する者の割合」は実施できていませんが、「3歳児でう蝕がない者の割合」「12歳児の一人平均う歯数の減少」はH25年実績より改善されています。

(5) こころの健康

- ・「自殺者の減少」については、-48.04%と計画を始めた当初に比べれば、約半数となっています。ただ、標準化死亡比でみると、男性の自殺が全国平均より高いリスクとなっているので、引き続き対策が必要です。

(6) 喫煙

- ・「成人喫煙率」については、16.6%から18.8%と増加しています。喫煙については、本人の意思だけではやめることが困難なケースが多いので、禁煙支援などのサポートを継続する必要があります。

(7) 飲酒

- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減(一日当たりの純アルコールの摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)については、男性14.5%から35.7%と増加しています。女性は、7.2%から12.4%と増加しています。
- ・男女ともに、割合が増えているので、今後も、生活習慣病をはじめ、身体疾患やうつ病等の健康障害のリスクになることなどの啓発が必要です。一方で、震災以後、生活再建などにより、様々なストレス要因を抱えることになるため、自殺対策含め、孤立防止やこころのケアを中長期で継続的に取り組む必要性があります。

(8) 生活習慣病

- ・「がん検診」の受診率は、H28に基準算定の仕方が変更されたので、参考値としますが、すべての項目においてH25年実績を下回っています。
- ・「特定健康診査の実施率」「特定保健指導の終了率」は、H25年実績より10%以上増加しています。
- ・糖尿病に関する指標は、4項目中3項目が、基準値を下回るか、ほぼ同水準となっています。その結果、糖尿病有病者の増加の抑制は、悪化してはいるものの、その伸びを抑制している結果、現在の指標となっていると考察しています。

第4章 健康増進計画・食育推進計画

1. 基本理念

本計画は、厚真町が一丸となって健康づくりに取り組んでいくため、町行政、団体、学校等が連携し、みんなで健康づくりに取り組んでいくことが重要です。また、生活習慣や社会環境の改善を通じて、町民の誰もが共に支えあいながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指しています。

本計画において、誰もが住み慣れた地域で充実した人生を送ることができるよう、下記の基本理念を前計画に引き続き踏襲します。

「健やかな心のふるさとづくり」で”健康長寿のまち”の実現

2. 基本方針

(1) 健康寿命・健康格差の縮小

全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目標とします。

(2) 個人の行動と健康状態の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔（くう）の健康に関する生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、これらの生活習慣の定着等による生活習慣病（NCDs）の発症予防及び合併症の発症や、症状の進展等の重症化予防に関し、取組を進めます。「誰一人取り残さない」健康づくりの観点から、生活習慣病（NCDs）の発症予防及び重症化予防だけではなく健康づくりが重要です。

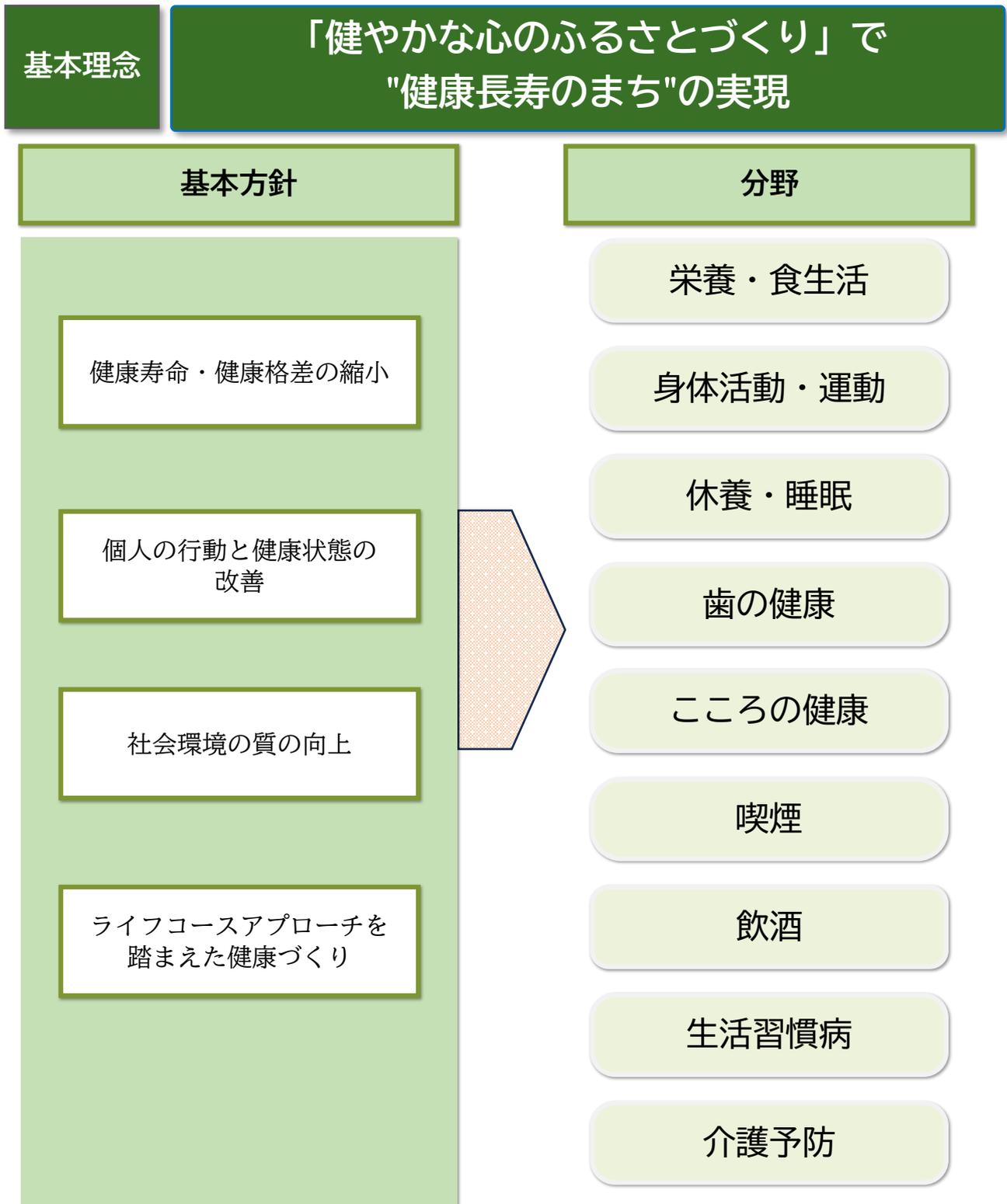
(3) 社会環境の質の向上

健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進します

(4) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえれば、様々なライフステージにおいて享受できることがより重要であり、各ライフステージに特有の健康づくりについて、取組を進めます。

3. 施策体系



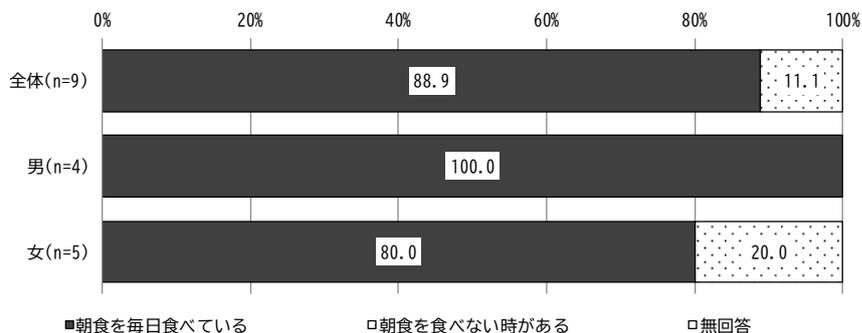
4. 栄養・食生活（厚真町食育推進計画）

目標 適正な栄養摂取と子どもの肥満を減らす

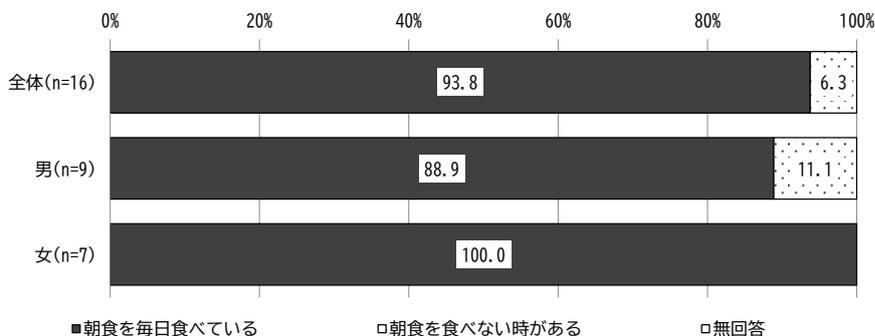
《現状と課題》

- 町広報にて、野菜(ベジ)アッププロジェクトとして、「塩分のとりすぎ」「食物繊維不足」等の普及啓発を行っています。
- 18歳未満の毎日朝ごはんについては、高校生相当（15歳～18歳以下）になると低くなる傾向があります。
- 住民を対象に栄養教室等を実施し、家族の健康や低栄養予防、フレイル予防の定着に努めています。
- 厚真町食生活改善推進協議会等関係団体と協働で栄養教室等を実施し、食生活改善のための普及啓発運動を行っています。
- 妊娠届時の栄養指導を実施しています。
- 乳幼児健診等での栄養指導を実施しています。
- 離乳食講習会で3か月～6か月児の保護者を対象に、乳幼児の食事について、講習会を開催しています。
- 肥満出現率は、ほとんどの年代において全道・全国に比べ高い傾向がみられます。菓子・嗜好飲料類などの習慣的な摂取量を減らし、バランスよく食品を摂取する必要があります。

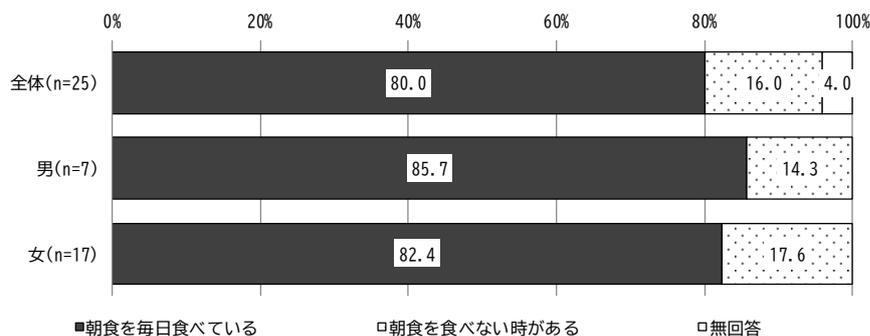
【小学生】あなたは、朝食を食べますか。（アンケート結果より抜粋）



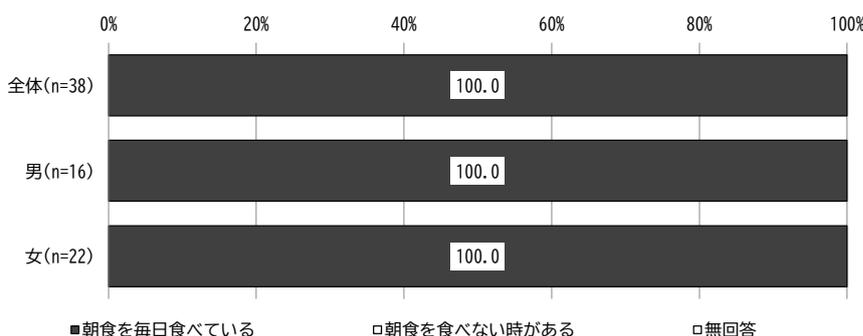
【中学生】あなたは、朝食を食べますか。（アンケート結果より抜粋）



【高校生相当】あなたは、朝食を食べますか。(アンケート結果より抜粋)



【1～5歳保護者】お子さんは、朝食を食べますか。(アンケート結果より抜粋)



《今後の方向性》

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

住民が健全な食生活を実践できるよう、関係機関・団体との連携によりライフステージごとに切れ目のない食育講座を推進します。また、健診結果をもとに、食生活改善のための保健指導を行う他、高齢者の低栄養予防のための教室を開催する等、生活習慣病予防のための、栄養相談の充実を図ります。

(2) 次世代を担う子どもを育む食育の推進

食に興味を持ち、関心を高めるための効果的な情報発信に取り組み、健診や教室等で妊娠期、授乳期、離乳期における望ましい食生活に向けた啓発を行うとともに、栄養相談の充実を図っています。

(3) 食育推進のための環境づくりと人材育成

専門知識を有する人材（栄養士、調理師等）の活用と、厚真町食生活改善推進協議会等の関係団体と協力のもとで健康と栄養改善を図るための研修会の開催やイベントへの参加等で学習を進めていきます。今後は情報発信を拡充します。

(4) 地産地消や食文化継承を通じた食育の推進

各種農作業体験や認定こども園・学校給食等での地場産物や郷土料理の提供を通して、子どもの頃から地域の農林水産業や地産地消の重要性、地域の食文化、食への感謝の気持ちを学ぶ機会を提供します。また、地元食材や郷土料理等について関心を高めるための講座を、小学生にむけて開催することで、地産地消の推進や食文化の継承に取り組みます。

- 毎日朝食を食べること、厚真町民の食の特徴である「塩分のとりすぎ」「食物繊維不足」を広報・周知の継続をします。また、主食、主菜、副菜をそろえて食べることを推進します。
- 母子の栄養改善のため、妊婦相談、乳幼児健診や相談等を通じて継続した栄養指導が受けられるよう、今後も支援します。
- 地域に根ざした食習慣をもとに、地域食材及びその加工食品や郷土料理の調理法を「塩分ひかえめ」で、また、食べ方などについても普及します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
北海道版食事バランスガイドの普及啓発	「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓発を実施します。	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
栄養成分表示活用に向けた普及啓発	消費者が、栄養成分表示を自身の健康づくりに役立てるために、その見方や活用方法についての知識を習得し、自らの食生活に応じた適切な食品選択を行うことができるように普及啓発を実施します。	胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室
レシピコンテスト	あつまっ子・食と健康向上委員会では、厚真町民の食の特徴である「塩分のとりすぎ」「食物繊維不足」を改善するためレシピコンテストを開催し、町民の皆さんが考案したレシピを募集します。	住民課健康推進グループ
栄養教室	健診の結果、心配な所見のあった方を対象に、一次予防の重点課題である食生活改善の推進を図るため、保健師や栄養士による栄養教室を行います。	住民課健康推進グループ
離乳食講習会	3か月～6か月児の保護者を対象に、離乳食についての学習などを通して、母親の交流を図る教室を開催します。	住民課健康推進グループ
すくすく教室	幼児期の食生活、日常生活についての知識の普及と生活習慣の改善を図るため、栄養士による教室を開催します。幼児期のお子さんのいる保護者向けの栄養教室です。困りごとが付きものな乳幼児期の食生活に栄養士が相談に応じます。	住民課健康推進グループ
親子料理教室	発育期の児童の食習慣と健康づくりに関する意識を高め、子どもたちの健康の増進を支援します。	食生活改善推進協議会（住民課健康推進グループ）
こども園給食献立・こども園保育園栄養指導	認定こども園の一般給食及び離乳食の献立作成による栄養管理及び保育園児を通じての、家族への食育を実施します。	住民課子育て支援グループ
各種健診等栄養指導事業	各種健診時（乳児健康診査、乳幼児相談、1歳6か月児及び3歳児健康診査、歯科健診・フッ素塗布各種健診など）に、栄養士による相談・指導を実施します。	住民課健康推進グループ
厚真町食生活改善推進協議会	食を通じた健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体です。厚真町では、昭和58年7月12日に発足し、食生活と健康についての知識を深め、食生活の改善を実践しながら、健康で明るいまちづくりを進めるために活動します。	食生活改善推進協議会（住民課健康推進グループ）

《成果指標》

指標		基準値 (令和5年度)	目標値
朝食を毎日食べる人の割合	小学生	88.9%	100%
	中学生	93.8%	
1日1回以上家族と食事をすることがほぼ毎日ある人の割合		77.8%	80%以上
肥満傾向にある子どもの割合の減少 (小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合) *2		男子 29.40%	減少
		女子 25.00%	減少
食育に関心を持っている人の割合(1~5歳保護者)		78.9%	90%以上
レシピコンテスト出品数の累計		20品	50品
食塩の摂取量 *4		男性 14.7 女性 12.0	8g以下
野菜を摂るように心がけている人の割合		39.3%	50%以上
肥満者の割合(BMI 25以上) 基準令和4年度 *1		39.0%	減少
学校給食における地場産物(野菜)を使用する割合 *5		28.7	増加
学校給食における郷土料理を提供する回数 *5		5回/月	基準値より増加
ほっかいどうヘルスサポートレストラン登録店舗数 *3		0	1

*1 KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式(様式5-2) 令和04年度

*2 町学校保健統計 令和04年度

*3 どさんこ食育推進プランを参考

*4 食生活実態調査 令和03年度(3~15歳保護者数値)

*5 厚真町学校給食センター提供 令和04年度実績

5. 身体活動・運動

目標 日常生活における身体活動量の確保と運動習慣の定着を目指します

《現状と課題》

- 総合ケアセンターゆくりの機能訓練室の運営やレスンプログラム等、健康づくりや介護予防を目的に、各種運動教室を実施していますが、利用者の固定化等が課題です。
- 町全体での集まりンピック(町民体育祭)を実施しています。
- 安全・快適に運動ができるように、施設等の修繕を適宜行っています。
- 生涯スポーツの普及を推し進めるため、厚真町体育協会で新規事業や既存事業の見直しを適宜行っています。
- スポーツの推進や子どもが自由に遊ぶことができる施設の提供を行っています。

《今後の方向性》

- 集まりンピックを開催し、運動の習慣化を図るため、参加者についても参加を促し、健康づくりを支援します。
- 今後も、集まりンピック(町民体育祭)の実施内容の見直し・工夫を図りながら、活動を継続します。
- 住民のニーズを把握し、施設等の長寿命化対策をしながら、安全な運動の環境づくりを継続します。
- 住民のニーズを把握し、実施内容の見直し・工夫を図り、遊びやレクリエーションの推進を継続します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
集まりンピック(町民体育祭)	昭和39年(1964年)東京オリンピック開催を記念して、第1回厚真町民体育祭が開催されました。以降半世紀以上にわたり継続している町民運動会で、世代を越えたつながりを再確認できる機会として、毎年多くの町民が参加する厚真町の伝統行事です。	生涯学習課
健康ふれあいマラソン大会	健康的なふれあいマラソンを通して町民の健康・体力づくりと生涯スポーツの活性化を図るため実施しています。	生涯学習課
ミニバレーボールウインターリーグ	ミニバレーを通じて、町民のスポーツへの参加意欲を高め、町民間の親睦・融和を図るために実施しています。	生涯学習課
総合ケアセンターゆくり機能訓練室	トレーニング機器6種を設置しています。専門のスタッフが個別に運動メニューを作成、指導します。体力づくり・健康増進・介護予防のためなどの施設です。	住民課健康推進グループ
総合ケアセンターゆくりプール	幅8m、長さ14mで車イスでも利用できるスロープを設置しています。深さ70cmの歩行用プールと110cm健康増進用のプールの2層構造です。いずれも歩行専用のプールです。	住民課健康推進グループ
レスンプログラム	総合ケアセンターゆくりや厚南会館で実施するレスンプログラムです。様々なレッスンを開催し、ゆくりニュースで通知しています。	住民課健康推進グループ

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
厚真町スポーツセンター	バレーボール・バスケットボール・テニスコート各2面、バドミントン6面、卓球12面の広さで、すぐそばには12Hの本郷いこいの森パークゴルフ場もあり、多様なスポーツが楽しめる施設です。	生涯学習課
地域スポーツ支援	厚真町体育協会では、地域住民の体力づくりや親睦を深める事業に対して経費の一部を助成します。	生涯学習課

《成果指標》

指標		基準値 (令和4年度)	目標値
運動習慣者の割合	1回30分以上の運動を習慣なし *1	71.3%	10%以上減少
	1日1時間以上の身体活動なし *1	50.1%	10%以上減少

*1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度

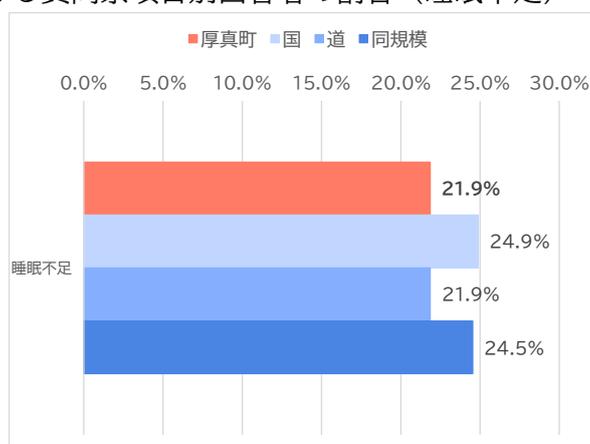
6. 休養・睡眠

目標 睡眠・休養の正しい知識の普及啓発を図ります

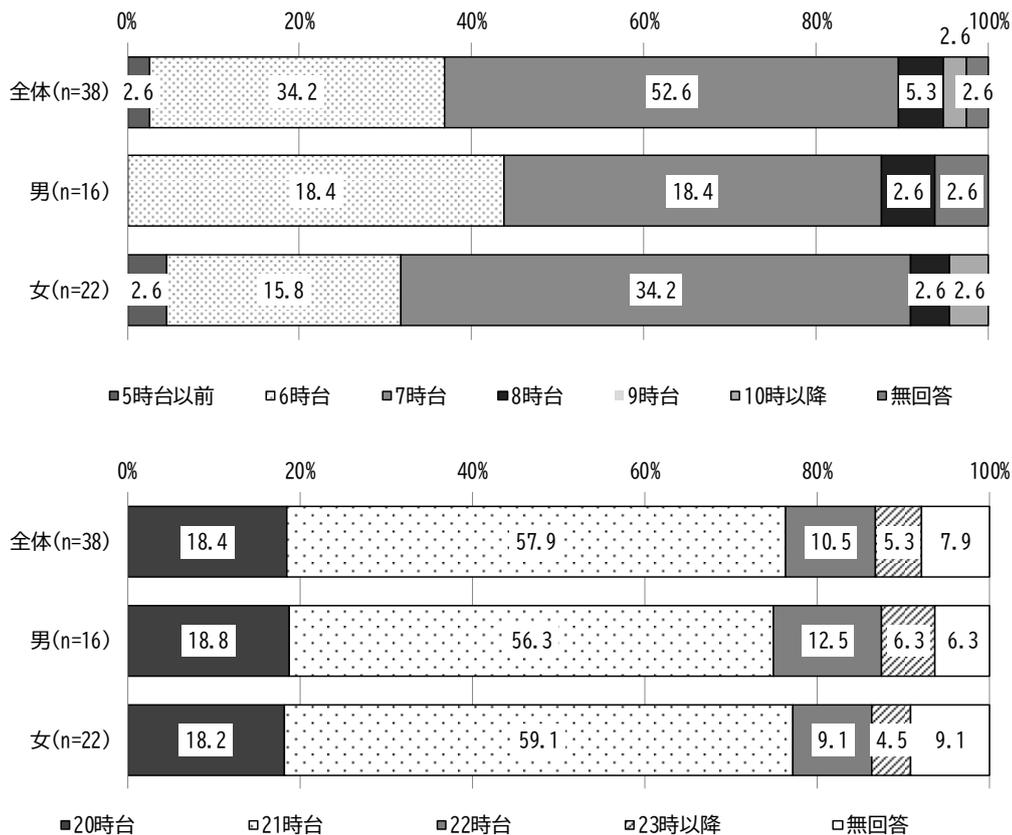
《現状と課題》

- 休養や睡眠は、健康で豊かな生活を送るための重要な要素であり、睡眠不足の慢性化は、高血圧、糖尿病やうつ病等発症リスクを高めるほか、疲労や作業効率の低下など様々な影響を及ぼします。
- 道の「睡眠による疲労回復が得られない者の割合（20歳以上）」は、令和4年度健康づくり道民調査によると、27.1%（前回20.0%）と前回調査に比べ増加傾向にあります。
- 朝の日光浴は体内時計の調整に役立ちますが、朝食もまた同様に体内時計の調整に寄与します。1週間程度の期間、朝食を欠食することで体内時計が後退することが報告されています
- 朝食を欠食すると、体内時計の後退に伴う寝つきの悪化を介し、睡眠不足を生じやすくなります。また、朝食の欠食が睡眠休養感の低下と関連することも、最近の調査研究で明らかにされています。
- 就寝前の夜食や間食は、朝食の欠食と同様に体内時計を後退させ、翌朝の睡眠休養感や主観的睡眠の質を低下させることが報告されています。さらに、夜食や間食の過剰摂取は、糖尿病や肥満をもたらし、閉塞性睡眠時無呼吸（気道が閉じて呼吸が停止しまう）の発症リスクも高めることが報告されています。
- 特定健診受診者における質問票項目別の回答割合で、睡眠不足の項目をみると、国、同規模自治体平均よりは低いですが、道の平均と同割合です。
- アンケートの回答から、1-5歳の起床時間は7時台までが約9割弱、就寝時間は21時台までが、8割弱、保護者が生活習慣を意識しているため、男女での差はほとんどありません。小学生の起床時間は6~7時台、就寝時間は20~21時台、男女で差があります。中学生の起床時間は6~7時台、就寝時間は21~22時台、男女で差があります。高校生相当の起床時間は5~7時台が9割弱、就寝時間は23時以降が8割を超えています。起床時間は、男女で差があります。年齢により必要とする睡眠時間が異なるので、今後は、生活習慣とともに睡眠等について、周知啓発が必要です。

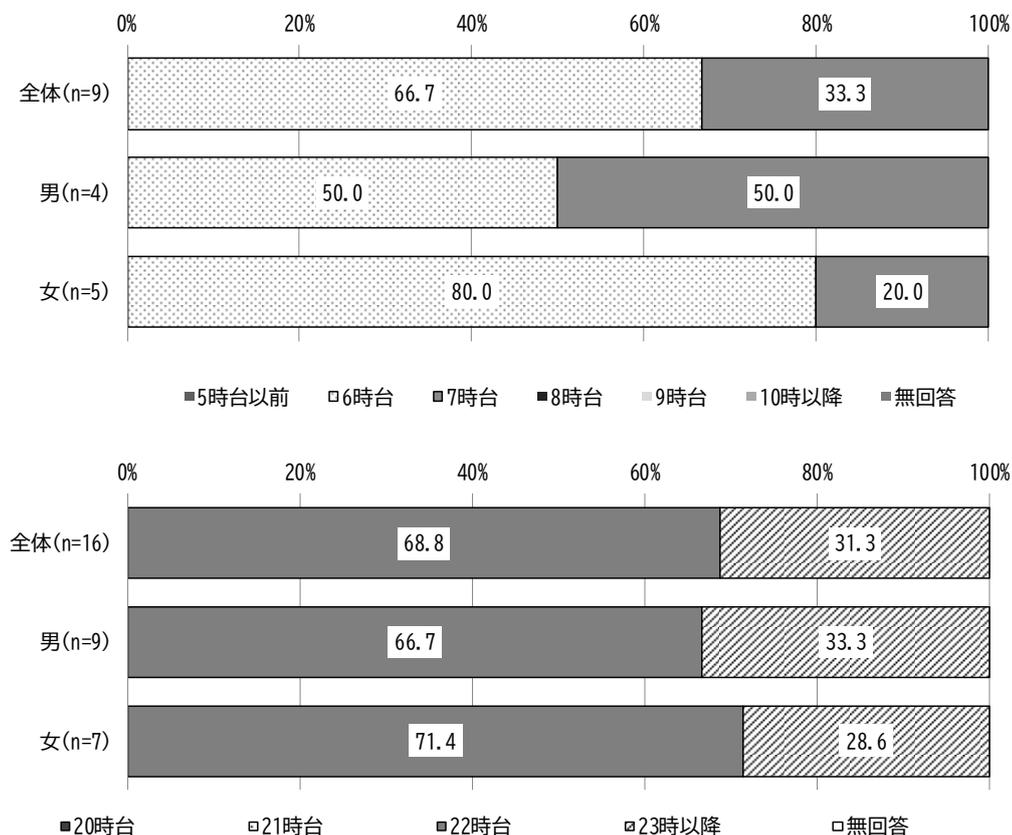
■特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合（睡眠不足）



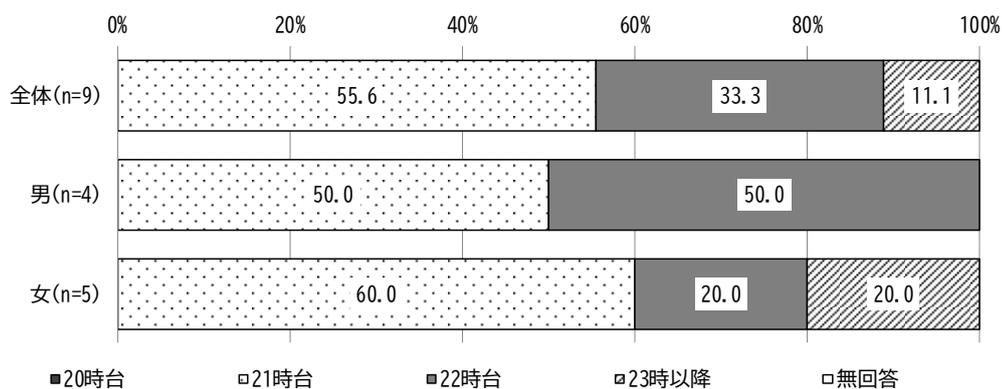
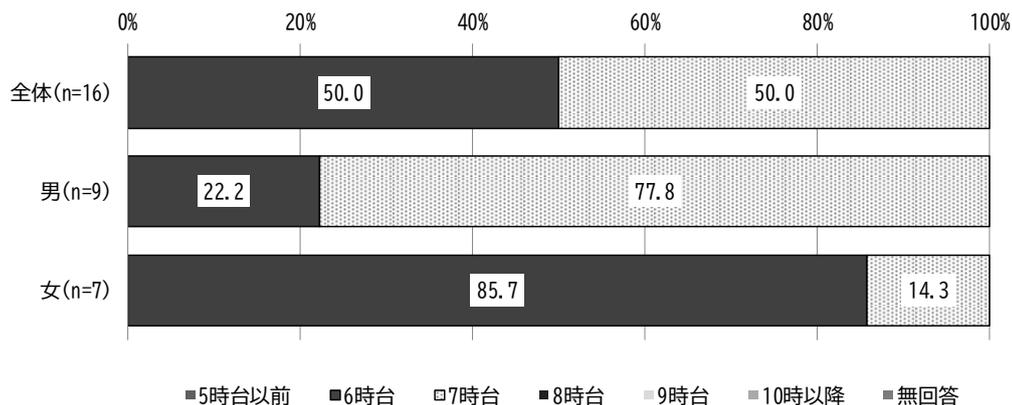
【1～5歳児保護者】 お子さんの起床時間と就寝時間（アンケート結果より抜粋）



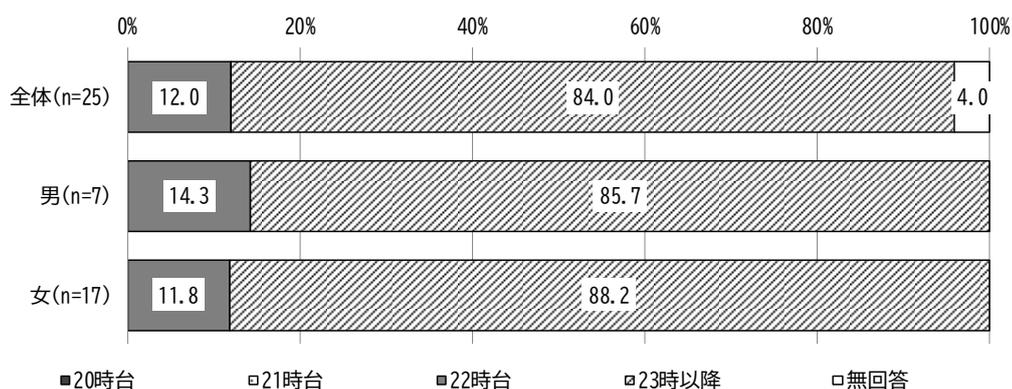
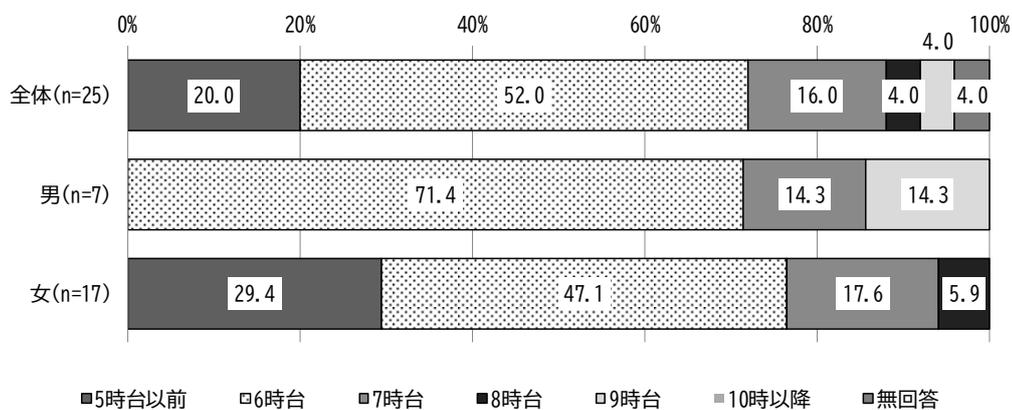
【小学生】 起床時間と就寝時間。（アンケート結果より抜粋）



【中学生】起床時間と就寝時間。(アンケート結果より抜粋)



【高校生相当】起床時間と就寝時間。(アンケート結果より抜粋)



■睡眠時間の目安

▶▶1～2歳児 11～14時間	▶▶3～5歳児 10～13時間
▶▶小学生 9～12時間	▶▶中学・高校生 8～10時間
▶▶成人 6時間以上	▶▶高齢者 8時間以内

資料：すこやか北海道 21、厚労省 健康づくりのための睡眠ガイド 2023

《今後の方向性》

- 十分な睡眠がとれている人を増やすため、毎日朝食や適度な運動について、啓発します。
- 定期的に、厚労省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」の内容を「広報あつま」等を活用し普及啓発に努めます。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
(再掲) 北海道版食事バランスガイドの普及啓発	「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓発を実施します。	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
厚労省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」の普及啓発	こども、成人、高齢者ライフステージごとの推奨する睡眠時間や生活習慣を世代ごとに示した「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」を広く町民に広め、良い睡眠と生活習慣がおくれるよう、普及啓発に努めます。	住民課健康推進グループ

《成果指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標値
睡眠不足の割合 * 1	21.9%	10%以上減少

* 1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和 04 年度

7. 歯の健康

目標 食べる楽しみがいつまでもつづく、生活の実現を目指します

《現状と課題》

- 妊婦に対し、歯科健診を行っています。
- 乳幼児に対し、各乳幼児健診及び春期秋期歯科健診にて歯科健診と歯科指導を行っています。
- 認定こども園・小中学校では年2回の歯科健診を実施しています。また、歯科健診内容の情報共有などの連携を図っています。
- 年長児を対象に、秋期歯科健診の際に、歯についての健康教育等を行っています。また、1歳6か月児・3歳児健康診査では、歯科衛生士による歯磨き指導・相談を行っています。併せて、食生活については、栄養士による、虫歯予防も含めた指導・相談もを行っています。
- 高齢者に対しては、フレイル予防などのパンフレットを配布し、口腔体操の資料を用いた健康教育等を行っています。
- 道や関係機関と連携し、歯の衛生週間には、食育の必要性と歯科保健知識の普及・啓発に努めています。

《今後の方向性》

- 乳幼児から継続した歯科指導が受けられるよう、取組方法を考えます。また、今後も、既存の歯科保健事業を大いに活用しながら継続した歯科指導を行います。
- 現在行っている事業を継続しつつ、3歳児健診までに歯磨きの習慣化ができるよう各事業で呼びかけを行います。
- 歯周病検診の導入を検討するとともに、様々な事業や健診の場で、かかりつけ歯科医で受けることの重要性についても伝えていきます。
- 6月4～10日は「歯と口の健康週間」呼びかけ、普及啓発に取り組みます。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
妊婦歯科健診	妊娠中はつわり、唾液の性質の変化やホルモンの影響で口腔内の異常をきたしやすい状態になることから、妊娠18週～25週の安定した時期に歯科健診を実施しています。また、必要に応じて口腔衛生管理の具体的な方法や栄養の取り方を指導します。	住民課健康推進グループ
乳児健康診査	9か月～12か月児に、問診、計測、診察、栄養・歯科相談、保健相談を実施します。	住民課健康推進グループ
1歳6か月児健康診査	問診、計測、診察、歯科健診、栄養・歯科相談、保健相談を実施します。	住民課健康推進グループ
3歳児健康診査	問診、計測、診察、歯科健診、栄養・歯科相談、保健相談を実施します。	住民課健康推進グループ
歯科健診・フッ素塗布	子どものむし歯の発生や悪化を防ぎ、健康な口腔衛生を保つため、年2回（春期、秋期）の歯科健診・フッ素塗布を実施しています。	住民課健康推進グループ
フッ化物洗口事業	こども園に入園している4歳、5歳児を対象に、むし歯予防対策としてフッ化物洗口を実施しています。	住民課子育て支援グループ
むし歯のない子の表彰	4歳児で歯科健診・フッ素塗布を継続して受け、むし歯が1本もないお子さんに対して表彰を実施しています（年1回秋頃）	住民課健康推進グループ

《成果指標》

指標		基準値 (令和4年度)	目標値
う歯のない子どもの割合	1歳6か月児	100%	100%
	3歳児	92.3%	95%
一人平均う歯数	中学生(12歳)	1.09歯	1.0未満
妊婦歯科健診の利用割合		17.5%	30%以上
定期的に歯科健康診査を受けている人の割合(19歳以上)		63.9%	70%以上

8. こころの健康

目標 こころの健康の保持・増進を図ります

《現状と課題》

- 定期的に広報あつま等でこころの健康について普及啓発するとともに、自殺対策強化月間に自殺予防について広報しています。また、ホームページ上でも、相談先等を掲載しています。
- ストレス解消法や健康づくりに関して、健康な方に対して予防的に啓発を行っていく必要があります。

《今後の方向性》

- 今後は関わる専門職種が知識を高められるような事例検討等を行うなど、知識と技術向上に努めます。
- 自殺対策の視点を持ち、支援する人へ関わった人が必要な支援につなげていくことができるよう、町主催によるゲートキーパー養成講座を継続的に開催します。
- 健診などの機会を通して、リーフレットの配布や掲示を継続します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
健康相談等の実施	こころの健康相談を行います。	住民課健康推進グループ
こころの相談日	「こころ」や「からだ」の健康や、子育ての悩みなど、保健師や臨床心理士等の専門職が相談に応じます。北海道胆振東部地震の影響による心身の不調についても、臨床心理士による「こころの相談」を受け付けています。	住民課健康推進グループ
教育相談	お子さんの教育上の悩みや心配ごとについて、相談員が面接や電話等で相談に応じます。いじめや不登校等の問題を共に考え、解決に向けて支援します。	生涯学習課 学校教育グループ
災害時こころのケア	保健師等が、被災者の孤立防止、こころの問題に早く気づき対応できるよう支援するほか、カウンセリング技術など専門的な知見を有する臨床心理士を活用した事業を実施します。また、事業を通して把握された課題からこころ対策の充実を図り、生活再建の過程において生じるストレス等に対する精神的なケアについて、長期的に支援をしていきます。	住民課健康推進グループ
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人、身近な活動で気づき、見守りを行う人材を養成します。	住民課健康推進グループ
広報あつまの健康情報普及啓発	広報あつまの健康情報発信やリーフレットの全戸配布、町民が集まる住民健診会場などで、リラクゼーション方法を解説した手作りの健康ガイドの掲示をしたりして、普及啓発に努めています。	住民課健康推進グループ

《成果指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標値
ゲートキーパー登録人数(累計人数)	31人	46人以上
毎日の生活に不満がある人(後期高齢者) * 1	0.3%	0
生活改善意欲なし * 2	43.8%	10%以上減少
(再掲)睡眠不足 * 2	21.9%	10%以上減少

* 1 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和04年度(累計)(後期)

* 2 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度

9. 喫煙

目標 喫煙が及ぼす健康への影響の普及啓発と禁煙サポートの充実

《現状と課題》

- 世界禁煙デーや禁煙週間を広報あつま等に掲載し、普及啓発を行っています。
- 健診や相談の場での禁煙指導を行っています。
- 妊娠届出の際に、妊娠中・授乳中の喫煙の影響や、啓発用パンフレットを配布しています。
- 健康増進法の改正に伴い、受動喫煙対策を強化し、官公庁をはじめとする施設での対策に取り組んでいます。

《今後の方向性》

- 妊娠届出時等のタイミングで、喫煙の影響について情報提供を継続します。
- 今後も受動喫煙防止対策に取り組みます。
- 学校を中心に、児童生徒などの未成年者に対する喫煙防止教育を推進します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
喫煙の健康被害等の啓発	喫煙の健康影響に関する情報提供（ホームページ、健康教育教材の作成等）を実施します。	住民課健康推進グループ
禁煙支援サポート	禁煙相談やたばこをやめたい人に対する禁煙支援サポートに努めます。また、禁煙外来や相談できる医療機関の情報提供にも努めます。	住民課健康推進グループ
妊娠ガイドの配布と啓発	妊娠ガイド等を通して、妊産婦に対するたばこが及ぼす健康への影響や禁煙の成功例などの普及啓発の推進をします。また、妊娠届出時等のタイミングで、喫煙の影響について情報提供を行い、妊婦自身や家族が意識して生活ができるよう促します。	住民課健康推進グループ
喫煙防止教育の推進	学校を中心に、児童生徒などの未成年者に対する喫煙防止教育を推進します。	住民課健康推進グループ
受動喫煙防止の普及促進	市町村や住民団体などと連携した、家庭における受動喫煙防止を促進します。また、飲食店等での受動喫煙防止促進の強化に努めます。	北海道健康安全局地域保健課

《成果指標》

指標	基準値	目標値
妊婦の喫煙率	5.6%	0%
喫煙率 * 1	18.8%	12%以下

* 1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和 04 年度

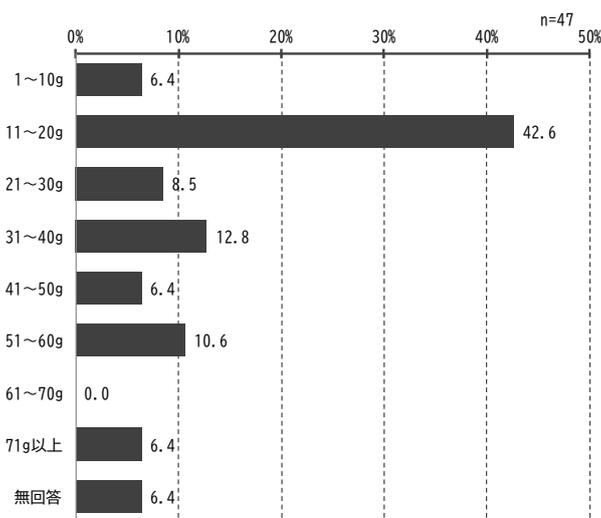
10. 飲酒

目標 飲酒が生活習慣病リスクを高める影響の普及啓発と 20 歳未満と妊婦の飲酒防止

《現状と課題》

- 飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患や、うつ病等の健康障害のリスク要因となることに加え、飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となるほか、20歳未満の者の飲酒は成長や発達、妊娠中の飲酒は妊娠合併症や胎児の発育に悪影響を及ぼします。
- 特定（基本）健診の結果説明会等、相談場面などで多量飲酒による肝機能障害の早期発見に努め保健指導を行っていますが、関係機関・団体と連携できていないことが課題です。
- 妊娠中・授乳中の飲酒による健康被害について、妊娠ガイドやパンフレットを用いて情報提供を行っています。飲酒をしている妊婦については、妊娠届出の際に指導を行います。
- 飲酒防止教育が小中学校授業の中に組み込まれたことにより、子どもに対する教育を推進しています。
- 週1回以上飲酒する人は、1回に11～20g未満アルコールを含む飲料を飲んでいる傾向が高いです。男性20g以内、女性は10g以内が目安とされています。20g以上を飲んでいる回答もあり、アルコールの多飲は、アルコール依存症にもつながるため、今後も、飲酒による健康被害やアルコール依存症に対する啓発を続ける必要性があります。

■ 週に1回以上飲酒する人の1回当たりのアルコール摂取量（アンケート結果より抜粋）



資料：アンケート

《今後の方向性》

- 健診や相談の場を利用して、多量飲酒による肝機能障害の早期発見に努め保健指導を行い、必要に応じて相談機関へつなぎます。
- 妊娠中・授乳中の飲酒による健康被害について普及・啓発を継続します。また、飲酒をしている方については、個別に指導を行っていきます。
- 今後も、学校における保健学習等を通じて、生徒の飲酒防止教育を進めます。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
妊娠ガイドの配布と啓発	妊娠ガイド等を通して、妊産婦に対するアルコール接種が及ぼす胎児への影響などの普及啓発の推進をします。また、妊娠届出時等のタイミングで、妊婦自身や家族が意識して生活ができるよう促します。	住民課健康推進グループ
飲酒防止教育	飲酒が生活習慣病につながるなど、長期間のアルコールの影響が及ぼす健康被害などについて、小中学校で飲酒防止教育を推進します。	住民課健康推進グループ 生涯学習課学校教育グループ
交通安全運動街頭啓発	交通安全運動の時期に、町交通安全協会の主催で、町内の事業所や団体、厚真高校生などが参加し、歩行者の安全確保や飲酒運転根絶などを重点目標に、参加者が沿道に並んでドライバーたちに交通安全を呼びかけ活動をしています。	住民課町民生活グループ

《成果指標》

指標	基準値	目標値
毎日飲酒の人の割合 * 1	22.5%	基準値の半数以下
1日3合以上の飲酒の人の割合 * 1	2.7%	基準値の半数以下

* 1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和 04 年度

11. 生活習慣病の発症予防と重症化予防

目標 健康行動を身につけ生活習慣病の発症を予防するとともに、健康診査受診による早期発見、早期治療に努めよう

《現状と課題》

- 令和4年度特定健診受診率は、59.0%で道より高くなっています。特定健診受診率向上について、平成30年度以降、国保保健事業のうち未受診者対策事業として実施していますが、近年は受診率の伸びの停滞が見られています。
- 特定健診における有所見状況では国、道と比較して、BMI（39.0%）、腹囲（37.4%）、中性脂肪（31.6%）、LDL-C（58.9%）、ALT（18.9%）が高くなっています。
- 令和4年度メタボリックシンドローム該当者は24.2%であり、平成30年度と比較して5.9%増となっています。メタボリックシンドローム予備群においては、令和4年度10.2%であり、平成30年度と比較して僅かに減少しています。国、道と比べて、男女ともにメタボリックシンドローム該当者が多い状況となっています。

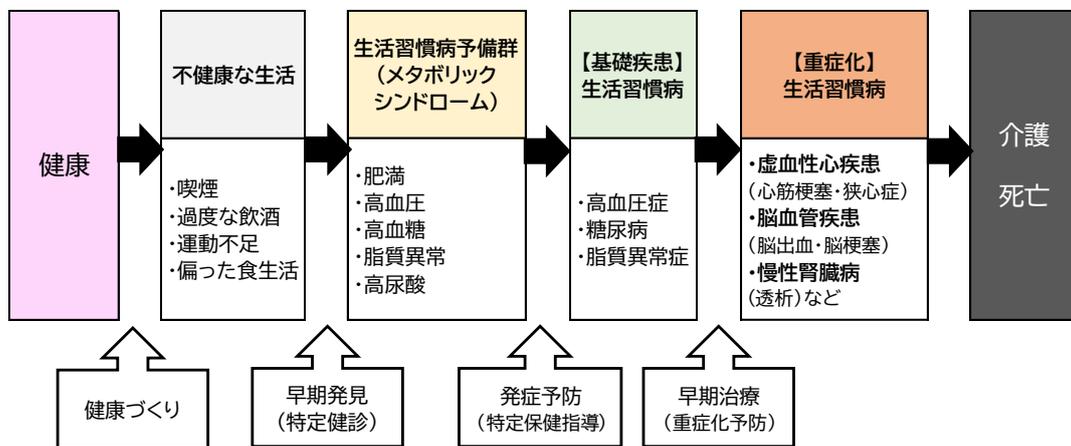
●健康課題抽出（生活習慣病の発症・重症化）の基本的考え方

普段からの健康づくりが、一番重要です。食生活、睡眠、運動と言われる、基礎的な生活のバランスを心掛け、住民自ら健康管理(セルフマネジメント)を進めることが、最初の生活習慣病の予防につながります。運動習慣を持つこと、適正体重を維持して主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食事を規則正しくとること、塩分を控え、野菜や果物をとること、禁煙、節酒、質のよい睡眠をとること、ストレスとなる問題を解決することなど、生活習慣の改善を行うことが、生活習慣病の予防となります。

ここで示している生活習慣病へのイメージは、下図のように「不健康な生活」→「生活習慣病予備群」→「生活習慣病(基礎疾患)」→「生活習慣病(重症化)」→「要介護・死亡」と段階的に進行していきます。

不健康な生活を積み重ねることで、生活習慣病予備群や生活習慣病へ進展します。健康を守っていくには、さらには重症化を防ぐことが必要になっていきます。

生活習慣病を発症しても、適切にコントロールすることで重症化を防ぐことができます。しかし、コントロールが不良な状態が続くと、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こし、生活機能の低下や要介護状態となる可能性が高まります。



【参考】新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 厚生労働省

(1) 糖尿病及び慢性腎臓病 (CKD) 予防対策

目標 糖尿病の予防・重症化予防、生活習慣の改善、知識の普及啓発

《現状と課題》

- 本町の主な死因の標準化死亡比は、男性は、腎不全と自殺のリスクが高く、女性は、腎不全、肺炎、心疾患のリスクが高いという傾向があります。男性、女性ともに、腎不全のリスクが高い傾向にあります。
- 糖尿病の治療状況の変化をみると、糖尿病治療者の割合は増加しており、脳血管疾患の割合も11.1%から12.5%、虚血性心疾患の割合が12.8%から16.7%に増加しています。糖尿病の重症化や大血管障害等の影響が考えられます。
- 令和4年度は、人工透析患者が1名います。1名の基礎疾患として、高血圧症、糖尿病、脂質異常症があります。
- 腎機能に関しては、[塩分やたんぱく質、脂質の過剰摂取]→[内臓脂肪の蓄積]→[高血圧、高尿酸結晶症等の発症]→[腎機能の低下]という関連性が考えられます。高血圧の内服薬の一部が腎機能の低下につながるという統計もあるため、高血圧治療中の方で、腎機能低下がみられる場合等は、主治医と連携した支援が重要となります。
- 腎機能は、症状がかなり進行しないと自覚症状として現れにくいため、健診等を毎年受診し、クレアチニンや尿蛋白のほか、eGFR（糸球体ろ過量）等で経過を確認していくことが重要であるため、今後も継続して取り組んでいきます。
- 糖尿病から糖尿病性腎症へ進展していき、人工透析への至らないように、今後も糖尿病性腎症の重症化予防は、重要な課題です。

■糖尿病治療者の経年変化

糖尿病 様式3-2		合計								
				65~74歳		40~64歳		40歳未満		
		H30年度	R4年度	H30年度	R4年度	H30年度	R4年度	H30年度	R4年度	
被保険者数		1347	1156	530	491	506	391	311	274	
糖尿病症治療者		人数	117	120	79	90	36	29	2	1
		割合	8.7	10.4	14.9	18.3	7.1	7.4	0.6	0.4
中長期 目標 疾患	脳血管疾患	人数	13	15	9	10	4	4	0	1
		割合	11.1	12.5	11.4	11.1	11.1	13.8	0.0	100.0
	虚血性心疾患	人数	15	20	12	18	3	2	0	0
		割合	12.8	16.7	15.2	20.0	8.3	6.9	0.0	0.0
	人工透析	人数	1	1	0	0	1	1	0	0
		割合	0.9	0.8	0.0	0.0	2.8	3.4	0.0	0.0
糖尿病 合併 症	糖尿病性腎症	人数	2	6	1	3	1	3	0	0
		割合	1.7	5.0	1.3	3.3	2.8	10.3	0.0	0.0
	糖尿病性網膜症	人数	4	5	4	3	0	2	0	0
		割合	3.4	4.2	5.1	3.3	0.0	6.9	0.0	0.0
	糖尿病性神経障害	人数	3	1	1	1	1	0	1	0
		割合	2.6	0.8	1.3	1.1	2.8	0.0	50.0	0.0

■厚真町国保の新規人工透析患者の推移

項目	糖尿病性腎症		腎硬化症 (高血圧症)	その他	合計	
	患者数	増減人数	患者数	患者数	患者数	増減人数
令和元年度	0人	0人	1人	0人	1人	1人
令和2年度	0人	0人	0人	0人	0人	-1人
令和3年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
令和4年度	1人	1人	1人	1人	1人	1人

■糖尿病性腎症重症化予防の取り組み評価

項目	突合表	保険者						同規模保険者(平均)		データ基
		R02年度		R03年度		R04年度		R04年度同規模保険者数274		
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
1 ① 被保険者数	A	1,227人		1,211人		1,159人				KDB_厚生労働省様式 様式3-2
② (再掲)40-74歳		943人		925人		890人				
2 ① 対象者数	B	801人		766人		730人				市町村国保 特定健康診査・特定保健指導 状況概況報告書
② 受診者数	C	462人		464人		431人				
③ 受診率		57.7%		60.6%		59.0%				
3 ① 対象者数		83人		82人		40人				
② 実施率		56.0%		58.0%		29.0%				
4 ① 糖尿病型	E	56人	12.1%	68人	14.7%	59人	13.7%			特定健診結果
② 未治療・中断者(質問票 服薬なし)	F	11人	19.6%	18人	26.5%	18人	30.5%			
③ 治療中(質問票 服薬あり)	G	45人	80.4%	50人	73.5%	41人	69.5%			
④ コントロール不良 HbA1c7.0%以上または空腹時血糖130以上	J	20人	44.4%	26人	52.0%	17人	41.5%			
⑤ 血圧 130/80以上	J	14人	70.0%	21人	80.8%	12人	70.6%			
⑥ 肥満 BMI25以上	J	14人	70.0%	17人	65.4%	15人	88.2%			
⑦ コントロール良 HbA1c7.0未満かつ空腹時血糖130未満	K	25人	55.6%	24人	48.0%	24人	58.5%			
⑧ 第1期 尿蛋白(-)	M	48人	85.7%	53人	77.9%	51人	86.4%			
⑨ 第2期 尿蛋白(±)		3人	5.4%	8人	11.8%	1人	1.7%			
⑩ 第3期 尿蛋白(+)		5人	8.9%	5人	7.4%	7人	11.9%			
⑪ 第4期 eGFR30未満		0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%			
5 ① 糖尿病受療率(被保険者対)		92.9人		104.9人		109.6人				KDB_厚生労働省様式 様式3-2
② (再掲)40-74歳(被保険者対)		116.6人		136.2人		141.6人				
③ レセプト件数 (40-74歳) (1月1日現在)	H	入院外(件数)	677件 (731.9)	597件 (639.2)	714件 (827.3)	500件 (840.2)				KDB_疾病別医療費分析 (生活習慣病)
④ 入院(件数)		2件 (2.2)	3件 (5.1)	0件	2件 (5.1)					
⑤ 糖尿病治療中	H	114人	9.3%	127人	10.5%	127人	11.0%			KDB_厚生労働省様式 様式3-2
⑥ (再掲)40-74歳		110人	11.7%	126人	13.6%	126人	14.2%			
⑦ 健診未受診者	I	65人	59.1%	76人	60.3%	85人	67.5%			
⑧ インスリン治療	O	9人	7.9%	6人	4.7%	8人	6.3%			
⑨ (再掲)40-74歳		7人	6.4%	6人	4.8%	7人	5.6%			
⑩ 糖尿病性腎症	L	5人	4.4%	6人	4.7%	5人	3.9%			
⑪ (再掲)40-74歳		5人	4.5%	6人	4.8%	5人	4.0%			
⑫ 慢性人工透析患者数 (糖尿病治療中に占める割合)		0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%			
⑬ (再掲)40-74歳		0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%			
⑭ 新規透析患者数		0人		0人		1人				
⑮ (再掲)糖尿病性腎症		0人		0人		1人				
⑯ 【参考】後期高齢者 慢性人工透析患者数 (糖尿病治療中に占める割合)		5人	2.6%	3人	1.6%	3人	1.5%			KDB_厚生労働省様式 様式3-2 ※後期ユーザー
6 ① 総医療費		3億2632万円		3億1226万円		3億5943万円		2億6175万円		KDB 健診・医療・介護データから みる地域の健康課題
② 生活習慣病総医療費		1億7719万円		1億8196万円		2億1493万円		1億4021万円		
③ (総医療費に占める割合)		54.3%		58.3%		59.8%		53.6%		
④ 生活習慣病 対象者 一人あたり	健診受診者	6,832円		16,333円		18,855円		6,845円		
⑤ 健診未受診者		42,131円		31,598円		43,812円		40,820円		
⑥ 糖尿病医療費		2161万円		2080万円		2097万円		1572万円		
⑦ (生活習慣病総医療費に占める割合)		12.2%		11.4%		9.8%		11.2%		
⑧ 糖尿病入院外総医療費		5124万円		5286万円		5581万円				
⑨ 1件あたり		36,575円		36,912円		38,223円				
⑩ 糖尿病入院総医療費		2813万円		1765万円		3749万円				
⑪ 1件あたり		852,300円		504,411円		681,625円				
⑫ 在院日数		15日		10日		21日				
⑬ 慢性腎不全医療費		24万円		25万円		311万円		957万円		
⑭ 透析有り						292万円		862万円		
⑮ 透析なし		24万円		25万円		19万円		96万円		
7 ① 介護給付費		4億3919万円		4億9762万円		5億0027万円		3億5514万円		
② (2号認定者)糖尿病合併症										
8 ① 死亡	糖尿病(死因別死亡数)	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	1.0%	KDB_健診・医療・介護データから みる地域の健康課題

《今後の方向性》

- 生活習慣の改善の重要性について普及啓発を進め、糖尿病が強く疑われる者の増加抑制を目指します。
- 特定健康診査及び特定保健指導による早期発見、早期治療を進めます。
- 糖尿病重症化予防のため、「治療継続による血糖値の適正な管理」の重要性についての意識を高めます。
- 健康診査結果に基づく町民一人ひとりの自己健康管理の積極的な推進します。
- 特定健診事後の2次検査の継続（75g糖負荷検査・微量アルブミン尿検査等）します。
- 医療関係者との連携
- 糖尿病性腎症重症化予防の取組にあたっては「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成31年4月25日改定 日本医師会 日本糖尿病推進会議 厚生労働省）及び北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき以下の視点で、PDC Aに沿って実施します。
 - (1) 健康診査・レセプト等で抽出されたハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導
 - (2) 治療中の患者に対する医療と連携した保健指導
 - (3) 糖尿病治療中断者や健診未受診者に対する対応

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
(再掲) 北海道版食事バランスガイドの普及啓発	「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓発を実施します	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について、関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医等かかりつけ医と連携し、腎不全、人工透析へ移行することを防止します。	住民課健康推進グループ
特定健康診査	生活習慣病の予防のために、対象者（40～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した健診を行います。	住民課健康推進グループ
特定保健指導	生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。	住民課健康推進グループ

《成果指標》

指標	基準値	目標値
糖尿病有病者の増加の抑制 (HbA1cがNGSP値6.5%以上の人の割合)	10.3%	基準に比較して25%減少
血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少（HbA1cがNGSP値8.0%以上の人の割合の減少）（40～74歳）	0.8%	現状維持又は減少
治療が必要な者のうち治療継続者の割合の増加 (HbA1cがNGSP値6.5%以上の人のうち治療中と回答した人の割合）（40～74歳）	59.4%	75%
合併症（糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数）の減少	1人	1人未満

(2) 循環器疾患

目標 高血圧の改善、脂質異常症の減少と禁煙サポートの充実、栄養・運動などの生活習慣の改善

《現状と課題》

- 特定健診における有所見状況では国、道と比較して、BMI (39.0%)、腹囲 (37.4%)、中性脂肪 (31.6%)、LDL-C (58.9%)、ALT (18.9) が高くなっています。男性は、BMI、腹囲、収縮期血圧、中性脂肪、LDL-C、ALTが高く、40-64歳では、尿酸が高くなっています。女性は、BMI、中性脂肪、LDL-Cが高く、40-64歳では、尿酸が高くなっています。循環器疾患の危険因子である高血圧と脂質異常症は、男性はその両方の危険因子が高く、女性は、脂質異常症の危険因子が高い状況です。
- 「メタボリックシンドロームの該当者」及び「予備群」は、令和4年度の特定健康診査結果では、該当者は24.2% (国20.6%)、予備群は10.2% (国11.1%) となっています。
- 令和4年度の特定健康診査の受診率は59.0% (国37.5%)、特定保健指導の実施率は、70.1% (全国20.1%)、健診及び保健指導の実施率はほぼ横ばいで推移し、全国平均を大きく上回っています。さらなる受診率と実施率の向上に向け、受診しやすい体制の整備や受診勧奨の促進が必要です。
- 虚血性心疾患の重症化予防対象者を把握するため、心電図検査を通して、その所見に異常があった場合には、血圧や血糖等のリスクと合わせて、医師の判断を仰いでいます。また、心電図検査で異常がなかったり、心電図検査自体を受けていなかったりする場合であっても、肥満や高血圧、高血糖、脂質異常がある場合には、隠れ狭心症を想定して (心筋梗塞の60%はその前兆がないため)、積極的に保健指導を行う必要があります。特に、メタボリックシンドロームの該当者やLDLコレステロールが高い脂質異常症については、関連性が高いため、対象者の状態に合わせて、医療機関への受診勧奨を行う必要があります。
- 喫煙は血管を過度に収縮させ、痛めることで、虚血性心疾患を誘発します。そのため、一次予防として禁煙が奨励されています。

▶▶コレステロールをめぐる考え方

食事によるコレステロールの摂取は、血中のコレステロール値に直接的に影響を与えないことから、コレステロールの摂取量の基準値は定められていません。ただ、日本人の食事摂取基準 (2020年版) では、脂質異常症の重症化予防を目的として、コレステロールを200mg/日未満に留めることが望ましいとされています。血中のLDLコレステロールが高くなり、HDLコレステロールが低くなった脂質異常症では、コレステロールが血管壁に蓄積され動脈硬化を誘発し、さらに虚血性心疾患、脳梗塞のリスクが高まります。

食事からのコレステロールは、血中コレステロール値に直接の影響を与えないとは言うものの、血中コレステロール値が高い人は、注意が必要です。コレステロールは、卵、肉、魚などの動物性たんぱく質を多く含む食品に含まれているため、特に高齢者では、コレステロールの摂取量を制限しようとするたんぱく質不足を生じ、低栄養を生じる可能性があるため、そのバランスが重要です。

脂質を減らすだけでなく、包括的な食事内容の改善を試み、血中コレステロール値を下げるのが明らかになっている食材、例えば、食物繊維を多く含む大豆製品、海藻、野菜類を増やすことは大切です。

資料：公益財団法人長寿科学振興財団、日本動脈硬化学会声明

《今後の方向性》

- 循環器疾患の死亡率の減少を目指します。
- 循環器疾患を予防するため、危険因子となる高血圧の改善や脂質異常症を減らします。
- 特定健康診査及び特定保健指導による疾病の早期発見、早期治療を進めます。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
(再掲) 北海道版食事バランスガイドの普及啓発	「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓発を実施します。	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
(再掲) 糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について、関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医等かかりつけ医と連携し、腎不全、人工透析へ移行することを防止します。	住民課健康推進グループ
(再掲) 特定健康診査	生活習慣病の予防のために、対象者（40～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した健診を行います。	住民課健康推進グループ
(再掲) 特定保健指導	生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。	住民課健康推進グループ

《成果指標》

指標	基準値	目標値
脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	*4	基準値以下
虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)	*4	基準値以下
高血圧の改善（血圧 140/90mmHg 以上の者の割合）男性	37.0%	基準に比較して25%減少
高血圧の改善（血圧 140/90mmHg 以上の者の割合）女性	32.6%	基準に比較して25%減少
脂質異常症の減少（LDLコレステロール 160 mg/d l 以上の者の割合）（40～74歳）男性	11.6%	10.0%以下
脂質異常症の減少（LDLコレステロール 160 mg/d l 以上の者の割合）（40～74歳）女性	11.1%	10.0%以下
メタボリックシンドロームの該当者の減少（40～74歳）*2	24.2%	基準に比較して25%減少
メタボリックシンドロームの予備群の減少（40～74歳）*2	10.2%	基準に比較して25%減少
特定健康診査の受診率（40～74歳）*3	59.0%	基準値以上を維持
特定保健指導の実施率（40～74歳）*3	70.1%	基準値以上を維持
(再掲) 喫煙率 *1	18.8%	12.0%以下

*1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度 *2 KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度(累計)から令和04年度(累計) *3 特定健診等データ管理システム 実施結果報告テーブル *4 R4人口動態統計にて確認

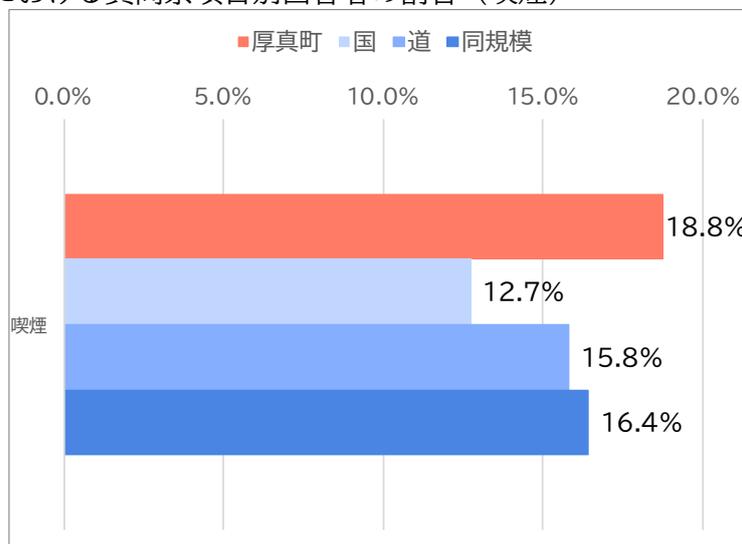
(3) がん

目標 喫煙率の減少と食生活の改善、がん検診受診率の向上

《現状と課題》

- 本町の主な死因の標準化死亡比は、男性は、腎不全と自殺のリスクが高く、女性は、腎不全、肺炎、心疾患のリスクが高いという傾向があります。他のリスクも高いですが、がんに関しては、男性-16.3%、女性-12.0%、ともにがんのリスクは全国平均よりも低い傾向にあります。
- がん対策の基本的な考え方として、発症予防と重症化予防の視点で取り組んできました。発症予防は、がんのリスクを高める生活習慣は、循環器疾患や糖尿病の危険因子と同様であるため、循環器疾患や糖尿病への取組としての生活習慣の改善が、結果的にはがんの発症予防にもつながるという考えに基づき、取り組んでいます。
- がんの重症化予防は、生涯を通じて考えた場合に、二人に一人は一生のうち何らかのがんに罹患（らかん）すると言われていたことから、がんによる死亡を減少させるためには、がんの早期発見が重要であるとして、がん検診を実施しています。
- がんの危険因子である喫煙について、特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合、喫煙でみると、成人の喫煙率は18.8%となっており、全国12.7%、道15.8%よりも上回っており、喫煙率の低下のほか、受動喫煙防止対策の充実などたばこ対策を一層推進することが必要です。
- 野菜・果物不足などの食習慣もがんのリスクを高める要因とされています。令和4年度健康づくり道民調査によると、野菜摂取量は264g、果物摂取量は129gとなっており、摂取量の目標値達成に向け、食生活の改善が必要です。厚真町食生活実態調査から、緑黄色野菜の摂取量は、ほとんどの年代で、平均的な日本人の摂取量を上回っていますが、摂取したい目標量は下回っています。その他の野菜の摂取量は、全ての年代の男女において、摂取したい目標量を下回っています。果実類の摂取量は、ほとんどの年代の男女において、果実類の摂取量は目標量を上回っています。ただ、果実類は取りすぎると果糖の過剰摂取により中性脂肪の増大や肥満を招くおそれがあり、そのバランスが大事です。野菜や果物の食習慣に向けて、食育や食生活改善に向けた普及啓発は継続が必要です。
- 本町のがん検診の受診率は、令和4年度、胃がん男性11.8%、女性15.6%、肺がん男性23.4%、女性36.6%、大腸がん男性11.4%、女性17.5%、子宮がん7.9%、乳がん12.5%と低い状況にあります。受診率のより一層の向上を図るため、がん検診の必要性についての普及啓発や受診勧奨の徹底などの対策を推進する必要があります。

■特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合（喫煙）



《今後の方向性》

- 喫煙など生活習慣の改善を促進し、がんの罹患(りかん)率の減少を目指します。今後も受動喫煙防止対策に取り組みます。
- がん検診による早期発見・早期治療を進め、がんの死亡率の減少を目指します。
- 胃がん検診
国内において胃がんの罹患(りかん)率、死亡率は減少傾向であること、胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査の胃がんの死亡率減少効果を示すことが明らかとなり、対策型胃がん検診の対象は50歳以上が妥当であると示されたところです。当分の間は、40歳代の者に対しても実施して差し支えないとなっていることから、40歳以上の胃部エックス線検査による対策型検診を継続します。また、胃内視鏡検査には、偶発症(出血、穿孔、ショック等)に対して適切に対応できる体制が必要であり、体制が整備されるまでに一定期間を要するので、胃部エックス線検査を当分継続します。
- ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査の死亡率減少効果を示すエビデンスはなく、検証が必要であると言われているところではありますが、胃がん検診の受診率の伸び悩みを受け、胃がんハイリスク者を抽出し、早期治療へつなげることを目的として、特定・基本健診時に40歳の方を対象として、ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査を実施します。
- P型アミラーゼ検査
厚真町のがんにおける部位別死亡数では、膵臓がんによる死亡が多い状況です。膵臓がんは発見が難しく、早期治療が難しい疾患ではありますが、膵臓疾患の早期発見を目的として、特定・基本健診項目にP型アミラーゼ検査を町独自追加項目として実施します。高齢者は、腎機能低下に伴いアミラーゼの排泄が阻害され、高値を示す場合があるため、本検査結果については、健診担当医と協議の上、対応することが必要と考えています。また、有効性についても今後も検討していきます。
- HPV検査(自己採取)
厚真町の子宮頸がん検診受診率は、令和4年度、7.9%と極めて低く、国の目標60%を大きく下回っています。がん検診推進事業(無料クーポン券の配布)等も実施してきましたが、特に若年層の未受診が目立っている状況です。この状況に対し、受診のきっかけづくりと、ハイリスク者の抽出をする目的で、家庭で自己採取可能なHPV検査を導入しています。
HPV検査の子宮頸がん死亡率減少効果の有無を判断する証拠は不十分な段階ではありますが、子宮頸がんはHPVウイルス感染によって引き起こされることは明確であること、自己採取による検査と婦人科専門医による採取での検査結果に差がないことから、前述した受診のきっかけづくりとしては、効果が期待できると判断しています。受診率や発見率、受診につながった率等を確認し、評価を実施します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
胃がん検診	40歳以上を対象に胃部X線検査を実施します。	住民課健康推進グループ
肺がん検診	35歳錠を対象に肺X線検査、喀痰細胞診を実施します。喀痰細胞診の対象者は、50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の者です。	住民課健康推進グループ
大腸がん検診	40歳以上を対象に2日間にわたって便を自宅で採取し、血液の成分が混じっていないかを調べる「便潜血検査」です。簡便で身体への負担が少ない優れた検査法です。	住民課健康推進グループ
子宮頸がん検診	20歳以上の女性を対象に2年に1回、視診、内診と医師が採取した子宮頸部の細胞による細胞診を実施します。	住民課健康推進グループ

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
乳がん検診	40歳以上の女性を対象に1年に1回、乳房X線検査（マンモグラフィ）を実施します。	住民課健康推進グループ
前立腺がん検診	50歳以上の男性を対象に、血液検査によりPSAという前立腺に特異的なたんぱく質の値を調べる検査を実施します。	住民課健康推進グループ
P型アミラーゼ検査	膵臓疾患の早期発見を目的として、特定・基本健診項目にP型アミラーゼ検査を町独自追加項目として実施します。	住民課健康推進グループ
HPV検査（自己採取）	子宮頸がんはHPVウイルス感染によって引き起こされることは明確であること、自己採取による検査と婦人科専門医による採取での検査結果に差がないことから、実施しています。	住民課健康推進グループ

《成果指標》

指標	基準値	目標値
75歳未満のがんの年齢調整死亡率（10万人当たり） * 2	230.4	全国平均以下
がん検診の受診率の向上		
胃がん検診の受診率 男性	11.8%	60.0%以上
胃がん検診の受診率 女性	15.6%	60.0%以上
肺がん検診の受診率 男性	23.4%	60.0%以上
肺がん検診の受診率 女性	36.6%	60.0%以上
大腸がん検診の受診率 男性	11.4%	60.0%以上
大腸がん検診の受診率 女性	17.5%	60.0%以上
子宮頸がん検診の受診率	7.9%	60.0%以上
乳がん検診の受診率	12.5%	60.0%以上
（再掲）喫煙率 * 1	18.8%	12.0%以下

* 1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度

* 2 令和3年（2021年）北海道保健統計年報

(4) COPD（慢性閉塞性肺疾患）

目標 COPD 疾患の認知度上昇と普及啓発、禁煙サポートの充実

《現状と課題》

- COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主訴として緩徐に呼吸障害が進行します。肺気腫、慢性気管支炎などが含まれます。
- COPD（慢性閉塞性肺疾患）の原因としては、50～80%程度たばこの煙が関与し、喫煙者の20～50%程度がCOPDの発症リスクがあります。喫煙率は、全国、道と比べ高く、長期的な喫煙は喫煙者本人のみならず、受動喫煙にさらされる人にとっても発症リスクを高めるほか、罹患（りかん）率や死亡率の増加につながると予想されています。
- COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度に関しては、道平均33.9%、町内は、名前を聞いたことがあるを含めると36.1%となっています。

《今後の方向性》

- 今後も受動喫煙防止対策に取り組みます。
- 健康教育や特定健康診査の場での、COPDに関する情報提供を実施します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
COPDに係る普及啓発	COPDに関する情報提供（ホームページ等）について、健康教育や特定健康診査の場で、実施をします。	住民課健康推進グループ
（再掲）禁煙支援サポート	禁煙相談やたばこをやめたい人に対する禁煙支援サポートに努めます。また、禁煙外来や相談できる医療機関の情報提供にも努めます。	住民課健康推進グループ
（再掲）受動喫煙防止の普及促進	市町村や住民団体などと連携した、家庭における受動喫煙防止を促進します。また、飲食店等での受動喫煙防止促進の強化に努めます。	北海道健康安全局地域保健課

《成果指標》

指標	基準値	目標値
COPDの認知度	36.1%	80.0%以上
（再掲）喫煙率 * 1	18.8%	12.0%以下

* 1 KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度

12. 高齢者（介護予防）

目標 高齢者の健康づくりと介護予防に対する意識を高め、介護予防で生き生きとした生活と社会参加を進めます

《現状と課題》

- 地域の人口構成等の変化に対応し、介護予防を積極的に進めるため、サービス整備と充実に努め、これまでの地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場）の利用促進や、地域課題の把握や共有により、引き続き取り組んでいます。
- 介護サービスが必要な人や要介護までとはいかないまでも、支援が必要な人が増えています。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。介護予防を強化し、その推進を図り、元気でいきいきとした生活を送れるよう啓発とともに、自らの健康管理（セルフケア）ができるよう推進します。
- 糖尿病、高血圧症、脂質異常症の有所見者状況は、国と比較して、血圧が有意で高く、2疾患、3疾患の重なる割合も高くなっています。40歳からの特定健診を受診するとともに、後期高齢者になっても基本健診を受診することによって、血管疾患やフレイル共通のリスクである高血圧、糖尿病、脂質異常症を早期に発見し、重症化予防を防ぐことが、介護予防と医療費適正化につながると考えます。
- 高齢者を対象とした第9期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の生活機能評価リスク（以下、リスク。）をアンケート結果からみると、運動機能（82.8%）が最も多く、次いで、閉じこもり（62.1%）、認知症（57.8%）、うつ（41.4%）、転倒（41.4%）、咀嚼（そしゃく）機能（29.3%）、IADL低下（19.0%）、栄養改善（3.4%）となっています。
- 特定健診質問票の回答状況について、国と比較として、有意に高いのが「運動・転倒」のカテゴリーである「歩行速度が遅くなったと思う」と「転倒したことがある」、「運動を週に1回以上していない」もあり活動量の低下が見られます。また、「体重減少」も、ありフレイル予備軍も多い状況と推察しています。
- 高齢者を対象とした在宅介護実態調査では、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、呼吸器疾患、認知症、眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）、高血圧症、精神疾患（うつ病等）、は介護者が仕事を続けられなくなる可能性がある疾患等と、回答傾向からは推察され、毎年の健康診断などの住民の健康維持は重要だと考えます。

■後期高齢者の特定健診受診状況

		後期		
		厚真町	国	国との差
健診受診率		35.1%	24.2%	10.9
受診勧奨対象者率		68.5%	60.8%	7.7
有所見者の状況	血糖	5.8%	5.7%	0.1
	血圧	30.0%	24.3%	5.7
	脂質	8.8%	10.8%	-2.0
	血糖・血圧	4.5%	3.1%	1.4
	血糖・脂質	2.1%	1.3%	0.8
	血圧・脂質	10.0%	6.8%	3.2
	血糖・血圧・脂質	2.1%	0.8%	1.3

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和04年度（累計）（後期）

■後期高齢者における特定健診質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		厚真町	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	1.8%	1.1%	0.7
心の健康	毎日の生活に「不満」	0.3%	1.1%	-0.8
食習慣	1日3食「食べていない」	3.6%	5.3%	-1.7
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	28.8%	27.8%	1.0
	お茶や汁物等で「むせることがある」	20.3%	20.9%	-0.6
体重変化	6か月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」	11.8%	11.7%	0.1
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	63.3%	59.1%	4.2
	この1年間に「転倒したことがある」	26.1%	18.1%	8.0
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	51.2%	37.2%	14.0
認知	周囲の人から「物忘れがあると言われたことがある」	21.5%	16.3%	5.2
	今日が何月何日かわからない日が「ある」	24.8%	24.8%	0.0
喫煙	たばこを「吸っている」	7.3%	4.8%	2.5
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	17.6%	9.5%	8.1
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	5.5%	5.6%	-0.1
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	4.5%	4.9%	-0.4

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和04年度（累計）（後期）

《今後の方向性》

■高齢者の介護予防を進めていきます。

■第9期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、運動機能低下リスクが一番高く、特定健診質問票の回答状況でも、同様の傾向がみられるので、運動機能を高める介護予防教室への参加を促します。

《主な施策と事業》

施策・事業名	施策・事業内容	担当課
(再掲) 北海道版食事バランスガイドの普及啓発	「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓発を実施します。	北海道健康安全局地域保健課
ロコモティブシンドロームの普及啓発	各種教室等を活用し、ロコモティブシンドロームに関する普及啓発を行います。	住民課福祉グループ、健康推進グループ
ふれあいサロン事業	介護予防に関する知識を普及啓発するため、講演会や健康教室、介護予防教室等を開催し、その内容の充実に努めます。	社会福祉協議会 住民課福祉週グループ
認知症サポーター養成	地域において認知症予防の普及啓発を行う、認知症サポーターの養成に努めます。	住民課福祉グループ

《成果指標》

指標	基準値	目標値
認知症サポーターの登録者数（累計）	410人	基準値より増加

第5章 第2期厚真町いのちを支える計画 (自殺対策計画)

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果大きく前進し、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果をあげています。しかし、その中で、自殺者数は毎年2万人を超え、人口10万人当たりの自殺による死亡率も主要先進7か国の中では最も高い水準にあり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない状況です。また、小中高生の自殺者数は増えており、子どもや若者が自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければいけません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

本町では、「第2期厚真町いのちを支える計画」(以下、「本計画」という。)を策定することで、総合的な自殺対策の取組方針等を示します。また、地域に密着した取り組みを推進するとともに、関係機関との連携強化を図り、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進することに重点を置き、「誰も自殺に追い込まれることのない」厚真町の実現をめざします。

【近年の国の主な動向】

年 月	内 容
平成18年6月	自殺対策基本法成立
平成19年6月	初の「自殺総合対策大綱」の策定(閣議決定)
平成24年8月	自殺総合対策大綱改定(1回目)(閣議決定)
平成28年3月	自殺対策基本法一部改正法成立(地域自殺対策計画策定の義務化等)
平成29年7月	自殺総合対策大綱改定(2回目)(閣議決定)
令和4年10月	自殺総合対策大綱改定(3回目)(閣議決定)

2. 計画の期間

本計画について、計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、「健康あつま21(第2期健康増進計画)」の「こころの健康」に関する取組について、本計画と連携を図って推進するものとします。なお、法制度の改正等があった場合には見直しを行い、柔軟に対応していきます。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
「第2期厚真町いのちを支える計画(自殺対策計画)」						 次期計画

3. 新たな自殺総合対策大綱について

令和4年10月に改定された新たな大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

《令和4年 自殺総合対策大綱（新大綱）の概要》

基本理念：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」
数値目標：令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ◆自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ◆学校、地域の支援者等が連携し、チームとして自殺対策に当たることができる仕組み等の構築。
- ◆命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ◆学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ◆「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2. 女性に対する支援の強化

- ◆妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3. 地域自殺対策の取組強化

- ◆地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム支援。
- ◆地域自殺対策推進センターの機能強化。

4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ◆国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

5. その他、充実・強化項目

- 孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及 ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信 等

4. 自殺対策の基本的な考え方

自殺対策の取り組みを推進するために、厚真町では国が示す2つの資料、人口に応じた自殺対策の方向性と具体的事業が掲載されている「地域自殺対策政策パッケージ」における「基本施策」と地域の自殺の現状分析が掲載されている「自殺実態プロファイル」における「重点施策」を踏まえ、取組を推進します。

○計画の基本理念

「町民一人ひとりが、かけがえのない命を大切にし、ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」を本計画の基本理念とし、「誰もが自殺に追い込まれることのない厚真町」の実現を目指します。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の健康の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることであるとともに、防ぐことができる社会的な問題であるといえます。

そのため、生きることの包括的な支援として、地域の住民や保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関が実施する取り組みが連携しあい、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢が大切になります。

○計画の目標

国は、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）において、令和8年までに自殺率を「30%以上減少させる」としており、自殺死亡率の数値目標を平成27年の18.5から13.0以下への減少を継続するとしています。

厚真町における平成30年度の平均自殺率は21.2となっています。

国の自殺減少率と前計画の健康あつま21の目標である「自殺者数の減少」を継続し、「15%減少させる」よう、以下のとおり数値目標を設定します。

項目	現状値	目標
厚真町の自殺死亡率(10万対) (平成30年度) *	21.2	18.0

*平成30年北海道保健統計年報以降、令和3年度までは、自殺者なし。

5. 施策体系

【基本理念】

町民一人ひとりが、かけがえのない命を大切にし、
ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

【基本施策】

- 基本施策1. 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策3. 住民への啓発と周知
- 基本施策4. 生きることの促進要因への支援
- 基本施策5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】

- 重点施策1. 高齢者に関する自殺対策への支援
- 重点施策2. 生活困窮に関する自殺対策への支援
- 重点施策3. 震災等被災地住民への心のケア・自殺対策への支援

【計画の目標】

自殺者数の減少

誰もが自殺に追い込まれることのない厚真町

6. 厚真町における自殺の傾向と対策の方向性

前計画の令和元年度～令和4年度の計画の評価として、以下をまとめました。

○評価のポイント

①男性では、無職独居の自殺者が一番多いです。有職者でも独居の自殺者が多いため、個人・家族の方だけでは自殺を防ぎきれない可能性があります。地域の支援や公的・民間の支援等を組み合わせた柔軟な対策が求められます。

課題点 地域の支援や公的・民間の支援等を組み合わせた柔軟な対策が求められます。

○「支援が必要な人に支援を届ける」体制作りのより一層の推進

○生活支援コーディネーターと連携し、介護予防教室の終了とともに、自治会長や民生児童委員などと地域の自主活動やつどいの場づくりにつなげられないか検討が必要です。

○地域包括支援センターの体制では対応が限界であり、介護予防教室開催内容や方法の見直しが必要です。

○「地域の支援や公的・民間の支援等を組み合わせた柔軟な対策」は、今後もより一層の推進が必要です。

②女性では、比較的高齢の方の自殺が多く、健康課題等の不安要素による自殺と想定されます。健康問題に対しては、既存の保健事業が重要な役割を担うこととなることから、既存事業に自殺対策の方法論を活用する等に取り組んでいくことが求められます。

課題点 妊娠期からの周産期・子育て期におけるメンタルヘルスに関する普及啓発

○一般的な20～39歳女性の自殺の背景にある主な危機経路として以下があります。

「離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺」

「DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺」

○「子育ての悩み」として語られる育児負担・不安の増強は、一種のSOSサインの可能性ががあります。

○妊娠届け出時のリーフレット配布や相談の受付等の工夫が必要です。

③胆振東部地震発災により、心身への影響の他、生活再建が継続した課題となり、再建に伴う様々なストレス要因から心の不調を招いており、生活再建に向けたこころのケアが重要となっています。

課題点 被災者のこころのケアへの関心の薄れ

○被災の影響が色濃く残り、長期の生活の質の低下、アルコール問題に発展があります。

○家庭の変化が継続する子どもにとっては、それがトラウマに成り得る可能性があります。

○こころのアンケートを回答していない層の状況把握とアプローチが課題です。

7. 施策の展開

既存事業を自殺対策(地域づくり)の観点から捉え直し、様々な課題に取り組む各課・各組織の事業を掲載し、自殺対策を進めていきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

町民や、関係団体事業所等が自殺対策を総合的に推進するためそれぞれの役割を明確化し、相互連携・協働の仕組みを構築します。

事業名	取組内容	担当機関
厚真町あんしんネットワーク	行政、関係機関、団体等の代表者及び町民(サポートスタッフ)で構成する連絡会議や講演会を開催し、高齢者等の見守り活動に関する情報共有と課題の検討等を行い、自殺対策の視点も盛り込み、連携を強化しながら総合的かつ効果的に推進します。	住民課 福祉グループ
地域自立支援協議会 (第1層協議体)	障がい者や高齢者、家族等が地域で安心して生活を送ることができるよう、自殺対策の視点も加え検討していきます。	住民課 福祉グループ
要保護児童対策地域協議会	関係者間のネットワークを構築しながら、個別のケース検討を行い、事例に対して情報を共有し、対応を協議します。	住民課 福祉グループ
地域ケア会議	高齢者や地域で課題を抱えながら生活している当事者とその家族が、地域で安心して生活が送れるよう、地域で支える仕組みの構築を進めます。	住民課 福祉グループ
東胆振「生きるを支える」 連絡会議	地域の自殺予防対策の推進と関係機関並びに団体の連携を強化して、自殺死亡者数の減少と地域住民のこころの健康づくりに取り組みます。	苫小牧保健所

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

住民や関係者等身近にいる人が、悩みや生活上の困難を早期に気づき、声をかけ、想いに寄り添い、必要に応じて専門職につなぐ行動が、地域でとられるようなスキルアップを図ります。

①さまざまな職種を対象とする研修

事業名	取組内容	担当機関
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人、身近な活動で気づき、見守りを行う人材を養成します。	住民課健康推進グループ
地域保健スタッフの 資質向上	保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加する等、各種研修機会を活用し、職員の資質向上を図ります。	住民課健康推進グループ

事業名	取組内容	担当機関
メンタルヘルス不調者対策	事業所の相談体制や復職プログラムの啓発活動に取り組みます。	苫小牧労働基準監督署

②学校教育・社会教育に関わる人への研修

事業名	取組内容	担当機関
学校職員への研修	学校職員を対象に研修等の機会にゲートキーパー研修等を行い、児童生徒からの相談の受け方や指導方法、必要時には適切な相談機関へつなぐ等の対応について学ぶ研修を実施します。	生涯学習課 学校教育グループ

③寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

事業名	取組内容	担当機関
寄り添い型支援の推進	「寄り添い型支援」とは、自力で解決するエネルギーが残っていない方に耳を傾け、支援を必要とする人に、抱えている問題が解決するまで継続的に行う支援のことです。 庁内の関係課(所)等の機関と連携しながら、自殺未遂者(希死念慮者)等への寄り添い型支援を行います。	庁内関係課

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であると、社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発や周知を行います。

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

取組名	取組内容	担当機関
リーフレット配布	こころに関する普及啓発を行うことで、町民自らの健康を回復させることができるよう、また、相談や講座に参加することができない町民に対して、相談機関の紹介につながるようリーフレットを配布します。	住民課 健康推進グループ 苫小牧保健所 東胆振精神保健協会

②町民向け講演会・イベント等の開催

事業名	取組内容	担当機関
健康相談等の実施	こころの健康相談を行います。	住民課健康推進グループ 苫小牧保健所

③メディアを活用した啓発

事業名	取組内容	担当機関
広報誌・ホームページの活用	町の広報誌やホームページで、生きる支援(自殺対策)関連の特集記事等を掲載し、住民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。	住民課健康推進グループ

基本施策4 生きることの促進要因への支援

居場所づくりなど、孤立のリスクが高い方などが気軽に参加できるような地域づくりを推進します。また、自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

①居場所づくり活動

事業名	取組内容	担当機関
成年後見に関すること	成年後見制度の普及啓発や町民後見人の養成を行います。	住民課福祉グループ
人権擁護	家庭内の問題や近隣問題、いじめ、差別、セクハラ、パワハラ等に関する相談を行います。	住民課福祉グループ
子育てに関すること	子育てや育児、発達の相談等を行い支援します。地域での交流事業や巡回児童相談の調整を行います。	住民課
虐待に関すること	児童の虐待の相談活動等を行います。	住民課
子育て世帯に対する支援の提供	保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる各種事業を通じて、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。	住民課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠から出産・子育てを応援していく相談窓口と多職種や地域と連携しながら妊娠期からの子育て支援を行う窓口として運営します。	住民課 子育て世代包括支援センター
一時預かり保育事業	こども園に入所していないお子さんが、保護者の通院やリフレッシュ等のために一時的にこども園を利用することができます。	住民課 子育て支援グループ
就学に関する相談	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりに応じた相談を行います。さまざまな場面で予測される困難を軽減することで、児童・生徒、保護者の負担軽減を図ります。	生涯学習課学校教育グループ
生活資金の貸付	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えらるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会

事業名	取組内容	担当機関
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会
地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるよう取り組みます。	社会福祉協議会
職業相談(一般、精神障がい者)、休職給付手続き等	就業に関する様々な相談に対応します。	苫小牧公共職業安定所
倒産防止相談	経営の安定に支障を生じている中小企業から相談を受けて、倒産回避の方策や、経営回復の見込みがないものは、円滑な整理を図り、倒産に伴う社会的混乱を防ぐよう取り組みます。	厚真町商工会 とまこまい広域 農業協同組合
相談(24時間)	こころの相談に対応します。	苫小牧地域生活支援センター

②子育て世帯への支援充実

事業名	取組内容	担当機関
子育て支援ポイント還元事業(医療費)	高校卒業までのお子さんの窓口で支払った医療費一部負担金を全額ポイント還元する手続きを行います。	住民課子育て支援グループ
子育て支援ポイント還元事業(保育料)	こども園の利用にあたって保護者が負担した利用者負担額の2割をポイント還元する手続きを行います。	住民課子育て支援グループ
子育て支援ポイント還元事業(高校生通学費)	町外の高校に在学している高校生の保護者が負担している通学費や下宿代等の一部をポイント還元する手続きを行います。	住民課子育て支援グループ
子育て支援ポイント還元事業(賃貸住宅)	町内の民間賃貸住宅に18歳までのお子さんと同居している世帯に家賃の一部をポイント還元する手続きを行います。	住民課子育て支援グループ
結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新居の引越費用等の一部を支援します。	住民課子育て支援グループ
出産祝い金の支給	第三子以降の子どもが生まれた場合に、出生した子ども一人につき支給されます。	住民課子育て支援グループ
妊産婦への支援の充実	妊娠期から子育て期にかけて細やかな相談に対応します。(育児不安の軽減、産後うつへの対応など)	住民課
妊娠出産応援ギフト	妊娠届出時、出生届後に相談やアンケートの提出等を行うことにより給付します。	住民課子育て支援グループ

③自殺未遂者への支援

事業名	取組内容	担当機関
救急医療	自殺未遂者に対して救急医療に取り組みます。	苫小牧市立病院 王子総合病院
救急搬送	自殺未遂者に対する救急搬送に対応します。	胆振東部消防組合
精神科医療、相談	自殺未遂者に対して、救急医療と連携して対応します。	医療法人社団玄 洋会社会医療法 人こぶし 苫小牧緑ヶ丘病 院
急性期医療(救命)、自殺念慮のある患者(一般科入院患者)への支援、家族支援	救急医療と協力し、本人や家族への支援を行います。	北海道看護協会 苫小牧支部
自傷が起きた場合の対応	自傷が起きた場合に、医療機関等と連携して対応します。	苫小牧警察署
健康相談等の実施	リーフレットを作成し、自殺未遂者に対し、相談支援を行います。	苫小牧保健所 北海道立精神保 健福祉センター

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもが不安や悩みを抱え、命の危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶことが「SOSの出し方に関する教育」の目的です。子どもが「困ったら相談してもいいんだ」「相談したら聞いてもらえる」ことを理解し、行動できる態度を身に付けることを目指しています。また、「厚真町いじめ防止基本方針」に沿って、全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりも進めます。

①SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	取組内容	担当機関
SOSの出し方に関する教育	悩みを一人で抱え込まずに周りに助けを求めることの必要性やストレスへの対処法などを教えます。実際に相談できる窓口を提示・周知し、相談しやすい環境づくりを行います。	生涯学習課学校教育グループ
命の教育	小学生、中学生を対象に性教育時等に専門家が講師となり、いのちの大切さやデートDVについて学習を深めます。	生涯学習課学校教育グループ 住民課健康推進グループ
スクールカウンセラー配置事業	不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置します。児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課学校教育グループ
小学校における不登校・長期欠席対策	学校へ不登校の兆候などが見え始めた児童に対して登校支援等を行うことで、不登校の未然防止や新たな不登校児を生まない取組を推進します。	生涯学習課学校教育グループ
いじめ防止対策事業	「厚真町いじめ防止基本方針」に沿い、いじめ問題対策連絡協議会の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を行い、いじめの早期発見、即時対応、再発予防を図ります。	生涯学習課学校教育グループ
教育相談	お子さんの教育上の悩みや心配ごとを相談員が面接や電話等で応じます。いじめや不登校等の問題を共に考え、解決に向けて支援します。	生涯学習課学校教育グループ
学校生活満足度アンケートの実施	児童・生徒に対して学校生活に関するアンケート調査を行い、こころの健康状態や学級の状況を把握します。 必要時には適切な支援につなげ、学級の状況改善を図ります。	生涯学習課学校教育グループ

事業名	取組内容	担当機関
外国籍児童生徒就学相談	外国籍児童生徒及びその保護者からの就学、学校生活に関する相談に応じます。就学に際しては日本語教室の紹介、就学後の相談に対しては、学校訪問や関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	生涯学習課学校教育グループ
命を大切にする指導、命の授業、中1ギャップ未然防止事業および高校生ステップアップ、プログラム指定校における自殺予防教育プログラム	命を大切にする指導、命の授業、中1ギャップ未然防止事業および高校生ステップアップ、プログラム指定校における自殺予防教育プログラムに取り組みます。	北海道教育庁胆振教育局

②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

事業名	取組内容	担当機関
スクールソーシャルワーカーの活用	専門的知識を持つ相談員を活用し、不登校等のさまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者の相談に応じます。家庭環境等複雑な背景や当該児童生徒の特性等への対応を含め、必要に応じて学校外の関係者とも連携し、多角的実効的な支援体制により不安の軽減、解決を図ります。	生涯学習課学校教育グループ
不登校・長期欠席児童生徒支援のための異校間連絡会議	不登校など支援が必要な児童・生徒に対して継続した支援が行えるよう、必要に応じ異なる学校間(小中・中高)による連絡会議を開催し、情報共有を図ります。 不登校の児童・生徒に対する対応し、学校や学校以外の場所で、集団に入る力を身につけたり、心の安定を図ること、学習できる場の提供などを行います。	生涯学習課学校教育グループ

8. 自殺対策における重点施策

基本施策を元に、厚真町における自殺の傾向と対策の方向性を踏まえて、以下の対策を重点施策として推進を継続します。

重点施策1 高齢者に関する自殺対策への支援

高齢者は、健康問題や家族問題など、自殺につながりやすい特有の課題を抱え込みやすい傾向があります。また、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状況もあります。これらのことから、地域包括ケアシステムの構築や、高齢者の居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する等により、高齢者が住み慣れた地域で活躍しながら、暮らし続けられるための仕組みづくりを継続します。

①包括的な支援のための連携の推進

事業名	取組内容	担当機関
地域包括支援センターに関する こと	高齢者の日常生活における相談支援等を行います。	地域包括支援センター
高齢者の相談に関する こと	福祉サービス全般、要介護高齢者やその家族の方への相談や指導を行います。	地域包括支援センター 住民課福祉グループ
地域包括支援センター運営協 議会	地域包括支援センターの運営状況や地域における高齢者の現状、課題を協議します。	地域包括支援センター 住民課福祉グループ
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターを養成し、認知症サポーターが認知症介護者の自殺リスクの早期発見と対応について理解し、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	社会福祉協議会 (住民課)
認知症キャラバンメイトスキルア ップ講座	地域にいる認知症キャラバンメイトのスキルを向上し、認知症サポーターが認知症介護者の自殺リスクを確認した場合の相談・支援の役割を担えるよう支援します。	社会福祉協議会 (住民課)

②地域における要介護者に対する支援

事業名	取組内容	担当機関
介護家族教室	介護者のいる家族で介護に当たる方が介護に必要な知識や技術を習得するための講習会を開催します。	地域包括支援センター
ケア会議	介護・福祉・医療・保健の実務担当者による調整会議を行い、多職種での連携体制の整備に取り組みます。	地域包括支援センター
介護や認知症、高齢者の介護 予防に関する相談	介護認定や、認知症、介護予防事業等、本人及び家族に対する相談・支援を行います。	地域包括支援センター 住民課福祉グループ

事業名	取組内容	担当機関
適切な介護サービス等の利用支援	高齢者の身体等の状態変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。	地域包括支援センター 住民課 福祉グループ

③高齢者の健康不安に対する支援

事業名	取組内容	担当機関
認知症初期集中支援チーム	認知症を早期に発見し、必要な診断、治療、サービスなどの活用を図り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。	住民課福祉グループ、健康推進グループ
健康相談に関すること	からだやこころの健康の相談を行います。	住民課健康推進グループ
生活習慣病予防	特定（基本）健診・特定保健指導やがん検診の機会を活用し、生活習慣病のリスクが高いと思われる町民に対する支援を行います。	住民課健康推進グループ

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業名	取組内容	担当機関
高齢者大学に関すること	高齢者を対象とした講座を行います。	住民課福祉グループ
在宅医療と介護の連携に関すること	在宅医療と介護の連携やネットワーク構築を進めます。	住民課福祉グループ 健康推進グループ 地域包括支援センター
老人クラブに関すること	老人クラブへの支援を行います。	社会福祉協議会
高齢者の外出や居場所づくりに関すること	高齢者の外出や移動支援、居場所づくりにより、社会参加の促進を進めます	地域包括支援センター
介護家族に関すること	家族を介護する方への相談や情報提供等の実施、健康教育等で介護のコツなどを情報提供します。	地域包括支援センター
在宅高齢者ふれあいサロン	高齢者や障がい者がサロンに参加し、参加者やスタッフと交流することで孤立や孤独を防ぐとともに、ストレス解消やリフレッシュにより、仲間づくりができるよう支援します。	社会福祉協議会
高齢者の健康づくり	高齢者が地域で集える機会を設けることで、リフレッシュやストレス解消を図るとともに、高齢者の状況把握により、リスクの高い方は、専門機関につなぐ等、支援に努めます。	地域包括支援センター
配食サービス	配食サービスの利用者が抱えた異変に気づけるよう、配食を通して見守りを行います。	社会福祉協議会 COOP札幌
小地域ネットワーク会議	一人暮らし、寝たきり、認知症等要援護者一人ひとりに対し、近隣の人々が見守り活動や援助活動を行える体制作りを協議します。	社会福祉協議会

事業名	取組内容	担当機関
権利擁護事業	高齢者の虐待防止や虐待の早期発見のためのネットワークを構築し、成年後見制度を始め、権利擁護のための情報提供や相談等を行います。	地域包括支援センター
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対し、介護予防を目的にして、日常生活の支援及び総合事業や閉じこもり予防、自立支援に資するサービスの提供をします。	地域包括支援センター
認知症カフェ	認知症の方やその家族が気軽に出かけられ、また地域の人たちとの交流を深める場となるよう、カフェの実施を検討します。	住民課福祉グループ 地域包括支援センター
ボランティアセンターの運営	高齢者の生きがいづくり、傾聴ボランティア等自殺対策にもつながるボランティアの人材確保や育成を図ります。	社会福祉協議会
ふまネットサポーター養成講座	ふまネットサポーターを養成し、サポーターがふまネット参加者や高齢者の自殺リスクの早期発見と対応について理解し、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	社会福祉協議会
高齢者が集える機会の提供	高齢者が地域で元気に生活ができるよう、介護予防事業等を実施します。	地域包括支援センター

重点施策２ 生活困窮者に関する自殺対策への支援

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向です。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者を早期に発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

①相談支援、生活支援の充実

事業名	取組内容	担当機関
生活困窮者自立支援事務業務	生活困窮に陥っている方からの相談窓口として、生活や就労、その他自立の相談に応じて必要な情報提供及び助言を行います。	胆振総合振興局 住民課福祉グループ
生活福祉資金貸付	生活困窮状態の方に対し、一時的つなぎ資金として現金貸付することで、経済的自立を助長し、生活の安定促進を図ります。	社会福祉協議会
生活保護や自立支援に関すること	生活保護を受けている方に助言や指導を行います。	住民課福祉グループ
弁護士による無料法律相談会	札幌弁護士会地域司法対策委員会による無料法律相談会を開催しています。	総務課総務人事グループ
相談先情報の提供	納税や保険料の支払いのため、窓口を訪れた町民に対し、支援先の情報を提供します。	会計室
各種保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)の減免や徴収に関すること	保険料の減免や納付に関する相談等を行います。	総務課税務グループ 住民課福祉グループ 町民生活グループ
町税の減免や徴収に関すること	町税の減免や納付に関する相談等を行います。	総務課税務グループ

事業名	取組内容	担当機関
住民への相談事業	住民への相談業務。抱えた問題に対して助言や各窓口へ案内等を行います。	総務課税務グループ (全課)
水道、下水道、浄化槽料金に関すること	料金の納付に関連する相談業務等を行います。	建設課上下水道グループ
ひとり親家庭への手当	児童扶養手当の手続き等を行います。	住民課 子育て支援グループ
ひとり親家庭への支援	母子・父子・寡婦福祉資金の相談・貸付を行います。	胆振総合振興局
認定こども園入所に関すること	こども園への入所の手続き、保育料・給食費の減免や納付に関連する相談等を行います。	住民課 子育て支援グループ
補足給付費制度	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯へこども園の給食費・教材費などの援助を行います。	住民課 子育て支援グループ
就学援助と特別支援学級就学奨励補助	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	生涯学習課学校教育グループ
複数の問題を抱える人へのつなぎの強化	自殺のリスクの高い人の中には、病気や事業不振、離婚、多重債務などの深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。そうした方々を早期に発見し、包括的な支援へとつなげていくために、関係課との連携を強化します。	総務課税務グループ (全課)

重点施策3 震災等被災地住民への心のケア・自殺対策への支援

自然災害では家族・親族・知人・住居、生業を突然喪失したり、身体や心に深刻な影響を与えたりするような体験をする被災者が多いと言われています。

また、被災者は、生活再建にかかる様々なストレス要因を抱えることになるため、自殺対策として、孤立防止やこころのケアを生活再建等の復興関連施策と整合性をとりながら、中長期で継続的に取り組んでいきます。

①大規模災害被災者に対する支援対策の推進

取組名	取組の概要	担当課
災害時こころのケア	保健師等が、被災者の孤立防止、こころの問題に早く気づき対応できるよう支援するほか、カウンセリング技術など専門的な知見を有する臨床心理士を活用した事業を実施します。 また、事業を通して把握された課題からこころ対策の充実を図り、生活再建の過程において生じるストレス等に対する精神的なケアについて、長期的に支援をしていきます。	住民課健康推進グループ 苫小牧保健所
再建者等(被災住民・生活再建者)への支援	被災住民、生活再建者の生活支援と、コミュニティづくり等を行い、重層的支援体制整備事業により、対象者を支える生活支援相談員(LSA)を配置し、長期的な支援をします。	社会福祉協議会 住民課福祉グループ
各種団体との連携	健康づくり推進協議会、地区保健福祉推進員、食生活改善推進協議会、民生委員等地域で活動する住民と行政や関係団体との連携、協働に取り組みます。	住民課健康推進グループ福祉グループ 社会福祉協議会 地域包括支援センター
被災児童生徒の心のサポート・防災学習の推進	被災後の児童生徒の一部に、心的外傷後ストレス障害などの精神疾患を発症したり、数年後にストレス症状が出る場合も報告されていることから、学校及び福祉部局、臨床心理士、精神科医など関係機関と連携した体制を構築し、心のサポートと防災学習を推進します。	生涯学習課学校教育グループ

第6章 計画の指標

以下のように、前期計画最終評価結果も踏まえて、本計画の目標値を新たに設定します。

分野	指標		データソース	ベースライン	目標値
				2023 R5 年度	2035 R17 年度
栄養・食生活	朝食を毎日食べる人の割合	小学生	アンケート	88.9%	100%
		中学生	アンケート	93.8%	
	1日1回以上家族と食事をする人がほぼ毎日ある人の割合		アンケート	77.8%	80%以上
	肥満傾向にある子どもの割合の減少(小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合)	男子	②町学校保健統計 令和04年度	29.40%	減少
		女子		25.00%	減少
	食育に関心を持っている人の割合(1~5歳保護者)		アンケート	78.9%	90%以上
	レシピコンテスト出品数の累計		健康推進グループ集計	20品	50品
	食塩の摂取量	男性	④食生活実態調査 令和03年度(3~15歳保護者数値)	14.7g	8g以下
		女性		12.0g	
	野菜を摂るように心がけている人の割合		アンケート	39.3%	50%以上
	肥満者の割合(BMI 25以上) 基準令和4年度		①KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式(様式5-2) 令和04年度	39.0% (令和4年度)	減少
	学校給食における地場産物(野菜)を使用する割合		⑤厚真町学校給食センター提供 令和04年度実績	28.7%	増加
学校給食における郷土料理を提供する回数		⑤厚真町学校給食センター提供 令和04年度実績	5回/月	増加	
ほっかいどうヘルスサポートレストラン登録店舗数		③どさんこ食育推進プランを参考	0	1	
身体活動・運動	運動習慣者の割合	1回30分以上の運動を習慣なし	①KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	71.3%	10%以上 減少
		1日1時間以上の身体活動なし		50.1%	10%以上 減少
休養・睡眠	睡眠不足の割合		①KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	21.9%	10%以上 減少

分野	指標		データソース	ベースライン	目標値
				2023 R5 年度	2035 R17 年度
歯の健康	う歯のない 子どもの割合	1歳6か月児	乳幼児健診集計	100%	100%
		3歳児	乳幼児健診集計	92.3%	95%
	う歯のない 子どもの割合	中学生(12歳)	学校保健会統計資料	1.09 歯	1.0歯未満
		妊婦歯科健診の利用割合	健康推進グループ集計	17.5%	30%以上
	定期的に歯科健康診査を受けている人の割合(19歳以上)	アンケート	63.9%	70%以上	
心身の健康	ゲートキーパー登録人数(累計人数)		健康推進グループ集計	31人	46人以上
	毎日の生活に不満がある人(後期高齢者)		①KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和04年度(累計)(後期)	0.3%	0%
	生活改善意欲なし		②KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	43.8%	10%以上減少
	(再掲)睡眠不足		②KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	21.9%	10%以上減少
喫煙	妊婦の喫煙率		妊娠届出書集計	5.6%	0%
	喫煙率		①KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	18.8%	12%以下
飲酒	毎日飲酒の人の割合		①KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	22.5%	基準値の半数以下
	1日3合以上の飲酒の人の割合		①KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和04年度	2.7%	基準値の半数以下
(1) 糖尿病及び慢性腎臓病(CKD) 予防対策					
生活習慣病	糖尿病有病者の増加の抑制 (HbA1cがNGSP値6.5%以上の人の割合)		町特定(基本)健診集計	10.3%	基準に比較して25%減少
	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 (HbA1cがNGSP値8.0%以上の人の割合の減少)(40~74歳)		町特定(基本)健診集計	0.8%	現状維持又は減少
	治療が必要な者のうち治療継続者の割合の増加 (HbA1cがNGSP値6.5%以上の人のうち治療中と回答した人の割合)(40~74歳)		町特定(基本)健診集計	59.4%	75.0%

分野	指標	データソース	ベースライン	目標値	
			2023 R5 年度	2035 R17 年度	
病 生活習慣	合併症の減少 (糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)	国保レセプトデータ	1人	1人未満	
(2) 循環器疾患					
生活習慣病	脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり)	人口動態統計	R4 年値	基準値以下	
	虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり)	人口動態統計	R4 年値	基準値以下	
	高血圧の改善 (血圧 140/90mmHg 以上の者の割合)	男性	町特定(基本)健診集計	37.0%	基準に比較して25%減少
		女性		32.6%	基準に比較して25%減少
	脂質異常症の減少(LDLコレステロール 160 mg/dl以上の者の割合) (40~74歳)	男性	町特定(基本)健診集計	11.6%	10.0%以下
		女性		11.1%	10.0%以下
	メタボリックシンドロームの該当者の減少 (40~74歳)	②KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成 30 年度(累計)から令和 04 年度(累計)	24.2%	基準に比較して25%減少	
	メタボリックシンドロームの予備群の減少 (40~74歳)	②KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成 30 年度(累計)から令和 04 年度(累計)	10.2%	基準に比較して25%減少	
	特定健康診査の受診率(40~74歳)	③特定健診等データ管理システム 実施結果報告テーブル	59.0%	基準値以上を維持	
	特定保健指導の実施率(40~74歳)	③特定健診等データ管理システム 実施結果報告テーブル	70.1%	基準値以上を維持	
(再掲)喫煙率	①KDB 帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和 04 年度	18.8%	12.0%以下		

分野	指標	データソース	ベースライン	目標値	
			2023 R5 年度	2035 R17 年度	
(3) がん					
生活習慣病	75 歳未満のがんの年齢調整死亡率 (10 万人当たり)	②令和3年(2021 年)北海道保健統計年報	230.4	全国平均以下	
	がん検診の受診率の向上				
	胃がん検診の受診率	男性	地域保健・健康増進事業報告	11.8%	60.0%以上
		女性	地域保健・健康増進事業報告	15.6%	60.0%以上
	肺がん検診の受診率	男性	地域保健・健康増進事業報告	23.4%	60.0%以上
		女性	地域保健・健康増進事業報告	36.6%	60.0%以上
	大腸がん検診の受診率	男性	地域保健・健康増進事業報告	11.4%	60.0%以上
		女性	地域保健・健康増進事業報告	17.5%	60.0%以上
	子宮頸がん検診の受診率	地域保健・健康増進事業報告	7.9%	60.0%以上	
	乳がん検診の受診率	地域保健・健康増進事業報告	12.5%	60.0%以上	
(再掲)喫煙率	①KDB 帳票 S25_001- 質問票調査の経年比較 令和 04 年度	18.8	12.0%以下		
(4) COPD (慢性閉塞性肺疾患)					
生活習慣病	COPDの認知度	アンケート	36.1%	80.0%以上	
	(再掲)喫煙率	①KDB 帳票 S25_001- 質問票調査の経年比較 令和 04 年度	18.8%	12.0%以下	
介護予防	認知症サポーター登録者数	住民課福祉グループ提供	410 人	増加	

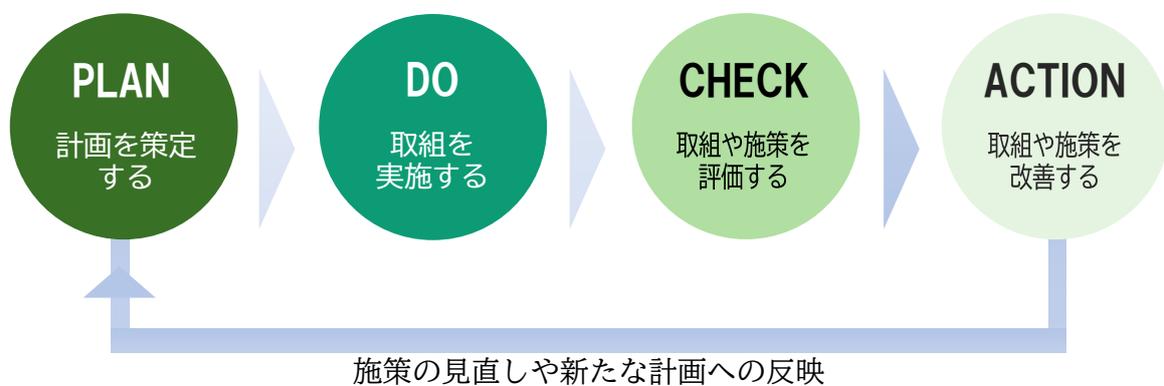
第7章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進

健康づくりは町民一人ひとりが関心を持ち、主体的に取り組む必要がありますが、同時に町民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。家庭、学校、職場、地域などの町民が生活する様々な場において、地域関係団体、教育関係機関、企業・事業所、保健医療関係機関、行政機関等が連携し、全庁的に町民の健康づくりを支援していくことが求められます。

2. 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、各年度における事業・施策の進捗状況の把握、点検・評価、課題の整理、事業・施策の見直し、更新を図ります。そのためのPDCAサイクルによる進行管理システムを構築し、計画の着実な進行管理を推進します。また、法律や制度の改正、社会情勢や町民の健康ニーズの変化等により、事業・施策の見直しが必要な場合においては、柔軟な見直しを図るものとします。



補 足 資 料

1. 厚真町健康づくり推進協議会委員名簿

関係機関	団体及び役職名	氏 名
医療関係者 4人	厚真町嘱託医	石 間 巧
	厚真町嘱託医	呉 賢 一
	厚真町嘱託医(歯科)	呉 忠
	厚真町嘱託医(歯科)	吉 住 彰 郎
関係団体の 代 表 者 8人	厚真町国民健康保険運営協議会長	大 橋 正 治
	厚真町社会福祉協議会副会長	加 勢 敏 和
	とまこまい広域農業協同組合 厚真地区担当理事	石 橋 公 昭
	厚真町食生活改善推進協議会長	西 村 幸 子
	厚真町老人クラブ連合会長	河 村 忠 治
	厚真町婦人団体協議会長	藤 本 昭 子
	厚真町学校保健会長	河 毛 幸 至
厚真町体育協会副会長	大 坪 秀 幸	
行政関係者 1人	北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地 域保健室長	竹 内 徳 男

(任期：令和4年6月6日～令和6年6月5日)

町民アンケート調査結果

本計画策定の基礎資料とするために、「健康に関する意識調査」「食生活等に関するアンケート」を実施しました。

■調査の方法

(1)調査対象

・年度末年齢 19 歳以上の住民	360 名
・町内在住の幼児を持つ保護者(1~5歳児)	80 名
・町内小中学生	80 名
・町内在住の高校生相当(15 歳~18 歳以下)	80 名

(2)調査時期

令和6年1月 12 日~令和6年1月 24 日

(3)調査方法

郵送配付・WEB 回答、郵送回収(65 歳以上のみ)

(4)配付・回収状況

対象	配付数	回収数	回収率
年度末年齢 19 歳以上の住民(一般)	360 票	122 票	33.9%
町内在住の幼児を持つ保護者	80 票	38 票	47.5%
町内小・中学生	80 票	26 票	32.5%
町内在住の高校生相当(15 歳~18 歳以下)	80 票	25 票	31.3%

なお、アンケート結果については、注目すべきものを抜粋して掲載します。

■アンケートの留意点

○「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

○百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を 100%として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを表記します。そのため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

○複数回答(2 つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。

○図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。

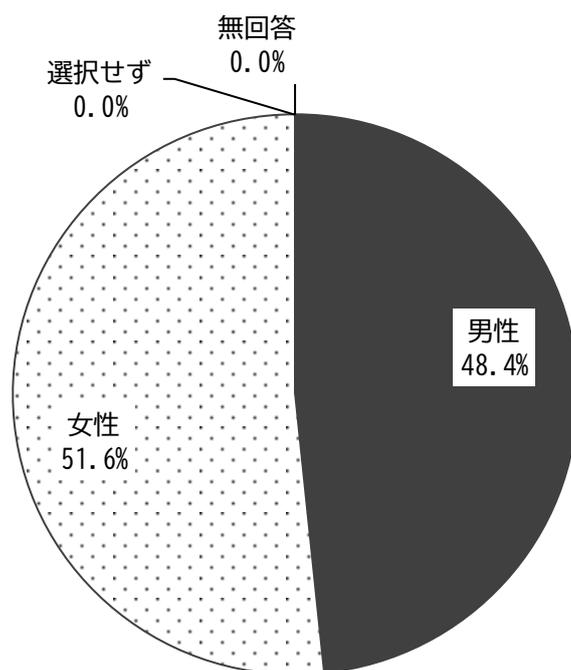
○図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

●健康に関する意識調査（一般）

■回答者の性別

問1 性別をお答えください。

「女性」51.6%、「男性」48.4%となっています。

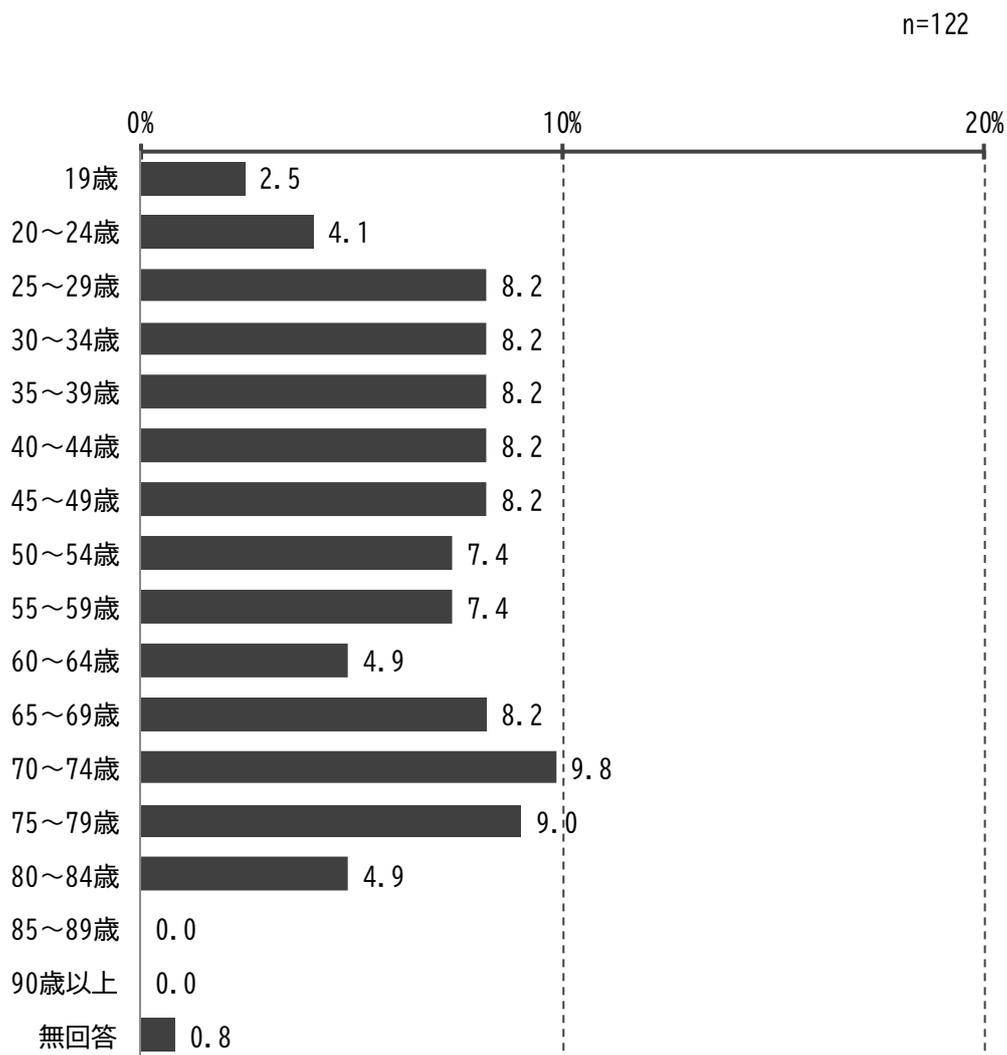


n=122

■回答者の年齢

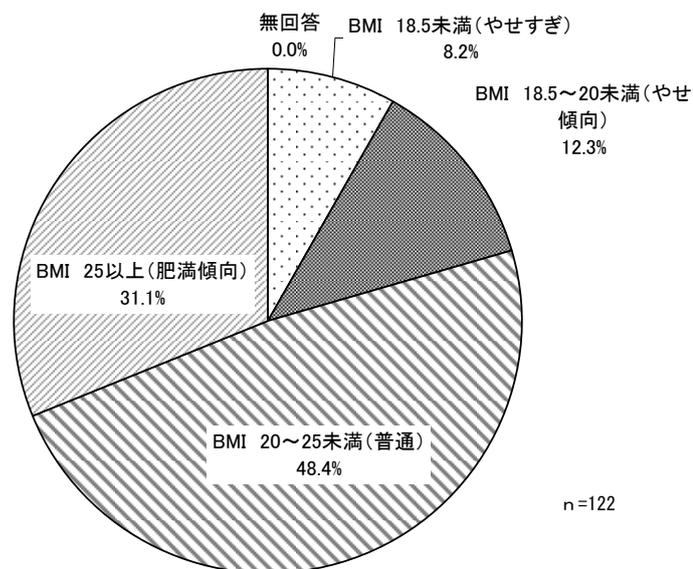
問2 年齢はおいくつですか。令和5年12月1日現在でお答えください。

「70～74歳」9.8%、「75～79歳」9.0%、「25～29歳」8.2%、「30～34歳」8.2%、「35～39歳」8.2%、「40～44歳」8.2%、「45～49歳」8.2%、「65～69歳」8.2%と続いています。



問8 身長・体重について (結果から BMI 値について)

「BMI 20～25未満(普通)」48.4%、「BMI 25以上(肥満傾向)」31.1%、「BMI 18.5～20未満(やせ傾向)」12.3%、「BMI 18.5未満(やせすぎ)」8.2%となっています。



(参考) 以下の公式により、あなたの適正体重を求めることができます。
値が18.5から25の間であれば、あなたの体重は適正範囲です。

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

18.5

25

やせすぎ

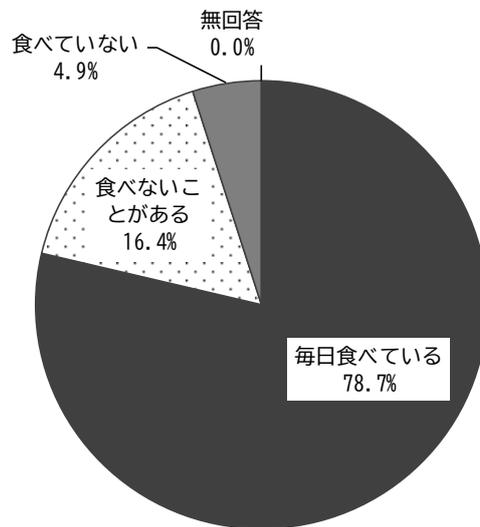
適正範囲

太りすぎ

(例) 身長170cm、体重65kgの人のBMI値 → $65 \div 1.7 \div 1.7 = 22.5$ → 適正範囲

問9 朝食は毎日食べていますか。

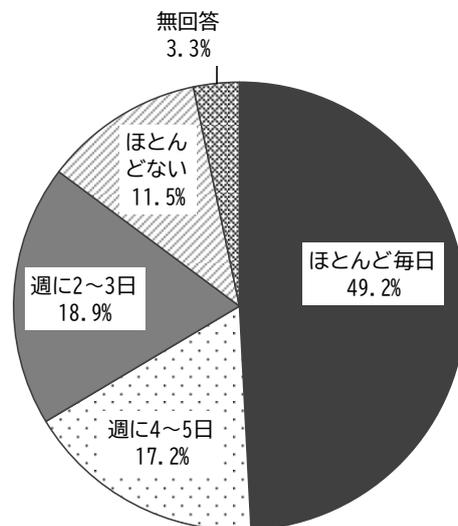
「毎日食べている」78.7%、「食べないことがある」16.4%、「食べていない」4.9%となっています。



n=122

問10 主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。

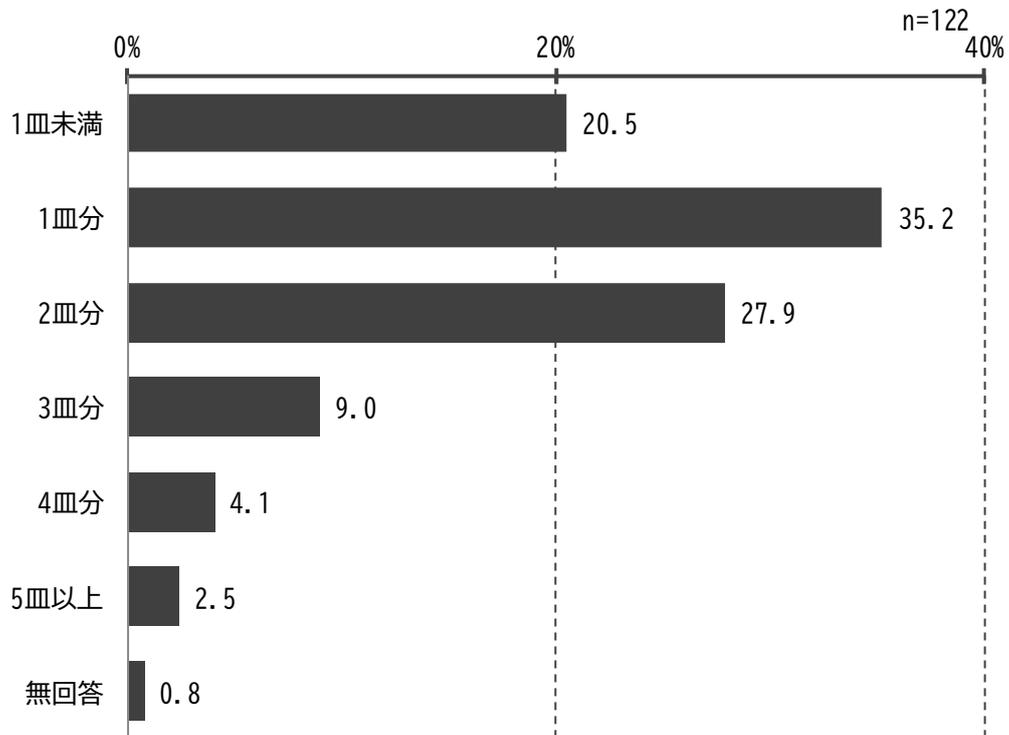
「ほとんど毎日」49.2%、「週に2~3日」18.9%、「週に4~5日」17.2%、「ほとんどない」11.5%となっています。



n=122

問11-1 あなたは1日あたり、野菜をどのくらい摂取していますか。

「1皿分」35.2%、「2皿分」27.9%、「1皿未満」20.5%、「3皿分」9.0%、「4皿分」4.1%と続いています。



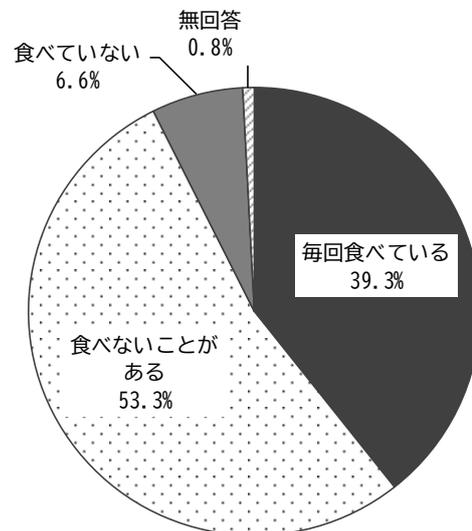
皿の大きさのめやす (例)



※1皿分は、野菜約70g相当です。

問1 1-2 毎回の食事で野菜を摂っていますか。

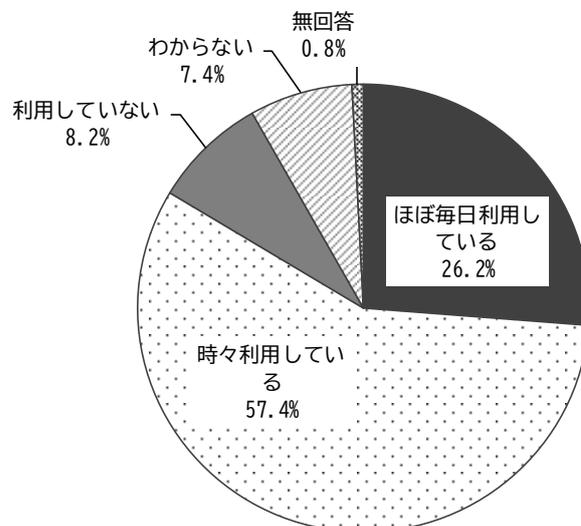
「食べないことがある」53.3%、「毎回食べている」39.3%、「食べていない」6.6%となっています。



n=122

問1 2 厚真町産の地域産野菜は、鮮度が高くこの野菜の利用を通して自然の恵みや四季の変化を楽しむことができます。あなたやあなたの家庭では、厚真町産の野菜を利用していますか。

「時々利用している」57.4%、「ほぼ毎日利用している」26.2%、「利用していない」8.2%、「わからない」7.4%となっています。



n=122

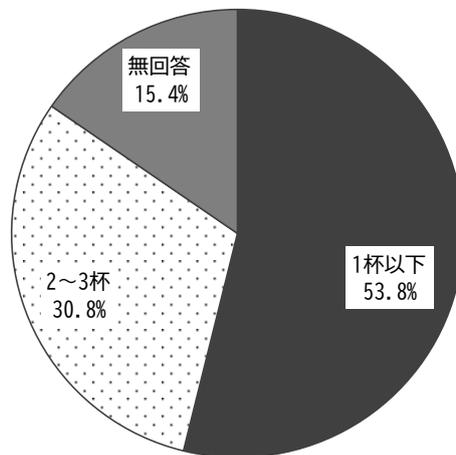
(問 13-1 で「1」を選択した方にかがいます。)

問 13-2_1 カフェインを含む飲料を1日にどれくらい飲んでいきますか。/杯

コップ1杯(200ml)で1日に 杯ぐらい

※ペットボトル500ml1本だったらば3杯。200ml以下の場合には1杯としてください。

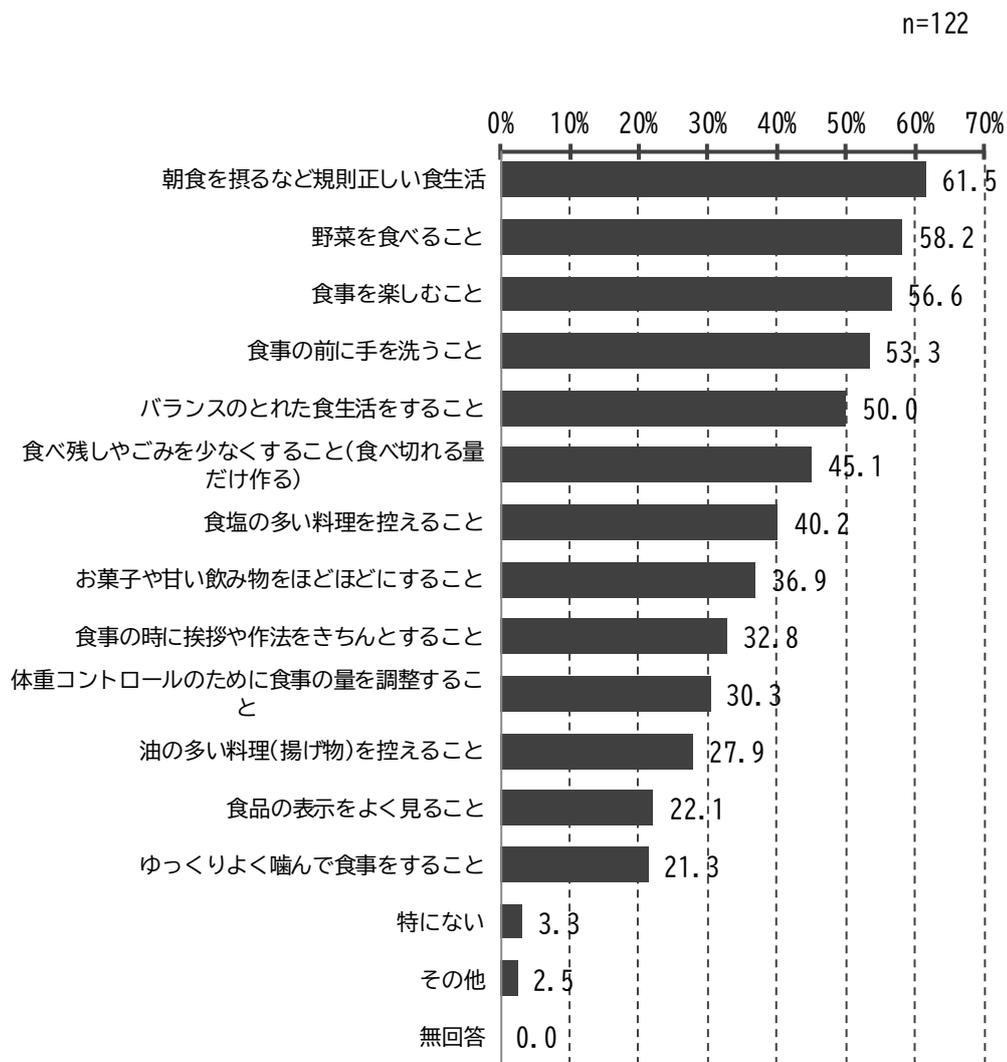
「1杯以下」53.8%、「2~3杯」30.8%となっています。



n=13

問14 ふだんの食生活に関して、あなたが心がけていることはどのようなことですか。【複数回答】

「朝食を摂るなど規則正しい食生活」61.5%、「野菜を食べること」58.2%、「食事を楽しむこと」56.6%、「食事の前に手を洗うこと」53.3%、「バランスのとれた食生活をする事」50.0%と続いています。

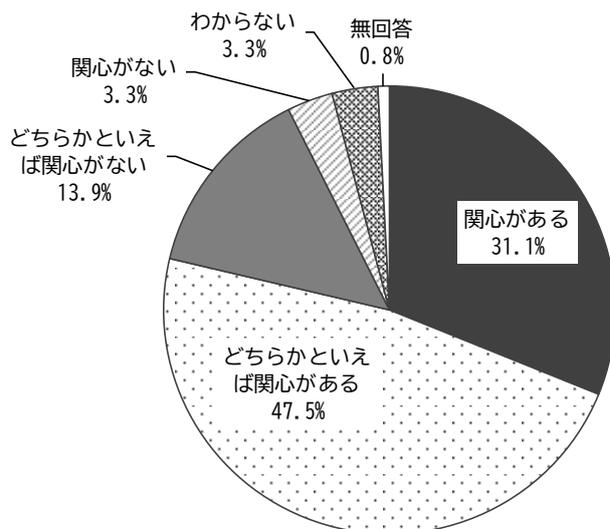


□その他回答

できるだけ食べたいと思った食材を使うこと、添加物のないもの、あるいは少ないものを気をつけて買っている、なるべく手作りする様にする。

問16 食育とは、生活する上で欠かすことのできない食生活に関する教育を意味します。具体的には、食べ物の選択、料理や栄養素などの食に関する知識を高めることが挙げられます。また、バランスのよい食事は、心身の健康の増進につながります。あなたは、「食育」に関心がありますか。

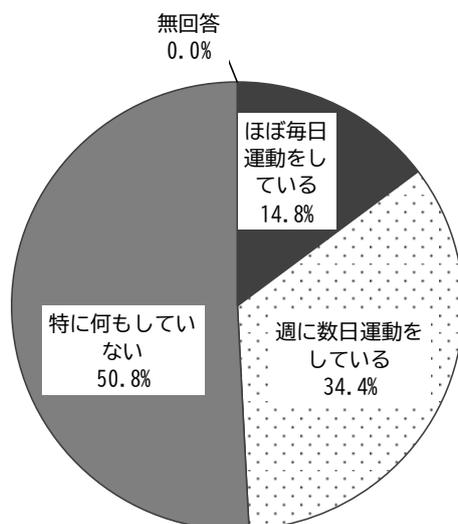
「どちらかといえば関心がある」47.5%、「関心がある」31.1%、「どちらかといえば関心がない」13.9%、「関心がない」3.3%、「わからない」3.3%、「無回答」0.8%となっています。



n=122

問18 あなたは、習慣的に運動をしていますか。

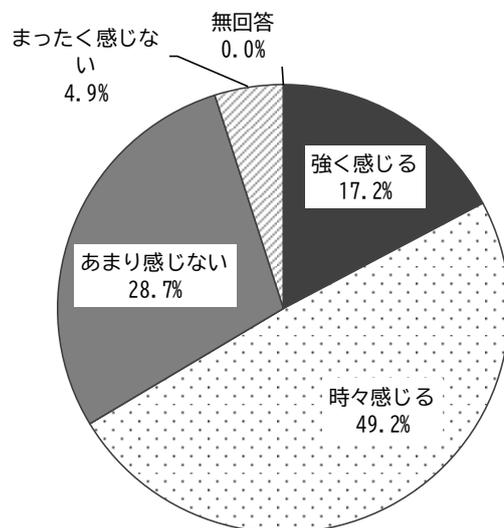
「特に何もしていない」50.8%、「週に数日運動をしている」34.4%、「ほぼ毎日運動をしている」14.8%となっています。



n=122

問19 あなたは、最近不安やストレスを感じますか。

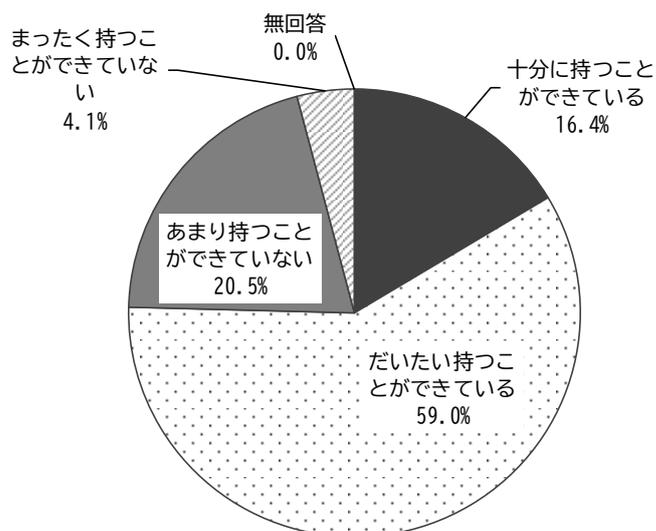
「時々感じる」49.2%、「あまり感じない」28.7%、「強く感じる」17.2%、「まったく感じない」4.9%となっています。



n=122

問21 あなたは、毎日の生活のなかでこころのゆとりを持つことができますか。

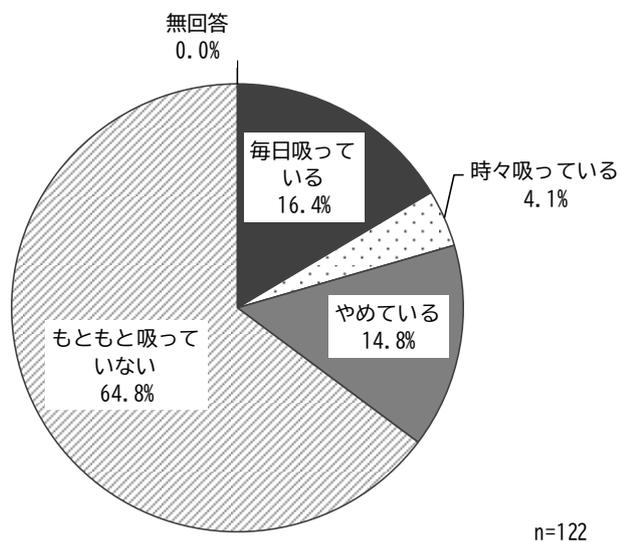
「だいたい持つことができている」59.0%、「あまり持つことができている」20.5%、「十分に持つことができている」16.4%、「まったく持つことができている」4.1%となっています。



n=122

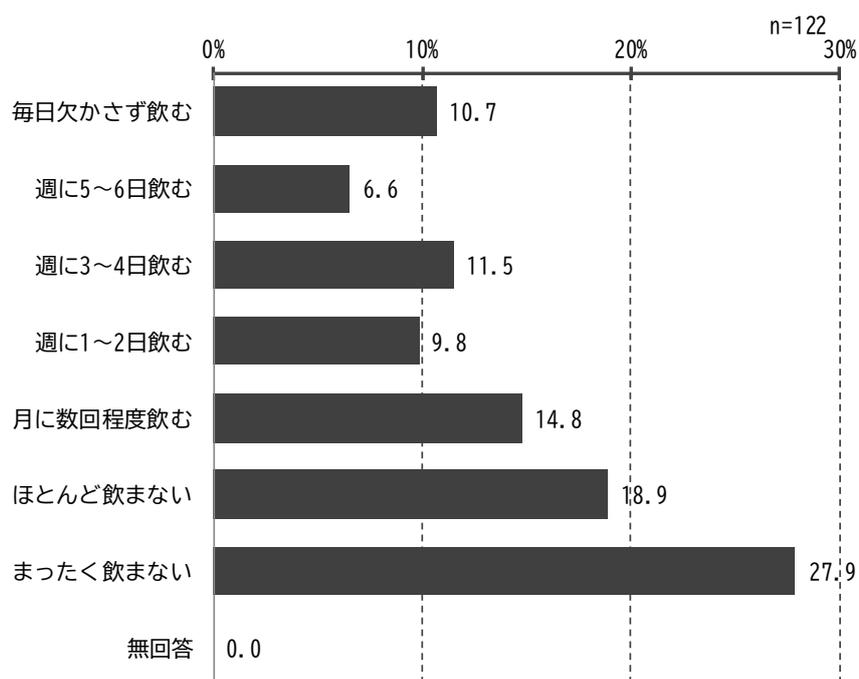
問24 あなたは、たばこを吸いますか。

「もともと吸っていない」64.8%、「毎日吸っている」16.4%、「やめている」14.8%、「時々吸っている」4.1%となっています。



問26 あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか。

「まったく飲まない」27.9%、「ほとんど飲まない」18.9%、「月に数回程度飲む」14.8%、「週に3~4日飲む」11.5%、「毎日欠かさず飲む」10.7%と続いています。

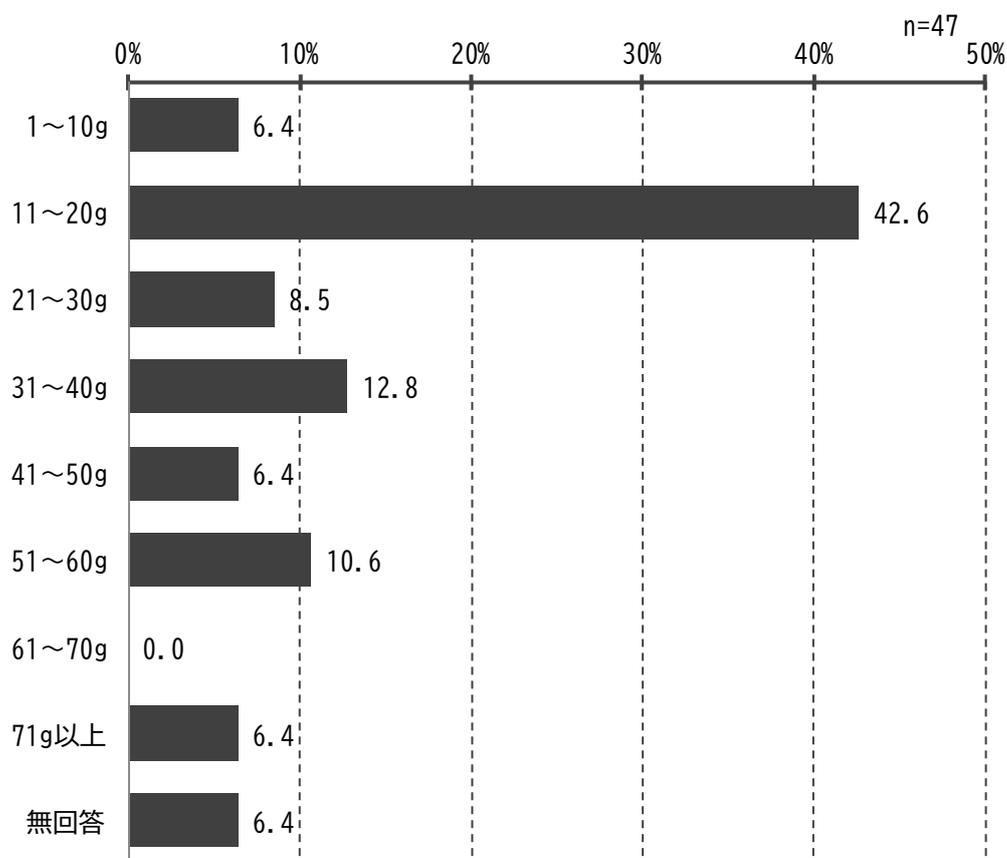


問 26 「毎日欠かさず飲む」～「週に1～2日飲む」を選択した方にうかがいます。

問26-1__1 あなたは、1回にどのくらいのアルコールを飲んでいるか教えてください。

1回に約		g
------	--	---

「11～20g」42.6%、「31～40g」12.8%、「51～60g」10.6%、「21～30g」8.5%、「1～10g」6.4%、「41～50g」6.4%、「71g以上」6.4%と続いています。



●アルコール飲料に含まれるアルコールの重さを求める計算式

アルコール飲料の量(ml)	×	アルコール度数(%)	×	アルコールの比重0.8	=	アルコールの重さ(g)
※アルコール度数は1%を0.01と換算して計算します。 ※アルコールは同じml数で、水の80%程度の重さなので、比重は0.8(固定値)となります。						

例1

ビール500ml	×	0.05(=5%)	×	0.8	=	20g
----------	---	-----------	---	-----	---	-----

例2

チューハイ350ml	×	0.07(=7%)	×	0.8	=	19.6g
日本酒 2合・360ml	×	0.15(=15%)	×	0.8	=	43.2g
						62.8g

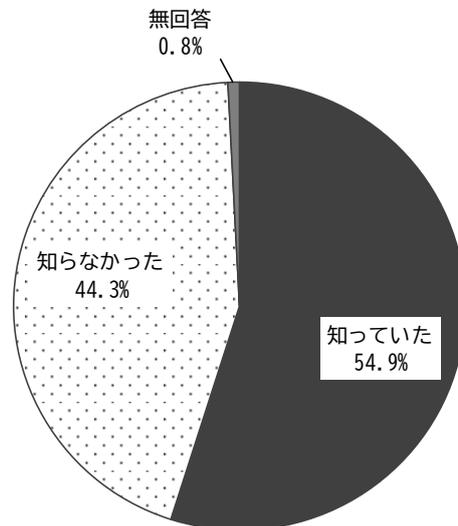
メモ用

	×		×	0.8	=	
	×		×	0.8	=	
	×		×	0.8	=	

■焼酎・泡盛(度数25%の場合)	1合(コップ1杯180ml)	36g	推奨される飲酒量 ●男性1日平均 20g (2ドリンク)以下 ●女性1日平均 10g (1ドリンク)以下 以下の人はこれより飲酒量を減らしましょう。 ●65歳以上の高齢者 ●飲酒後に顔の赤くなる人
	水割り(1対1)コップ°1杯	18g	
■チューハイ(度数7%の場合)	1缶(350ml)	約20g	
	1缶(500ml)	28g	
■日本酒(度数15%の場合)	1合(コップ1杯180ml)	22g	
■ワイン(度数12%の場合)	ワイングラス1杯(120ml)	約12g	
	フルボトル(750ml)	72g	
■ウイスキー(度数40%の場合)	シングルグラス1杯(30ml)	10g	
	ダブルグラス1杯(60ml)	約19g	
■梅酒(度数10%の場合)	コップ1杯(180ml)	約14g	

問29 「8020（ハチマルニイマル）」は、80歳になっても20本以上の自分の歯を保つという目標です。あなたは、「8020」をご存じでしたか。

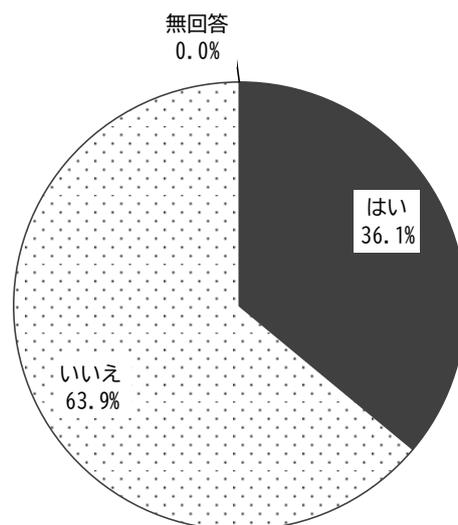
「知っていた」54.9%、「知らなかった」44.3%となっています。



n=122

問30 歯や口の健康が身体全体の健康に影響すると言われています。あなたは、年1回以上歯科医院で定期健診を受けていますか。

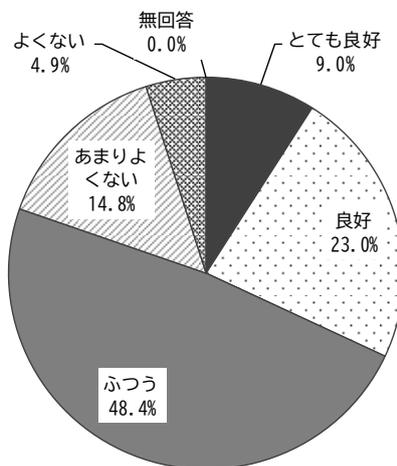
「いいえ」63.9%、「はい」36.1%となっています。



n=122

問3 1 あなたは、自分の健康状態をどのように思いますか。

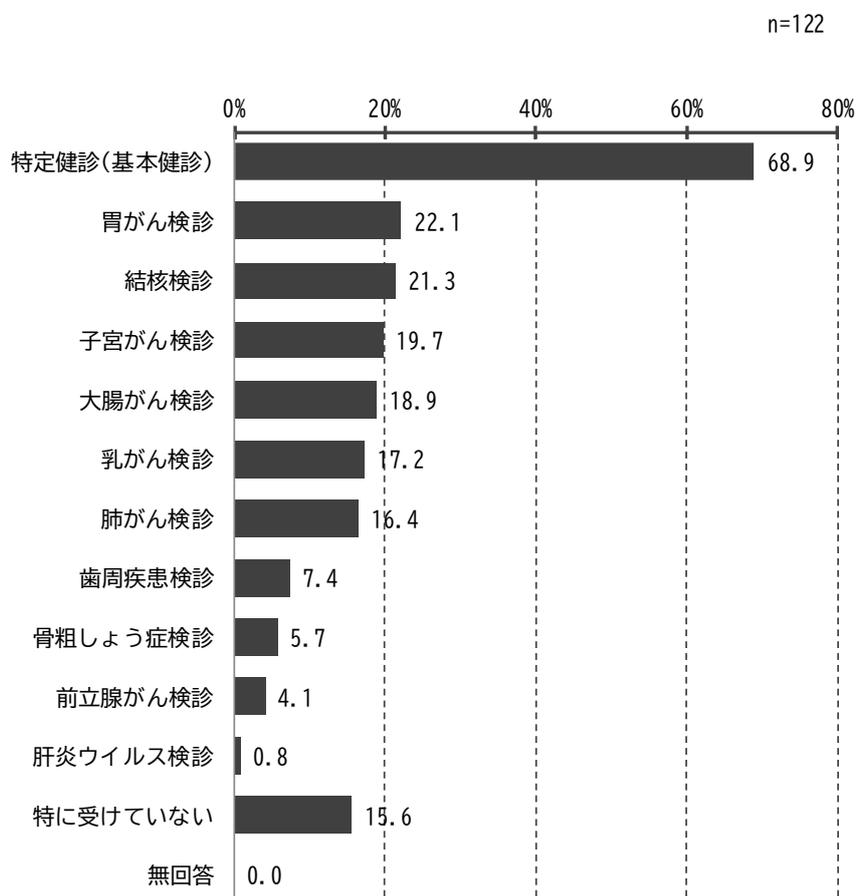
「ふつう」48.4%、「良好」23.0%、「あまりよくない」14.8%、「とても良好」9.0%、「よくない」4.9%となっています。



n=122

問3 3 あなたは、昨年度どのような健診（検診）を受けていますか。【複数回答】

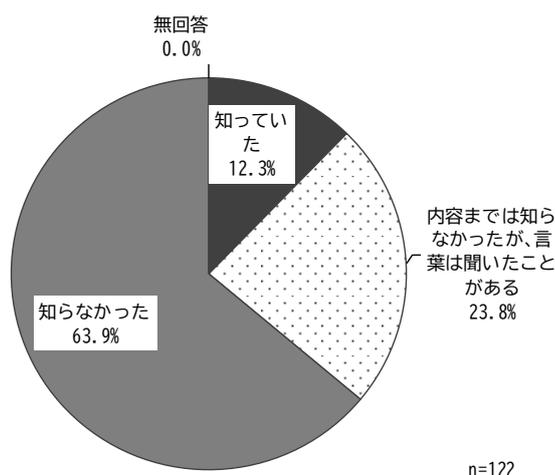
「特定健診(基本健診)」68.9%、「胃がん検診」22.1%、「結核検診」21.3%、「子宮がん検診」19.7%、「大腸がん検診」18.9%と続いています。



n=122

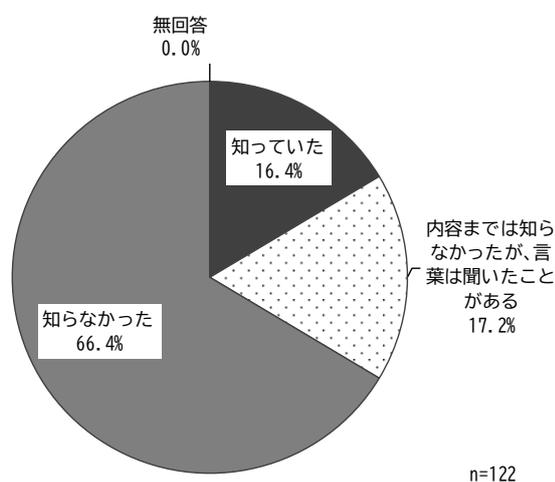
問34 「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」とは、有毒な粒子やガスを長期間吸うことによって、動いたときに息切れがしたり、慢性的に咳・痰が続いたりするようになる疾患のことです。早期に発見して治療を行えば、病気の進行を遅らせることができますが、重症化すると一日中酸素吸入が必要になることもあります。あなたは、この内容を知っていましたか。

「知らなかった」63.9%、「内容までは知らなかったが、言葉は聞いたことがある」23.8%、「知っていた」12.3%となっています。



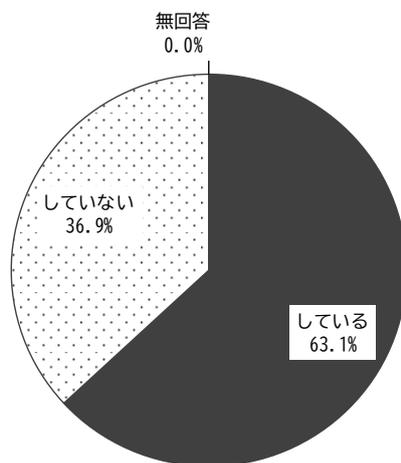
問35 「ロコモティブシンドローム」とは、手足の関節等の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態と言われています。あなたは、この内容を知っていましたか。

「知らなかった」66.4%、「内容までは知らなかったが、言葉は聞いたことがある」17.2%、「知っていた」16.4%となっています。



問4 1 あなたやあなたの家庭では、災害時等のための食料品や日用品の備蓄をしていますか。

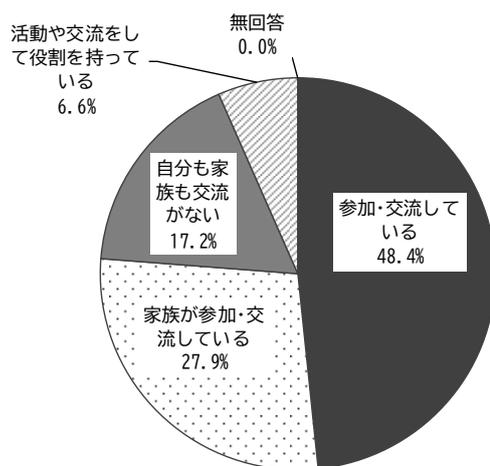
「している」63.1%、「していない」36.9%となっています。



n=122

問4 2 地域のサークルや近隣との付き合い、自治会などの仲間づくり活動への参加や交流をしていますか。

「参加・交流している」48.4%、「家族が参加・交流している」27.9%、「自分も家族も交流がない」17.2%、「活動や交流をして役割を持っている」6.6%となっています。



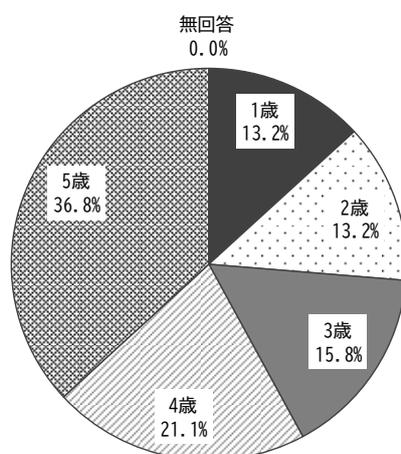
n=122

●食生活に関するアンケート（1～5歳児保護者）

■子どもと回答者の年齢

問1 お子さんの年齢は何歳ですか。令和5年12月1日現在の年齢でお答えください。

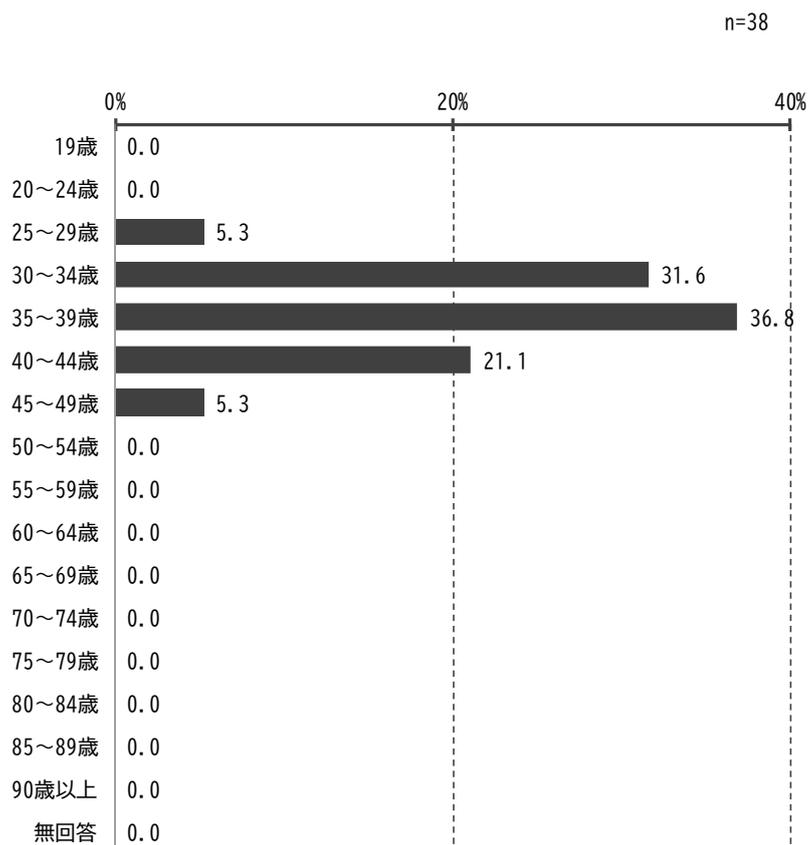
「5歳」36.8%、「4歳」21.1%、「3歳」15.8%、「1歳」13.2%、「2歳」13.2%となっています。



n=38

問1-2 答えている保護者の年齢はおいくつですか。令和5年12月1日現在でお答えください。

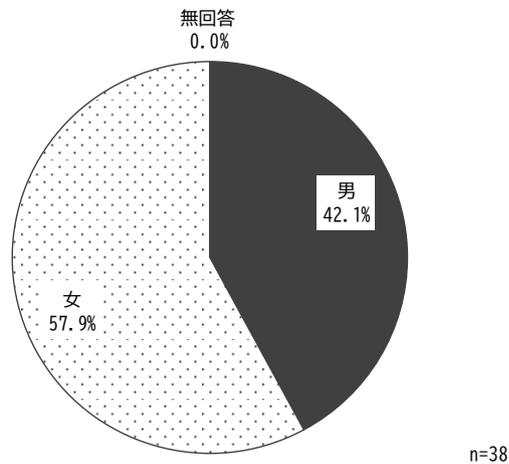
「35～39歳」36.8%、「30～34歳」31.6%、「40～44歳」21.1%、「25～29歳」5.3%、「45～49歳」5.3%と続いています。



■子どもと回答者の性別

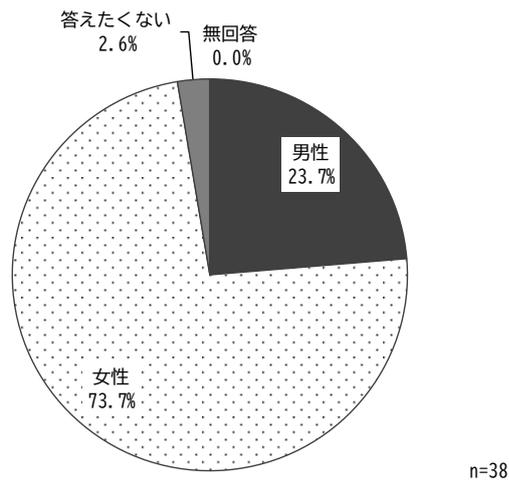
問2 お子さんの性別をお答えください。

「女」57.9%、「男」42.1%となっています。



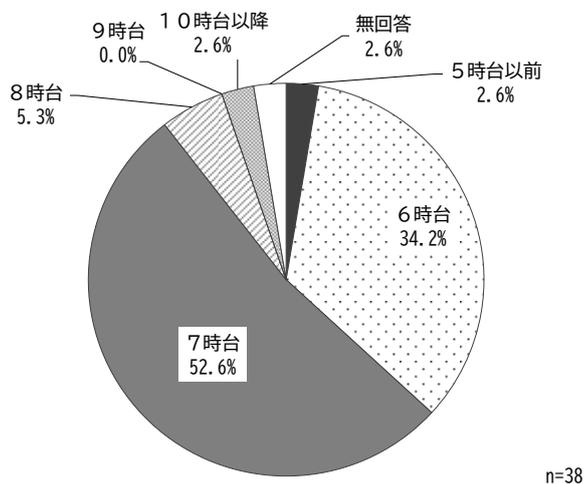
問2-1 答えている保護者の方の性別をお答えください。

「女性」73.7%、「男性」23.7%、「答えたくない」2.6%となっています。



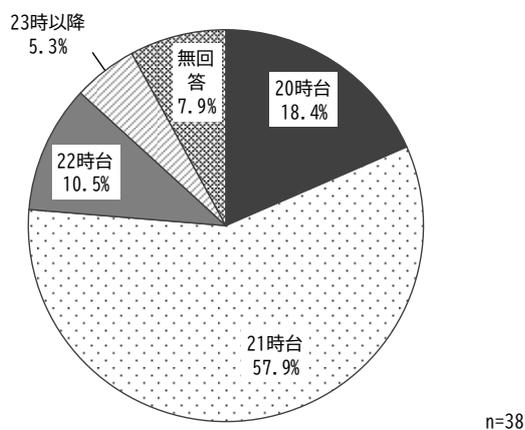
問4 お子さんの起きる時間と寝る時間は何時ですか。起床時間
 (それぞれおおよその時間を回答してください。昼寝は含みません。)

「7時台」52.6%、「6時台」34.2%、「8時台」5.3%、「10時以降」2.6%、5時台以前2.6%となっています。



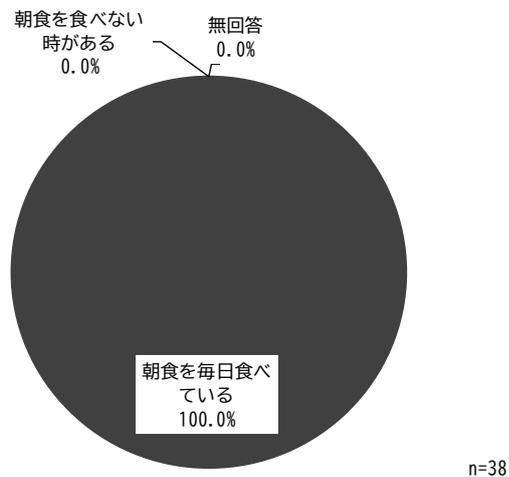
問4 お子さんの起きる時間と寝る時間は何時ですか。就寝時間
 (それぞれおおよその時間を回答してください。昼寝は含みません。)

「21時台」57.9%、「20時台」18.4%、「22時台」10.5%、「23時以降」5.3%となっています。



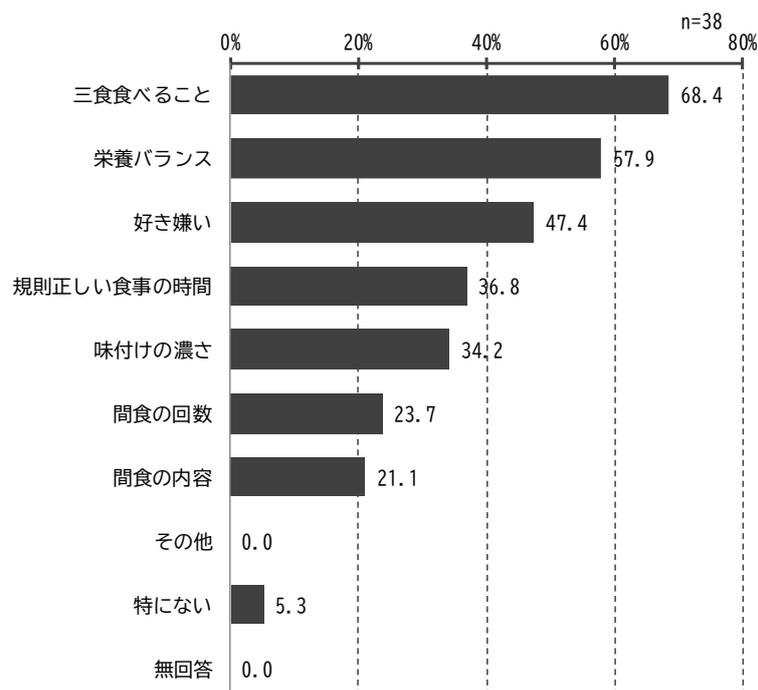
問6 お子さんは、朝食を食べますか。

「朝食を毎日食べている」100.0%となっています。



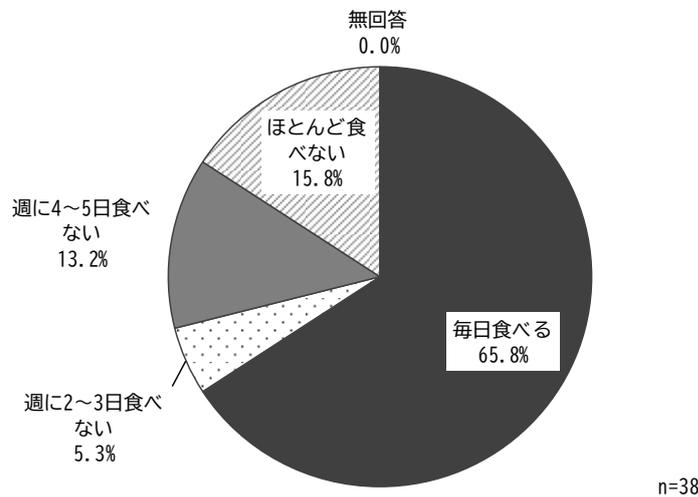
問7 お子さんの食事で、ふだん気をつけていることは何ですか。【複数回答】

「三食食べること」68.4%、「栄養バランス」57.9%、「好き嫌い」47.4%、「規則正しい食事の時間」36.8%、「味付けの濃さ」34.2%と続いています。



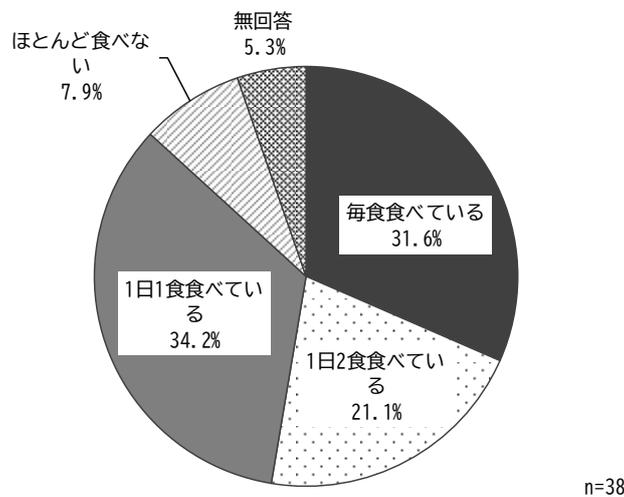
問9 あなたは、朝食を食べますか。

「毎日食べる」65.8%、「ほとんど食べない」15.8%、「週に4~5日食べない」13.2%、「週に2~3日食べない」5.3%となっています。



問11 あなたは、野菜を食べていますか。

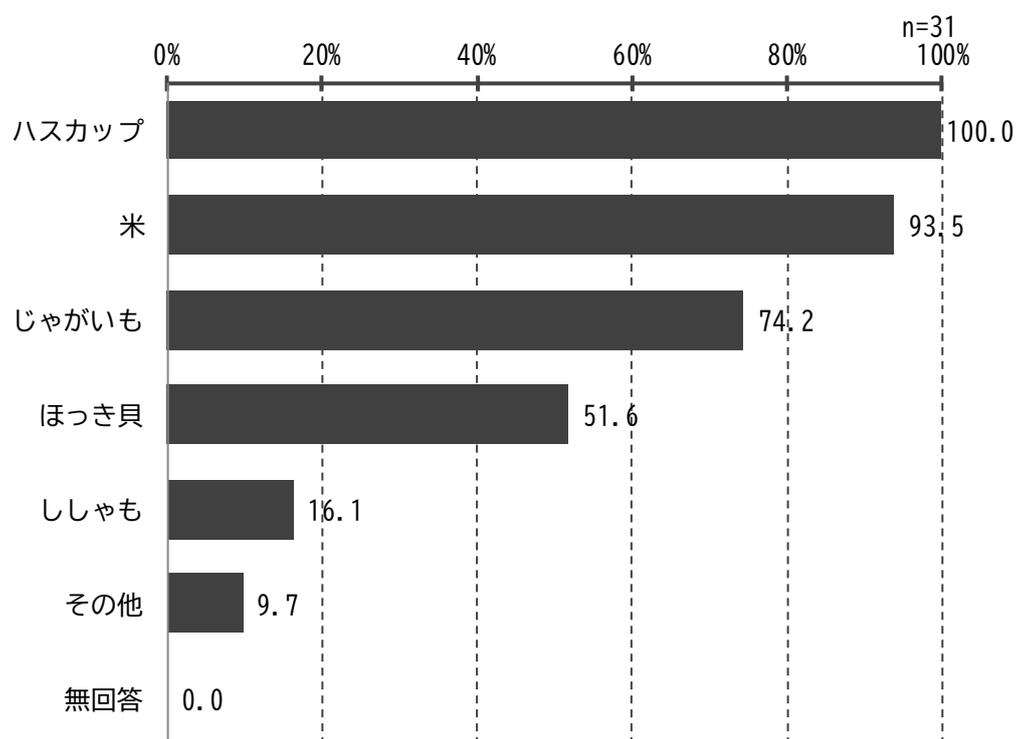
「1日1食食べている」34.2%、「毎食食べている」31.6%、「1日2食食べている」21.1%、「ほとんど食べない」7.9%となっています。



<以下の問 16-1 は、問 16 のイ 厚真町の農産物や地場産品を、「知っている」と回答した人におうかがいします>

問 16-1 厚真町の農産物や地場産品で知っているものはどれですか。【複数回答】

「ハスカップ」100.0%、「米」93.5%、「じゃがいも」74.2%、「ほっき貝」51.6%、「ししゃも」16.1%と続いています。

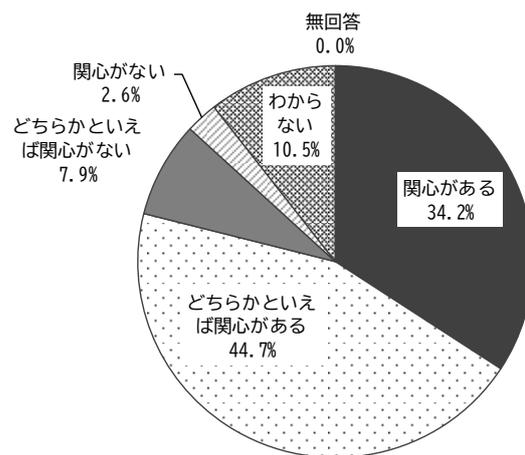


□その他回答

ホタテ、シイタケ、大豆、カボチャ、ブロッコリーなど

問20 あなたは、食育に関心がありますか。

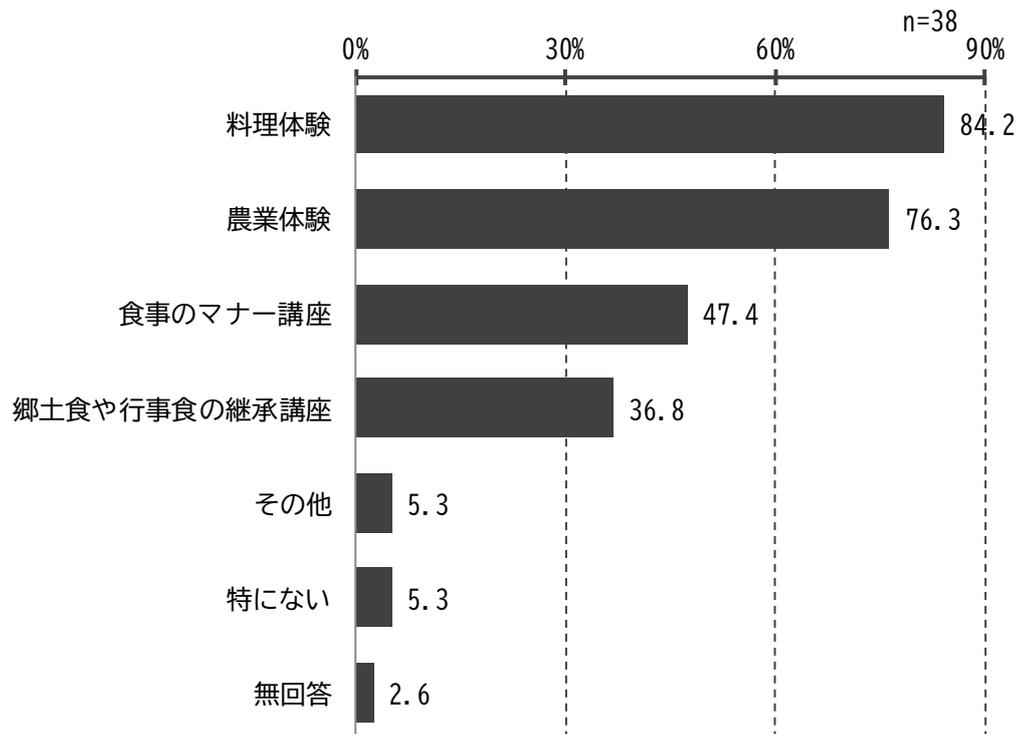
「どちらかといえば関心がある」44.7%、「関心がある」34.2%、「わからない」10.5%、「どちらかといえば関心がない」7.9%、「関心がない」2.6%となっています。



n=38

問21 あなたが、お子さんに経験させたい食体験はどんなことですか。【複数回答】

「料理体験」84.2%、「農業体験」76.3%、「食事のマナー講座」47.4%、「郷土食や行事食の継承講座」36.8%と続いています。



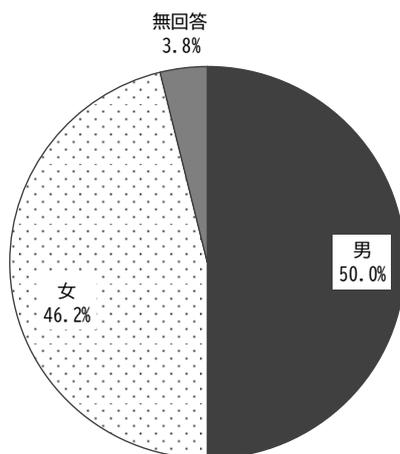
□その他回答

狩猟と鹿肉。なるべく厚真の食材を気軽に買える環境、魚等の生き物を自分で捕らえて、自分で捌いて食べる。

●食生活に関するアンケート（児童用）

問1 あなたは男・女かをお答えください。

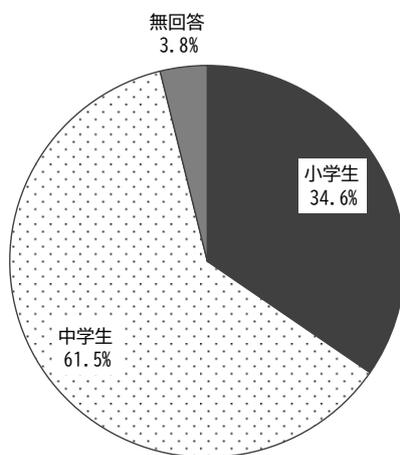
「男」50.0%、「女」46.2%となっています。



n=26

問1-2 あなたは小学生・中学生かを教えてください

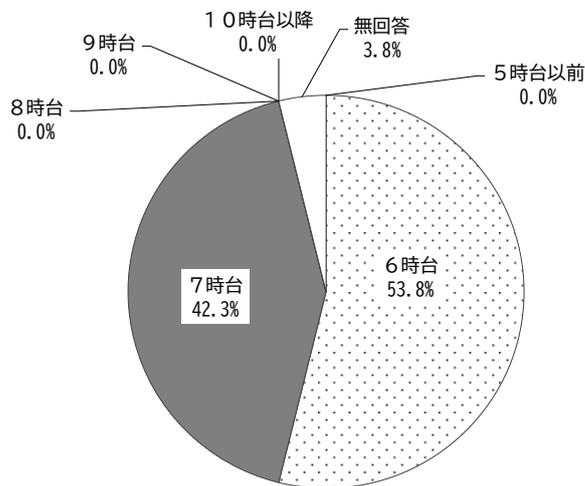
「中学生」61.5%、「小学生」34.6%となっています。



n=26

問2 あなたがいつも起きる時間と寝る時間は何時ですか。起床時間
(それぞれおおよその時間を入力してください)

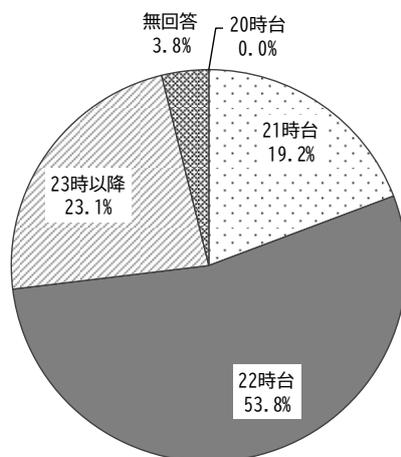
「6時台以前」53.8%、「7時台」42.3%となっています。



n=26

問2 あなたがいつも起きる時間と寝る時間は何時ですか。就寝時間
(それぞれおおよその時間を入力してください)

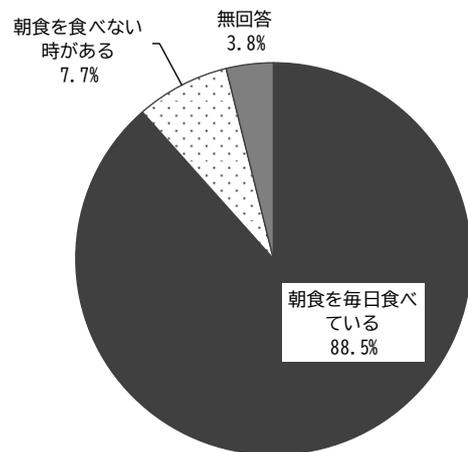
「22時台」53.8%、「23時以降」23.1%、「21時台」19.2%となっています。



n=26

問4 あなたは、朝食を食べますか。

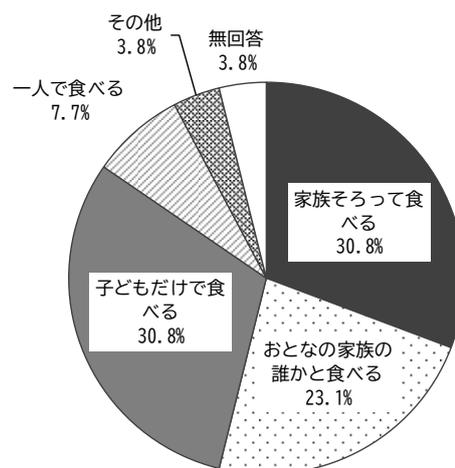
「朝食を毎日食べている」88.5%、「朝食を食べない時がある」7.7%となっています。



n=26

問5-1 あなたは、朝食や夕食はだれと食べていますか。朝食

「家族そろって食べる」30.8%、「子どもだけで食べる」30.8%、「おとなの家族の誰かと食べる」23.1%、「一人で食べる」7.7%となっています。

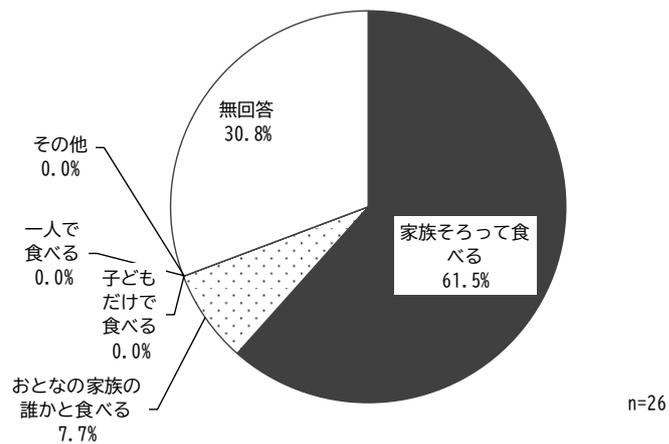


n=26

□その他回答
いろいろ

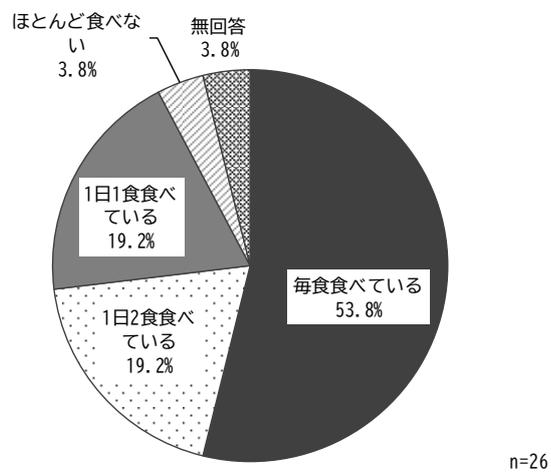
問5-2 あなたは、朝食や夕食はだれと食べていますか。夕食

「家族そろって食べる」61.5%、「おとなの家族の誰かと食べる」7.7%となっています。



問8 あなたは、野菜を食べていますか。

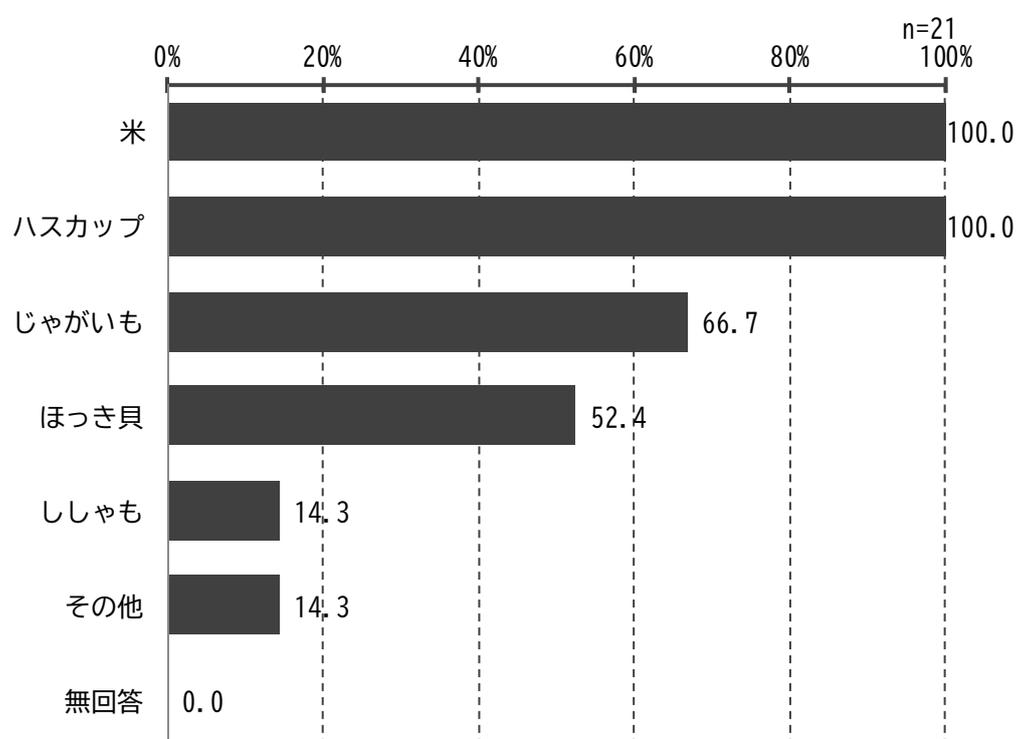
「毎食食べている」53.8%、「1日2食食べている」19.2%、「1日1食食べている」19.2%、「ほとんど食べない」3.8%となっています。



<以下の問14-1は、問14で、「知っている」と回答した人におうかがいします
>

問14-1 厚真町の農産物や地場産品で知っているものはどれですか。【複数回答】

「米」100.0%、「ハスカップ」100.0%、「じゃがいも」66.7%、「ほっき貝」52.4%、「ししゃも」14.3%と続いています。

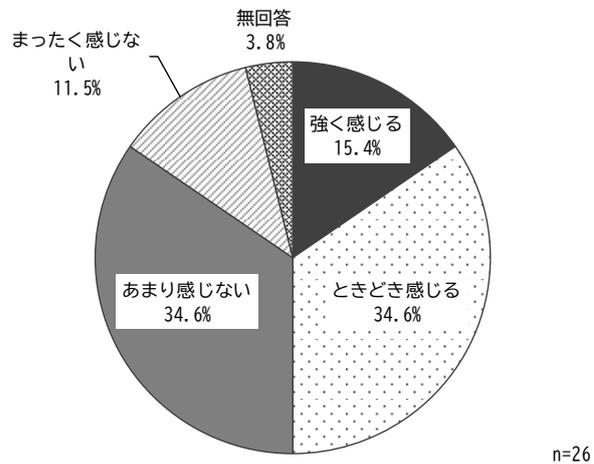


□その他回答

ジンギスカン、苺、ほうれん草、卵 ほうれん草 椎茸 かぼちゃ さつまいも いちご

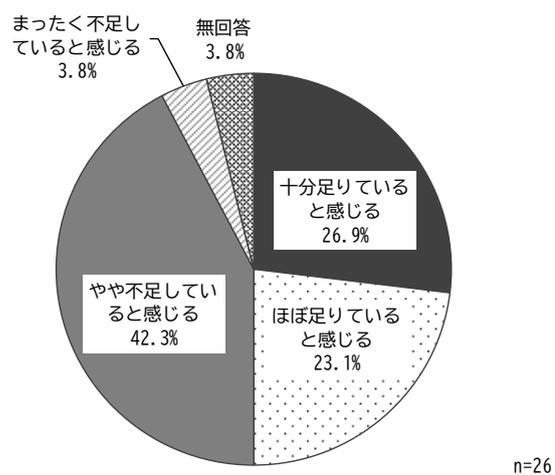
問16 あなたは、最近不安やストレスを感じますか。

「ときどき感じる」34.6%、「あまり感じない」34.6%、「強く感じる」15.4%、「まったく感じない」11.5%となっています。



問17 あなたは、普段の寝る時間は足りていますか。

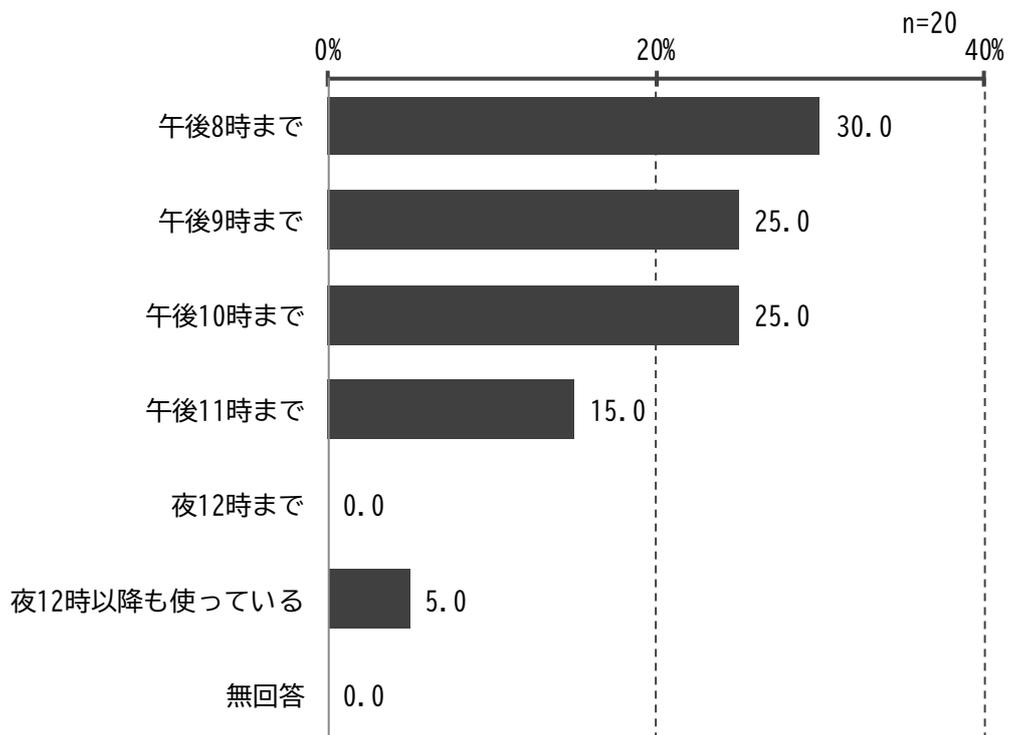
「やや不足していると感じる」42.3%、「十分足りていると感じる」26.9%、「ほぼ足りていると感じる」23.1%、「まったく不足していると感じる」3.8%となっています。



<以下の問 18-1 は、問 18 で、「1 時間未満」～「5 時間以上」と回答した人におうかがいします>

問 18 - 1 あなたは、携帯電話やスマートフォン・タブレットを何時ごろまで使っていますか。

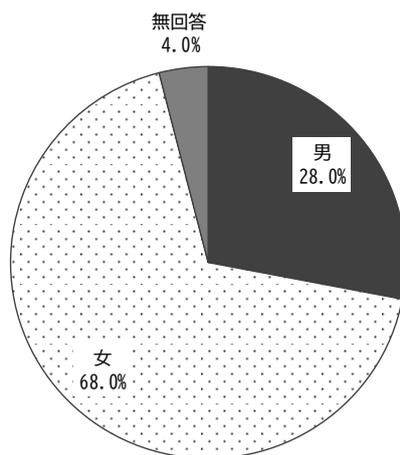
「午後 8 時まで」30.0%、「午後 9 時まで」25.0%、「午後 10 時まで」25.0%、「午後 11 時まで」15.0%、「夜 12 時以降も使っている」5.0%と続いています。



●食生活に関するアンケート（高校生相当（15歳～18歳））

問1 あなたの性別をお答えください。

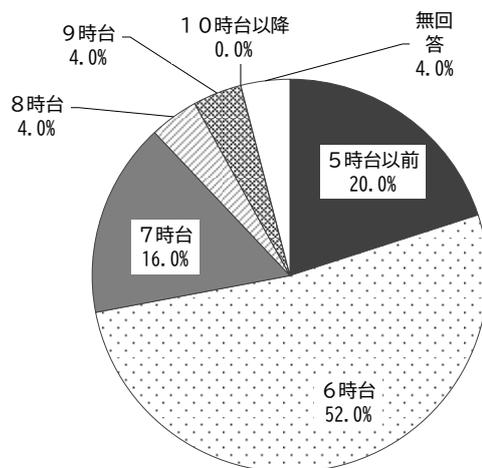
「女」68.0%、「男」28.0%となっています。



n=25

問2 あなたが普段起きる時間と寝る時間は何時ですか。起床時間

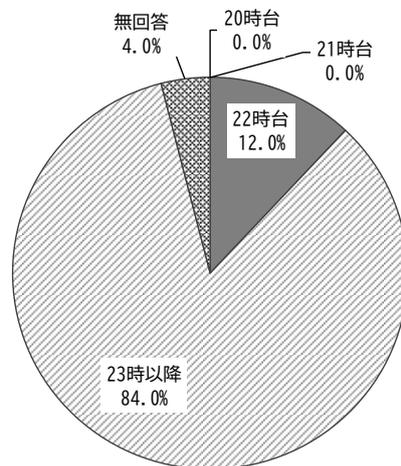
「6時台」52.0%、「5時台以前」20.0%、「7時台」16.0%、「8時台」4.0%、「9時台」4.0%となっています。



n=25

問2 あなたが普段起きる時間と寝る時間は何時ですか。就寝時間

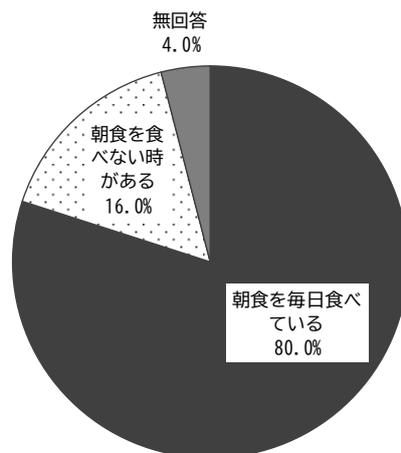
「23時以降」84.0%、「22時台」12.0%となっています。



n=25

問4 あなたは、朝食を食べますか。

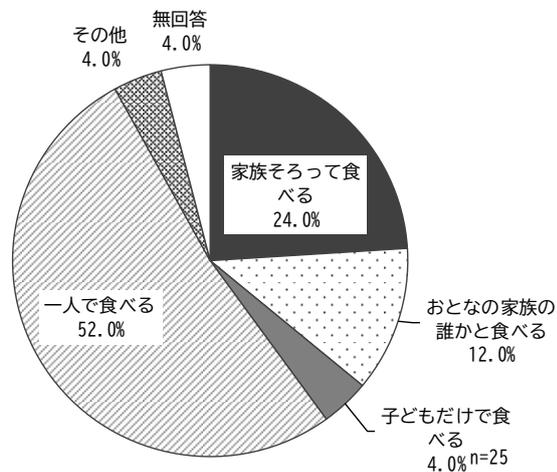
「朝食を毎日食べている」80.0%、「朝食を食べない時がある」16.0%となっています。



n=25

問5-1 あなたは、朝食や夕食はだれと食べていますか。朝食

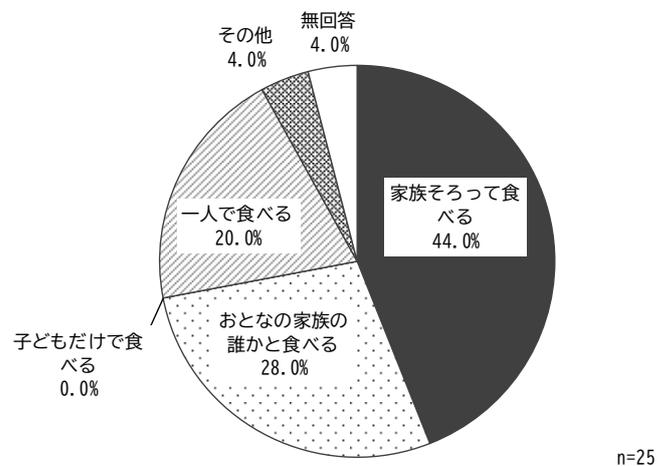
「一人で食べる」52.0%、「家族そろって食べる」24.0%、「おとなの家族の誰かと食べる」12.0%、「子どもだけで食べる」4.0%となっています。



□その他回答
食べない

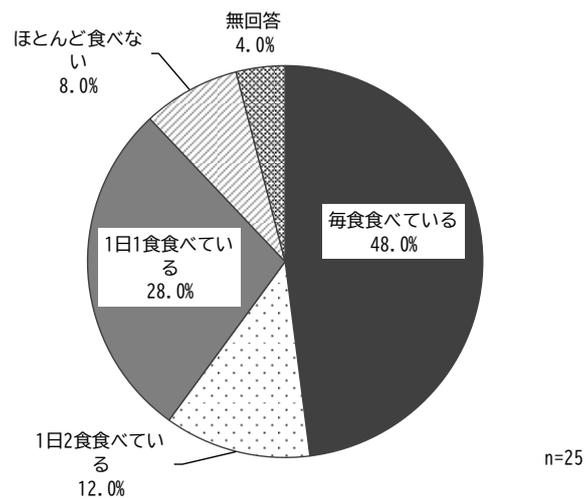
問5-2 あなたは、朝食や夕食はだれと食べていますか。夕食

「家族そろって食べる」44.0%、「おとなの家族の誰かと食べる」28.0%、「一人で食べる」20.0%となっています。



問8 あなたは、野菜を食べていますか。

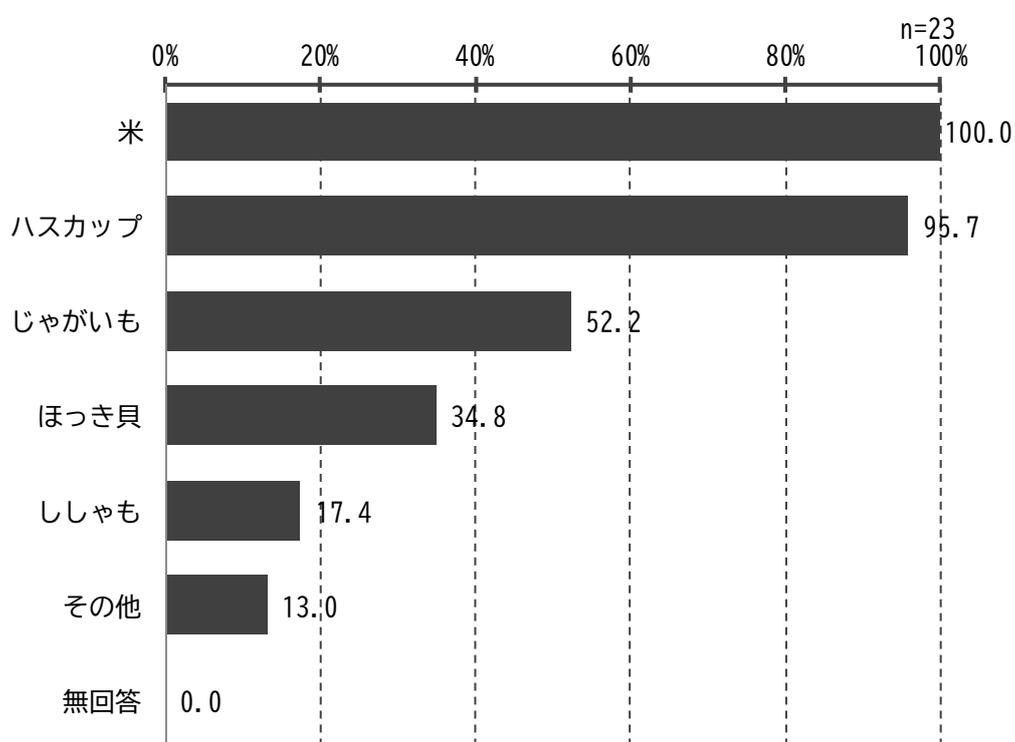
「毎食食べている」48.0%、「1日1食食べている」28.0%、「1日2食食べている」12.0%、「ほとんど食べない」8.0%となっています。



<以下の問14-1は、問14で、「知っている」と回答した人におうかがいします
>

問14-1 厚真町の農産物や地場産品で知っているものはどれですか。【複数回答】

「米」100.0%、「ハスカップ」95.7%、「じゃがいも」52.2%、「ほっき貝」34.8%、「ししゃも」17.4%と続いています。

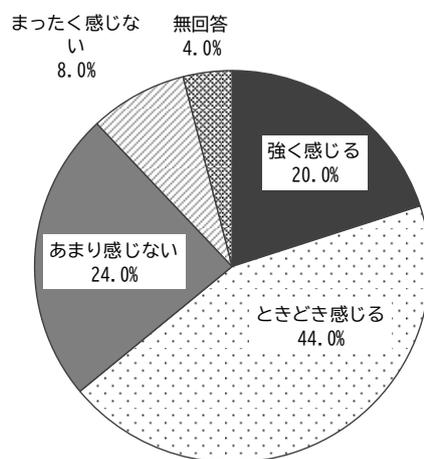


□その他回答

しいたけ、豚、鶏、ジンギスカン、豚肉

問16 あなたは、最近不安やストレスを感じますか。

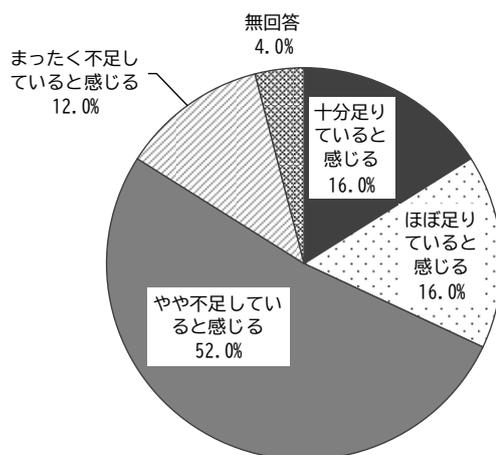
「ときどき感じる」44.0%、「あまり感じない」24.0%、「強く感じる」20.0%、「まったく感じない」8.0%となっています。



n=25

問17 あなたは、普段の睡眠時間は足りていますか。

「やや不足していると感じる」52.0%、「十分足りていると感じる」16.0%、「ほぼ足りていると感じる」16.0%、「まったく不足していると感じる」12.0%となっています。

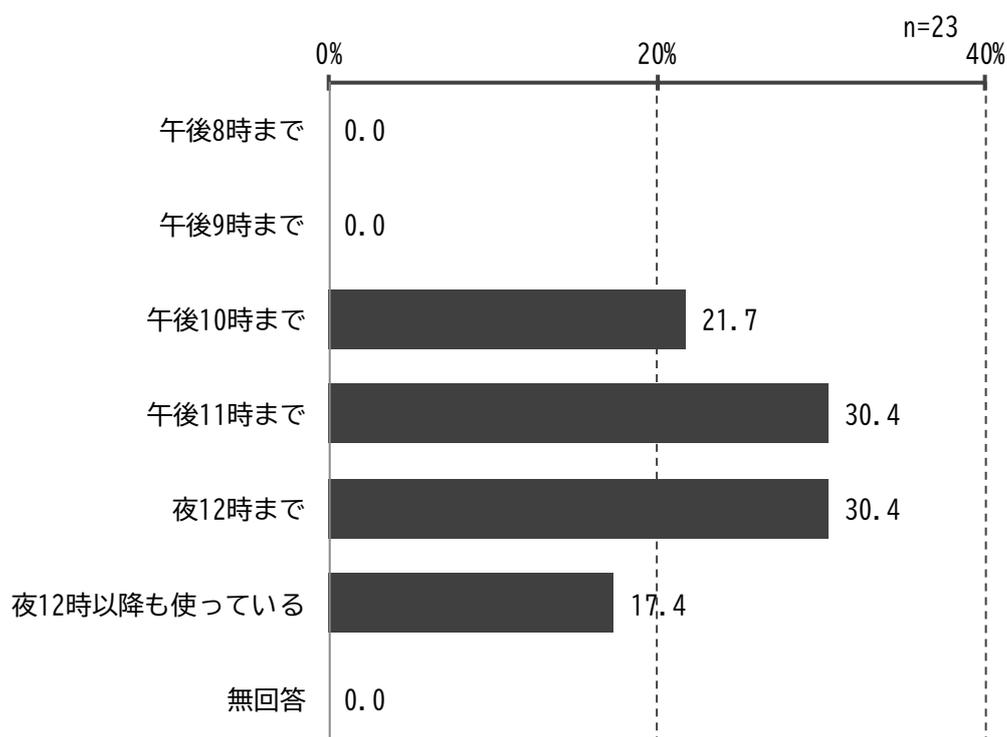


n=25

<以下の問 18-1 は、問 18 で、「1 時間未満」～「5 時間以上」と回答した人におうかがいします>

問 18 - 1 あなたは、携帯電話やスマートフォン・タブレットを何時ごろまで使っていますか。

「午後 11 時まで」30.4%、「夜 12 時まで」30.4%、「午後 10 時まで」21.7%、「夜 12 時以降も使っている」17.4%と続いています。



第2期厚真町健康増進計画 健康あつま21

令和6年3月

発行・編集	厚真町 住民課
住 所	〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地
電 話	0145-26-7871
F A X	0145-26-7733
U R L	http://www.town.atsuma.lg.jp

総務文教常任委員会
所管事務調査資料

(令和6年8月7日)

(協議案件)

- ②「やわらぎ」、「ほんごう」、「ともいき荘」3施設の
運営状況について

住民課 福祉グループ

1 高齢者グループホーム「やわらぎ」

(1) 設置目的等について

① 設置目的

認知症の状態にある高齢者に、適切な介護サービスと共同生活による快適な生活の場を提供することにより、その進行を穏やかなものにするとともに残存能力を活用しながら精神的に安定した明るい生活を営むことができるよう支援することを目的に設置する。

② 介護サービスの種類

ア 認知症対応型共同生活介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項

この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第15項

この法律において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

③ 指定年月

平成13年1月から北海道より事業所指定を受け運営を開始（平成18年から介護保険法改正により指定権限が都道府県から市町村に権限移譲）

(2) 運営方法

指定管理者制度による管理運営

指定管理者 株式会社エムリンク札幌（R5～9年度）

(3) 事業実績推移

(単位:千円)

科目/年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
収入	介護報酬	29,597	30,913	31,673	30,059	27,987
	利用料等	4,388	5,523	4,775	5,006	4,406
	指定管理料	12,504	13,173	13,895	14,452	11,216
	計	46,489	49,609	50,343	49,517	43,609
支出	人件費	34,468	37,627	39,899	43,144	33,321
	事業費	7,091	7,613	8,288	8,931	6,032
	事務費	1,996	978	947	855	3,831
	計	43,555	46,218	49,134	52,930	43,184
収支差額		2,934	3,391	1,209	△3,412	425
居室使用料		1,249	1,294	1,296	1,275	1,192

(4) 利用状況 (定員 9 人) ※各年度末時点

年度/状況	実利用人数	平均介護度	平均年齢
令和元年度	8 人	2. 5	87. 5
令和2年度	9 人	2. 3	87. 8
令和3年度	9 人	2. 7	89. 3
令和4年度	8 人	2. 4	90. 2
令和5年度	9 人	1. 8	90. 4

(5) 人員配置状況 (単位:人)

職種	人員基準	法定必要数	現在配置数
介護従業者 (日中)	利用者3人に1人 (常勤換算)	3. 0	4. 1
介護従業者 (夜間)	夜勤1人	1. 0	1. 0
計画作成担当者	ユニットごとに1人	1. 0	1. 0
管理者	3年以上認知症の 介護従事経験のある 者が常勤専従	1. 0	1. 0

(6) 待機者状況

令和6年3月末現在	30人 (うち他施設への重複申込者15人)
-----------	--------------------------

2 小規模多機能ホーム「ほんごう」

(1) 設置目的等について

① 設置目的

高齢者に対する介護支援機能、居住機能、交流機能の総合的な提供及び身体障害者等に対する通所によるサービスを提供することにより、高齢者等が安心して健康で明るい自立した生活が営めるよう支援することを目的とする厚真町高齢者生活福祉センターの通所介護等部門として設置。

② 介護サービスの種類

ア 小規模多機能型居宅介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項

この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第14項

この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

③ 指定年月

平成29年1月から町より事業所指定を受け運営を開始

(2) 運営方法

指定管理者制度による管理運営

指定管理者 株式会社エムリンク札幌（R5～9年度）

(3) 事業実績推移

(単位:千円)

科目/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	介護報酬	39,162	46,854	54,918	55,131	45,704
	障害児給付					159
	その他収入	299	1,934	485	874	2,189
	指定管理料	22,641	23,149	24,174	24,810	17,712
	計	62,102	71,937	79,577	80,815	65,764
支出	人件費	41,237	43,369	56,586	56,174	37,531
	事業費	6,766	8,502	9,778	9,326	6,711
	事務費	2,558	1,023	1,324	893	4,709
	計	50,561	52,894	67,688	66,393	48,951
収支差額		11,541	19,043	11,889	14,422	16,813

(4) 利用状況 (定員24人)

年度/状況	登録数 (年度末時点)	平均介護度
令和元年度	17人	1.8
令和2年度	22人	1.6
令和3年度	22人	1.7
令和4年度	20人	2.0
令和5年度	22人	1.9

(5) サービスごとの延べ利用実績

年度/延べ	通いサービス	泊りサービス	訪問サービス
令和元年度	2,631人	180人	1,288人
令和2年度	2,992人	183人	1,257人
令和3年度	2,856人	274人	1,767人
令和4年度	2,613人	205人	2,331人
令和5年度	2,355人	139人	2,399人

(6) 人員配置状況 (単位:人)

職種	人員基準	法定必要数	現在配置数
介護従業者 (日中)	利用者3人に1人 (常勤換算)	4.0	8.7
訪問介護員	夜勤1人	1.0	1.0
計画作成担当者	1名以上	1.0	1.0

管理者	3年以上認知症の介護従事 経験のある者が常勤専従	1. 0	1. 0
-----	-----------------------------	------	------

3 生活支援ハウス「ともいき荘」

(1) 設置目的等について

① 設置目的

高齢者に対する介護支援機能、居住機能、交流機能の総合的な提供及び身体障害者等に対する通所によるサービスを提供することにより、高齢者等が安心して健康で明るい自立した生活が営めるよう支援することを目的とする厚真町高齢者生活福祉センターの居住部門として設置。

② 介護サービスの種類

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

【根拠】高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱（平成12年老発第655号）

③ 開設年月

平成13年4月

(2) 運営方法

指定管理制度による管理運営

指定管理事業者 株式会社エムリンク札幌（R5～9年度）

(3) 事業実績推移

（単位：千円）

科目/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	利用料	7,532	8,626	7,827	7,757	7,190
	その他	1	184	182	183	9
	指定管理料	14,085	14,215	14,215	14,215	14,864
	計	21,618	23,025	22,224	22,155	22,063
支 出	人件費	6,105	6,409	6,375	7273	7,125
	事業費	9,347	8,944	10,935	12352	10,021
	事務費	4,202	4,893	4,225	4117	4,848
	計	19,654	20,246	21,535	23,742	21,994
収支差額		1,964	2,779	689	△1,587	69

(4) 利用状況（定員20人）

居室	男性	女性	合計
単身室（14室）	5人	8人	13人
夫婦室（3室）	3人	2人	5人
合計	8人	10人	18人
70～74歳	—	—	—
76～79歳	—	—	—
80～84歳	1人	—	—
85歳以上	7人	10人	—

(5) 人員配置基準

生活援助員 常勤2人 非常勤1人

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和6年8月7日)

(事務調査)

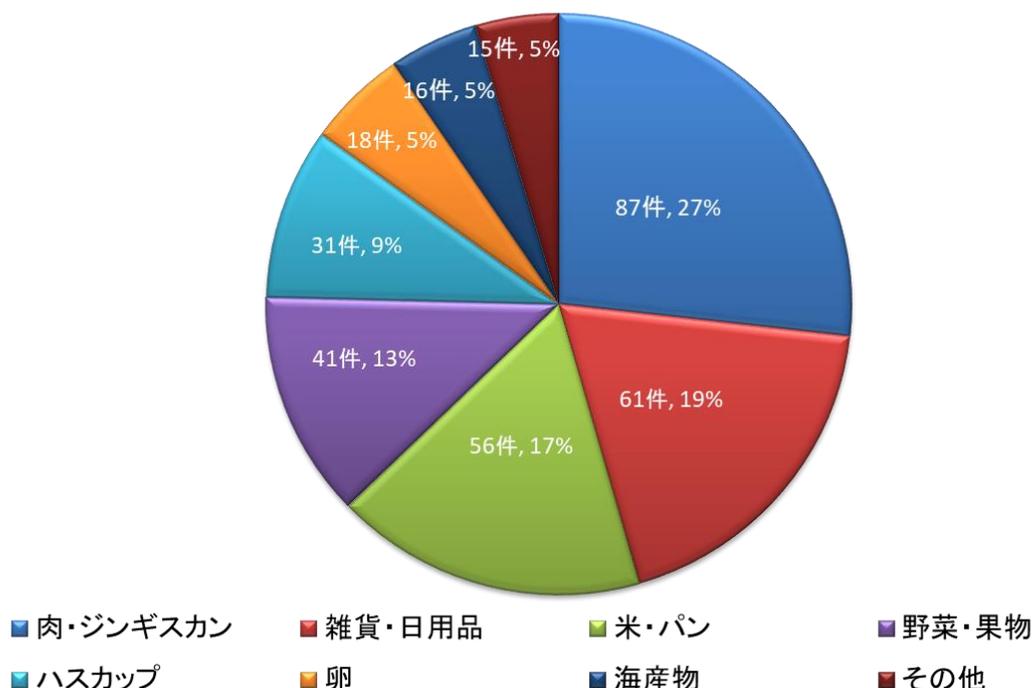
- ③ふるさと納税(返礼品の特徴、寄付金の使い道の順位、費用内訳等)について

総務課財政グループ

1 返礼品の特徴

本町の返礼品の総数は今後提供予定の返礼品を含めると 325 件である。肉や米など食料品が約 76%を占めている一方で、食料品以外では木工製品や革製品等の雑貨・日用品やその他体験型の返礼品等（こぶしの湯やサーフィン体験等）が約 24%を占めている。

返礼品のカテゴリー別件数および割合(全325件)



ふるさと納税サイト大手が公表している 2023 年の返礼品人気ランキングでは、上位は「海産物」「肉・肉加工品」「米」の 3 分野に集中している。本町でも米は人気の返礼品であるが、競合自治体が多いことから寄付額はあまり伸びていない状況である。

昨年度は卵、米の定期便、無添加のソーセージセットが人気の返礼品であった。また、返礼品としてジェラートや宿泊券(古民家)を新たに追加し、継続的に新規返礼品の開拓を行っている。

提供数が多い返礼品（令和 5 年度）

- (1) 小林農園の平飼い自然卵
- (2) さくら米
- (3) 放牧豚ソーセージセット

2 寄付金の使い道の順位

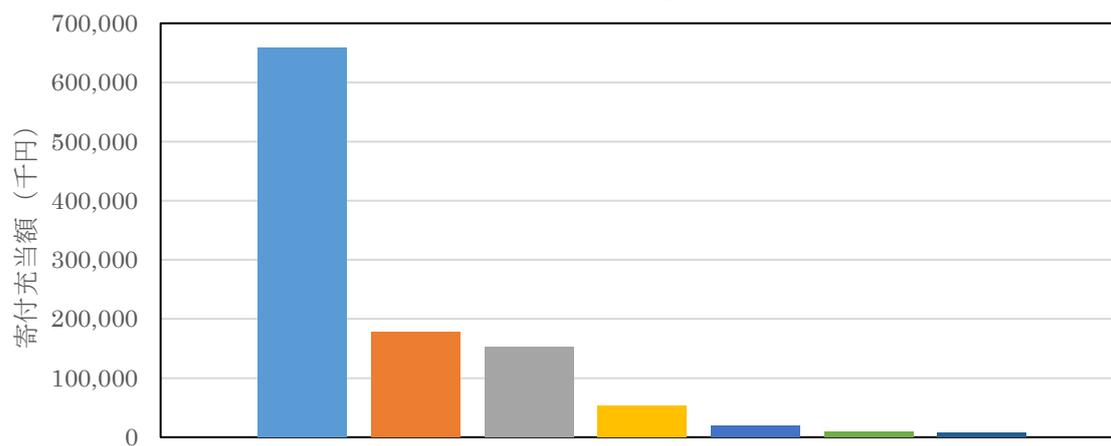
過去10年間（平成26年度から令和5年度まで）の寄付金の使い道は、その他目的達成のために町長が必要と認める事業が最も多く、次いで、次世代を担う子育て支援に関する事業、平成30年北海道胆振東部地震に関連する事業の順になっている。（下記グラフ参照）

これまでに主に定住化促進対策事業やこども園つみき運営事業や災害公営住宅建設事業等にふるさと納税の寄付金を充当している。

平成26年度から令和5年度の10年間の寄付積立額 1,966,336 千円

平成26年度から令和5年度の10年間の寄付充当額 1,077,267 千円

事業別寄付充当額



- その他目的達成のために町長が必要と認める事業
- 平成30年北海道胆振東部地震に関連する事業
- 次世代を担う子育て支援に関する事業
- 各種の地域振興に関する事業
- 美しい農村景観づくりと環境保全に関する事業
- 豊かな自然を守るための事業
- 人材を育む教育環境づくりに関する事業

厚真町ふるさと応援基金条例より

3 各年度の経費の内訳

(単位：円)

支出科目	R1	R2	R3	R4	R5
報償費	179,329,773	168,857,496	133,961,840	132,513,466	126,482,620
需用費	45,000	107,899	40,444	187,553	37,179
役務費	66,681,282	69,645,780	61,576,930	72,474,801	69,650,663
委託料	56,308,996	46,985,321	44,384,472	23,059,884	20,036,098
使用料	46,003,017	47,857,797	43,192,109	38,777,671	41,157,379
備品購入費	108,000	-	-	-	-
積立金	282,527,932	182,744,193	186,345,101	166,395,273	147,161,734
合計	631,004,000	516,198,486	469,500,896	433,408,648	404,525,673

支出科目の詳細

- ※ 報償費： 返礼品代
- 需用費： 消耗品、パンフレット印刷
- 役務費： 配送料、広告料、収納代行手数料
- 委託料： 中央コンピューターサービス株式会社、株式会社エーゼロ
 グループ厚真町支社への事務委託料
- 使用料： ポータルサイト使用料

3 主な質疑・意見

① 第2期厚真町健康増進計画「健康あつま21」の計画内容について

- ・第3章最終評価結果の中で、評価Aが少なくCが多いようだが、担当課として、どのような要因があつて、どのような総合的な評価と認識されているのか。
- ・簡易説明書に自殺のことが書かれているが、過去5年間の具体的なデータ等はあるのか。
- ・住民健診の受診率は高いが、がんの発見率に結びついているのか。
- ・もう少し高度な撮影機を持ったレントゲン車はないのか。
- ・うつ等の病気を持っていた方々が、自殺の方向になるのではないかという前触れに対して対策を行っているのか。
- ・低出生体重児が増加傾向にあると書かれているが、その要因にはどのようなものがあるのか。また、どのような対策ができるのか。
- ・低出生体重児が産まれたあとの支援や対策はあるのか。

② 「やわらぎ」、「ほんごう」、「ともいき荘」3施設の運営状況について

- ・高齢者グループホーム「やわらぎ」の利用状況が、令和元年から令和5年の実績で、平均年齢は高くなっているが平均介護度が下がっている。この現状をどのように受け止めればよいのか。
- ・各施設の支出と収入の差額はどこに入っていくのか。
- ・小規模多機能ホーム「ほんごう」の利用実績で「訪問サービス」とあるが、どこかの訪問介護事業所のサービスを使っているのか。
- ・生活支援ハウス「ともいき荘」を利用するにあたっては「要支援」「要介護」というのは不要と考えていいのか。
- ・生活支援ハウス「ともいき荘」の令和4年度支出において事業費が上がっているように見えるが、その内訳はどのようなものか。
- ・小規模多機能ホーム「ほんごう」の令和5年度の収入も減っているが、経費も人件費も含めて減っているのはどういうことなのか。利用実績が下がっていることが関係しているのか。また、その他収入は何なのか。
- ・小規模多機能ホーム「ほんごう」のお風呂が、修繕されていないという苦情が来ていたが、なぜ対応できなかったのか。
- ・利用者の方が快適な生活を送るため、細かいことに気を付けて指導等していただきたい。
- ・今まで社協が担っていた事業をエムリンクにされて1年以上経っているが、1度は評価を行っているのか。

③ ふるさと納税（返礼品の特徴、寄付金の使い道の順位、費用内訳等）について

- ・事業者が自分の商品をふるさと納税の返礼品にしたいと思った場合、どのような手続きで進んでいっているのか。そのスケジュール感は、事業者さんに示されているのか。
- ・事業者に対し、返礼品の随時募集や窓口の連絡や周知はどのように行っているのか。
- ・現在日本に何件のポータルサイトがあって、何件のポータルサイトで厚真町へのふるさと納税が可能で、今後何個まで増やしていきたい等、目標があれば教えてください。
- ・ふるさと納税をどのように広報、PRしていくのか戦略があるのであれば教えてください。
- ・厚真町の特徴として、新規で事業を起こされる方や、地域おこし協力隊で入ってこられる方の夢を応援するという大きなビジョンがあると思うので、新規の事業者の方にも、ふるさと納税に自分の商品をスムーズに受け渡せられるよう、不備なく是非やっていただきたい。
- ・Y o u T u b e 等、いろんなチャンネルを使って、PRをもっと効果的にしてはいかがか。
- ・役務費、委託料の詳細な内訳を教えてください。
- ・近隣町村のふるさと納税の返礼品はどのようなものがあるのか。

令和6年8月29日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所管事務調査報告書

令和6年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る7月22日、8月1日、8月26日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

【7月22日】

(協議案件)

- ① 所管事務調査を兼ねた道内行政視察について
- ② 道内行政視察への委員外議員の招集について

【8月1日】

(現地調査)

- ① 富里浄水場
- ② 厚真浄化センター

(事務調査)

- ① 水道事業の現状（今後の事業の見通し）について
- ② 下水道事業の現状（今後の事業の見通し）について
- ③ 豊沢地区森林エリア（環境保全林）活用に向けた検討状況について

【8月26日】

(道内現地調査)

- ① 深川市有害鳥獣処理施設

2 主な説明内容

産業建設常任委員会

(令和6年8月1日)

(現地調査)

① 富里浄水場

(事務調査)

① 水道の現状（今後の事業の見通し）について

建設課上下水道グループ

○ 厚真町簡易水道事業の概要

厚真町における簡易水道事業は、「旧厚真地区簡易水道」と「旧上厚真地区簡易水道」の2つの水道事業で構成され、地域住民への給水を行ってきたが、「旧上厚真地区簡易水道」の水源の1つである軽舞川表流水へ平成15年9月に発生した十勝沖地震の影響により石油を含む地下水が混入し一時的に取水を停止する事態が発生した。また、両地区において需要増加の傾向にあったことから、「軽舞川表流水」の代替水源として「厚幌ダム」に原水を求めることが、効率的な水道事業の運営に最良と判断し、平成17年度に水道法に基づく変更認可申請を行い、平成18年度より統合簡易水道事業に着手した。この事業は、富里浄水場をはじめ配水管路当の整備を行い平成30年8月から供用を開始したが、「北海道胆振東部地震」により施設に甚大な被害を受けたため災害復旧後、令和2年7月より供給を再開した。

また、「北海道胆振東部地震」の影響により高丘、幌里、軽舞地区の一部において、各家庭で使用している井戸で濁水及び水質の悪化の傾向がみられたため、給水区域拡張のため配水管の整備を行い、令和5年度に事業が完了したところである。

1. 水道の普及状況

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行政人口（年度末）	4,452人	4,420人	4,384人	4,355人	4,255人
給水人口	3,855人	4,179人	4,179人	4,161人	4,073人
水道普及率	86.5%	95.5%	95.3%	95.5%	95.7%
年間総配水量	647,249m ³	648,693m ³	610,206m ³	631,871m ³	629,565m ³
年間有収水量	514,863m ³	521,198m ³	504,910m ³	521,198m ³	531,667m ³
有収率	79.5%	82.4%	82.7%	82.4%	84.4%

2. 基幹的施設の概要

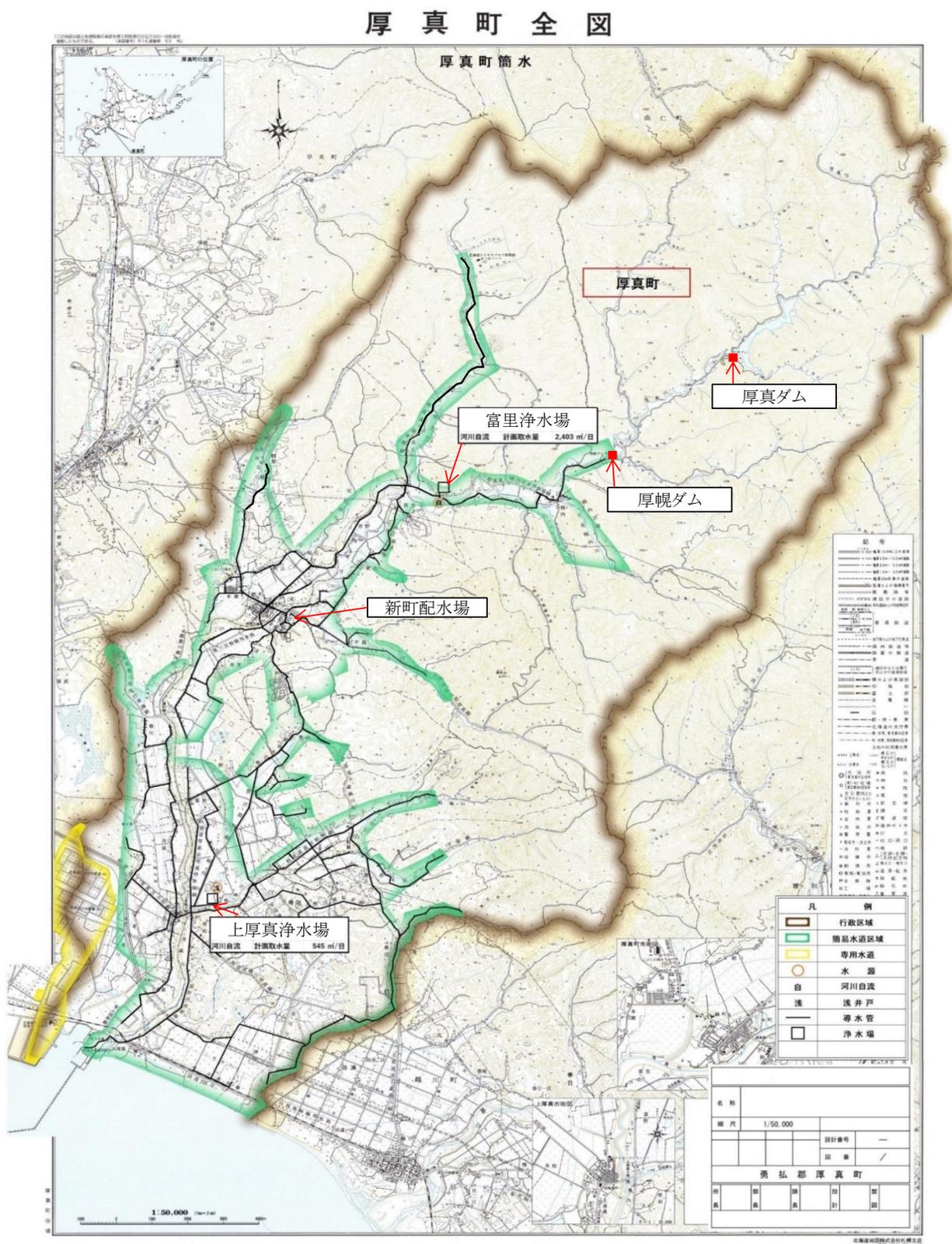
	施設名	建設年度	施設能力	備考
浄水施設	上厚真地区浄水場(地下水)	昭和53年度～昭和54年度	計画給水量495m ³ /日	上厚真地区第2期拡張事業
	富里浄水場(表流水)	平成27年度～平成29年度	急速ろ過方式 計画給水量2,185m ³ /日	統合簡易水道事業
配水施設	新町配水場	昭和43年度	貯水容量 155m ³	創設
		昭和46年度	貯水容量 115m ³	増設
		昭和59年度	貯水容量 312m ³	厚真地区第1期拡張事業一次変更(増設)
	上厚真地区第1～第3配水池	昭和43年度	貯水容量 107m ³	創設
		昭和54年度	貯水容量 505m ³	上厚真地区第2期拡張事業
		平成14年度	貯水容量 426m ³	上厚真地区第4期拡張事業
	鯉沼ポンプ場	平成10年度	貯水容量 126m ³	上厚真地区第4期拡張事業
	富里配水池	平成27年度～平成28年度	貯水容量 640m ³	統合簡易水道事業
	富里原水調整槽	平成27年度～平成28年度	貯水容量 700m ³	統合簡易水道事業
	幌内ポンプ場	平成29年度	増圧 1m ³	統合簡易水道事業
高丘ポンプ場	令和5年度	増圧 4m ³	未普及解消事業	
取水施設	富里沈砂池	平成26年度～平成27年度		統合簡易水道事業
	富里取水施設	平成25年度～平成26年度		統合簡易水道事業

3. 配水管の布設位置状況

(1)配水管総延長：約20,800m

うち耐震管（ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管）：約71,000m

うち非耐震管（硬質塩化ビニル管等）：137,000m



4. 収支の概要

(単位：千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
料金収入	137,764	140,048	129,836	125,833	123,042	120,678	120,678
建設改良費	243,317	236,521	171,945	50,000	50,000	50,000	50,000
維持管理費	115,120	118,440	139,476	123,392	124,657	123,924	125,094
元利償還金	345,993	379,391	387,608	388,943	392,666	390,342	363,470

(単位：m³)

有収水量	521,198	531,667	492,899	477,702	467,107	458,132	458,132
------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位：円/m³)

給水原価	885	936	1,069	1,072	1,108	1,123	1,066
------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------

※給水原価とは、水道水1m³当たりの製造するために要する費用

(維持管理費＋元利償還金) / 有収水量

5. 料金の概要

(1) 料金体系の概要 (税抜き)

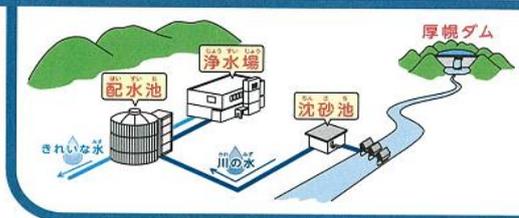
項目	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金
	基本水量(m ³)	基本料金(円)	1m ³ につき(円)
家事用	8	1,600	200
営業用	15	3,000	200
団体用A	20	4,000	200
団体用B	20	4,600	230
学校用	20	4,000	200
大口給水用	1,200	276,000	230
船舶給水A	600	138,000	230
船舶給水B	10	4,000	400
臨時用	10	4,000	400

(2) 1ヶ月のメータ使用料 (税抜き)

項目	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
遠隔指示式	320円	380円	400円	550円	1,800円	2,100円	2,500円
直読式	110円	180円	190円	300円	—	—	—

5. 浄水施設の概要

富里浄水場のしくみ



フロックとは？
薬品で濁りをかたまり状にしたもの

他にもこんな設備があります



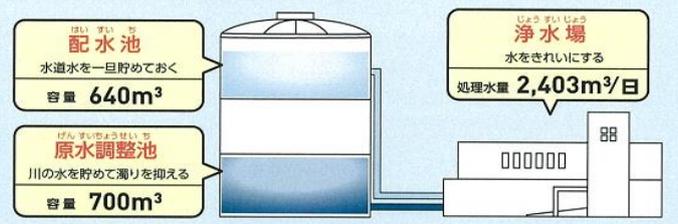
監視制御室
浄水場内の機械や装置の運転を監視する部屋。電源の管理や運転の指示もコンピューターで行います。

発電機
自家発電により停電時もポンプや各設備を稼働させることができます。



設備の概要

所在地 〒059-1614 北海道勇払郡厚真町富里
 建物面積 [浄水場] 延床面積 2137.80㎡ (地上2階、地下2階)
 [配水池] 延床面積 156.69㎡



原水流量調整弁	φ200 流量調整用バタフライ弁(電動式)	1台
急速攪拌機(混和池)	吊下げ型機械攪拌式	2台
フロキュレータ	横軸フロキュレータ攪拌装置3翼車型	4台
傾斜型沈降装置	上向流傾斜型沈降装置1段×4列	2台
集水トラフ	寸法300W×250H×4200 L 1池×2本	2台
急速攪拌機(中間塩素混和池)	吊下げ型機械攪拌式	1台
逆洗水補給ポンプ	両吸込み渦巻ポンプφ250×φ200 8.0m³/min×10m	2(1)台
表洗ポンプ	片吸込み渦巻ポンプφ125×φ100 2.0m³/min×32m	1台
送水ポンプ	片吸込み渦巻ポンプφ100×φ80 1.52m³/min×30m	2(1)台
配水ポンプ	給水ユニット(単独交互)φ40×0.163m³/min×44m	1台

○ 統合簡易水道事業 (H18～R2)

総事業費	C= 6,565百万円
浄水場	C= 1,892百万円
配水池	C= 745百万円
取水施設	C= 1,072百万円
ダム負担金	C= 382百万円
配水管等	C= 2,474百万円

6. 災害復旧事業の概要

- ・災害日時：平成30年9月6日 平成30年北海道胆振東部地震
- ・災害状況：浄水場裏の斜面の崩壊や地盤の変動により、浄水場等水道施設が被災

○ 主な水道施設被害

浄水場：沈殿施設及び自家発電機、外構
管類：導水管及び排水管の断裂
取水施設：取水樋門及び護岸
断水期間：9/6～10/9（34日間）1,941件

配水池：階段室の倒壊及びポンプ計装設備
配水管：亀裂、断裂など応急復旧120箇所超

○ 震災後の給水状況

富里浄水場が被災し機能を失ったため、廃止して間もなかった新町浄水場の機能を回復し給水を行っていたが、富里浄水場等の復旧工事が完了し、試運転調整を終え令和2年7月23日から一部給水を再開（7月31日から、全町へ給水を再開）

○ 災害復旧工事について（平成30年度から令和3年度）

総事業費：813百万円



産業建設常任委員会

(令和6年8月1日)

(現地調査)

② 厚真浄化センター

(事務調査)

② 下水道の現状（今後の事業の見通し）について

建設課上下水道グループ

1. 下水道事業の現状

快適な居住環境を確保するため、厚真市街地（139ha）に公共下水道事業を導入、その他の地域については、合併処理浄化槽事業を導入し、厚真町全体の生活雑排水の処理、水洗化による生活環境の保全とともに、公共用水域の水質汚濁防止をはかっている。

(1) 下水道の普及状況

(1) 下水道の普及状況			行政人口	4,255 人	(R6.3 末)
	人口	水洗化済	接続率	水洗化率	備考
公共下水道	1,631 人	1,618 人	99.2%	38.0%	
合併処理浄化槽	2,624 人	2,043 人	77.9%	48.0%	単独を除く
合計	4,255 人	3,661 人		86.0%	

2. 厚真町公共下水道事業の概要

1) 事業の経過

本町では、家庭及び事業所からの雑排水は道路側溝や排水管により排除されていた。この雑排水は水質汚濁や悪臭などによる生活環境の悪化の原因となり、将来的に厚真市街地の健全・持続的な発展をとげるためには、生活雑排水の処理、水洗化による生活環境の保全とともに、市街地からの雑排水の大半が流入する厚真川の水質汚濁防止に関しても早急な対策の必要性があり、平成7年度に策定した『厚真町新総合計画』において公共下水道事業の導入を施策に加えた。

- ① 平成10年 下水道基本計画の策定し下水道法及び都市計画法の事業計画認可取得
- ② 平成11年度から污水管整備に着手
- ③ 平成13年度から平成17年度 污水終末処理場（厚真浄化センター）の整備
- ④ 平成16年3月 供用の開始（一部）
- ⑤ 認可計画の変更（7回） 実近は、令和3年度に第8次計画を策定し現在に至る。

2) 施設の概要

名 称	厚真浄化センター
所在地	厚真町表町191番3
敷地面積	13,768㎡
建物面積	鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階 建築面積 1,160.44㎡ 延床面積 1,438.77㎡
処理方式	オキシデーションディッチ法
建設費	1,239.5百万円
供用開始年月日	平成16年3月26日

名 称	本郷ポンプ場
所在地	本郷276番地の1
敷地面積	320㎡
建物面積	鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階 建築面積 64.66㎡ 延床面積 122.26㎡
建設費	133百万円

マンホールポンプ所	4箇所（京町、新町3箇所）
-----------	---------------

3) 計画の概要

	認可計画（現計画）
計画処理面積	139ha
計画処理人口	1,700人
計画汚水量	731m ³ /日（日最大）
排除方式	分流式

4) 公共下水道事業の整備について

補助事業 平成11年度～平成19年度
事業費 31億6千万円

5) ストックマネジメント計画

平成29年度計画策定

3. 合併処理浄化槽事業の概要

- ① 平成2年度から町全域で浄化槽設置整備事業（個人設置型）の導入
- ② 平成19年度から浄化槽市町村整備推進事業（継続中）の導入

1. 合併処理浄化槽の設置について

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
整備基数	26基	31基	45基	34基	18基	11基	12基

R5年度末浄化槽設置基数

町管理型	624基	個人設置型	163基	合計	787基

4. 下水道事業会計の状況

(単位：千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
料金収入	61,910	62,813	59,448	59,144	58,903	58,385	57,941
（下水道）	36,781	36,766	36,166	35,804	35,446	35,092	34,741
（浄化槽）	25,129	26,047	23,282	23,340	23,457	23,293	23,200
建設改良費	91,977	64,188	53,045	142,713	214,983	296,383	156,683
維持管理費	83,156	79,475	81,127	81,860	81,960	82,060	82,160
元利償還金	80,604	82,133	85,078	88,580	91,647	93,062	91,689

(単位：m³)

有収水量（全体）	289,629	292,103	276,442	275,030	273,909	271,504	269,440
（下水道）	172,255	170,830	168,042	166,360	164,697	163,052	161,421
（浄化槽）	117,374	121,273	108,399	108,669	109,212	108,452	108,018

汚水処理減価（全体）	565円/m ³	553円/m ³	601円/m ³	619円/m ³	633円/m ³	645円/m ³	645円/m ³
（下水道）	645円/m ³	663円/m ³	679円/m ³	709円/m ³	726円/m ³	738円/m ³	740円/m ³
（浄化槽）	447円/m ³	397円/m ³	480円/m ³	490円/m ³	498円/m ³	508円/m ³	507円/m ³

※ 汚水処理減価とは、有収水量1m³当たりの汚水処理に要する費用
(維持費+元利償還金)/有収水量

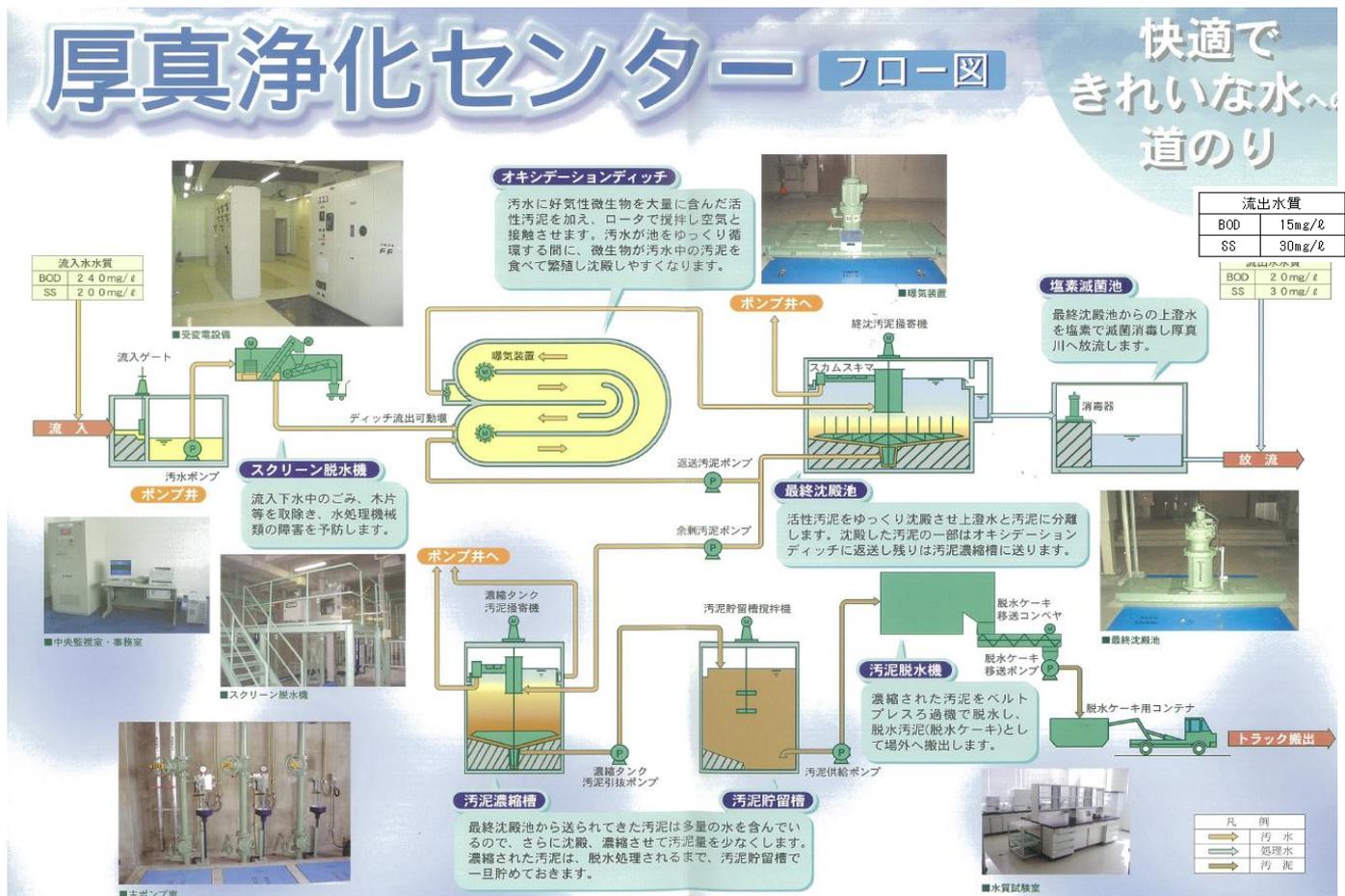
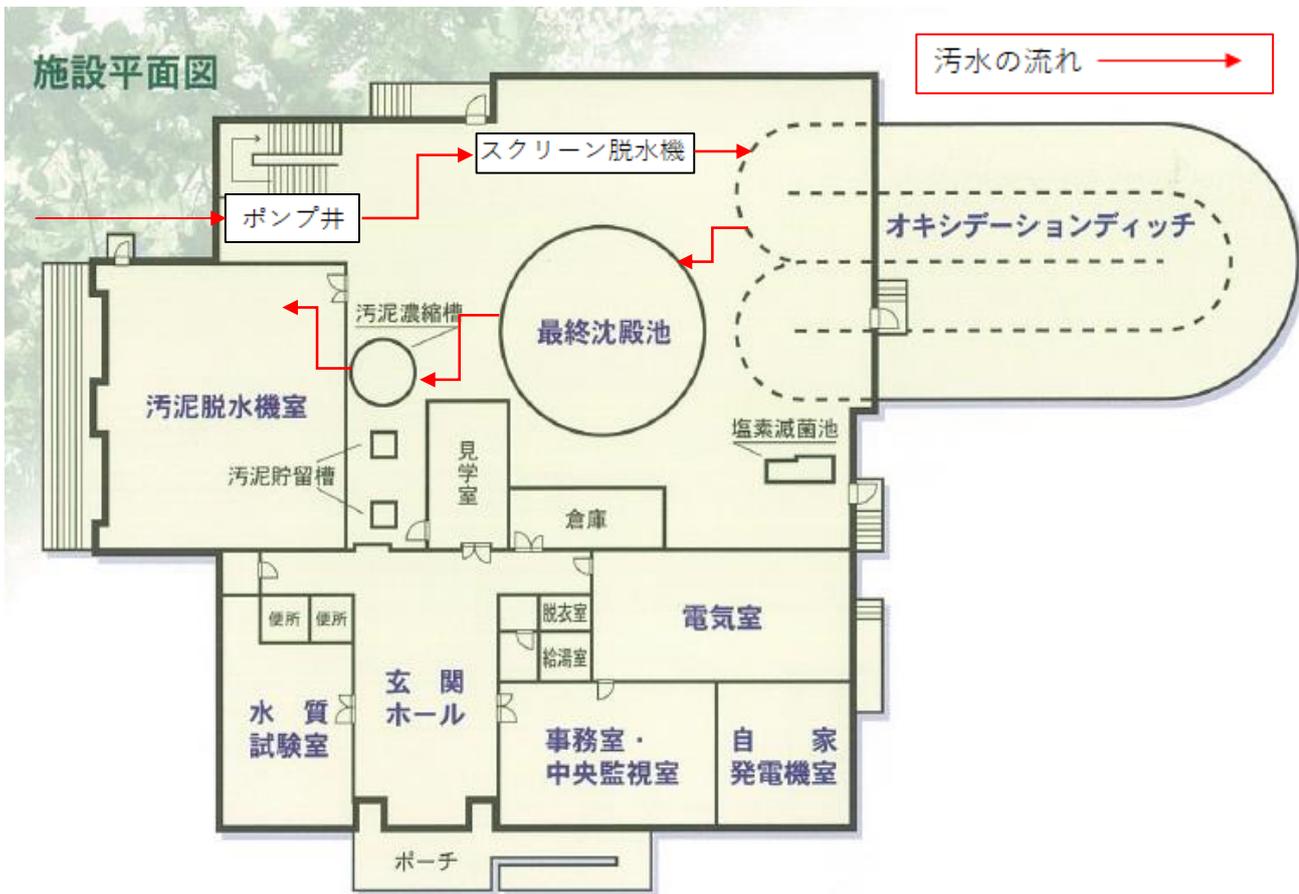
(1) 下水道及び浄化槽使用料（税抜き）

基本水量(m ³)	8tまで	基本料金(円)	1,440円	超過料金	180円/m ³

○利用人数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全体	3,470	3,547	3,581	3,685	3,710	3,725	3,661
（下水道）	1,598	1,640	1,650	1,670	1,673	1,657	1,618
（浄化槽）	1,872	1,907	1,931	2,015	2,037	2,068	2,043
水洗化率	75.8%	77.8%	80.5%	83.7%	84.8%	85.7%	86.0%

5. 厚真浄化センターの概要



※ 用語の説明

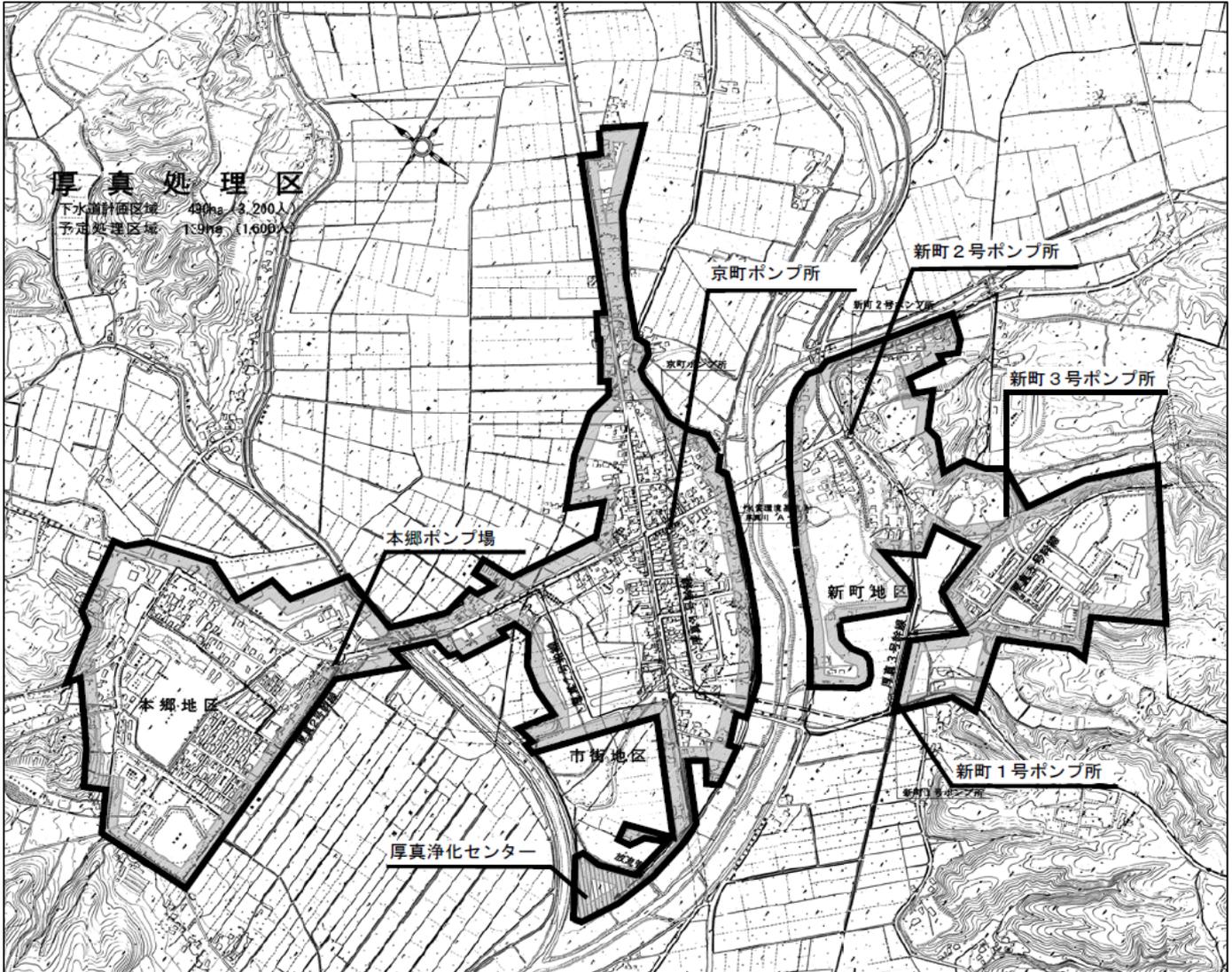
① BOD

生物化学的酸素要求量（微生物によって、無機化・ガス化するとき必要とされる酸素量）

② SS

水の中にある浮遊物の量

6. 公共下水道処理区域図



産業建設常任委員会

所管事務調査資料

(令和6年8月1日)

(事務調査)

- ③ 豊沢地区森林エリア（環境保全林）活用に向けた検討状況について

産業経済課林業・森林再生推進グループ

1 森林の概要

(1) 名称：新町、豊沢、宇隆地区環境保全林（以下、「環境保全林」という。）

(2) 所在：厚真町新町1番ほか

(3) 面積：279.7ha

(4) 特徴：

① 町の中心地に約280haの森林が一塊で存在する（図1）

② 地形は比較的平坦でササ類の丈も低い（場所によっては無い）ため歩きやすい

③ ササ類が少ない箇所にはランやヤマシャクヤク等の希少な植物が生育

④ コナラ、カエデ類、カンバ類を主体とする天然林が多く森林内が明るい

⑤ 林齢は40－60年生の森林が多く、成長量が旺盛

⑥ 都市計画法上第二種住居地域、第二種低層住居専用地域に指定されている（図2）

※第二種住居地域：主に住居の環境を保護する地域であるが、幅広い用途の建物が建てられる。例 店舗（10,000㎡以下）、宿泊施設、運動施設、医療・福祉施設、文教施設等

※第二種低層住居専用地域：良好な住環境を守るため厳しい規制がかかった地域



写真1 森林と林業専用道



写真2 散策路に配置された木橋



写真3 ササの無い天然林の林床と散策路

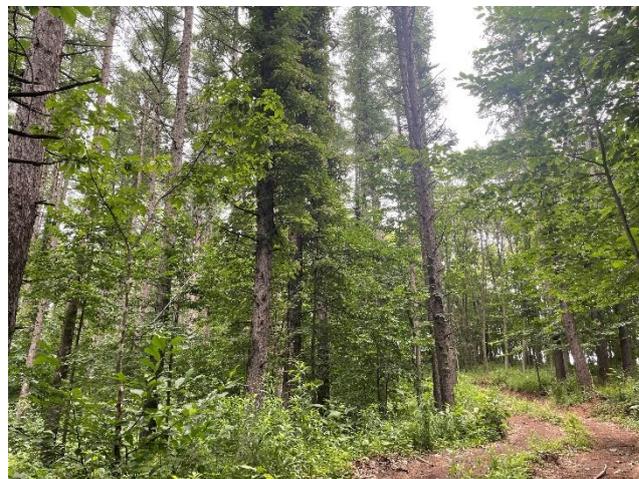


写真4 カラマツ人工林と散策路

2 令和5年度の事業の概要

- (1) 事業名：森林空間利活用実証事業委託業務
- (2) 受託者：株式会社エーゼログループ厚真町支社
- (3) 事業費：14,300,000円（税込）
- (4) 委託期間：令和5年8月8日～令和6年3月22日

3 令和5年度の事業目的

令和3年度に策定された豊沢地区森林エリア整備基本計画において、環境保全林は「あるものの中に溶け込む、破壊しない開発」のもと、持続的で発展的なまちづくりにつながる観光・交流拠点として活用を進める場所として位置づけられています。

このエリアでは、民間の活力による利活用やエリア内の円滑な導線の確保が課題となっているため、令和4年度は散策路等の整備を実施しました。その後、令和5年度は町内外から人が集うきっかけとなる試行プログラムを実施した上で、様々な分野の専門家や町民等からの意見を集約し、環境保全林の活用方法を整理することに加え、活用を進めるための管理主体や方法について検討しました。

4 令和5年度の事業内容

(1) モデルツアーの実施と参加者によるワークショップ

① モデルツアーの内容

- ・森林とアイヌ文化との関係性
- ・野生生物の捕獲と利用
- ・冬季の森林観察とホーストレッキング等による散策

② 総括（感想を含む）

- ・森林の歩きやすさ明るさは、北海道以外には無い大きな魅力
- ・軽舞遺跡整理事務所などの森林以外の施設との連携で、森林の魅力が増加する
- ・森林活用する上で達成したいビジョンが無ければ、事業者を含め人は集まらない
- ・環境保全林自体のエゾシカの生息数は少ない
- ・エゾシカ等の料理が環境保全林で食べられると相乗効果が生まれそう
- ・厚真町のエゾシカ対策と連携した上で、活用方法を検討する必要がある
- ・クマガラ等含め間近に野生生物を見られるのは感動的
- ・ホーストレッキングは観光資源として高い可能性がある
- ・活用を今後進めるのであれば、荒天時に避難できるスペースが必要
- ・子供を含む家族づれ、女性たちの活用を進めるにはトイレの整備が必要

(2) 厚真町民及び企業等へのヒアリング（17名）及び検討会議の開催（10名）

- ・散策やくつろげる場所等、自由に立ち入れるスペースを残して欲しい
- ・小規模な林業や林内放牧を検討してはどうか
- ・イベントの周知や近隣住民への配慮は必要
- ・町民が森に親しむための場所として欲しい

(3) 具体的な活用方法の検討

① 森林活用を進める上での目標と基本とする考え方の案

【目標】

人と森林との豊かで柔軟で持続可能な共生関係の構築

【基本とする考え方】

- ・ 森が持つ回復力の範囲内での活動を基本とする
- ・ 新技術や異分野の技術の活用を積極的に検討する
- ・ 伝統的な技術や産業を活用する
- ・ 自律した経済活動を創出する
- ・ 全てを使い切らず余白を残す

② 管理主体の検討

- ・ 直営方式：町が直接に森林の管理及びその他の活用事業を実施する
- ・ 共同出資：町及び事業目的に賛同する民間事業者等と出資し合い、管理主体を立ち上げて、その主体が事業を実施する
- ・ 民間管理：民間の事業者が事業を実施する

	公益性の確保	効率的な経営	町の費用負担
直営方式	◎	△	△
共同出資	○	○	○ ※契約による
民間管理	△	◎	◎

③ 環境保全林の管理運営形態

- ・ 指定管理：厚真町から規定された範囲で環境保全林の管理権限を委託する形態
- ・ 管理委託：厚真町が管理権限を持ちながら環境保全林の管理を委託する形態
- ・ 賃貸借：厚真町から環境保全林を賃貸借契約する形態
- ・ 地上権設定：厚真町が環境保全林を所有しながらその土地上の空間や樹木等の物権について契約する形態
- ・ 現物出資：管理会社設立時の資本として厚真町から環境保全林を出資する形態
- ・ 売却：厚真町から環境保全林を売却する形態

	長期契約	立木処分等の経営的自由度	公益性の確保
指定管理	×	×	◎
管理委託	△	△	◎
賃貸借	○	△	○
地上権設定	◎	◎	○ ※契約による
現物出資	◎	◎	○ ※契約による
売却	—	◎	×

※環境保全林は行政財産のため、現物出資、売却する際には普通財産への変更が必要

5 令和6年度の事業内容

- (1) より具体的なゾーニングの検討
- (2) 管理主体別の長所短所及び町の関わり方の整理
- (3) 具体的に事業を実施する主体の育成・誘致
- (4) 宇隆公共牧場の展望広場への散策路沿いの柵の設計
- (5) 森林の状態把握に向けた調査内容の検討

6 今後の予定

- 7月以降 上記5の内容について検討
- 9月上旬 柵の設計完了（設置は別事業）
- 10月頃 柵設置のワークショップ開催
 - ※内容を説明できる程度に整理が進んだ時点で議会、町民等へ説明

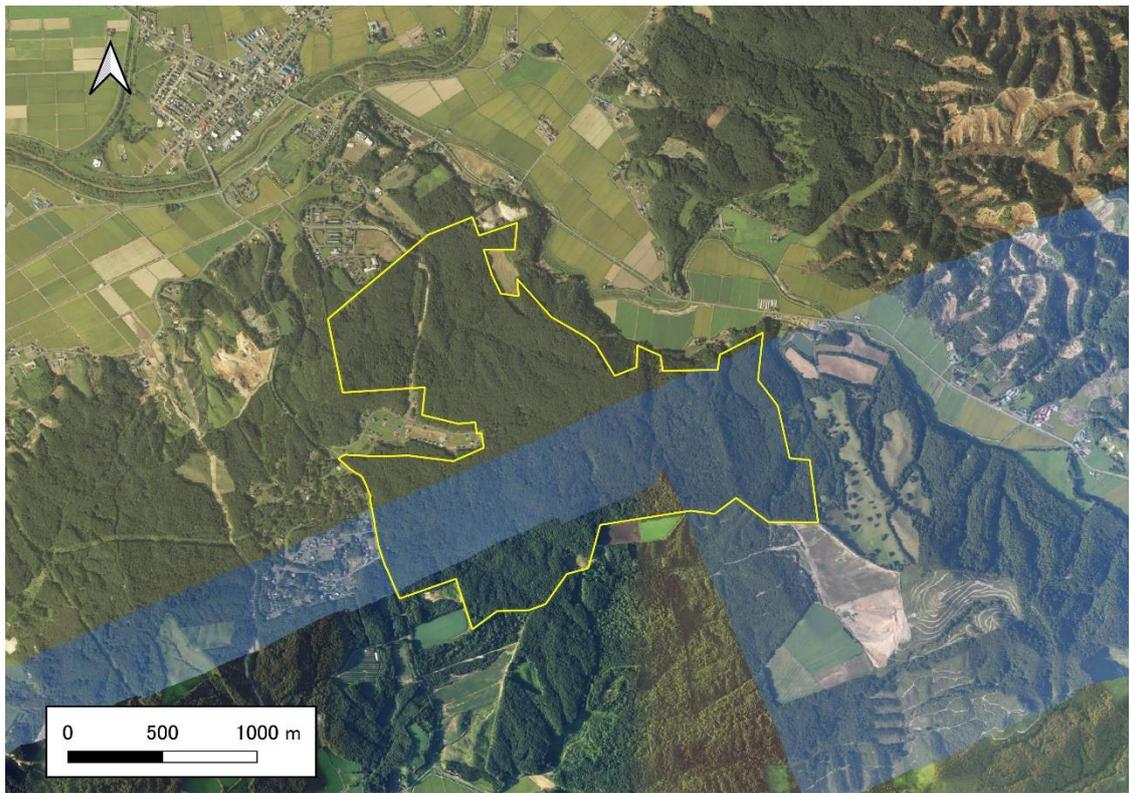


図1 環境保全林の区域図（黄色の枠線内）

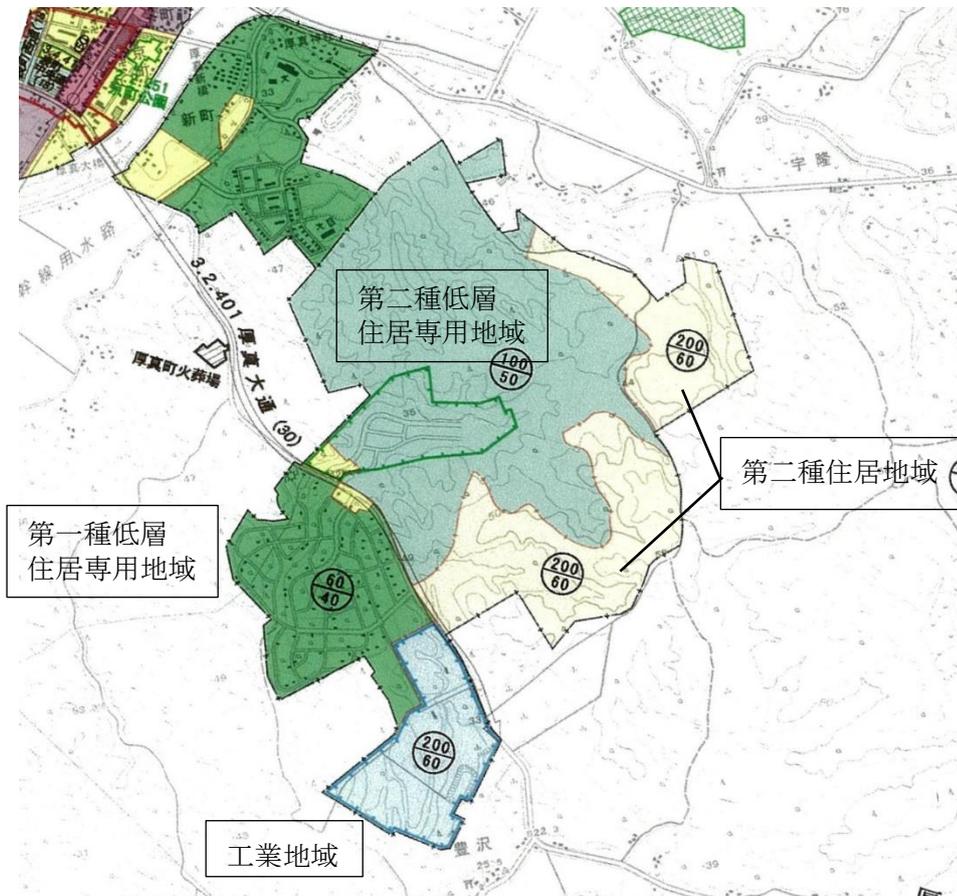


図2 都市計画区域図

令和6年3月22日

令和5年度
森林空間利活用実証事業委託業務
報告書

株式会社エーゼログループ 厚真町支社



目次

I. 概要	1
1. 委託業務名	1
2. 業務の目的	1
3. 業務の委託期間	1
4. 委託業務の内容	1
II. 体験プログラム試験実施等事業	2
1. 実施概要	2
2. 第一回体験プログラム試験実施	3
2.1 実施概要	3
2.2 ワークショップでの主な意見	8
2.3 考察	13
3. 第二回体験プログラム試験実施	14
3.1 実施概要	14
3.2 ワークショップでの主な意見	20
3.3 考察	33
4. 第三回体験プログラム試験実施	35
4.1 実施概要	35
4.2 ワークショップでの主な意見	40
4.3 考察	43
5. その他プログラム開発	45
5.1 実施概要	45
5.2 結果及び考察	47
III. ヒアリング等実施事業	48
1. 実施概要	48
2. ヒアリングにおける主な意見	48
2.1 厚真町内企業、団体へのヒアリングにおける意見	48
2.2 その他、厚真町住民等へのヒアリングにおける意見	51

2.3 町外企業、団体関係者へのヒアリングにおける意見	52
3. 考察	53
IV. 検討会議開催事業	54
1. 実施概要	54
2. 専門家による情報提供	58
3. 検討会議での主な意見	79
4. 考察	85
V. 具体的な活用方法等提案	86
1. エリアマネージャー（管理会社）の役割や体制など	86
1.1 管理会社の背景と設立目的に関する考察	86
1.2 管理会社の名前とコンセプトについて	89
1.3 管理会社の株主構成と事業領域	91
1.4 環境保全林（公有財産）の運営形態	92
2. 用途別のゾーニングについて	94
2.1 環境保全林における管理区分（エリア）とゾーニング	94
2.2 管理形態のパターン	99
VI. 参考資料	103
1. 千葉県木更津市 KURKKU FIELDS 視察	103
2. 株式会社 2100 澁江俊一氏 『現地で感じた厚真の森のポテンシャル』	113
3. 株式会社 2100 澁江俊一氏 『厚真町から未来を作る森の会社名における提案』	117
4. 株式会社エーゼログループ道端慶一郎 『環境保全林植生調査報告』	122
5. 陣内雄氏 『環境保全林活用のイメージ図』	133

I. 概要

1. 委託業務名

森林空間利活用実証事業委託業務

2. 業務の目的

本事業では、厚真町が管理する新町、豊沢、宇隆地区環境保全林(以下、「環境保全林」という。)を中心に町内外から人が集う目的となりうる体験プログラムを試験実施することに併せて、様々な分野の専門家や町民等からの意見を集約し、環境保全林の具体的な活用方法及び活用を進める上でのコンセプト等を整理することを目的とする。

3. 業務の委託期間

令和5年8月9日から令和6年3月22日まで

4. 委託業務の内容

本業務は、提出した企画書の提案内容に即して実施することとする。提案は下記の事業内容及び事業ごとに『森林空間利活用実証事業委託業務仕様書』にて設定された条件を満たした内容となるよう、十分検討し作成することとする。尚、企画書を作成するにあたっては、令和4年に作成された「豊沢地区観光・交流拠点整備基本計画」の内容を理解した上で進めるものとした。

具体的な事業の内容としては以下の通りである。

- (1) 体験プログラム試験実施等事業
- (2) ヒアリング等実施事業
- (3) 検討会議開催事業
- (4) 具体的な活用方法等提案事業

また、本業務は様々な業務の遂行を行いながら環境保全林の利活用について考察し提案をするものである。業務を進める中で利活用の提案に向けて必要となる検討や調査、視察等は町と協議の下で随時取り入れるものとした。

委託業務の成果品としては、本報告書を提出するものとする。

II. 体験プログラム試験実施等事業

1. 実施概要

環境保全林及び厚真町全体を活用した体験プログラムの試験を実施した。具体的には以下3回の開催となる。

- ・第一回 2023年8月9日～2023年8月11日
- ・第二回 2023年11月18日～2023年11月19日
- ・第三回 2024年1月9日～2024年1月10日

さらに環境保全林をメインフィールドとしつつ、厚真町の全体もプログラムのなかで活用していけるよう体験プログラムの提供を行うためのフィールド開拓とプログラムの検討を行った。

尚、体験プログラムとしての実施にあたっては以下の事を留意して行っている。

- ① 体験プログラムは、将来、有料で提供することを想定して企画して行った
- ② 体験プログラムを企画する際に、将来の具体的なターゲットを設定して行った
(ア) 例：一般客、企業研修、学生など
- ③ 今年度の体験プログラムの実施にあたっては、プログラム及び森林の活用方法等に対する有益な助言が得られると見込まれる専門家に参加を求めた
- ④ 体験プログラムは宿泊を伴うことを基本とした
- ⑤ 体験プログラム実施にあたっては、専門家から助言を得るためのワークショップ等を併せて開催した
- ⑥ 本業務内で体験プログラムを3回以上開催した

また、体験プログラムの試験実施を通じて厚真町及び環境保全林の魅力を引き出す試行をしながら、それらの体験を元にした環境保全林の持続的な活用、運営に向けての検討も同時に行うべくワークショップに取り入れていくものとした。

2. 第一回体験プログラム試験実施

2.1 実施概要

【目的】

第一回体験プログラムでは厚真町の歴史と自然体験をテーマとした。

厚真町では縄文時代、アイヌ民族の時代の遺跡や、町内に残る北海道開拓期の古民家など歴史を実感できる施設が存在する。環境保全林においてもそのような町の歴史的背景を感じながら自然体験を実施することで、過去から受け継がれ、また未来へと受け継ぐ森林に対する価値をより引き出すことができるのではないかという仮説の下、プログラムを構成する。主なターゲットとしては一般客及び企業研修を想定。

また、参加者には株式会社 2100 のコピーライター澁江俊一氏を招き、環境保全林の今後の活用を見据えてテーマづくりのワークショップを実施。厚真町の歴史や、豊富な環境資源を感じながら、その中心的位置としての環境保全林を再定義し、どのような活用テーマを見出せるか話し合うプロセスを行った。

【実施日程】

2023年8月9日(水)～8月11日(金)

【参加者】

株式会社 2100 澁江俊一氏

【講師】

厚真町地方創生復興担当理事 大坪秀幸氏

厚真町まちづくり推進課課長 宮下桂氏

厚真町産業経済課主幹 宮久史氏

厚真町教育委員会主査 奈良智法氏

西埜馬搬 西埜将世氏

木の種社 中川貴之氏

丹羽林業 丹羽智大氏

【行程】

○1日目

開始時間	終了時間	概要
13:15		新千歳空港参加者迎え／移動
14:00	14:45	参加者集合／ミーティング
14:45	15:00	移動
15:00	16:15	厚真町古民家について大坪理事へのヒアリング
16:20	16:40	移動
16:40	18:45	軽舞遺跡調査整理事務所見学
18:45	19:00	移動
19:15	20:00	夕食
20:00	22:30	ワークショップ・意見交換会
23:00		入浴・フリータイム

○2日目

開始時間	終了時間	概要
5:00	7:00	浜厚真フィールド開拓
7:00	7:50	朝食・出発準備
7:50	8:00	移動
8:00	8:10	役場集合
8:10	12:30	町内フィールド開拓
12:30	12:45	移動
12:45	13:50	昼食
13:50	14:00	移動・休憩
14:30	16:30	中央小学童見学／町内見学
16:30	18:30	環境保全林散策・フィールド開拓
18:30	19:30	夕食
19:30	22:00	ワークショップ・意見交換会
22:00		フリータイム

○3日目

開始時間	終了時間	概要
6:30	8:00	朝食
8:00	8:40	移動
10:00	12:00	木の種社製材所見学／町内見学
12:00	12:30	移動
12:15	13:00	昼食
13:00	14:00	振り返り
14:00	14:40	新千歳空港送り

【実施の様子】



厚真町役場にて大坪理事より厚真町古民家についてのヒアリングを行う



軽舞遺跡調査整理事務所にて奈良主査よりレクチャーを受ける



環境保全林散策路を中心に散策する



木の種社製材所の見学を行う

2.2 ワークショップでの主な意見

【体験プログラム試験実施から見える環境保全林の可能性と今後の活用について】

- 環境保全林に新しい愛称を付けることで、何のためにやるのかということがわかりやすくなるのではないかと。環境保全林でチャレンジを呼びかけるための情報発信のためにも、キャッチコピー・ボディーコピーを作っておくことが重要。
- 環境保全林を活用していくために、環境保全林を使う人たちの間で守るべき掟のようなものを作ってはどうか。活用していくにあたって使用上のルールは細分化して出てくると思うが、あの森は何のためにあるのかということをもとめる条文のようなものが必要。全てに制約をかける方向ではないが、何でもしていい場所ではない。「こういうことをするための場所である」ということをしっかり掟のようなもので表せるようにしたほうが良い。
- 環境保全林の具体的な活用方法とあわせて、運営するためのスキーム・システムも同時に作ったほうが良い。

いまは環境保全林の中で区画割をして、その区画で森を舞台にしたローカルベンチャーである「森林ベンチャー」の活動拠点にする、というビジネスモデルのアイデアはある。ただ、それだけではビジネスモデルとしては少し弱い。森林ベンチャーからの月々の土地代では運営をすることが難しいのではないかと。もう少し仕組みがなければならぬのではと思っている。

- この環境保全林で全体としてどのようなことがやりたいのか、まだ具体的に言葉になっていない。いまは、モノサシがお金だけではなく、長期間かかることを前提としたビジネスモデルを構築したいということがアイデアとしてある。

100年後200年後という未来、そういった未来の世界に繋がっているとことがこのビジネスモデルの成功となる、そんな基準のモデルを作ることを目指してはどうだろうか。長い時間をかけて成長する森を利用していくということで、森林ベンチャーに親和性があると思う。世の中の全てのビジネスをそうしたいということではないが、これから生まれるビジネスがそのように未来に向けた基準であったら世の中は変わると思う。

- 環境保全林で森林ベンチャーの人に自分たちの生業を作ってもらえることができれば、環境保全林から生まれた製品が出来るというだけではなく、その企業や活動の考え方や世界観が環境保全林から町中や世界に広がっていくはず。

しかし、それだけでは足りないのではないか。いまのままではそれを支える環境保全林のシステムそのものの経済性が少し弱いというのがある。そこを解決するエコシステムを入れなければ本当に持続可能なモデルにはならない。
- 検討事例としては、イオン財団が資金を出して木を植えて森を育てていくというような仕組みがある。また、エコシステムへの投資などの仕組みを上手くつくれるように検討が必要だろう。
- 例えば「“100年後の森にむけて“という投資をしませんか」、と呼びかけをしても良いかもしれない。ただしリターンは金銭ではないもののほうが良い。

リターンを金銭としなければ、寄付やふるさと納税を活用するというのも考えられる。
- 環境保全林を活用するという答えが森林ベンチャーというものだけだと弱い。100年後の森にむけて何かをするというものでも良いが、それでも少し弱い印象。

そこにしっかりと時間を超えて繋いでいけるビジネスモデルが紐づけられると、力が格段に大きくなる気がする。
- 森を舞台にしたローカルベンチャー「森林ベンチャー」として想定できる事業として、西埜馬搬さんはあり得るだろう。あのような人たちに正式に使う良い場所として貸し出せる土地があればいい。

他にも、森林の中で放牧を行う林内放牧場のような場所に貸し出すようなことが考えられる。環境保全林の中で牛乳を作ることができれば、それを利用したソフトクリームやお菓子、チーズといった手作りのクラフトフードを集積することにも繋がるだろう。
- 環境保全林 280ha をいくつかのゾーンに分けて、いろいろなジャンルでの活用があっても良いのではないか。森をテーマにした一つの町のようになれば面白いだろう。

- 日本中の森林ベンチャーに来てもらい、森林ベンチャーのフェスを行うような“聖地”にできないか。そこで様々なネットワークが生まれ、話し合いが起こる。常時開設しているオープンになっている場所もあれば、フェスの開催日以外にも来ることができる。そういう場があれば来てもらえるように声をかけやすい。常時オフィスモデルに年に一度のフェスを行うモデルのようなことができるのではないか。林野庁も巻き込めるだろう。いま日本の中で森林に着目しようという空気は確実にあるので、企業も森林に関心があるところがあるはず。そういうところが一つになれるようなお祭りがあるといい。森林ベンチャーの聖地で、食もある、体験や、音楽もあるというような場所になる。

環境保全林には未来のために、いまを有効に使いたいと思っている人たちを集める必要があるだろう。

- これまでの森林を舞台にしたプレーヤーというのは林業や木材の人たちだが、今回の環境保全林の活用はそれだけではない事業を取り入れたい。林業や森林にプラス α での複合性のある事業や、多面的であるというもののように、何か新しさがあるといいだろう。従来の森林組合のような組織だけではなく、新しい森の可能性を追求しているような人たちが集えると良い。福祉や教育といった分野もあると良いのではないか。

- 環境保全林でフェスを始めるなら初期のフジロック立ち上げのような、それくらいの熱量でつくらなくてはならないだろう。

フィンランドやドイツといった、森林・林業のカリスマ的な人物に来てもらうのも良いだろう。パーマカルチャーの人とも繋がるなど、カルチャー的におしゃれな人たちも連れて来ると良いだろう。大学生とかにも来てもらうのも良いのでは。

お互いに長時間的なつながりで、たまたま場所が森、というようなことでもかっこいい場になるのではないだろうか。

- 環境保全林には木材資源の高度利用に関して新技術の研究を進めている大手企業や、蓄電池の取り組みを進めている大手メーカーのような企業にも参加してもらい、環境と100年先を見据えている企業の見本市みたいなものができるのではないだろうか。
- イベントがあると大企業でも呼びやすいだろう。対談イベントのようなものも良い機会になる。芸能界でも興味ある人もいるのではないだろうか。超時間軸を考えて活動をしている人たちを集めるフェスのような形で構想できる。

- フェスのように人が集まることを想定すると、環境保全林での駐車場は考えなくてはならないだろう。平時は屋根となって下を活用することができて、イベントのような人が集まる時には駐車場になる、というようなアイデアがあると良い。

- フェスのような形で人を集める時に、興味がある人たちに響くキャッチコピーを考えられると良いだろう。それは俺の事だ！と思ってもらえるようなものでなくてはならない。

そうして集まってくれた人たちのコミュニティーを作りたい。それを何と名付けるのか、そういったことを行っている森をなんと呼ぶのかということは重要になる。

- 環境保全林の中で森に家を建てる、小屋を建てるというのはどうか。電気と上下水道がその場で完結するようにして、それを販売できたらいいのではないだろうか。

- 徳島県神山町における「神山まると高専」の事例を考えると、教育という地に足が付いた取り組みに賛同があるということが、共感を生むことに繋がっていると思う。自分たちの世代だけで完結しないということが大切。自分の人生はバトンでしかないということで、アイヌの人たちもそういう考えがあるのではないだろうか。

環境保全林でも次の世代に渡していけるものを作っていきたい。

- 「100年後の未来に向けてやっている」という特徴的なものがつくれると良いだろうと思う。

例えば最先端の技術を扱う大企業の会長と同じ場に小学生がいるというように。大人がこれからの未来を生きる小学生と一緒に話し合うのが良い、とかいうようなことがあるかもしれない。

環境保全林には、10代で森のことを考えるのが大好きな子が来るとか、そういうこともしてほしい。そういった子どもをみんなで支援して成長させていくようなことをする。教育に関係することができると、賛同してくれる人が多くいると思う。

- 厚真の産業としては農業が中心となる。農業としてもすごくいい土地なのではないかと思う。その土を農業に使うということも良いのだが、他に「土の可能性をどう引き出せるのか」ということも考えていきたい。農業ではどうしても土を消費することになってしまう。消費し続けるというのをやめたほうが良いと考えている。例えば土に

関するベンチャー企業を作って環境保全林で研究していくということもできるのではないだろうか。

- 環境保全林では、なだらかに広がる森林の中に適度な起伏があって、歩くのが楽しいことに気づく。寒い冬でも雪が少ないため、北海道の森を覆い尽くす笹やぶがこの森にはとても少なく見通しがいい。ただのんびりとそこで過ごすのも本当に気持ちいい。そして木が太すぎず密度も高くないので森の中に陽が差し込み、いつも明るい。それだけでも素晴らしい価値であると言える。

歴史を作ってきた先人達も、長い時間をかけて豊かな自然に感謝しながら適度に木を使い、森を守って暮らしてきたのだろう。彼らがいた森も、きっとこのように心地いい安心できる場所だったのではないだろうか。

これから我々はどうやって人間と森の良い関係をつくれるかということを改めて考えていかなければならない。それをこの環境保全林で考えれば、きつとうまくいくのではないか。

- 環境保全林では、厚く何層にも積み重なる地層に潜るようなイメージで、様々な時間に触れられる体験ができると面白いのではないか。

その歴史の中で出会ってほしいのは「未来のための意識と行動」。大切なものを取り尽くさない。自分だけがよければいいとしない、ということを考えることができる。そこでは、人間も自然の一部だと気づくことができるだろう。そんな気づきを大切にしながらこれからの生活やビジネスの形を語り合う場としてみたい。

- 今後の環境保全林のテーマとなる言葉

『 森がくれる「いまあるもの」で、「未だない」波を生み出す。 』

2.3 考察

今回の体験プログラム試験実施においては、環境保全林のみならず軽舞遺跡調査整理事務所見学や古民家に対する聞き取りをプログラムに組み込む等、厚真町全体の歴史的流れを背景にするように構成をした。

厚真町で育まれてきた先人達の歴史や土地の歴史を感じた上で環境保全林での時間を過ごすことによって、より歴史や自然に対する敬意と感謝が生まれ、単なる自然体験だけではなく「未来のための意識と行動」を見出すことができる。未来のために、大切なものを取り尽くさず、自分だけが良ければいいと考えない。環境保全林に身を置くことによって、人間も自然の一部だということを実感する。そのような気づきを大切にしながら、これからの生活やビジネスの形を語り合うことのできるプログラムとすることができた。

また、環境保全林には地形的になだらかな場所も多く、比較的人が入りやすい森林であると考えることができる。今回のワークショップからは、そのような環境保全林を体験したことによって、環境保全林を活動の場とするローカルベンチャー「森林ベンチャー」を集積させることができるのではないかというアイデアが生まれた。これまで環境保全林を育ててきた歴史に敬意を払いながら、新しいアイデアやテクノロジーを取り入れ、より良い未来につなげる創造的な挑戦を生み出す場となるのである。

森林ベンチャーが環境保全林で自分たちの生業を作っていくことができれば、環境保全林で生まれた製品・プロダクト、サービスを利用できるのはもちろんのこと、そこから未来に対する新たな考えや価値観の発信の場となることができる。環境保全林から町内全体、引いては世界全体に対して、森林環境や未来に対する価値観を広めていくことができるだろう。

さらには、そのような価値観を中心にして日本中の森林ベンチャーを集めることができる。音楽フェスをイメージするような、大型イベントを開催することもできるだろう。環境保全林に多くの人々が集まる場ができることで、様々なネットワークや話し合いが起こり、より多くの団体や企業を巻き込むことのできるエネルギーを生み出す可能性がある。一方、そのような場を作るためには環境保全林そのものの運営のためのビジネスモデルが不可欠である。また、環境保全林の地形や植生にあわせたエリアプランニングや、多くの人が集まることのできる整備等について今後更なる考察を深める必要があるだろう。

今後はそのような課題についてもより議論を深めていくものとする。

3. 第二回体験プログラム試験実施

3.1 実施概要

【目的】

第二回体験プログラムでは鹿猟をテーマとして設定した。

厚真町内でアイヌ民族による「鹿塚」跡の遺跡が発見されていることからわかるように、厚真町は古くから鹿の狩猟を行い、その恵みを活用していたと考えられる。しかし現在の厚真町においては害獣対策として年間 1200 頭以上の鹿の狩猟が行われているにもかかわらず、多くの鹿肉や毛皮等は活用に至っていない。

そのような現状の中で、鹿猟そのものを体験としたプログラム開発を行うことで、新たな側面から鹿の価値を捉えることができると想定している。また北海道の冬期間のアクティビティとしてはウィンタースポーツが盛んであるが、それとは異なる冬期間の価値を提供することができるだろう。

今回の試験実施では、環境保全林を拠点として厚真町の豊富な自然を感じながら、鹿の狩猟体験を通じて古来より行われてきた人としての営みを追体験するプログラムを目指した。主なターゲットとしては企業研修や学生研修を想定するものとする。

プログラムでは北海道猟友会苫小牧支部厚真部会の曾根氏、門脇氏の協力を得て町内での狩猟活動に同行。参加者としては、岡山県を拠点とした猟師であり、自然体験を通じた企業研修の講師も行う熱田安武氏を招いてプログラムへの助言を得た。

また、体験プログラムでの食肉提供を視野に入れた狩猟や鹿肉処理のシステムを確立することができれば、引いては町全体での狩猟の活性化に繋げ得る可能性を考えることができる。その可能性を探るため、獣害対策から野生動物との共生を図る事業を運営する株式会社ういるこ代表の山本麻希氏も招き厚真町でのワークショップを行った。

さらに、体験プログラムとしての魅力や環境保全林そのものの魅力を言語化して発信することを見据え、第一回に続いて株式会社 2100 のコピーライター澁江俊一氏も招いた。

【実施日程】

2023 年 11 月 18 日(土)～11 月 19 日(日)

【参加者】

長岡技術科学大学准教授 株式会社ういるこ代表 山本麻希氏

あつたや代表 熱田安武氏

株式会社 2100 澁江俊一氏

【講師】

厚真町地方創生復興担当理事 大坪秀幸氏

厚真町産業経済課主幹 宮久史氏

厚真町産業経済課主幹 渡辺洋平氏

北海道猟友会苫小牧支部厚真部会 曾根正勝氏

北海道猟友会苫小牧支部厚真部会 門脇和雄氏

【行程】

○1日目

開始時間	終了時間	概要
9:30		新千歳空港集合
9:30	10:10	移動
10:00	10:15	参加者全員合流
10:15	10:30	移動
11:00	12:45	狩猟体験
13:15	13:30	移動
13:30	14:30	昼食
13:45	14:00	移動
14:00	19:00	ワークショップ・意見交換会
19:00	20:00	夕食
20:00		入浴・フリータイム

○2日目

開始時間	終了時間	概要
9:00	9:00	役場集合
9:00	12:00	狩猟体験
12:00	13:00	昼食
13:00	14:00	狩猟と環境保全林についてワークショップ・振り返り
14:00	14:30	新千歳空港送迎

【実施の様子】



厚真町猟友会曾根氏、門脇氏から罾猟についてのレクチャーを受ける



狩猟道具についての説明を受ける



株式会社ういのが扱う狩猟道具について意見交換を行う



町内の罾猟現場見回りに同行する



罾猟についてのレクチャーを受ける



仕掛け設置の様子の見学



鹿の捕獲の様子を見学する



鹿の解体の様子を見学する



厚真町役場にてワークショップを行う

3.2 ワークショップでの主な意見

【厚真町狩猟についてのワークショップ】

- 狩猟の際、鹿が罠にかかった後の処理に手間がかかるというのが問題。罠にかかった後の処理や解体を分業にしてはどうか。鹿が罠にかかった際に猟師さんから連絡をしてもらい、現場に行ってトメサシやその後の解体処理をするというような役割が別にあってもいいのではないか。

厚真町の鹿は解体をしても可食部が多いから、鹿肉を販売することができれば利益率も高いのではないか。全体の15%くらいは食肉にできる可能性があるだろう。

- 厚真町で狩猟できる鹿は大きい。大きいだけ処理が大変でもあるが、過食部分は多く取れるだろう。解体の作業量や手間は小さい鹿と比べても、ものすごく大きくは変わるというわけではない。しかし、2月～3月頃の鹿はエサが少ないために痩せており、個体の重さには季節性があると考えられる。

- 狩猟ができる時期としては、駆除でとるなら春から5月頃が一番獲れる。罾と鉄砲の両方が可能で、木に葉も少ない時期なので獲物がよく見える。罾掛けもしやすい。夏になるとダニやハエ、蛆が付くためあまり環境は良くない。その後のベストシーズンは10月～12月となる。猟師を仕事として考えた場合、このように年間で状況にばらつきがあるため通年で仕事があるということになりにくい。また猟期には厚真以外の地域から来るハンターも多くなるので、12月になると鹿の警戒心も高まる。有害駆除で鉄砲を使う人は12月前に狩猟を行いたいが、その時期はまだ畑が忙しい人が多い時期にあたるため、なかなか狩猟が行えない。
- 農業の獣害対策という点を考えると、春先の畑で新芽を食べられないようにしたい。加害個体を獲るなら、畑に来ている個体を直接狙って獲るのが良いだろう。本州の農家さんは箱罾を使うことが多い。箱罾であれば、山に設置して畑に侵入する前の鹿を狩猟することができる。また、畑に来ている個体の通り道にくくり罾を置いて捕獲するというのも良い。加害個体を集中的に捕獲することができれば、確実に被害が減る。ただし、鹿は夏と冬では行動範囲が違うのでそこを考えて対策する必要がある。
- 厚真はまだ生態系に深刻な影響を与えるほど鹿がいるわけではない。ただ苫東地域になると既に過密状態となっているだろう。苫東では2ヵ月で240頭程度は捕獲しているが、それでも個体数が減ったという感覚がない。その苫東にいる個体が、雪が解けたときに厚真方面に来るのではないだろうか。このままでは厚真にもどんどん増えてくるのではないだろうか。ただ、札幌で鹿にGPSをつけて行動を調べている調査結果を見ると、支笏湖の方面、保護区のある方面に行く個体も多いようだ。
- 苫東に集まる鹿の個体を集中的に捕獲したいという場合、銃は全く使えない。罾で狩猟をする必要がある。捕獲した後は、苫小牧の焼却施設クリーンセンターで受け入れてくれる。ただしクリーンセンターでの受け入れは苫小牧市内で捕獲した個体のみ。ある程度は解体して土嚢袋に入れて持ち込むということになる。厚真での個体は受け入れてもらえないので埋めるしかないのが現状。
- アライグマを多く捕獲するのは、6～9月頃となる。厚真ではトウモロコシやメロンの農業被害が多い。アライグマは箱罾で捕まえるが、食肉としての利用はあまりない。箱罾にはタヌキやキツネ、ウサギ、野良猫といった動物が捕獲されてしまうという難点はある。もしも厚真町に解体所を作るのであれば、アライグマも受け入れるようにして、役場のアライグマの作業も委託してはどうか。

茨城県ではアライグマが減らないため、春先にメスと子どもを集中的に獲って密度を減らすということをしている。アライグマは縄張りが無く自由に移動して、畑に作物を見に来ているため、果樹が実る前に畑を見に来ている個体を取るのが一番良いだろう。

- 環境省や農水省の目線からしても、動物福祉を考慮した捕獲をしなければならない。エシックス=動物福祉の考え方を入れなければ、今後は SNS 対策などもできない。海外からも苦情の電話が来るような状況になってしまうだろう。捕獲した動物を安楽死させてなければいけない、というのは努力義務としてあるが、いま一番恐れているのは民間からの意見でもある。しかし、一般の狩猟者はそういうことを知らない。狩猟読本にも無いだろう。

北海道ではアライグマの殺処分に関して CO2 の速度などが決まっている。

- 厚真町内に解体所と最終処分ができる施設を作り、そのスタッフが解体もトメサンもできるということになると、猟師さんはもっと狩猟に行けるのではないだろうか。
- 現状では町側から依頼して鹿を狩猟している地域は 4 地区程度である。面積にして厚真の耕作地の 1 割 5 分程度にしかない。

農業被害の軽減として、問題個体を獲る、密度を落としていく、どちらもあるが、密度に関しては、他の自治体と地続きになっている以上、厚真だけではどうしようもないところがある。

これまで熊は個体管理、鹿は密度管理と言われていたが、鹿も個体管理ができるのではないかとわかってきた。畑の近くで鹿を捕獲しているところでは農業被害軽減の効果あるのだから、もう少し農地のそばで獲る個体を増やすといいのではないかと思う。

- 新潟は罾猟者が少ない。そのため半農半鳥獣狩猟として狩猟者を増やす研修会をやっている。県が資金を出して狩猟に関わる人を育てるというように、地区全体としてやっている。狩猟免許が無くてもできるような部分を、地区の住民がみんなで行っているような形。罾であれば、指導をすれば多くの人が獲れるようになる。
- 地区に狩猟免許を持つ地域おこし協力隊を配置して、地区狩猟の核にするということもできるのではないか。その人を中心に、みんなで狩猟に協力して農業被害を

減らそうというコミュニティーを作っていく。環境保全林の中にういるこさんに支社を作ってもらって、その活動を厚真で指導してもらうようなこともできるのでは。

- 北海道だと専業農家が多い。実際に農業で忙しい時に、獣害対策をできる余裕のある人が少ないのではないだろうか。そうすると、やはり獣害対策を専門でやる人が居ないといけない。

- 令和6年の予算要求に、地域おこし協力隊の鳥獣支援員のようなものを配置する予算がある。それが実現すれば、地区に一人ずつ鳥獣支援員を入れて、狩猟者を支援することができる。集落支援員だと給与が低い、農水省では協力隊程度の金額の支給を考えているようだ。それにプラスして自分で獣害対策と解体所を行い、利益にすることができるかもしれない。

もしも鳥獣支援員のような形で実現が出来なかったとしても、報奨金を出せるような資金等があれば、時給で動ける人員を雇用するのは手立てではないだろうか。

- 若手で狩猟に対してやる気がある人物が曾根さんや門脇さんの弟子になって真剣に狩猟に取り組んだとしても、現状では狩猟だけで生活していくのは難しい。

いまの厚真でも年金プラス報奨金という人が多い。しかし、高齢化も進んでいるため、あと10年もしたら減ってしまうだろう。

- これから狩猟を始めるといいう人が、曾根さんや門脇さんに教えてもらえることができればより早く上達することができる。

ういこでは毎年5月と12月に鳥獣関係で働いていきたい若者と、それを雇用したい自治体をマッチングする「けもジョブ」というイベントをオンラインでもやっている。厚真の環境があれば、そのような興味がある人をリクルートできる可能性は大いにあるのではないか。無料で参加できるので考えてはどうか。

- どのように生活できる仕事として組み立てられるか、ということを考えていかなければいけない。狩猟だけの収入では難しいとなると、色々な仕事と組み合わせを考えなければならない。例えば夏は林業の草刈り、12月からは除雪作業。春は狩猟、夏は下草狩り、秋には狩猟と除雪ということになるだろうか。厚真は森が広くて林業の仕事があるのなら、そういう組み合わせで生活することもできるかもしれない。

- 士別では、電柵を貼って通年の維持管理を仕事にしているという人がいる。厚真でもそのようなことができるのではないかと。電気柵と維持管理をセットで委託している。
- 地域おこし協力隊の3年間は罾猟の弟子入りをしながら、熊の防除隊としてやっていたことは出来るのではないだろうか。
- 海の漁と狩猟という両立も、生活の組み合わせの可能性としてはあるかもしれない。漁師の世界もなかなか修業が厳しい面もあるかもしれないが。
- 狩猟といくつかの生業を組み合わせるという選択ができるといいだろう。半狩猟×半エックスの選択肢がいくつか考えられるような状態を作る。例えば冬はニセコに行って仕事をするということも出来るかもしれない。その人の好きなこと、やりたいことと組み合わせると良い。レストランをやりたいからハンターやる、というように自分がやりたいことと狩猟を掛け合わせる生き方を提案する。
- 地域おこし協力隊のように移住者を呼ぶのであれば、ライフスタイルとして憧れるような形があると良いのでは。例えばアーティストや漫画家。狩猟で命に向き合うという、地に足が付いた体験をしながら作品作りもすることができる。皮なめし、林業、サーファー、薪販売、そういうものもあるのかもしれない。本気でやりたいことがあっても、それだけじゃ仕事にならないという場合がある。それと狩猟を組み合わせるとよいのではないかと。
- アウトドア、自然体験ガイドをやりながら組み合わせるとかも相性が良いのでは。厚真に自然体験ガイドが居れば、体験活動もよりスムーズに進むだろう。本州の人間から見ると、この北海道の自然観はすごい。当たり前にいるものの次元が違う。それだけ資源が豊かであるということを知ってもらえるのではないだろうか。
- 行政としては、捕獲頭数を伸ばしていきたいのか。それとも罾狩猟者の人数を増やしたいのか、それとも技術レベルを上げたいのか。まずは課題を見定めるほうが良いのではないだろうか。また、残渣の処理の問題もある。そういう課題感を明確にしたほうが良い。

- 捕獲するということの目的の一つとしては、畑の農業被害を減らしたい。もしも被害が無いのであれば捕獲しなくてもよいが、いまは捕獲しか方法が無い。ただそうすると、捕まえた後の処理が問題になる。

畑の被害が出ていても、捕獲して処理できないのであればとこれ以上捕まえられないという問題もある。安心して処分できる場所がないと、安心して狩猟ができない。

また、狩猟をすることでこれまでと違う鹿の価値が生まれるのなら、それを資源として利用したらよい。農業被害を抑えるのとは違う発想で鹿を活かすことが出来るのであれば。美味しいとか、体験として大変な価値があるということがなら力を入れてよいのではないだろうか。

- 夏場の猟では捕獲した鹿にウジが湧いてしまう。そのウジをトリのエサやウナギのエサに活用するという会社がある。そのような新しい活用方法も視野に入れると価値を生む可能性がさらに増える。

- 捕獲した鹿を処理して、土に埋めた後の地下浸透による影響を考えなければならないのではないか。しかし、どう調べるといいのか。いま厚真では4か所地区で駆除を行って町内の畑に埋めているが、それを埋めることが土地の所有者の迷惑になるということがあるのか。それはどう判断したらいいのか。現状が本当にこれでいいのか、このままではだめなのか考えていく必要がある。

焼却処分やジビエにして処理するということが多くの地域で考えられているのは、土に埋めるだけでは限界があるからではないのか。このままでは厚真でも汚染問題というのは絶対に出てくることのように思える。

- 現状の厚真町では下流域に何か問題があるわけではない。広い意味では環境に影響がないくらいの範囲でやれていることになるだろう。ただこれから量が増えるとどうなるのかわからない。土に埋めるとき、なにか菌を混ぜて分解を促進するというようなことも考えなければならないかもしれない。ただ、十分に土地が広ければ、問題ないように埋め続けることは出来るとも考えられる。

- いまは鹿の残渣ごと堆肥にして利用をするという研究もある。まだ研究途中の分野ではあるが。鹿 BSE の問題で堆肥利用ができないということも、脊髓部位だけ分ければ利用ができる可能性もある。確率的には鹿 BSE はかなり低いはず。

- 厚真で鹿の狩猟から解体のツアーとして行うことができれば人気になる可能性はある。本州の場合を考えても、厚真の狩猟のように、畑の間を見回るといふ立地での罨猟は少ない。山の中に分け入っていかなくても良いというメリットがあり、体験プログラムのコンテンツとしても対応ができるだろう。
- 狩猟で体験プログラムを行う場合、鹿がその都度必ず捕獲できるか保証は出来ない。ただ、捕獲できるかどうかはどちらでも良く、「なぜこういうことをやるのか」ということを知ってもらうことができる。命の向き合い方や、大切にしたいことをプログラムとして売っていく。アイヌの人の自然観というものもあわせて考えられるということであれば、良いサービスにすることができると思うし、やる価値があるだろう。
- 鹿の残渣をやむを得ず捨てなければならない部分があることは仕方ないが、命の向き合い方としては、捕獲した鹿に対して精一杯のことをできないと筋が通らないということになる。そのためにも最後まで無駄なく命を大切にするような処理ができるようにしなければならない。いろんな矛盾の中で自分たちは生きているけど、その問題解決に最大限アタックして向き合い続けなければツアーは出来ない。それを無くして体験プログラムだけを行うことは出来ないし、実際にツアーの中で安心して鹿肉を食べてもらうためには、しっかりとした解体所に持っていく必要がある。
- まずは岡山県西栗倉のエーゼログループ本社で実施しているような、年間300頭が処理できる程度の処理場から始めることに可能性があるかもしれない。そのような小規模から始めてはどうか。
- 猟師からすると、食肉で卸すときはヘッドか頸部を狙い、撃ってから1時間以内に処理場に持ち込むという制約が出る。狩猟の現場としては、なかなかその手間ができないことがあるのではないか。
- 厚真のような広い土地があれば、民家の間が離れているのでどこか空き家を利用して解体の場所とすることができるかもしれない。解体所をしている人の中には保冷車とコンテナを施設としてやっている人もいる。
- 環境保全林の中に解体所を作るという可能性もあるが、施設にこだわると下水や電気が必要になる。保全林の中に、そのような施設を0からつくろうと思うとインフラ整

備だけでもかなり大変だろう。しかし、保全林の中の他の施設でもインフラ整備が必要になるのだから、解体所のために整備することでみんなが使うインフラができる。

保全林の場所によっては、水は井戸を掘れば使える可能性があるかもしれない。

- 整備の資金としては、例えば農済に協力してもらうような可能性を考えても良いのでは。「みらい基金」とかに応募することもできるかもしれない。農水省の補助金を活用するという方法も考えると良い。
- 厚真がこれまで耕作放棄地が少なかったのは、放棄地になりそうな土地を近隣の人や親戚が後継して1軒の面積を増やしながらかやってきたためである。しかし、それも少しずつ限界が来ている。いま新規就農者は小規模面積でハウレンソウを育てるような場合が多く、今後は耕作放棄地が新規就農者の入る余地にもなるかもしれない。そのようなことを考えた場合のためにも、まずは農業者自身が食害の自衛をするという意識を持つことが大切になってくるだろう。農業者の若い世代に狩猟への意識を持ってもらう。そして、それを生活スタイルとしてカッコイイとするとより良くなるのではないだろうか。
- 農業者は実際に農業で忙しくて手が回らない、という問題はある。そうになると、少なくとも自分たちで基金をつくってお金を出してもらおうという形を考えても良いかもしれない。そのお金でみんなの農地を守るという考えをつくっていく。
- 農業者と勉強会などを開催して、狩猟者と農業者が全体でチームとしてやっていく、というプロセスが必要ではないか。
厚真町内の狩猟団体としても猟友会とテールハンターという2団体ある。そこを解消して地域で一丸となってやっていくことも必要だろう。
- 若い世代の巻き込み方として、厚真高校との連携を考えることは出来ないか。厚真高校は地域とのつながりを模索していると聞いているので、声をかければ狩猟に興味を持つ子もいるかもしれない。
- 小規模でも町内に解体所ができると、少しずつ狩猟後の処理が出来るようになる。苫小牧で捕らえた個体も運びやすいような場所であれば、苫小牧からも持ちこむことができる。安平の狩猟現場からも持ちこめるかもしれない。

- 狩猟と林業とかけ合わせれば、安定した仕事としていくことができるのではないか。森林環境として、もう少し間伐するなどして森をすっきりさせることができれば鹿の住処が減ることになる。獣害も元々は森の管理の問題から来ている部分があるので、狩猟と林業の両方の仕事をするのも良い効果を生むかもしれない。

【狩猟と環境保全林についてのワークショップ】

- 鹿の処理ができる解体所を環境保全林の中に作れないかという案を持っていたが、地理的なことを考えると、もう少し浜厚真よりの南のほうが良さそうではないか。いまのアイデアとしては、まず体験プログラム参加者が鹿の処理まで体験ができる施設、つまり体験に特化した小規模の解体所を保全林の中でスタートさせて、そこでスタッフのトレーニングもできるようにする。そうすると、そこから発展して大規模に展開していく足掛かりになるのではないか。

ただし、環境保全林では生物の命を軽く扱うというようなビジネスにはしたくない、アイヌの伝統的な考え方などをしっかり理解して、おいしく食べてもらうことを真摯にやりたい。捕らえた鹿を効率的に肉にすることと、体験的にすることとは分けなければならない部分と、連動させる部分を考えながらやっていくことができるだろう。

- 厚真で狩猟と生活を楽しく生きる、という生き方のモデルをつくってカッコよく発信もできる形で実現すると良いのでは。ひとつのシンボルとしてもやったらいいのではないかと思う。
- 役場が環境保全林を場として提供して、狩猟のプラットフォームができると良いのではないか。
- そのようなことを行う環境保全林の名前としては、意思があり、好感のある名前、呼びやすい愛称があると良いと思う。繋がっていく、境界を越えて行こうとする、そのようなことに意思のある名前ができたなら。波を作って外に発信していく意思のあるもの、というコンセプトを表すものとして名前を作りたい。もちろん厚真の人も良いと思える名前であってほしい。シンプルだけど解釈の余地がある、すぐ呼びたくなる名前が必要だろう。

- 環境保全林でまず何をやるのか、そこが何者なのかということをはっきりさせないといけない。獣害に向き合っってしっかり取り組んでいる狩猟者の方々がいるのに、捕らえた鹿をただそのまま埋めるのは悲しい。そうなってしまうシステムを変えたい。
鹿肉を食料としていた古来を考えると、鹿が増えるということは、肉が増えてうれしいということになるはず。本来は喜ばしいことであつたはずだ。
そのような根本をちゃんと考えられる、社会システムを替えられる人を環境保全林に集めたらエネルギーがでる。ここから未来の仕組みを作り変えなければいけない、システムを考えることが必要。その上で短期的な対策として鹿の対策や解体施設が必要となるという形だ。

- 地域で優良なハンターを育てることができれば、地域の鹿の個体数は低密度で保つこともできるはず。そのように管理することができれば持続可能な狩猟活動ができて、それを利用する仕事が成り立つはず。いまは腕のあるハンターがいるが、そういった人材が持続可能に育つようになれば、美味しい肉も獲れる技術も向上するだろう。しっかりトメサシを行い、可能な限り美味しい肉として命をいただける体制をつくりたい。

- 鹿の住処である山林を整備していくということも必要ではないか。山の管理をして、鹿が畑まで通ってきている道を押さえることも重要である。

- 環境保全林は厚真町を舞台にした研究が集まる研究所、ラボとなるのではないか。
今回見た狩猟に関して言えば、獣害は全国的に困っているのに、猟師さんを賞金稼ぎのように扱ってしまう流れができてしまっている。それではおかしい。そのように「それはおかしいよね」ということがいっぱいある世界だから、そこを超えていくチャレンジができるといい。
厚真町では環境保全林を中心として、そのような矛盾にアタックする実験場のようにできると良いのだと思う。

- 環境保全林が一次産業の未来に一石を投じるような場所となれるのではないか。環境保全林で研究と実験が繋がってできるような場所にしたら、学生や先生、研究者が集まってくるだろう。
林学についても、まだ古い林業から抜け出せない。それはそれで守るべきものもあるが、これからはもっと実験的なことができる場所が必要ではないだろうか。

- 「未だないものを作る」ということができれば、それをサービスにすることもできる。厚真町では現代の矛盾が見える、そしてその矛盾を直視する勇気を持てる場所になるのではないか。

- 全国を見ると農業の周辺でも新しく面白い取り組みをしている人が増えている。農業漁業周辺の加工する人達に良い人材もいる。ただ、そういった人たちの「聖地」という場所はまだ無いのではと思う。根本的には一次産業をおしゃれにかっこよく、ワクワク出来るようなものとしたい。

- 幕張メッセのイメージのように、毎月月替わりで様々な業界をテーマにイベントを試みてはどうだろうか。例えば3月は林業テーマ、4月は狩猟がテーマというように、1ヵ月ずつ開催していき、12月には1年の集大成として大規模なものを行う。今回の体験プログラムでは、厚真町内で活動するハンターと別な場所で活動している人が罫猟の情報交換をしたが、それだけでも大変な実りになる。このようなことを様々な業種で行うことには価値があるはずだ。そういったものを1ヵ月に1回ずつ行っていけば、環境保全林が常に動いている、常に繋がれるということになる。そこに行けば何かあるというイメージが持てるようになるだろう。さらに音楽があって、食があって、文化があると尚よいだろう。

- 矛盾を超えていく、コミュニティーの分断を超えていくというチャレンジをプロデュースできるような会社を作ると良いかもしれない。分断の先、悲しみの先が良い未来になるとよい。環境保全林の中で、お互いに攻撃的ではなく、話し合う仲間になることができる場所を作る。そこで会話がなされるということが大きな価値になるだろう。そういった場では、同じ志を持っている人たちがちゃんと集まるということが価値になる。獣害対策で志を同じく出来る人が日本中から集まるということができるかどうか。

- 野生動物獣害対策研究会というようなものを年に1回くらいやったらいいのでは。これまでは獣害対策や狩猟の現場の人たちが集まる場所がなかった。民間や行政の人でも濃い獣害対策をやっている人たちに集まってもらおう。現場で頑張っている人をちゃんと支援できるのがいいだろう。厚真でやっていく取り組みを見てもらうだけでもすごい価値になると思う。

- 厚真町にいるようなウブな鹿の命を雑に扱い、そのまま墓場に連れて行くのは狩猟者の心情的にも辛いものがある。だからこそきっちりと命を活かしたい。

いまは鹿を活用できずにただ埋めていることや、処理場所の問題など矛盾のある点が多々あるが、関わっている人々の愛情で成り立っているように見える。だからこそ、これからの可能性があるだろう。だからこそ、あきらめずにもうすこし悩みながら続けていけば、何かいいものが生まれるのではないか。

- 一次産業という呼び方もあるが、自然に由来する仕事を「自然産業」と位置付けて、自然から様々な価値を取り出すということを考えていけると良いのではないか。その中心地として環境保全林を考えることができる。

- 今後の方針としては、建築家でラウンドスケープも出来るフジワラボの藤原さんに△してもらうことができると良いと思っている。藤原さんとの打ち合わせでは、地域の歴史文化自然をしっかりと収集したり、地域でライフヒストリーの収集をしたり、ということをしなが、学生も投入するなどしてお金かけずにやっているということ聞いた。

そういった手法で環境保全林を全体として構造的に考えていけるか、検証していけるのではないか。まずは厚真に来てもらい、もう少し話を深めることができれば。関係者ともワークショップ等をやってもらいたい。それを早めに組み込んでいければと思っている。

- 今回の獣害のテーマとしては、もっと裾野を広げて関係者と話をするをやってみたい。獣害被害のある農業の人も集めて、いろんなアイデアを出してもらいたい。そこに今回のういるこや、北海道の研究者の人からの視点も入れると良いかもしれない。

そのような会議を何度か重ねなければ具体的な行動は出来ないかもしれないが、やってみることが必要では。北海道の野生動物の地元の研究者にも来てもらいたい。

- GOODGOODの野々宮代表や西田さんにも来てもらって体験してもらうようなことも良いのでは。いろんな人に体験を共有してもらうと良いかもしれない。環境保全林に関する住民説明会、意見交換会でも、のようなことをやってもいいのかもしれない

- 環境保全林をどのような管理形態にするのかはまだ検討が必要となる。株式で現物出資という話は出ているが、それ以外のことも検討したいと思っている。議論を重ねて

いく中で獣害対策以外にも、環境保全林には何が足りないのか、どういうものが必要なのか、どういうプロセスなのか、というような視点が具体的に見えてくるのではないかと思う。

- 環境保全林が何かしらの聖地になったらいいのではないかと考えている。自然と人との永続的な関係、共生みたいなのを実際にトライしている人たちの聖地。ちゃんとアクションをしている人が集える聖地にしたい。日本だけではなく、世界からも参加すると良いのかもしれない。年間カレンダーみたいなものを作って、それをテーマに届くひとにちゃんと届ける。

そういう実践は日本にはまだ例が少ないので、メディアに出すことも出来るだろう。それを動画にすることもできる。美術館とかもビジネスモデルが近いかもしれない。場としては森、その中に面白い建築があると良いのかもしれない。1日で回れないと、1泊すると良いよねと言うように滞在型になってくる。まずは小さい規模からプロトタイプを作ってやってみたいといいのではないか。

3.3 考察

今回の体験プログラム試験実施においては、鹿の狩猟を核とした体験プログラムを行った。狩猟の自然体験プログラムとしてはとても意義のあるもので、一般向けや企業研修としてのニーズも見込むことができるのではないかと。鹿を見せるという意味でも厚真町は立地が良く、比較的アクセスのしやすい場所で体験を行うことができるのは利点である。

環境保全林でのベースに加えて、狩猟を通じて命の向き合い方や、アイヌからの人の自然観というものもあわせて伝えることができ、良いサービスとして提供出来る可能性は大きい。

しかし厚真町の狩猟システムそのもの、そして体験プログラムとしても鹿を捕獲したあとの処理の問題がある。

現状では、ほとんどの場合で捕獲した鹿は利用することなくそのまま森や私有地に埋め立てをするということになる。捕獲した鹿を簡単に、そして安心して処理することができるシステムを作ることが出来なければ、今後増えていく鹿に対して狩猟を拡大させることはできない。また、体験プログラムとしての提供を行うのであれば、鹿の命を大切にできるシステムを作るとは必須である。食肉の扱いをすることもできず、ただ埋めているということでは、命の向き合い方を考えるプログラムとしては成立が難しいものとなるからである。

そのようなことを鑑みても、厚真町全体として、捕獲後の動物を処理できる場所や、罠にかかった後の処理をスムーズに行うことのできるシステムを構築することなど、厚真町全体での狩猟に対する取り組みが必要であると考えられる。

今後ハンターの高齢化や減少への対策も必要となる。そのために、半農半猟として生活する、自然ガイドをしながら狩猟をする、林業をしながら狩猟をする、といったように様々な生業と組み合わせて狩猟を行える人を増えるような施策を行うことも必要である。

また地域全体としてこの問題に取り組むため、地域おこし協力隊のような形で鳥獣支援員のようなものを配置できる可能性もあるだろう。町全体への狩猟の技術的指導が出来るとそこを中心としてより狩猟を活性化することができるのではないかと。

地域全体でのコミュニティーづくり、特に食害の被害を大きく受けている農業従事者自身が関わり、多くの人が参加して行うことも重要である。

さらには鹿の命を食肉として最後まで利用し、体験プログラムでも提供するためには、厚真町内に鹿肉処理場を作らなければならない。その際に環境保全林は町の中心部に位置するため、処理場があれば持ち込みやすいのではないかとということも考えられるだろう。

環境保全林の活用としては、鹿肉処理場としての立地の可能性というだけではなく、このような一次産業、自然と人との共生についての研究の場、実験の場となる可能性を見出すことができた。

今回のプログラムの実施に当たって見えてきた厚真町での狩猟の問題点についていえば、例えば環境保全林で小規模の解体所を保全林につくり、狩猟者が鹿肉の処理をより行いやすいシステムを作ると共に、そこでスタッフのトレーニングや体験、地域の狩猟コミュニティ構築の拠点とする可能性を考えることができる。

同様に人間と自然との間で発生している様々な問題や矛盾について、環境保全林を拠点に研究、実験を行う場とするのである。

そのようなものが集積する環境を整え、常に未来に対するチャレンジが行われている。その集積の結果、それを利用した体験プログラムや観光を行うことができる場となり得るのである。

4. 第三回体験プログラム試験実施

4.1 実施概要

【目的】

第三回体験プログラムでは環境保全林を中心とした冬期間の自然体験をテーマとした。冬期間の積雪や寒さは北海道の観光資源として大きな魅力である。厚真町の環境保全林のなかでは、葉の落ちた落葉樹林での自然観察や雪の上を歩くという体験を提供することができる。北海道で多く行われているウィンタースポーツとは異なる魅力を体験できると仮説の上で企画を行った。また冬期間には林業での伐採も盛んに行われており、厚真町で行われている特色ある林業とあわせて体験することで環境保全林への理解がより深まるとともに、その魅力を高めることができると考えている。

主なターゲットは一般客、家族向けを想定している。参加者には国内外で多くの建築やラウンドスケープデザインを手掛ける建築家藤原徹平氏と稲田玲菜氏を招き、環境保全林全体を活用するためワークショップを行い助言いただいた。また藤原氏のご子息である藤原維人さん(プログラム実施時 10 歳)にも同伴参加していただき、家族向け体験プログラムとしての助言を得た。

【実施日程】

2024 年 1 月 9 日(火)～1 月 10 日(水)

【参加者】

株式会社フジワラテッペイアーキテクトラボ代表 藤原徹平氏

同伴 藤原維人さん(参加時年齢 10 歳)

株式会社フジワラテッペイアーキテクトラボ 稲田玲菜氏

クーバルグループ会長 井上善博氏

【講師】

厚真町産業経済課主幹 宮久史氏

厚真町教育委員会主査 奈良智法氏

西埜馬搬 西埜将世氏

【行程】

○1日目

開始時間	終了時間	概要
9:45		新千歳空港送迎
10:10	10:40	移動
10:40	11:30	オリエンテーション(新町シェアオフィス)
11:45	13:00	昼食
13:00	16:00	環境保全林散策
16:00	16:30	撤収・移動
16:30	17:30	チェックイン→上厚真案内、鹿見学
17:30	18:30	環境保全林の活用ワークショップ
18:30	19:30	夕食
19:30	21:00	意見交換
21:00		入浴・フリータイム

○2日目

開始時間	終了時間	概要
8:45		チェックアウト
9:00	10:30	軽舞遺跡調査整理事務所見学
10:30	10:50	移動
10:50	12:15	馬搬現場見学(早来三菱マテリアル山林)
12:15	12:30	移動
12:30	12:45	製材所見学
12:15	12:30	移動
13:00	14:15	昼食
14:20	16:00	環境保全林の活用ワークショップ(新町シェアオフィス)
16:00	16:40	新千歳空港送迎・解散

【実施の様子】



環境保全林を散策、野鳥の観察を行う



軽舞遺跡調査整理事務所の見学を行う



西埜馬搬による馬搬林業の見学を行う



西笹馬搬による乗馬体験を行う



新町シェアオフィスにてワークショップを行う

4.2 ワークショップでの主な意見

【体験プログラム試験実施から見える環境保全林の可能性と今後の活用について】

- 環境保全林の中に「森の大学」というようなものがあつたらいいのではないだろうか。そのような場所は本と場所さえあれば勉強できる。建物としても書庫があればいい。上質な環境を求めている人が“来たくなる”というためには、アカデミックな目線は必要。自由で、豊かで、深く学べるところになると良いだろう。未来につながる林業を学ぶ場所となる。

- 環境保全林に新しい研究や実験の場所を作るのであれば、言葉としては林業で表せるものではない。新しい言葉を生み出す必要があるかもしれない。どういうふうに自然と調和していくのかと考えたときに、いままでは里山という考えを持っていた。しかし、それは過去のトレースとなってしまう。

現代の情勢やテクノロジーを踏まえたときに、里山という形以外にも調和が再定義できるのではないか。新しく形を作ることができるはず。人間と自然関係の調和が清貧のものではなく、経済的な豊かさを含めた調和がとれるのではないか。地域の人はその働き場所になることもできるし、そこから生まれるプロダクトを生活の中で享受できると思う。

- 調和にも様々な段階がある。メキシコで馬の町の事例があり、町の真ん中に馬の専用道があつてその周りに大豪邸がある。そこでは車が端を走っていて、馬が真ん中をみんな歩いている。住民も馬に乗っている。フェラーリも持っているが、馬も持っているみたいな富豪が沢山いる。すこし極端なユートピアの例だが、そのくらいとがったものを目指しても良い。それもある種の調和となっている。遠野にも馬と共生するラウンドスケープの実践がある。共同体として生活している。

- 今回の体験プログラムでは森の中で馬に合う魅力を見ることができた。環境保全林と町有牧場を活用して、引退馬の受け入れを行っていくということを考えたらいいのではないだろうか。いま引退した馬をどのように飼育していくのかという問題は大きくある。例えばノーザンホースパークのような馬に関連する地域企業も興味があるのではないか。

- 上厚真周辺での鹿の大群の生息も体験プログラムとしては圧倒的な魅力にすることができるのではないだろうか。車道のすぐ脇で見ることができるということは、大きな価値になるのでは。狩猟の体験や町有牧場の活用とあわせて鹿の放牧というのも全体で考えると良い。
- 森の中を馬で歩くというのは、新たな視点を持つ体験となった。普通の乗馬体験は牧場や平坦な場所だが、森の中ではより馬の良さや動き、自然を感じる事ができた。ゾーニングは必要になるが、環境保全林の中を馬が自由に歩くようにできる、という基準でかんがえていくこともできるのではないか。
- 80年ほど前までは、馬と一緒に神社の初詣に行くようなことが普通にあったそうだ。いまはその風習は無くなってしまったが、ここからまた80年で新しい風景を作ることができるのではないか。そうった光景も一つの共生の形ではある。共生とひと口に言っても、色々な表現があるだろう。
- 鳥居のように象徴的な「守るもの」があると良いのではないか。大切なものを「触ってはいけない」というように置く。そうするとそれが200年とか300年かけて風習として作られるものになるのではないだろうか。それぞれの世代の人たちが少しずつ育み、手を入れていくものになるようにできるだろう。
- 環境保全林の中でどこを商業エリアとするのか、という区分けも必要。例えばCHUPIKIの周りを中心にサテライトのようなお店が沢山集積すると良いかもしれない。ただ森の中を歩けと言ってもなかなか歩かないが、森を歩いた先に良いコーヒーショップがあるという目的があればみんなが歩く。
森をもっと身近に感じられる、人と森が繋がれる場所になると良い。
- 調和ということで検討して構成していくのなら、フォーラムビレッジ、ルールルビレッジもキーポイントとなるだろう。住居と環境の調和を作りやすいのではないか。例えばフォーラムビレッジでまだ販売されていないところや、町有の場所を使って、もっと森にすると良いのではないだろうか。むしろ、地区の真ん中はみんなの森というような場所として活用してはどうか。森の環境が好きという住民はいるけど、森を作ろうという人はまだいないように見受けられる。これからは、ただそこで住む森の消費者が増えるのではなくて、自分の暮らしと一緒に森を作る生産者が増えなくてはならないと思う。

- 環境保全林活用を考えるにあたり、駐車場の場所はしっかり設計しなければならない。それによって導線が変わってくる。ルーラルビレッジやフォーラムビレッジとの導線の区分けを考えることも必要だろう。
- 環境保全林の運営としては、行政が現物出資もして運営する飛騨駒のようなパターンや、PFIパターン、厚真町高丘地区のGOODGOODの事例のように土地を貸出すというパターン等、いくつか類似の事例があったほうが検討をすることができる。具体的に事例パターンを出して検討、説明していくことが必要だろう。行政が構想づくりを行うことと、環境保全林の現物出資を行い、管理運営団体が実際の運営を行っていくということではどうだろうか。
- 町として土地の貸し出しは25年程度が最長になりそうだが、森を考える時間の単位で行くと25年は短い期間である。木が成長して成り立つ森の時間として、貸借は合わないということにならないだろうか。そもそもとても長い時間の想定、超長期性がなければ良い研究や実験ができない。
- これまでの第三セクターとは、少し違う管理の形式を考える必要がある。むしろ厚真町が日本で初めて、とかいうような事例が作れるのではないか。運営団体としてはコンソーシアムのような形式を取ると良いのかもしれない。
- 運営団体については、地域住民的としては最後には行政が間違いなく責任を持つという形のほうが安心感はあるのではないか。
もし、現物出資という契約になったときに困らないようには、弁護士等の専門家をいれて、投資案件、会社設立のためのしっかりした準備が必要となるだろう。来年度中には具体的に運用の準備をしておかなければ間に合わないのではないか。
- 環境保全林を活用していくにあたり、活用することによってどんどん保全林そのものの価値を上げるということが無くてはならない。それを関わる人達で合意して運営していく仕組みづくりが必要。
- これまでの事例では、第三セクターを作るか、売却するかということが多い。横浜は公有地をどんどん売ってしまうというような事例もある。厚真町で新しい形式を作ることができれば、日本中で行政が持っている土地を解決できる事例となるのではないだろうか。

- 運営会社を設立するとなれば、いままでにはあまりない事例になるだろう。それだけに、合意の取り方など会社の運営方法については更に検討する必要がある。
- 北海道電力のような北海道で力のある企業を巻き込めると良いのではないか。環境保全や、新しい世の中の仕組みづくりに興味を示す企業はあるのではないだろうか。それらを巻き込める運営システムを作っていけると良い。
- ルーラルビレッジやフォーラムビレッジに関して考えても、環境保全林周辺に医療サービス、訪問医療システムがあると良いだろう。そのような地域サービスを付加することが地域住民にとっての大きなメリットともなり、環境保全林の活用を展開する際にも必要なものになる。
- 今後の田舎で「観光」をやる意味として、地域住民だけでは維持することができないインフラ整備を、観光利用と共有するような形で運営していくことができる、ということにあるのではないだろうか。医療サービスもそのようなものになるだろう。

4.3 考察

今回の体験プログラムでは、冬ならではの環境を活用した自然体験を行った。

環境保全林内はでクマゲラ等の野鳥の観察や、雪上での焚火体験を行うことができ、冬の環境を活かしたプログラム試行をすることができた。

また、今回は西埜馬搬の協力の下、馬搬現場の見学や馬を使った体験を行うことができた。体験プログラムとしては秋から冬のシーズンを活用することで、より良いプログラムを提供することができる。今後は環境保全林を整備することができれば、環境保全林の中で小規模な林業の見学や体験を行うことができるだろう。

環境保全林は散策路の高低差も少なく、車道からのアクセスが行いやすい場所を検討すれば、冬であっても容易に森林に入ることができる。そのため家族向けプログラムとしての活用も行きやすく、環境保全林を通じて自然の魅力を発見することができるプログラムを構築することが可能だろう。

しかし、今後より環境保全林を活用するのであれば、天候が悪化した際の避難所となる施設が必要である。家族向けプログラムを実施するにあたってはより配慮ができると良く、幼児が休憩をすることができる場所やトイレの設置等、安心して活動ができるようになる拠点の設置が必要であることが考えられる。

また、今回西埜馬搬の体験協力を得たことによって参加者の満足度も大変高いものとなり、厚真町にとっての馬という魅力として見出すこともできた。環境保全林での馬搬や林内乗馬体験をはじめ、厚真町の規模であれば街中を乗馬で回ることができるのではというアイデアもあった。町有牧場も活用して引退馬の余生の地にするなど、新たな試みも可能であるだろう。町有牧場及び環境保全林に馬や鹿がいることによって新たな魅力を引き出すことができるのではないだろうか。

環境保全林の活用検討としては、藤原氏によるワークショップによってより具体的な運営について議論を深めることができた。

今後、環境保全林の木々や生態系にあわせて、可能な限り長期間の運用を見据える必要がある。行政が所有する土地活用にあたって全国にも事例が無いような新しい運営の仕組みが必要となるだろう。今後より具体的に全国の事例などと照らし合わせた研究や、環境保全林全体のエリアプランニングの具体的検討が必要である。(4. 具体的な活用方法など提案 参照)

さらに環境保全林が活用されていくにあたり、地域住民にもサービスが還元されていくというメリットも検討することができた。例えば、環境保全林に多くの企業が集積し、観光としても多くの人が訪れるにこと付随して簡易的な診療所の体制をつくる。それを地域住民の医療福祉サービスとしても活用していくのである。環境保全林を活用することによってそのような側面が生まれ、地域住民の生活の利便性向上を伴うことができるということを考えて検討していく必要があるだろう。

5. その他プログラム開発

5.1 実施概要

【目的】

厚真町には環境保全林だけではなく、海や河川、山林、田畑といった多様な自然環境がある。環境保全林活用として体験プログラムを検討するにあたっては林内のみだけに納めず、厚真町内全体をフィールドとしたプログラム構築を行うことで、より価値を高めていくことができると考えている。そのためには、厚真町内で様々な季節に応じたフィールド開拓をしていくことが欠かせないものとなるだろう。

今年度については、森から海までを繋ぐものとして、厚真川を中心とした河川でのフィールド開拓兼プログラム開発を行った。プログラム開発のために、岡山県や鳥取県を拠点として自然ガイドや狩猟活動を行うあつた屋熱田安武氏を招き、アドバイスを受けながら町内のフィールド開拓及び生態調査に重点的に取り組んだ。

【実施日程】

2024年9月11日(月)～9月13日(水)

【参加者】

あつた屋 熱田安武氏

【実施内容】

○1 日目

開始時間	終了時間	概要
13:00		厚真町役場集合
13:00	13:40	厚真町役場 ミーティング
13:40	14:00	移動
14:00	22:00	厚真川河口付近調査
22:00	22:20	移動
22:20		入浴・フリータイム

○2 日目

開始時間	終了時間	概要
	8:00	集合
8:00	10:30	厚真川上流付近調査
10:30	11:00	移動
11:00	11:30	森林調査
11:30	12:00	移動
12:00	13:00	昼食
13:00	18:00	三宅沼周辺調査
18:00	18:30	移動
18:30	19:30	夕食
19:30	22:00	意見交換・ディスカッション
22:20		入浴・フリータイム

○3 日目

開始時間	終了時間	概要
	8:00	集合
8:00	13:00	厚真川河口付近調査
13:00		解散

5.2 結果及び考察

今回のフィールド開拓及び調査によって、厚真町河川流域での様々な生態系を確認することができた。また、熱田氏を招くことによって、それらの生態系を本州から見た厚真町の自然体験の魅力として再定義することができたのである。例えばスズエビのように本州にも生息する生物でも、厚真町河川で観察されたものはより大きなサイズであり、一か所の生息数も多いという。それは厚真町の持つ自然環境のダイナミックさを表現するものとなるだろう。他にも厚真町内の河川やその周辺の沼地などを調査することによって、ウグイやカレイの稚魚といった生物を観察することができた。

このような豊富な自然環境がある厚真町で体験プログラムを検討するにあたっては、環境保全林を単体として捉えるのではなく、河川を含めた自然環境全体をつなげ、視野に入れることでより高いレベルのプログラムを構成することができると考えられる。

また、体験プログラムを実施することによって自然環境保を一方的に消費していくのではなく、プログラムの実施を通じてより豊かな環境に寄与していくということを考えることができるだろう。例えば環境保全林で間伐した小枝を活用して、河川に生物の居場所を作るといった一連のプログラムを構成することができる。

そのように、より多様なプログラムを行うためには引き続き厚真町でのフィールド開発と調査を継続する必要があるだろう。大学や生態系に興味のある学生と協働するなどした継続した調査を検討することも可能だ。

また、体験プログラムを構築するにあたってはより専門的なガイドが必要となる。特に河川での自然体験領域については、フィールド開発と共にガイドとしてのスキルを有した人物の養成も必要となることが考えられる。

Ⅲ. ヒアリング等実施事業

1. 実施概要

環境保全林の今後の利用に関わり利用することを望む町民を増やし、町民にとっても魅力がある場所作りとすることは、環境保全林活用の上で欠かせない要件である。厚真町環境保全林として、新しい管理運用に取り組むと同時に町民にとって有益な場所でならなくてはならない。そのような検討を深めるため、町内で活動する林業関係者、事業者や団体、近隣町民へのヒアリングを実施した。

また、厚真町環境保全林の継続的な活用に向けて、新たな活用の方向性についても探るために、森林の活用について見識があり、厚真町環境保全林に関心のある厚真町外の関係企業、個人の開拓を目指したヒアリングも実施した。

質問事項としては以下を中心に、対話でのインタビュー形式としている。

- ①これまでの環境保全林との関り、環境保全林の使い方
- ②環境保全林活用のアイデア
- ③今後の環境保全林管理について望むこと

尚、ヒアリング対象者にも必要に応じて現在の検討状況等の情報提供も行っている。

2. ヒアリングにおける主な意見

2.1 厚真町内企業、団体へのヒアリングにおける意見

【Aさん】

自宅が環境保全林に近いので、一定の範囲でエリアを借りるなどして林業が出来ると良い。現在はいろいろな地域に出向いて林業の仕事を行っているが、自分のフィールドを持つことができる。環境保全林であれば馬搬をするにあたっての練習場としたり、林業体験の場としたりすることも出来るだろう。

その場合、土地の利用については詳細な取り決めを行わなければならないと思う。例えば環境保全林を林業で活用するのであれば、「どのくらい木を切っているのか」「木を切ることに許可はあるのか」「切った木を売って売り上げを得てもいいのか」といったようなものが考えられる。

また、そういった契約の下での土地の使用料、賃料はいくらになるのか。環境保全林で生み出す収入に応じるということも考えられるのかもしれない。環境保全林の中でも、場所によってはアクセスのよい土地、日当たりの良い土地、湿気が多い土地など様々な特徴がある。それらの特徴も賃料に考慮されると良いのかもしれない。

それによって、実際に自分が事業として展開できるのか検討しなければならないだろう。今後、そのようなことを決めるにあたっては実際に事業をしている事業者と共に考えていけると良いと思う。

【Bさん】

環境保全林を実験的な林業を行う場として活用することはできないだろうか。環境保全林から厚真産材を確実に入手するルートを作ることができる。現在は経済性が少ないと思われるような手法を試すフィールドとして提供してもらうことができ、ある程度の自由度を持ちながらも持続可能にできる手法を考えてほしい。

【Cさん】

林業従事者ではなくても、林業に親しめるような場所が作れないだろうか。町内住民でも薪を自分で整備したいということや、チェーンソーが使えるようになりたいというニーズがある。そのようなときに、みんなで共有して使える場所があると良いのでは。

自分の庭では出来ないようなことも、共有の場所で仲間とやれる環境があればできるかもしれない。また、そういう人たちに対して、簡単な講習や指導ができるような機会が頻繁にあると、厚真町の中でも森を活用しようとする人が多くなるのではないか。

【Dさん】

大沼野営場に近年新しく管理委託事業者が入ったことによって使いにくくなってしまったと感じる。しっかり管理されるようになったということだが、気軽に立ち入ることができなくなってしまったという面があるように思える。もし、何かで使いたい場合にも、管理者と顔が見える関係だと調整しやすいが、大沼野営場の場合は誰に話せばいいのかもよくわからず手続きなどが必要になる可能性もある。環境保全林にはそのようにはなってほしくない。

今後、町外から観光的に来る人が多くなった時に、いままで自由だった環境保全林の利用を誰がどう管理していくのかは不安を感じる面がある。環境保全林が観光用の場所になってしまうのではなく、町民が自由に立ち入れる場所を残してほしい。

また、環境保全林を使っている人、使いたい人を集めて連絡会のようなものを作って調整してはどうか。どのように使っていくのか、いつ誰が使っているのか、お互いに顔を合わせて調整が出来る機会があると良いと思う。

【Eさん】

自分が環境保全林の近くでお店をやっているので、近隣の住民に迷惑が掛かっていないかは心配している。最近は古民家が増えるなどしても困ったということは特にはないが、多くの人が訪れるようになる場合には住民との区別をすることは必要かもしれない。

【Fさん】

町内住民も環境保全林を知らない、入ったことが無いという人が多いと感じている。もっと町民が森に親しみやすいようにするイベントのようなものを地域住民対象に行えばいいのではないだろうか。

【Gさん】

環境保全林で活動をする際に、雨風をしのげる場所、子どもが休める場所、トイレがあると良い。そこを拠点にして活動をすることができれば、親子連れも訪れやすくなり、やれることがひろがるのではないかな。

また、自然体験の面から考えると安心して焚火をすることができるファイヤースポットがあればと活動を広げることができる。

【Hさん】

環境保全林をサテライト拠点として、自社の商品の発信を行うことができると考えている。町内の様々な事業者のプロダクトを集約し、そこが町内の拠点となって町全体への波及が期待できるのではないだろうか。厚真町の観光の入り口となり、そこからより深く知ってもらうために町の各施設に行ってもらおうという楽しみ方になると、厚真に数日滞在するようなモデルが作れるだろう。

また、環境保全林を放牧の場所として活用することも検討できる。馬、豚、牛などの家畜動物を林内で放牧するほか、鹿の管理放牧をする可能性も考えられるのではないかな。

【Iさん】

環境保全林を活用するのであれば、保全林の中にプレイパークをつくるということが考えられるのではないだろうか。子ども達がより森に入りやすい入り口となり、保護者も一緒

に環境保全林に親しむことができるだろう。常時開けるといのは難しいかもしれないが、週末などでプレイパークの管理と環境保全林の案内所のようなものが同時にできるかもしれない。

2.2 その他、厚真町住民等へのヒアリングにおける意見

【Jさん】

以前は環境保全林のなかを歩いたりしたが、最近は保全林に行くこともかなり少なくなってしまった。忙しくて時間が無いというのもあるが、熊の出没の心配もありなんとなく入りづらいということがある。安心して環境保全林に立ち入ることができるようにはどのようにしたらいいのか知りたいと思っている。

【Kさん】

環境保全林でどんなことが起こっているのか気になっているので、知らせてもらえるのはありがたい。フォーラムビレッジに住んでいる人にも、時々伝えるということは大切なのではないかと。急にないかあると、聞いていない！となるのではと思う。自分たちの生活の場に、不特定多数の人に入ってほしくないという意見があるのも理解できる。

今後イベントなどを開催する時には、事前にお知らせするとかすると良いのでは。回覧を回す、LINE やメールで情報を出す、環境保全林の専用情報サイトつくっていつでも閲覧することができる、というような情報へのアクセスしやすさを検討してはどうか。

【Lさん】

特に春には山菜を取りに環境保全林に入ることがよくある。多くはないが、周りにもそのような人はいる。今後、観光などに活用されるようになるとしたら、そのように自由に入ることができなくなってしまうのではないかと危惧している。

しかし、このあたりの人も環境保全林に入ったことが無い人も多くないと思う。入り方がわからないとなかなか行けない。厚真町に住む人も森の楽しさを感じたら良いと思う。

2.3 町外企業、団体関係者へのヒアリングにおける意見

【Mさん】

環境保全林で森林ベンチャーをあつめ、町が区画を貸し出すことはできないだろうか。まだ成立するかどうかわからないチャレンジングなビジネスも含めて、森林ベンチャーが環境保全林を活用し続けていく。持続可能がテーマになるコンセプトを作り、未来に向けたチャレンジを集めた場所にする事ができる。

【Nさん】

里山ディベロッパーをやっていきたいと考えている。例えば環境保全林の1区画をB財団として管理し、B財団としての里山を環境保全林で実践していく。そこで地域の方や学生と一緒に植物の調査や生き物の調査をしていく、というような展開も可能性はあるかもしれない。

【Oさん】

環境保全林で採取できる植物を使って、基礎化粧品やフレグランスのような製品が作れる。環境保全林の中に小規模な製造工場を作ることでも可能かもしれないし、あるいは、環境保全林からつくった製品を販売する場所とすることができるかもしれない。

また、持続可能な環境にするための林業をしたいと考えている。環境保全林の1区画を利用することができれば、そのような挑戦ができるかもしれない。

【Pさん】

環境保全林の今後を考えるにあたって、まずは小さくても拠点となる場所を作ることが必要ではないか。そこに地図や模型を置いて、そこに集まる。関係者みんなでたくさん話をして、アイデアを重ね合いながらつくる必要がある。

また、環境保全林を未来に繋いでいくためのコアとなる方針を決めたら、石碑をつくって刻むのも良いのではないか。世代を超えて、未来のためにブレない方針が無ければならない。

【Qさん】

植物を利用してプラスチックのような製品を作ることのできる技術ができ始めている。そのような最先端の技術を使った事業のプラントを環境保全林の中に作ると良いのではないか。森林環境と工業が新しい形で融合することのできる可能性がある。

経済から逃げることなく、暮らしや生活にも向き合いながら多くの人に素敵だと思ってもらうことができれば、応援したい街になるはず。最新のテクノロジーを利用すれば可能になることが増えるだろう。

3. 考察

厚真町内からのヒアリングとして、各要点を以下のようにまとめる。

- ①散策などの目的や、町内団体の活動の場として自由に立ち入ることのできるエリアに対する意見
- ②小規模林業、林内放牧等の事業が行えるエリアに対する意見
- ③イベントの周知等、近隣住民への配慮の意見
- ④熊対策や新しい施設整備など、町民がより環境保全林に親しめるような場所づくりへの意見
- ⑤環境保全林を厚真町のサテライトの場としての拠点とする意見

また、厚真町外からのヒアリングとしては各要点を以下のようにまとめる。

- ①環境保全林を区画毎に貸し出すことによって、新規事業を展開する意見
- ②環境保全林の植生を利用することによって、新しい製品を製造する意見
- ③環境保全林の活用を構築していくための、運用に対する意見

各意見に共通する検討課題としては、今後の環境保全林全体において土地の特徴やアクセス等も考慮したエリア分けや区画整備をしていくことが必要であるということがあげられる。環境保全林の環境を利用して積極的な活用を検討する声も多くあるが、特に町民のヒアリングの中では、これまでのように環境保全林に自由に立ち入ることのできる場を求める声や、活用することによって町外からの流入が増え森の中が混雑となることを懸念する声が見られた。観光としての立ち入りや、生活圏内としての立ち入り、さらには事業で活用するエリアなどのゾーニングを検討する必要があるだろう。

さらにその上で、多くの団体や個人が活用し、訪れるためには権利・ルールについても詳細に定めていく必要があるだろう。例えば、環境保全林を活用して事業を運営するための契約形態としては、土地の賃貸契約や売買といった方法の中で何が最も適切であるのか。また、不特定多数の人が自由に立ち入る共有の場所は誰がどのように管理するのか。

環境保全林の可能性を最も引き出すためにはどのような方法を取るのが良いのか、今回のヒアリングで得た意見にあるような具体的ケースを想定して、契約形態などの可能性を検討するべきである。

Ⅳ. 検討会議開催事業

1. 実施概要

【目的】

本事業では、体験プログラムに参加した専門家及び環境保全林に関連する団体の関係者を町内外から参集し、環境保全林の活用及びコンセプト等に関する検討会議を実施した。

環境保全林について今後の具体的な方針を決めるにあたっては、実際に厚真で林業や環境保全林に関わってきた関係者の想いを集積し、そこを踏まえた上で検討することが重要である。また、そのように関わってきた関係者の方々が今後の環境保全林の未来をどのように描くのかということ無くしては、地域住民から親しまれる環境保全林活用にはならないであろう。

よって本検討会議では、これまで環境保全林に関わってきた方々あるいは今後環境保全林に関わりたいという積極的熱意のある方々を招き、参加者同士の意見を話し合うことで今後の活用イメージを互いに共有していくことを重視した。そこを土台のひとつとして具体的な活用の方針を検討していくことを目指している。

参加者としてはこれまで環境保全林に関わってきた団体を中心に周知を行い、その上で関係団体から10名の参加者が集まった。

また、第三回体験プログラム試験実施に参加した株式会社フジワラテッペイアーキテクトラボの藤原徹平氏、稲田玲菜氏を招集。建築、ランドスケープの専門家から見た環境保全林の可能性や、全国の事例等についての情報提供を行った。また、これまでも地域への聞き取りを重視したランドスケープ等を手掛けている実績から、本検討会議のワークショップ進行も主導した。

尚、検討会議の開催においては以下の事を留意して行っている。

- ①可能な限り厚真町に集まって開催できるよう調整する
- ②専門家から町民に向けた情報提供の機会の設定を検討する

【日時】

2024年3月3日(日) 13:30～16:30

【場所】

厚真町福祉センター2階青年室

【参加者】

● 環境保全林関連団体

オフィスあっぷろード 上道和恵氏

株式会社 sonraku 今廣佐和子氏

西埜馬搬 西埜将世氏

西埜馬搬 渡部真子氏

森の木合同会社 澤野雅子氏

森の木合同会社 陣内雄氏

GOODGOOD 株式会社 野々宮秀樹氏 ※オンライン会議システムによる参加

GOODGOOD 株式会社 濱田 聖也氏

NPO 法人あつま森林むすびの会 大岸征二氏

NPO 法人あつま森林むすびの会 山路秀丘氏

NPO 法人森のころね 松山道子氏

● 専門家

株式会社フジワラテッペイアーキテクツラボ 稲田玲奈氏

株式会社フジワラテッペイアーキテクツラボ 藤原徹平氏

● 厚真町役場

厚真町産業経済課主幹 宮久史氏

● 事務局

株式会社エーゼログループ 小倉文香

株式会社エーゼログループ 佐藤道明

株式会社エーゼログループ 牧大介

【実施の様子】



藤原氏から情報提供を受ける



発表を行う藤原氏



環境保全林の地形図を囲んでワークショップを行う

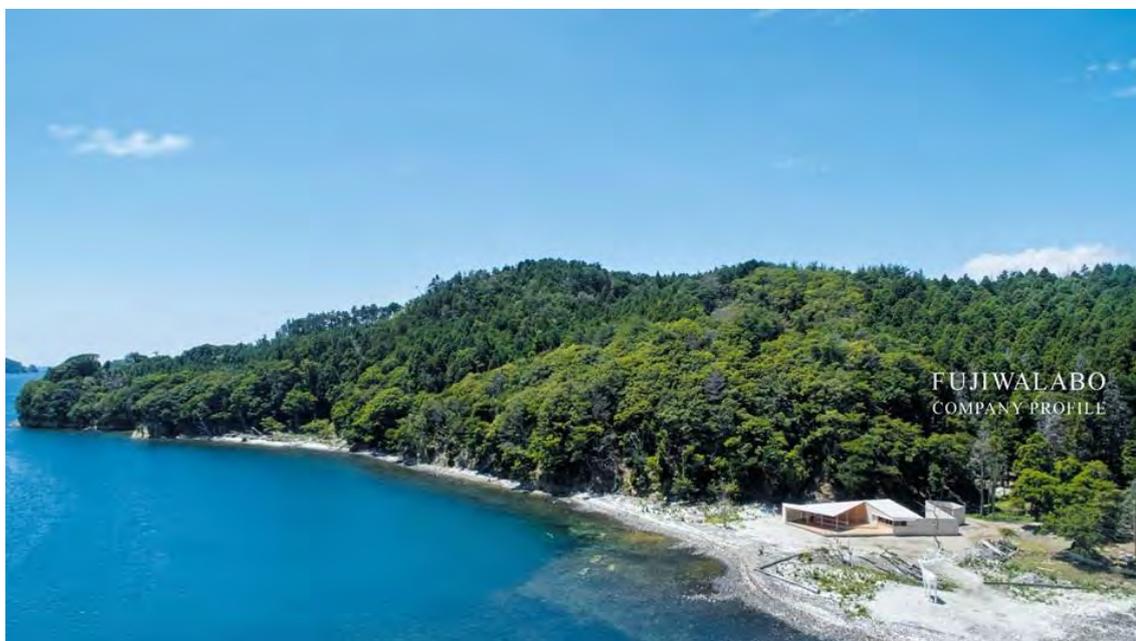


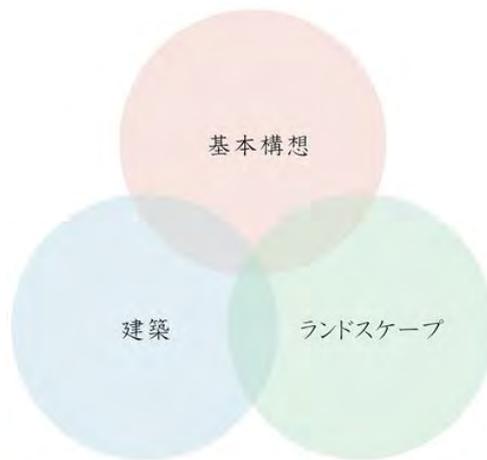
ワークショップで意見交換を行う

2. 専門家による情報提供

本検討会議では、株式会社フジワラテッペイアーキテクトラボの藤原徹平氏、稲田玲菜氏を招集。日本国内、各国で、多くの建築やランドスケープを手掛けてきた専門家から見た環境保全林の可能性や、全国の事例等についての情報提供を行った。

以下にその内容を添付する。





未来をひらく様々なアクション





対話から設計する

Design through Dialogues

私たちは、対話を起点として設計をしています。つくみうと想っている場のイメージや、その組織について、土地を一緒に歩くところからはじめ、対話を深めていきます。プロジェクトに眠っている可能性や地域の宝を掘り起こし、時には建築をつらない可能性も含めて、ベストな状態に磨き上げながら設計していきます。



家具から大地まで

From Furniture to the Land

私たちは、小さいものから大きいものまで、視点を行き来しながらプロジェクトを進めます。精密のように空間を凝縮し、概念的に空間と素材が響きあう場をつくること、あるいは大地そのものに手を入れて、水や土や植物に新しい調和の形を与えること。細小と極大の2方向にプロジェクトを展開していきます。





育ち続ける建築

Architecture of Continuity

私たちは、建築は使い手が育てていくことで、真に完成していくと考えています。工事完成時から、使い手による新たな創造が始まります。時間の中で良い方向に変化・熟成させていくためには、どんな機能があるべきか、どのような建築の設えが必要か、そのような問いかけをすることで、本質的な問題を浮かび上がらせていきます。



風と光でつくる

With Light and Wind

私たちは、風と光にこだわって設計を進めます。ずっとそこに居たいと思える気持ちのよい空間に流れているのは、気持ちのよい風であり、静かに降り注ぐ光です。人間にとっても植物にとっても、風や光は重要な存在です。風や光にどのように影響を与えるか、その試みには、まだまだ多くの可能性が隠れていると考えています。





建築だけでなく土の形と水の流れをデザインする

30haの土地全体に農業エリア、憩いエリア、農産物エリア、交流エリア、宿泊エリアというようにマスタープランを掲げ、計画を案しながら随時的に実現していきけるような柔軟なマスタープランをつくらせた。フェンスを極力つなず、土壌による地層の違い、水が自然に浸透するように高低の段々を整えた。土の厚みのあるところから建築を建てていく方法をさまざまな試した。

文：藤井浩一 写真：山本 浩一、山本 浩一、山本 浩一



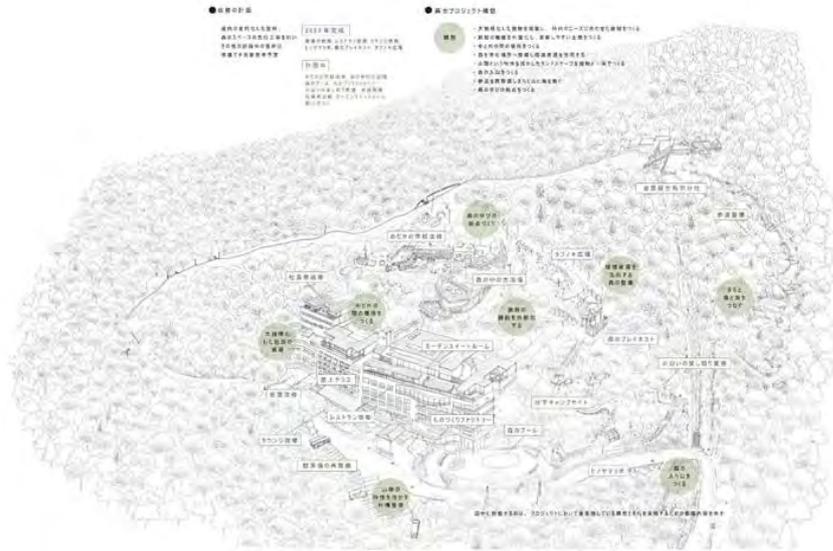
昭和の遺産を
磨きあげてつくる
新しい家族旅行の形

02 扇芳閣

建築家 二木康典建築
竣工 2023年4月
所在地 東京都武蔵野市有馬町三丁目

増築を繰り返して巨大化した敷地を新しいビジョンとともに見直し、3代目として近代的な家族旅行を創出する若狭長とアトリエチームを合同し、建築師や建築家への丁寧なヒアリングによって家族史・建築史から新しいコンセプトを立ち上げていった。形ながら改修で、種別リネートを最小限に抑えつつも、できるだけ大膽に既存の建築を読み解き、空間を創らせている。

上: 昭和の遺産が私邸
下: 新たな家族旅行





裏山を子どもたちの居場所に変える森のパティスリー

03 — ヒノヤマラボ／森のプレイネスト

HINOYAMA LAB/Forest Play Nest

所在地 三重県高津市
 竣工 2023年6月
 建築 藤本尚子+アトリエ

敷地改修と併行して、裏山（森の山）の森を子どもたちが遊びながら学ぶ森に変えていく。森に受け入れるふもとは、集客施設所需コーディネートのおススメをつくった。敷地だけでなく、地域の再生がじわじわと始まっている。
 写真：高津市提供



住むことと働くことが創造的に循環する、現代の村の姿



07 小浜ヴィレッジ

Mikawa Village

所在地 福井県小浜市
 建築 建築事務所 2018年6月～2021年12月
 写真 藤本尚子+アトリエ

福井県小浜市、琵琶湖のハクスレー「住まいず」の集客オフィス移転プロジェクト。美しい棚田の地形、歴史的な価値を目的に建て、質の高い建築である。オフィスが整備されたことで、市場では15分という好立地であり、地方都市にない新しいオフィススタイルを表現する場所として基本構想から立案。地域再生のリーディングワードワークを時間をかけて実施し、その過程で出会った人々が競ってプロジェクトに参加。パン屋、ベトナム料理、造園屋、地元の工場、スタートアップのオフィスなどを集めた「住まいず」によって、これからの地域拠点がつくられる。クライアントは1世代続く建築家でもあることから、彼らが所有する山の木材を使い、後継の移住など農村の循環、ものづくりを促進するパイロットプロジェクトとして丁寧に設計を進めている。

写真：高津市提供

写真：高津市提供

写真：高津市提供

写真：高津市提供





基本構想 = ビジョンデザイン

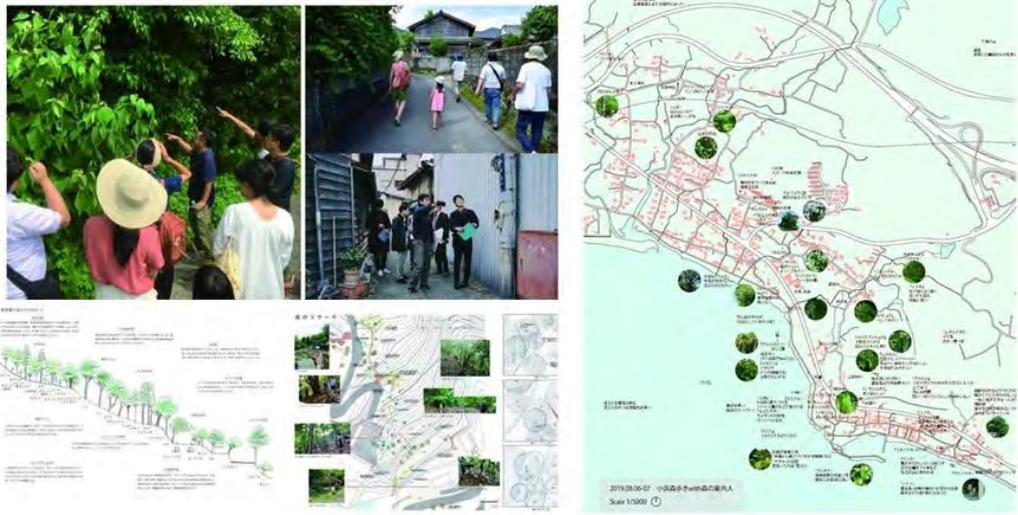
■5つのサイトから構想を考える



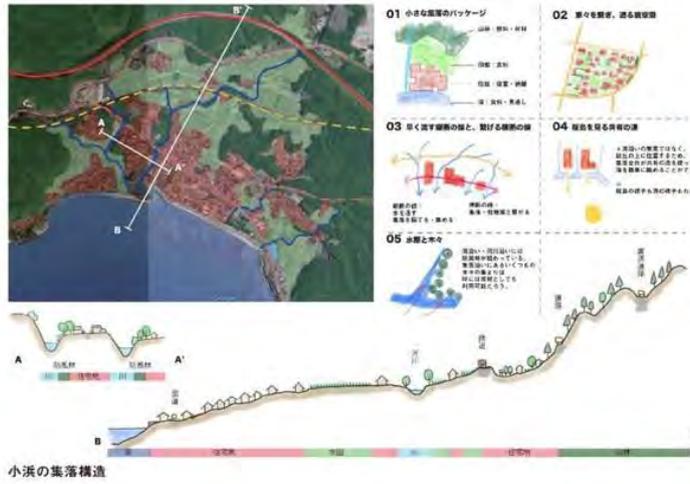
■まちづくりは宝探しと宝磨き



■構想の手法: フィールドサーベイ



■ 構想の手法：都市構造分析



迅速測図



1944-1954

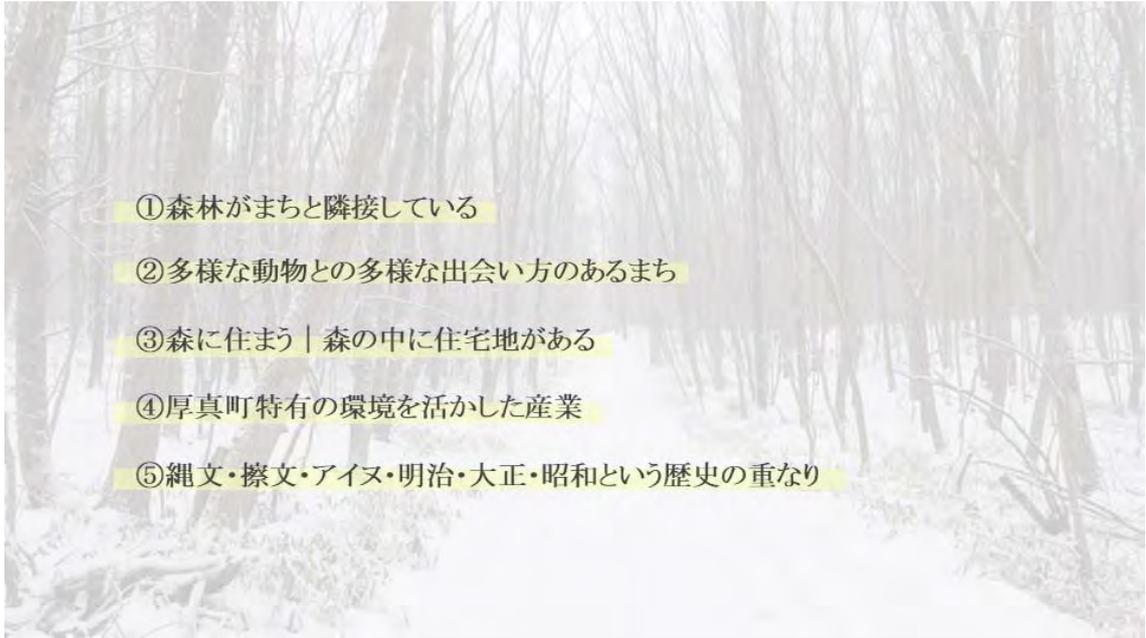


■ 構想の手法：ワークショップ



■ 構想の手法：メディア化

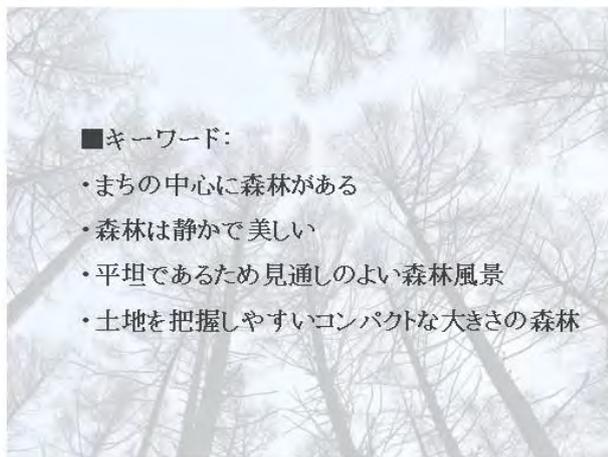




①まちに近い森林環境



①まちに近い森林環境



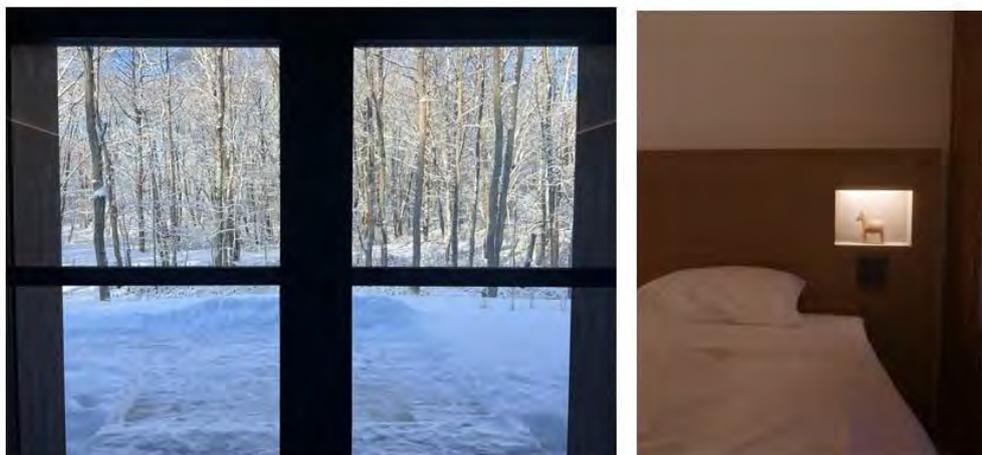
②多様な動物との多様な出会い方のあるまち



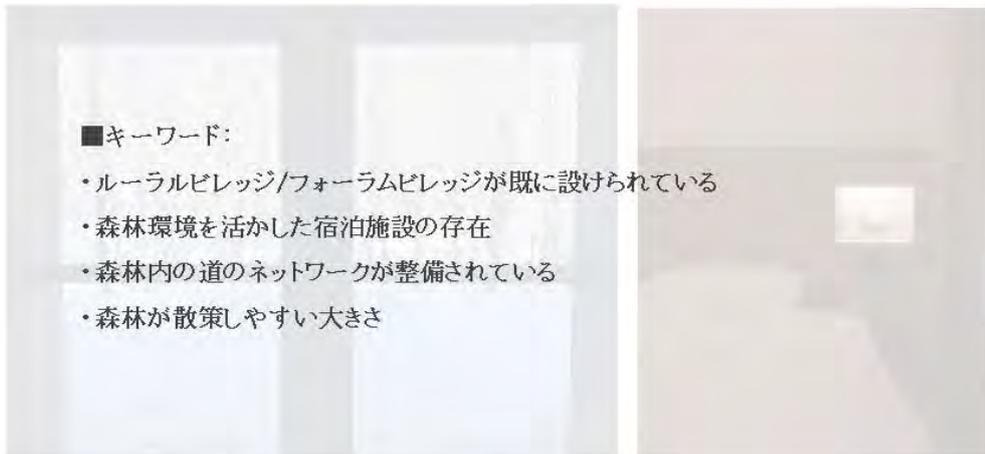
②多様な動物との多様な出会い方のあるまち



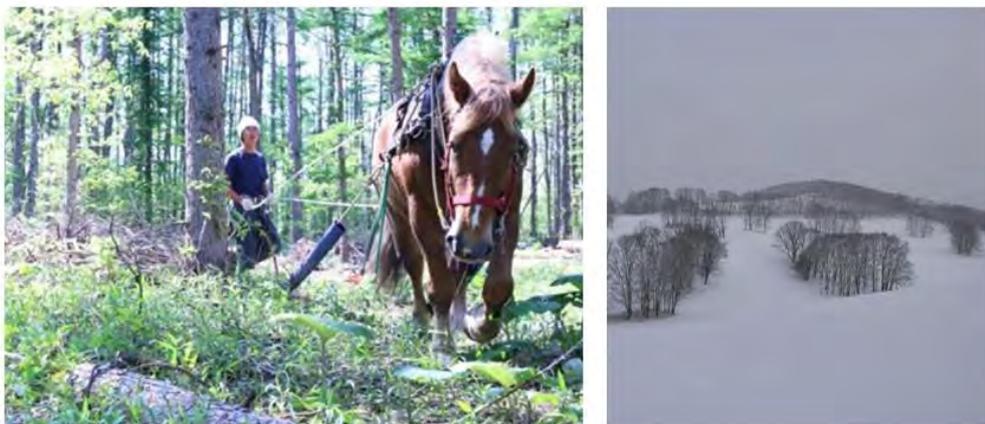
③森に住まう | 森の中に住宅地がある



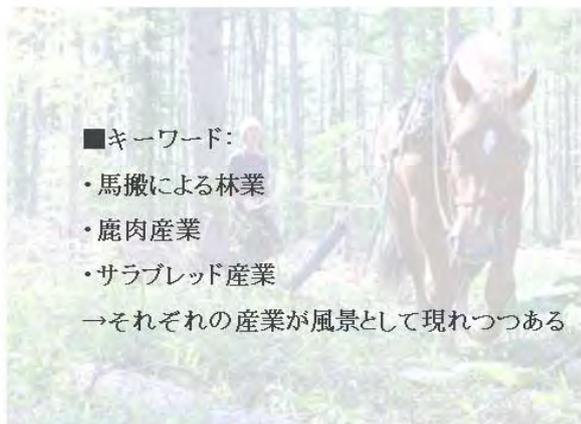
③森に住まう | 森の中に住宅地がある



④厚真町特有の環境を活かした産業



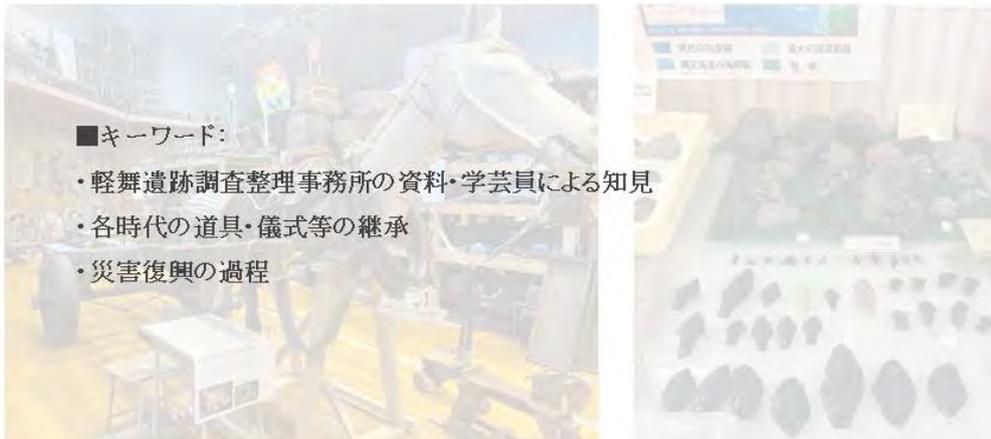
④厚真町特有の環境を活かした産業



⑤縄文・擦文・アイヌ・明治・大正・昭和という歴史の重なり



⑤ 縄文・擦文・アイヌ・明治・大正・昭和という歴史の重なり



3. 検討会議での主な意見

【厚真町で大切にしたい宝とは】

●自然環境

- 暮らしの中で自然を感じることができる。人間と自然のバランス、繋がりが取れているのではないか。
- 森で時間を過ごしているととても気持ちがいい。空気が楽しく感じられる。
- 色とりどりの紅葉で、特に赤い色が多いような気がする。森の多様性があるのではないか。
- 四季の移り変わりの景観が美しい。見える季節がそれぞれで違う
- 町と森の距離が近い。町の中心部に環境保全林があるということは大きな魅力となる。
- 広葉樹が良い。太いミズナラがそこら中にあるなど、他の町ではなかなか残っていないようなものが厚真では残っている。
- 冬の森でも入りやすく、静けさや美しさを感じられることができる。
- 動物を間近で見ることができる。鹿の大群、クマゲラ、シジュウカラ、馬搬の馬、というように少し町の中や森を歩くだけで身近に動物の命を感じることができる。町の真ん中に環境保全林が残っているということが大きいのではないか。
- 自然の中にすぐに入っていくことができる。山であれば環境保全林の石窯広場、海であれば浜厚真海浜公園など一人でも行きやすい入口的なものがある。

●人とのつながり

- 地域のプレーヤーに面白いプレーヤーが沢山いて、顔が見えること。何かやりたいことを思いついたら、誰に協力をしてもらったらいいか、すぐ顔が思い浮かび話をするすることができる。

- 町内に多くの人の繋がりがあある。新しく地域に入った人も受け入れてくれる土壌があるということが移住の決め手の一つとなった。
- 何かをしたいときに、話を聞いてくれる人が多い。経済的な豊かさだけでなく、風土として厚真町に根付いているものがあるのではないかな。
- 生産者と近いところに暮らすことができているので、季節のものを食べたいときに生産者の顔が浮かぶというところが幸せに感じる。
- 行政の人がすぐにわかるので、何かをしたいと思ったときに話を聞きに行きやすい。熱量を持って取り組んでいる人も多く感じる。
- 厚真の人は、誰かが何かしてくれるのではないかなというように待つのではなく、まず自分が何をやるかっていうところで活動をしている人がたくさんいる印象がある。力強く自分の足で立っているというような人が多いと感じている。
- 全体的におおらかな気風があるのではないかな。土地の大きさや豊かさと共に、人のおおらかさを感じる人が多い。

●立地、地理的要因

- 新千歳空港や苫小牧、札幌といった都市部にもアクセスがしやすい。厚真は温暖なので、北海道の他の地域に比べて再生力が高いという特徴がある。
- 川の流域に町が広がっている。チツソの町内での循環を考えると、山から川まで同じ行政区画の中で繋がっているメリットは大きいのではないかな。
- 雪が少ない。北海道の中でも雪が多い地域はどうしても生活が大変な部分が出てきてしまうが、厚真は比較的そういったことが少ないのでは。
- 町の中で、山から海までつながっている。山にも登れてサーフィンもできるのは大きな魅力ではないかな。

●その他

- 震災を経験したということも宝なのではないか。町全体で窮地になるということがあり、そこから復興していく中でそれぞれがお互いを助け合っていく、乗り越えていくような経験があったのではないか。

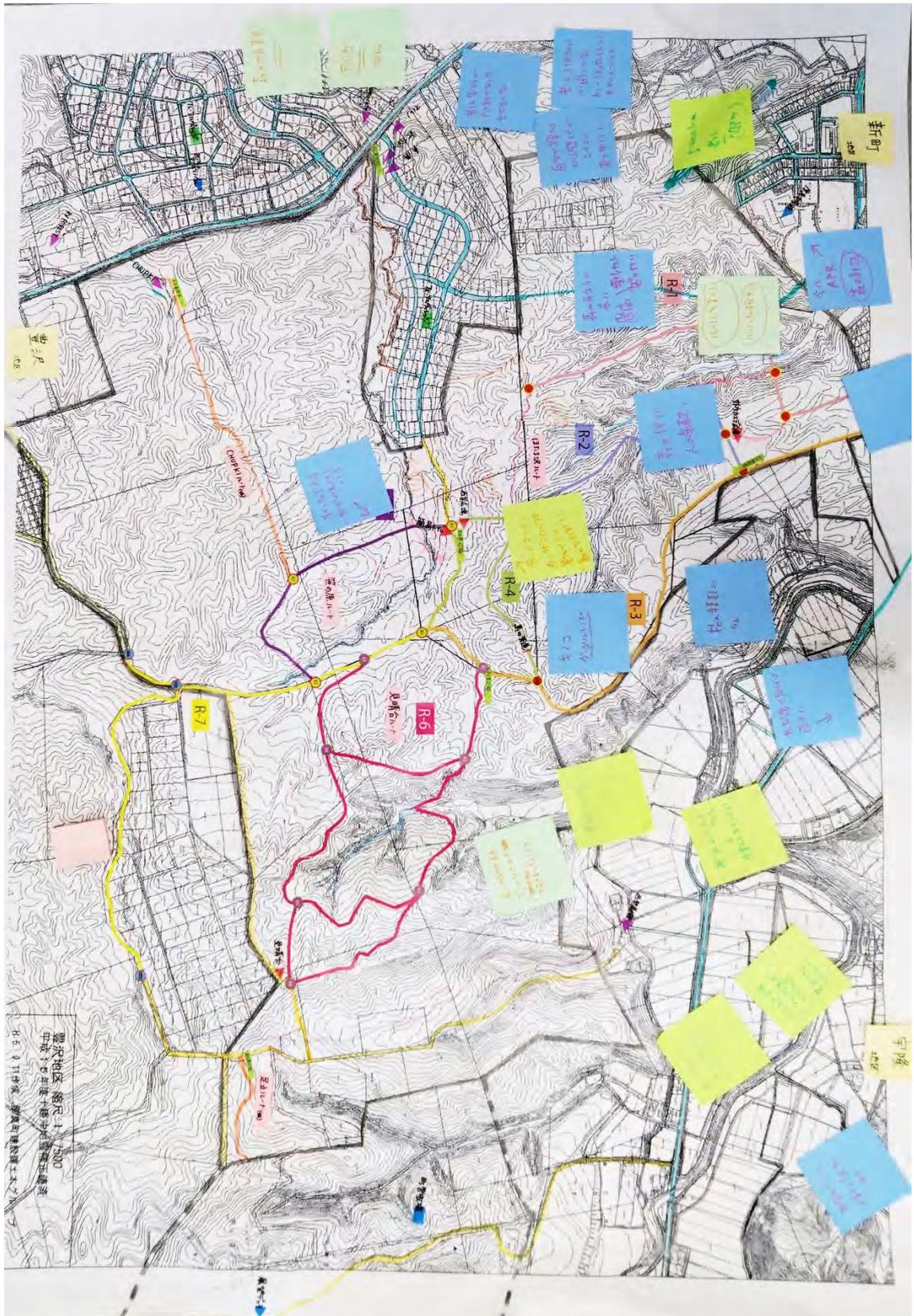
- 森で作業をしていることが楽しく宝を感じる。お互いに仕事をしながらふと手を止めて、他の人も仕事をしている気配を感じる。昼休みにはみんなで集まって報告し合って、天候を感じる。森の中で、みんなで仕事をするということの美しさがある

- 経済的な余裕を感じることが多い。行政の歳入や農家の世帯収入、産業の内部留保を平均的に見ても他の町村と比べると大きなものがある。

- 林業関係で魅力のある人が集まり始めている。厚真で何かできなければ他の場所でも無理なのではないかと思ってしまうほど。製材所もできたし、熱い人材が多い。

- 軽舞遺跡調査整理事務所は他に類を見ないような場所。縄文から近代までの資料を一堂に見ることができて、さらに自由に手に取ることが出来る。旧小学校の建築も良く、あの建物に資料があるということに価値があると思う。

【環境保全林で「とっておき」の場所】



- 西埜馬搬から町有牧場にかけての道。
- 馬の背道。冬は蔓を使って遊ぶこともできる。
- 散策路笹野原ルートの小川にかかる橋。幼児でもヤゴが沢山とれる。
- 石窯広場周辺。車でも入りやすく、ある程度の広場があり誰でも簡単に入ることができる。
- ランが多いなど、花の種類が多く春の散策が楽しい
- 多くの種類のキノコがある
- 北海道の森林に比べて笹の背が低く、とても歩きやすい
- フォーラムヴィレッジの小川沿いの小道。初夏にはホタルも見ることが出来る。

【環境保全林にどのようなようになってほしいか】

●教育の場として

- 環境保全林は厚真中学校と距離的に近いことから、中学校と連携して教育の場としての活用が出来るのではないかと期待している。例えば中学校の総合の時間を活用するなどして森林での学習を深めたい。
- 子どもが自分で考えて挑戦しながら遊ぶことのできる場所にする事は出来ないか。安全管理も必要ではあるが、ある程度許容していくことが必要。
- 幼児教育、小学校教育、中学校教育と連続して森での活動を行えば、厚真町は森で教育を行うのが当たり前だという土壌ができ、保護者も活動のケガなどに対する免疫が付くのではないか。
- 環境保全林で大学の研究室に繋がるような研究が行われているというようなことがあれば、学習の機会として活用できる。中学生から大学生まで学術的な研究に触れることのできる場となる。そうすると幼児や小学生も早い段階から学ぶことができる。

- いまは親も自然の中で自由に遊んだ経験が無いので、子どもを森に連れて行くことができない。親も子も安心して森の中に入って行って遊んだり、学んだりするようなことができないか。例えば決まった曜日の決まった時間には誰か森に詳しい人が居てくれるというようなことがあれば、その時に森に行こうと思える。

●自然に親しむ場として

- メープルシロップを採取したり、山菜を取ったり、そういったことも許容範囲で出来るようになってほしい。食に関連するということは、自然への興味の入り口として面白いものになっている。
- 環境保全林に何回か来たことがあれば自分たちだけ入ることができるだろうが、そうでない人にとってはまだまだ入りにくい場所だろう。環境保全林の存在を知っていても、行ったことが無いという人が多いのも事実。
何度か来てもらうきっかけを作るために、町民向けに散策会を開くなどの活動はもっと行うと良いのではないか。
- 例えば町民の寄付や資材や労力を集めて、環境保全林の中に小屋を作るというようなこととしてはどうか。

●町全体として

- 環境保全林を活用するにあたっては、町民全体として森や自然を大切にするという全体の意識が必要なのではないか。
例えば町民憲章のようなもので謳っていくというように、みんなで当たり前のように守るものとしていきたい。
そうすれば教育が環境保全林で行われるというようなことなどは、厚真町に住めば当たり前として受け入れることができるようになるのではないか。
- 環境保全林のすぐ近くは原野商法のように利用されてしまっている場所もあるが、これからは守っていくという意志がより必要になるのではないだろうか。今ならまだ守れるが、このまま続けて行くことは難しい時代になる。何らかの守る手立てが必要。

4. 考察

今回の検討会議では、環境保全林に対する様々な意見を得ることができた。その中での検討課題、論点を整理する。

まず、参加者からは厚真町の環境保全林には動物や花などの生き物が多数生息していること、四季折々の季節がより感じやすいことなど様々な魅力があるとの意見が出された。厚真の中心部から近い立地にもあり、広い面積がありながらも起伏が穏やかで人がやすい環境保全林は貴重な存在であることが共有された。

その上で、環境保全林を保全し且つ活用していくためには厚真町として整合のとれたマスタープラン策定の重要性が指摘されるとともに、都市計画の観点から森林を守るための条例などの制定について検討すべきということも言及している。環境保全林だけで独立して取り組みを進めるのではなく、町全体として森林を守り活用していくという取り組みを推進すべきであるという意見だ。

また、環境保全林と学問や研究を繋げることの可能性についても多数の意見を生んだ。環境保全林やその周辺で、森林や生態系といった自然環境についての研究、さらには次世代にイノベーションを起こす革新的技術等の研究といったことを進めることができれば、様々な良循環を生むことが出来ると考えられる。とりわけ、今回の議論が高まった厚真町の教育的観点としては、環境保全林での学問研究から学習の裾野が広がり、厚真町の幼児から高等教育までより質の高い教育の機会を作ることができる可能性を持つものになるだろう。環境保全林を、そのように次世代のための場所として活用していくことは厚真町の今後の発展のためにも欠かせないものであると考えられる。具体的な活用の方策として、今後も検討していくべきであるだろう。

今回は町内外から環境保全林に関心のある参加者を招集して行った。今後もこのような検討会議のように、町内外の人から意見を聞くことは続けていくべきであると考えられる。特に今回は参加者のほとんどが環境保全林で既に活動が続けてきた、あるいは環境保全林に関心を持つ参加者であったが、今後については環境保全林に行ったことが無い人など多様なレイヤーに話を聞くことも重要である。そのような意見を踏まえることによって、より多様な環境保全林の活用が見えてくるだろう。

V. 具体的な活用方法等提案

環境保全林における森林空間活用のためには、全体統括のためのエリアマネージャーとして管理会社を設立することが望ましいと考えられる。

本章では、管理会社の設立及び管理形態の提案、管理を念頭としたゾーニング等の具体的な活用方法について提案する。

1. エリアマネージャー（管理会社）の役割や体制など

1.1 管理会社の背景と設立目的に関する考察

環境保全林における新たな森林空間活用を行うにあたり、体験プログラム試験実施や検討会議などを通じて、様々な議論を行った。その考察を以下のようにまとめる。

まず、環境保全林における新たな森林空間活用を行うにあたり、その根幹として最も重要となるのが(1)環境保全林活用は誰のための事業となるか (2) 何を目指して環境保全林の活用をするのかの2点である。

(1) 環境保全林の活用は誰のための事業となるか

町の共有財産である環境保全林を所有する、今このとき厚真町に生きるすべての住民のためであることはもちろんのこと、今現在は意見表明ができない100年後に厚真に生まれてくる子ども達のためであることを視野にいれたい。

ネイティブアメリカンの格言に以下のような言葉がある。

「この地球は祖先から継承されたものではなく、子孫から借りているものなのです」

100年後の子ども達を視野に入れることが、いまを生きる我々の行動の指針となるだろう。

(2) 何を目指して環境保全林を活用するのか

我々は環境保全林を100年後の子どもに受け渡すことを目指す。

どのような環境保全林を受け渡すのかには、選択肢が2点あると言えるだろう。

一つは、この森をいまのまま残し受け渡すという方法。そのためには、できる限り人の手を加えずに自然の力に任すのが具体的な方策であると考えられる。

二つ目は、今よりも価値を付加し渡すという方法である。そのためにはチャレンジすべき事項がいくつか出てくるだろう。

今回は二つ目の「価値を付加し受け渡す」ことを目指すものとして考察を行う。そのためには、環境保全林の活用に必要なシステムの構築が適切であると考えられる。

①森の回復力の範囲内での活動

全ての活動は森の回復力の範囲でおこなうこと。これにより100年後も森の持つ自然の力を享受することが可能になる。

②新技術

現代の新技術を取り入れること。例えば、化学的なアプローチを通し、木々が持つ成分を分解活用し循環型の新素材をつくる企業、研究所の誘致などを検討し、環境保全林から未来に向けた課題解決の挑戦を行う。

③昔から引き継がれてきたものの活用

厚真町で脈々と受け継がれてきた土地の歴史、人々の営みを尊重し、新しい技術だけでなく、昔から受け継がれた叡智も活用すること。

④経済システム

①②③を連動させながら力強く進む動力として、現在の経済システムも活用する。

ただし、経済的なベネフィットを目標・目的にし、「100年後の子ども達のため」という大きな循環から外れてしまわないよう、このプロジェクトを動かすための動力として、または道具として活用すること。

⑤余白のデザイン

いま現在の知恵の限界を謙虚に受け入れながら、余白を残すデザインをいれること。これまでの歴史で、経済の発展や生活の向上を目指すあまりに環境破壊が起こったというように、子孫のためにその時代に考え得る最高点を実現することに邁進したとしても、後世がその結果を受けとるときは問題が生じることがある。したがって、その場その時の現場で、軌道修正できる余白を持つことを選択すべきと考える。

この①～⑤のシステムを実現するには、長期的視点に立ち、外部要因に左右されずに歩み続けることが必要となる。そしてそれは、新技術を持つ企業やチーム・個人、

経済システムの活用に卓越した企業やチーム・個人の参加を可能にする基盤となると考えられるだろう。

その実現方法として、以下の提案では民間の力を活用する方法がある。

町の共有財産である環境保全林で、超長期間を見据えた挑戦を生み出していくという強い決意の下で、運営を行う必要がある。そのための一つの可能性として、管理会社として株式会社を設立することで、周辺の状況変化に左右されず、一貫性のある経営を地道に継続していくことが可能となる(※管理形態の詳細については 本章 1.3 管理会社の株主構成と事業領域 参照)。さらに、民間の力を存分に活用するべく、民間もリスクを背負った運営、経営を任せていく形態であることが必要と考えられる。

そして、この取り組みによって出来上がった資産が、最終的(100年後)に未来の子どもたちの元に戻るといった仕組みが望ましい。

さらには、この誰も成し得ていない新たなチャレンジを厚真町環境保全林で実施することが、厚真町全体のプライドをさらに育てることになり、移住を含めて外からの人やお金やモノの流れを創ることになると考えられる。

環境保全林の運営＝「100年後の未来の子どもに贈る仕組みを創る」という新たな挑戦であることそのものが、今を生きる我々の喜びを育てることにも繋がるという循環を目指し、環境保全林活用の検討を進める必要がある。

1.2 管理会社の名前とコンセプトについて

管理会社設立の可能性を検討するにあたり、そのコンセプトに基づく管理会社の名称を検討した。環境保全林を運営する理念や世界観を端的に体现する名称がつくことによって、多くの人と環境保全林がどのような場所であるかのイメージを共有するツールのひとつとなることを想定したものである。

名称案の考案にあたっては、第一回体験プログラム試験実施と第二回体験プログラム試験実施に参加した株式会社 2100 のコピーライターである澁江俊一氏と意見交換し提案を受け、採用した。(※澁江氏提案の詳細については 次章 VI.参考資料—3. 株式会社 2100 澁江俊一氏『厚真町から未来を作る森の会社名における提案』参照)

◇ 株式会社 2100 共同創設者 澁江俊一氏プロフィール

映画会社所属のコピーライターとして数多くの映画ポスターや予告篇を制作。国内大手企業の広告コピーを多数手がけた後、言葉の力を企業の経営や事業にまで活かすため、初期の電通未来創造グループに参画。以来、大手グローバル企業から気鋭のベンチャーまで、様々な領域において企業が目指すべき北極星を言語化したコーポレートビジョンを多数手がける。単なる美しい言葉ではなく、企業の活動をリアルに駆動させる言葉を紡ぐことを信条とする。また新規事業の企画立案も数多く経験し、グッドデザイン賞 BEST100 を 3 度受賞している。カンヌ広告賞、ACC 賞、新聞広告賞、朝日広告賞、読売広告賞、TCC 新人賞他受賞多数。

(参照：株式会社 2100 <https://welcome2100.com/> 24.3.20)

資料 1- 株式会社 2100 澁江氏による名称提案のコンセプト

長期的な時間軸

時間の層の厚い重なりがある厚真町。森の中にも昔から受け継いできたものを思い出す施設や体験に満ちている。その時の流れを感じさせる名前にできないか？

金銭を超える価値

ビジネスを金銭の価値だけで考えない人々がたくさん暮らしている町。流行に乗らず自分の欲望も超えて何か大きな使命感を感じながら生きている彼らの使命感や、彼らなりの幸福感を表現できないか？

未来視点の存在

この森には未来をいつも意識したメッセージがある。未来のために今、何ができるかを考えている人がいる。文字を持たなかったアイヌたちにもあった未来目線を込めた名前にしたい。

未来に贈りたい森にしよう

贈り森

OKURIMORI

ここは人間が大切なものごとを思い出す森。
遠い昔から人間は限りない恵みを
森からいただきながら生きてきた。
お金で交換できない豊かな幸せが、森じゅうに満ちていた。
森と人間が育み合えるいい関係をたくさん集めてつなぎ直して
未来に贈りたい森を、ここからつくろう。

- 名称案『贈り森(おくりもり)』

環境保全林では「100年後の未来の子どもに贈る仕組みを創る」を目指す。これまでも長い時間をかけて育まれてきた環境や歴史といった社会の営みを、自分たちもまた長い時間をかけて育み、その先の世代にギフトとして渡す『贈り森』となっていくのである。

自然環境の保全のみにとどまらず、環境保全林から生まれるシステムや挑戦などの全てが未来に贈るギフトとなるということを表現した。

尚、管理会社の名称として、また環境保全林の愛称としての活用を見越した場合には、厚真町としての商標登録も検討する必要があるだろう。

1.3 管理会社の株主構成と事業領域

環境保全林の管理形態の一つの可能性として、新しい管理会社の設立した場合について検討した。

今回重視した点としては、超長期間を見通した環境保全林の活用を安定して行っていくためにはどのような管理形態にするべきか、という点である。そのために考案したの1つの形態が、出資者(=環境保全林に積極的に関わる意思のある企業や個人)からなる株式会社形式を基本とした先駆的な第3セクターとしての運営である。(※その他の管理運営方法の可能性については、本章 1.4 環境保全林(公有財産)の運営形態参照)

検討結果の要点を以下にまとめる。

- 行政と民間企業が出資する第3セクターとして『株式会社贈り森』(仮称)を設立する。
- 100年後の未来につながる森づくりを担うため、短期的な状況変化に左右されず一貫性のある経営を地道に継続していけるようにする。

そのために株式会社として設立し、厚真町役場含めた出資者が出資金額によらず1個の議決権を持つようにする。そのことで全員が対等に意見を交わし、合意を取りながら運営していく状況が生まれると考える。

- 厚真町役場は厚真町民を代表する立場で株主になる。そして重要事項に関する拒否権がある「黄金株」を保有し、厚真町民の意向に反する経営が行われないようにする。

会社発足時点では、資本金や株主などは最小で発足し、その後増資などを重ねながら経営基盤の強化を進めていく。

- 管理会社は、環境保全林を象徴的かつ中核的なフィールドとしてその管理運営を担うが、それ以外の土地（森林、宅地、農地等）の管理についても、必要に応じて厚真町内において担っていくことも検討する。

取り扱う事業としては不動産会社として、放置森林の管理、空き家管理、宅地開発などを事業領域として検討する。

1.4 環境保全林（公有財産）の運営形態

厚真町の公有財産である環境保全林を最も有効に活用するためには、どのような運営形態が考えられるかいくつかの可能性を検討した。

以下に検討結果をまとめる。

- 環境保全林運営管理を行うにあたり、厚真町から管理会社への契約形態としては以下が選択肢として考えられる。
 - ① 指定管理・・・厚真町から規定された範囲で環境保全林の管理権限を委託する形態
 - ② 管理委託・・・厚真町が管理権限を持ちながら環境保全林の管理を委託する形態
 - ③ 賃貸借・・・厚真町から環境保全林を賃貸借契約する形態
 - ④ 地上権設定・・・厚真町が環境保全林を所有しながらその土地の空間や樹木等の物権について契約する形態
 - ⑤ 現物出資・・・管理会社設立時の資本として厚真町から環境保全林を出資する形態

⑥ 売却・・厚真町から環境保全林を売却する形態

	長期（100年） 契約	立木処分等の経営的 自由度	公益性の確保
① 指定管理	×	×	◎
② 管理委託	△	△	◎
③ 賃貸借	○	△	○
④ 地上権設定	◎	◎	○ ※契約による
⑤ 現物出資	◎	◎	○ ※契約による
⑥ 売却	×	◎	×

※環境保全林は、現在は行政財産の公共用財産であり、賃貸借、地上権設定、出資、売却などを選択する場合には普通財産への用途変更が必要となる。

長期視点での管理運営には、上記の「④地上権設定」長期間(100年)の設定、「⑤現物出資」のいずれか、もしくは組み合わせが最良である可能性が高いと考えられる。

立木の売却を行う場合に公有財産の売却としての手続き（入札等）が必要で、そもそも売却可否について行政の判断が都度必要となるという状況では、試行錯誤を重ねながら森から経済を生み出していくというチャレンジは成り立たない。この観点からも④か⑤は有効な手段と考えられる。

④地上権設定であれば、所有権は厚真町が持っているということになり、厚真町民のための場所であるということからは外れない良さがある。

ただし長期的な運営のためには100年などの長期の契約であることが重要である。契約にあたり議会の議決が必要であり、また契約者の選定にあたっては公募プロポーザルもしくは随意契約が考えられる。この場合には、随意契約とすることを前提とした管理会社の設立ができることが望ましい。全国のDMO等の設立事例などからして、随意契約が可能と考えられる。（※法的には地上権の期間を「永久」とすることも可能。地上権は売却可能なため、第三者への売却に関して契約によってなんらかの制限をつける必要がある。）

⑤現物出資の場合、環境保全林が管理会社の所有物となるため、管理会社の経営的自由度は高くなる一方、厚真町と町民による関与が将来的に難しくなるリスクもある。それを回避するための手段としても、厚真町役場が黄金株を持つようにするなど、出資契約において工夫を行うということが考えられる。所有権が管理会社のものとなるため、現物出資に関する議会の議決があれば、その後の管理者の選定（公募等）は不要となる。

多様な主体が環境保全林を活用する場合、管理会社が所有権をもった上で利用者に地上権等を付与することも考えられる。

2. 用途別のゾーニングについて

ここでは、環境保全林の活用のためのゾーニングとその管理形態について提案する。

環境保全林は管理会社の管理運営の下、様々な利用者によって活用されることが望ましい。事業者による一定期間の活用や、町民をはじめとした人々が自由に立ち入れるような活用を想定し、ゾーニングや管理形態について検討した。

2.1 環境保全林における管理区分（エリア）とゾーニング

環境保全林を「**直接管理エリア**」、「**利用者占有エリア**」、「**共用エリア**」に区分し管理することを検討している。以下に活用例とともに掲載する。（※各エリアのイメージ図の詳細は VI.参考資料-5.陣内雄氏『環境保全林活用のイメージ図』参照）

● 直接管理エリア

このエリアは管理会社への現物出資もしくは地上権設定が考えられる。

直接管理エリアは管理会社が直接運営を行い、環境保全林の核となる新たな活用を試みる。その活用の1つとして、自然環境を活用した新しい技術を研究するラボゾーンや、環境保全林で生まれたプロダクトや厚真町内事業者のサテライト店舗などが集まる商業集積ゾーンが考えられる。

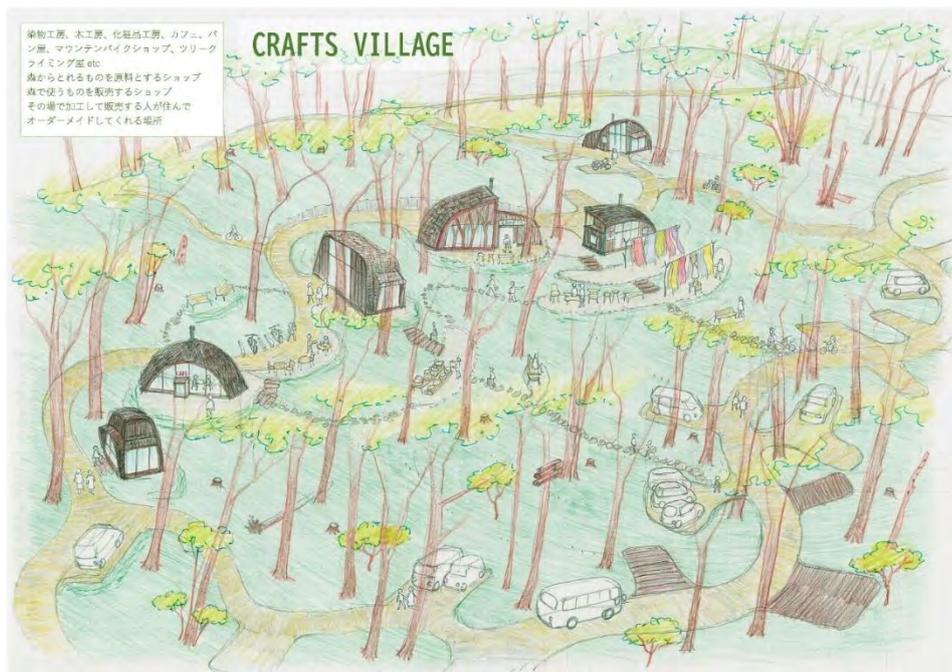
このエリア内での建築物については、管理会社が建築主となり所有した上で、テナント契約をして運営していく。

活用例：

- ・ 大径木育成ゾーン（明治の開拓期の前の森の再生）
- ・ 商業集積ゾーン（宿泊、飲食、チーズ・生ハムなどクラフト系のフード、木工等の工房やショップなど）
- ・ ラボゾーン（自然環境を活用した新しい技術の研究）
- ・ 宅地ゾーン

※宅地ゾーンを設定する場合は、直接管理エリアとした上で管理者が賃貸住宅の建設と運営行うことが考えられる。宅地分譲を事業として行う場合は、環境保全林に外側のエリアで開発を進める。

イメージ図



● **利用者占有エリア**

このエリアは厚真町が所有者であり、管理会社が所有者と利用者の契約（賃貸借、地上権等）をとりまとめ、管理会社は管理手数料を主に収入とする。

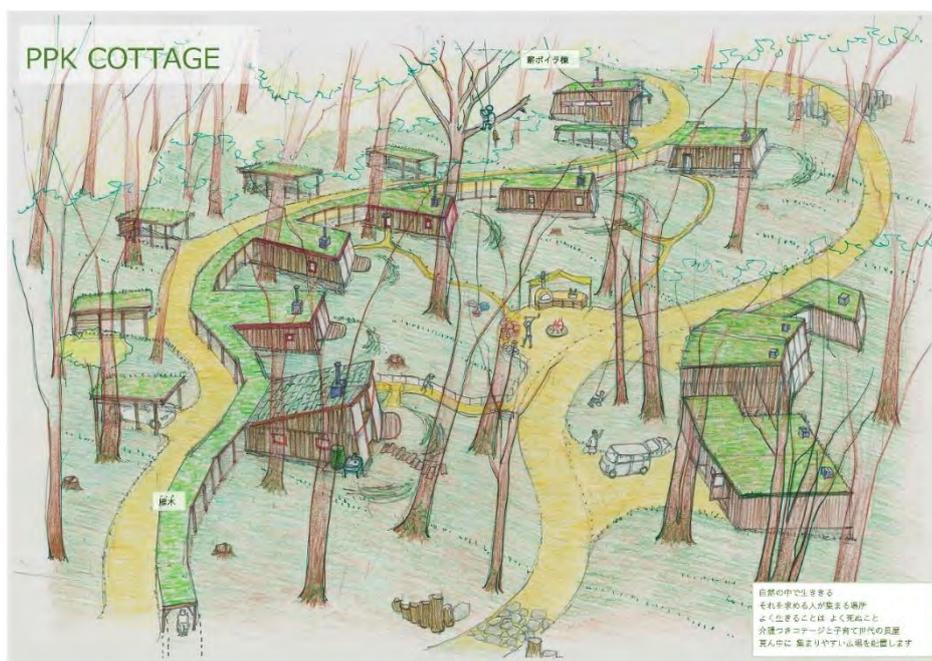
利用者選定にあたっては、2016年から厚真町にて実施しているローカルベンチャースクールの枠組みを活用することも考えられる。

活用例：

馬搬林業、原木しいたけ、薪、炭、樽、養蜂、養鹿、アグロフォレストリーなど

- ・ その他 就労支援、セルロース生産事業、学校事業など
- ・ アイヌ文化保存ゾーン ※アイヌ協会との協議によっては直接管理エリアとすることも考えられる。

イメージ図



● 共用エリア

このエリアは自由に町民が出入りできる公園的な空間や森林内の道、水路などが該当する。これに関して想定される運営形態としては、以下が考えられる。

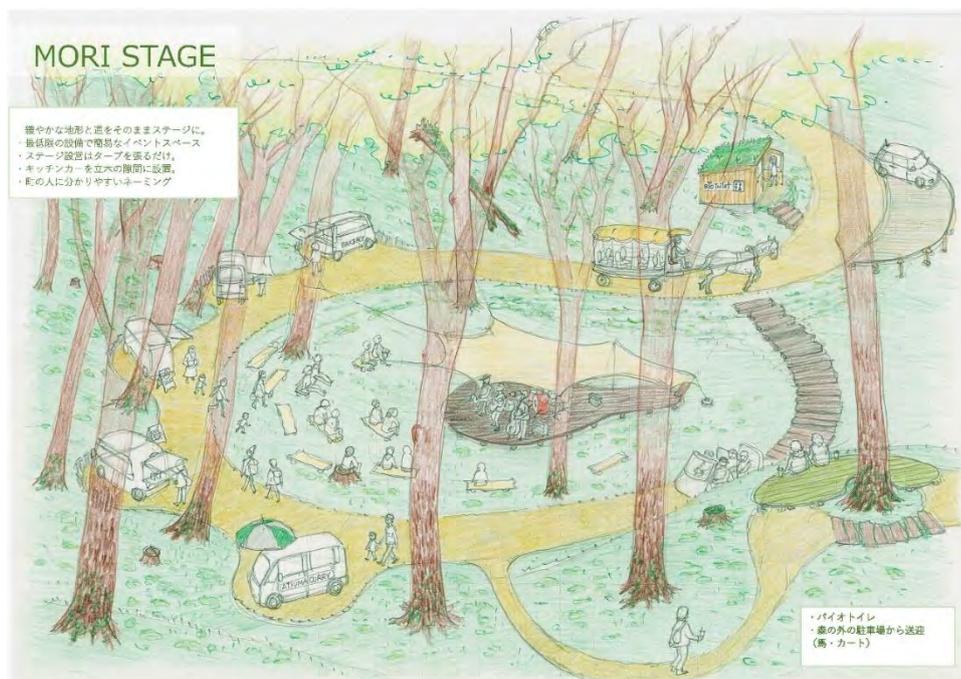
共用エリアの所有者は厚真町であり、その管理やメンテナンスは業務委託等により管理会社が担当する。

現物出資もしくは地上権設定とし、共用エリアとして管理すべきエリアの指定とその管理方法については契約において規定する必要がある。

活用例：

- ・ 町民のための森林公園ゾーン
- ・ 散策道、水路など

イメージ図



尚、管理区分において、現時点の検討で保留となっている事項に関しては、以下に記す。

● **検討事項**

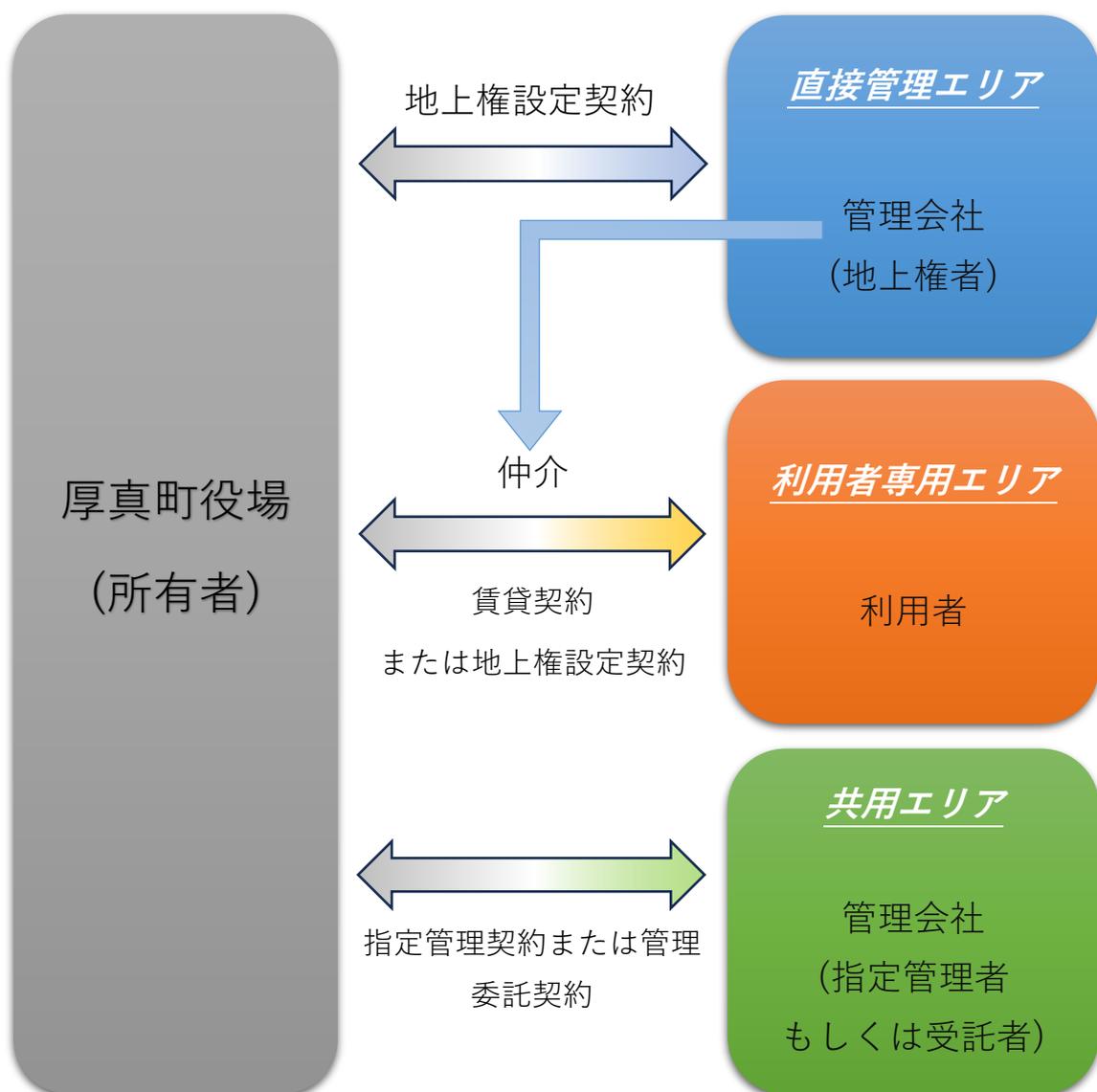
- ・ 現在の石窯広場に関しては、森林公園ゾーンとすることも考えられるが、フォーラムビレッジに近いこと、アクセスがフォーラムビレッジからになることが予想されるため検討の必要がある。
- ・ 既に営業を行っている HOTEL CHUPKI 周辺については、HOTEL CHUPKI 利用者専用エリアとすることも考えられるため当該団体とも協議の上で検討の必要がある。
- ・ 環境保全林の中で、町民のための自由に利用できる場所と集客による市場創造をどう区分し、共存させていくか検討の必要がある。

2.2 管理形態のパターン

以下に、厚真町と管理会社の契約形態毎に検討した各エリアの管理方法をまとめる。

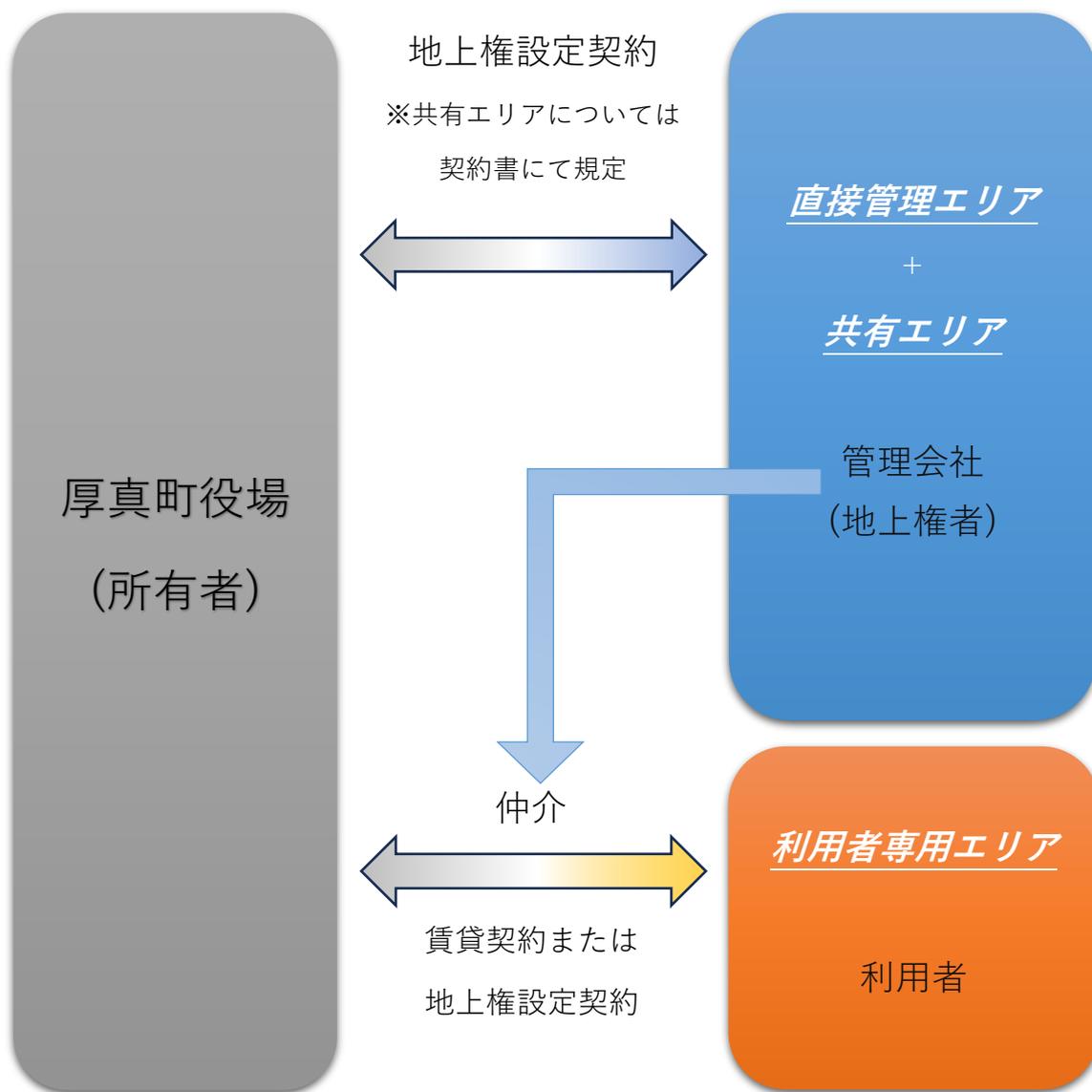
(i) 地上権設定①

- 直接管理エリアにおいては、厚真町と管理会社間で地上権設定契約を結ぶ
- 利用者専用エリアにおいては、厚真町と管理会社が仲介した利用者間で賃貸契約または地上権設定契約を結ぶ
- 共用エリアにおいては、厚真町と管理会社(指定管理者もしくは受託者)間で指定管理契約または管理委託契約を結ぶ



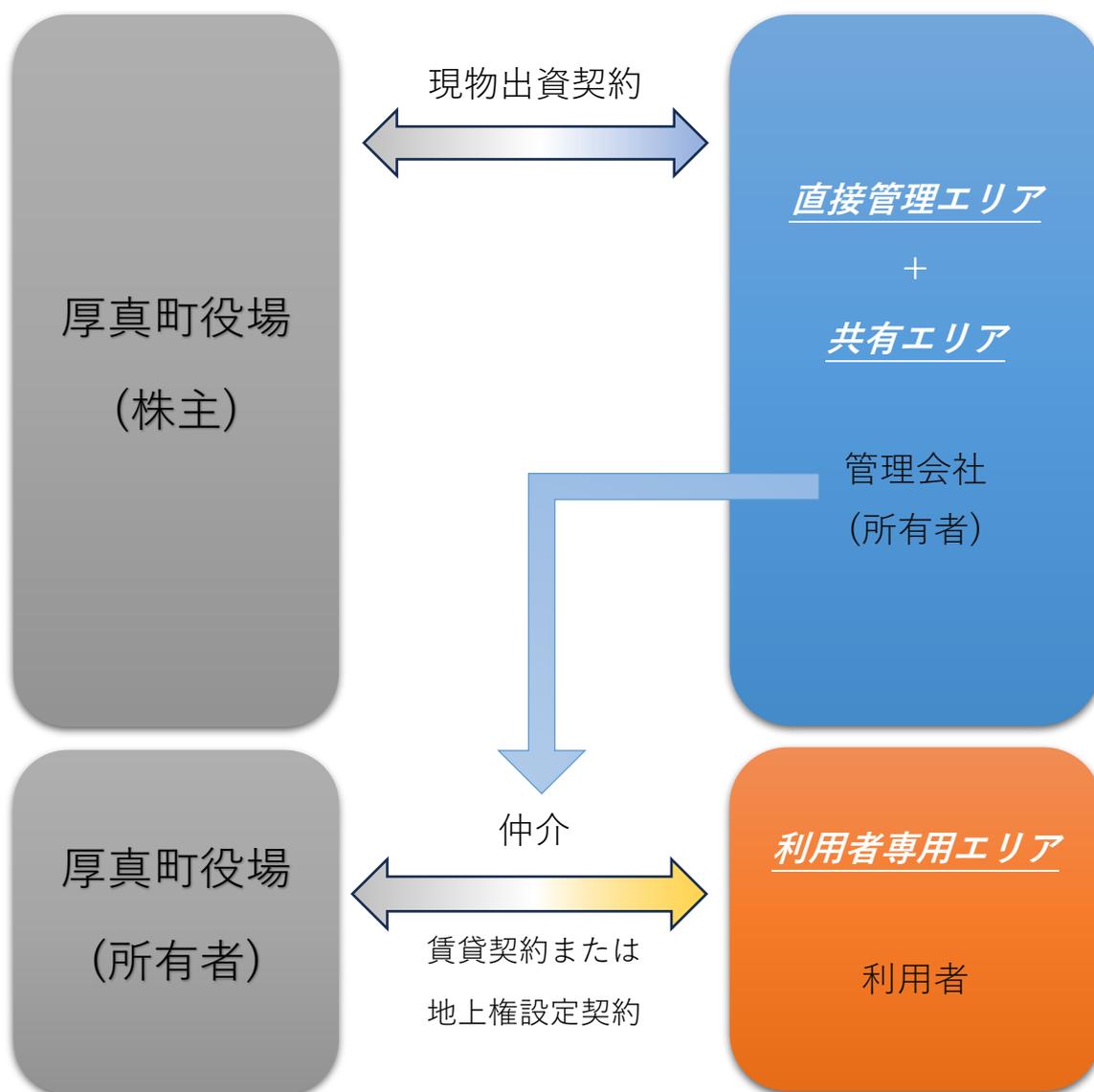
(ii) 地上権設定②

- 直接管理エリアと共有エリアにおいては、厚真町と管理会社間で地上権設定契約を結ぶ
- 利用者専用エリアにおいては、厚真町と管理会社が仲介した利用者間で賃貸契約または地上権設定契約を結ぶ



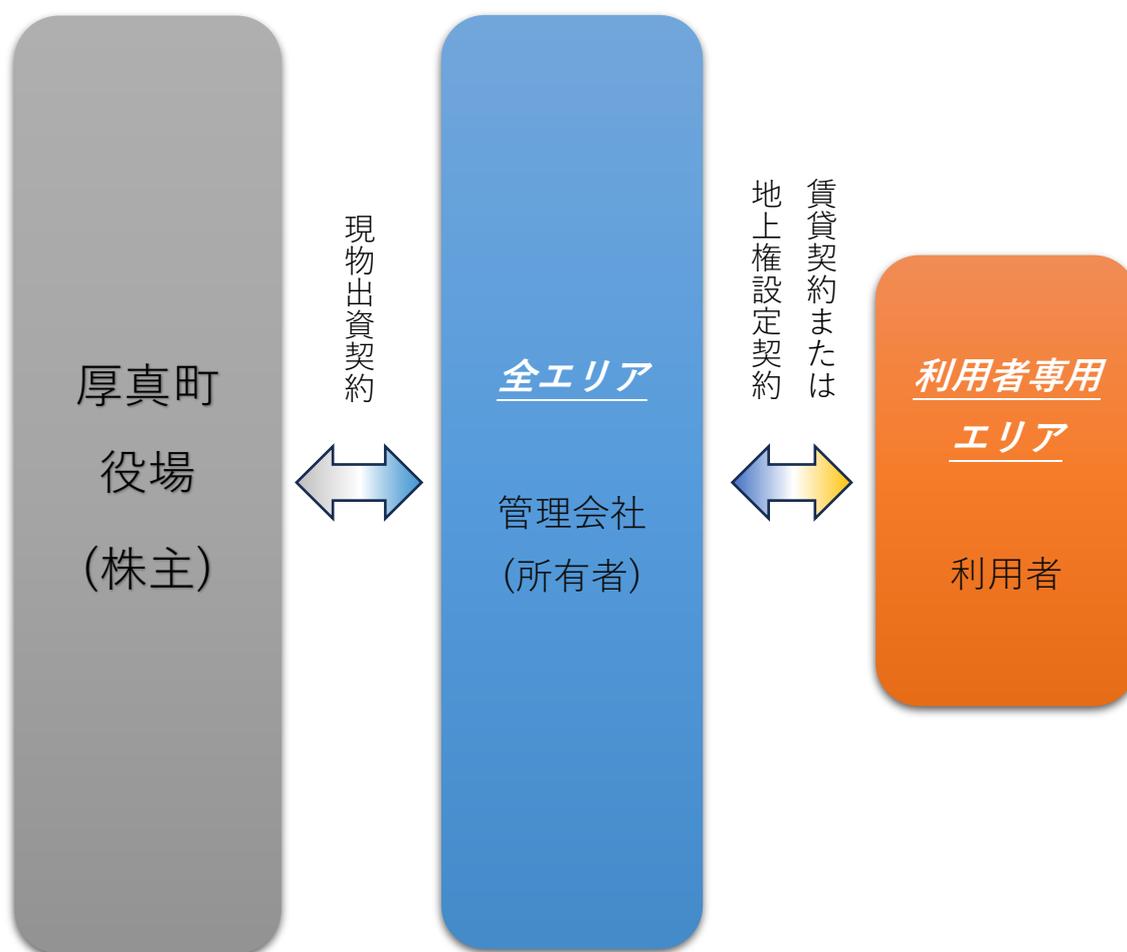
(iii) 現物出資①

- 直接管理エリアと共有エリアにおいては、厚真町が管理会社に該当エリアを現物出資し、管理会社の株主となる契約を結ぶ
- 利用者専用エリアにおいては、厚真町と管理会社が仲介した利用者間で賃貸契約または地上権設定契約を結ぶ



(iv) 現物出資②

- 環境保全林の全エリアにおいて、厚真町が管理会社に現物出資を行い、管理会社の株主となる契約を結ぶ
- 利用者専用エリアにおいて、管理会社と利用者間で貸契約または地上権設定契約を結ぶ



VI. 参考資料

1. 千葉県木更津市 KURKKU FIELDS 視察

2023年10月19日に千葉県木更津市「KURKKU FIELDS」への視察を実施した。

KURKKU FIELDS は千葉県木更津市に位置する「農」と「食」と「アート」が融合した複合施設。木更津市の30haの農場を舞台に、新しい農の可能性を探求しているプロジェクトで、音楽家の小林武史氏が総合プロデュースを務めている。第三回体験プログラム試験実地に参加した藤原徹平氏が全体マスタープラン、地域計画立案サポート、開発設計、ランドスケープデザインの協働、第1期の複数の建築物等のプロジェクトを手掛けた施設のひとつとなっている。

自然環境と広大な土地を利用し、様々な事業を展開する施設を持ちながらも一つの複合施設として内包させる手法は先行事例と言える。設立コンセプトや運営管理方法等について環境保全林の将来像となる可能性を探るため、今回の視察を実施した。

以下にその視察の記録をまとめる。

【実施日程】

2023年10月19日(木)

【参加者】

厚真町産業経済課主幹 宮久史氏

厚真町産業経済課主幹 渡辺洋平氏

株式会社エーゼログループ 枚大介

株式会社エーゼログループ 佐藤道明

株式会社エーゼログループ 小倉文香

他 株式会社エーゼログループスタッフ、関係企業スタッフ

【施設案内】

株式会社フジワラテッペイアーキテクトラボ 藤原徹平氏

株式会社フジワラテッペイアーキテクトラボ 稲田玲菜氏

【KURKKU FILDS とは】

● コンセプト

千葉県木更津市にある広さ 30 ヘクタールのクルックフィールズは、どこから楽しんでも、それらすべてがひとつの環（わ）でつながっていることを実感できます。

太陽を浴びた土を耕し、その畑でできた野菜やハーブはダイニングやベーカリーに運ばれ、畑の恵みから作る天然酵母によりふんわり膨らんだ小麦の生地の上で出来立てのチーズやシャルキュトリーとともに、おいしいハーモニーを奏でます。

排水は微生物や植物の力を借りたバイオジオフィルターで浄化され、場内の活動で出たごみや生き物の排泄物は堆肥となり資源として他の生物たちともつながって森を作る。そしてアートはミクロの世界から宇宙までも感じさせながら意思と意匠によって奇跡的なこの循環を讃えます。

木更津という自然豊かな場所にできたこのさまざまなフィールドは、こうして幾重にも折重なり、うつくしいハーモニーを響かせています。

クルックフィールズへ来て感じてみてください。

豊かないのちの手触りを。

未来へとつながっていくサステナブルな力を。

(参照 KURKKU FILDS <https://kurkkufields.jp/concept/> 24.3.15)

● 店舗施設概要

・ DINING

ダイニングでは園内で育てられている有機野菜やハーブ、シャルキュトリーや平飼いで育てられた鶏の卵、酪農場の作りたてのチーズなど、新鮮な食材をふんだんに使ったメニューを提供。クルックフィールズの風景の中で、季節の味をお楽しみいただけます。

・ Lanka

農場で採れた黄金色の小麦をゆっくりと臼で挽いていくと、小麦本来の香りが広がっていきます。ランカは小麦がのびのびと育つ環境への感謝、そして種まきから収穫まで、時間をかけて実らせてくれた農業チームへの感謝を、パンという形でつないでいくベーカリーです。

・ CHARCUTERIE

シャルキュトリーではソーセージやハムなどの加工から販売までを場内で行っています。猪や豚、鹿の肉と農場で採れた四季折々の野菜やハーブをたっぷり使ったラインナップは、まさに農場ならではの濃厚でジューシーな味わいが後を引くおいしさです。

・ CHIFFON

すり鉢状に広がるクルックフィールズの丘の上にシフォンはあります。農場の新鮮な卵とミルクを使い1つ1つていねいに焼き上げていきます。時にパティシエたちが牛や鶏の世話をしながら素材を五感で感じ、ここでしか作れない最高のスイーツを届けます。

・ MILK STAND

牛のエサやりから搾乳まで。日々寄り添うからこそわかるミルクの品質。そのおいしさを直接お客様に届けるためのミルクスタンドです。ミルクはもちろんソフトクリームやチーズなど、さまざまな風味をお楽しみください。

・ perus

宿泊施設「cocoon」併設の「perus（ペルス）」は丘の上からクルックフィールズを眺めることのできる最高のロケーション。カウンターとテラスがあり、昼は宿泊者以外の方にも気軽にシェフの料理を、そして夜は宿泊者限定のコース料理を楽しめます。

・ cocoon

能動的に楽しむ体験と思考する時間を新たな喜びに。高台に位置する宿泊施設 cocoon は、繭の形をした6棟の小さい客室と1棟の少し大きい客室、そしてキッチンラウンジ、レストラン、サウナが点在し、宿泊客をゆるやかにつないでいきます。

・ TINY HOUSE VILLEGE

自然や人のつながりを大切にシンプルな暮らしを営むための居住空間「タイニーハウスビレッジ」なら、グランピングとはまたひと味違った宿泊を楽しめます。シャワーのあるスペースも併設。BBQ や焚き火、星空観察など、魅力が満載です。

【視察の様子】



藤原氏による解説を受け視察を行った



景観を融合したアートが点在する



行政規格に適応した道路が設定されている



地域の粘土を利用した左官による建築物



デザイナー皆川明氏が手掛ける宿泊利用者専用の共有キッチン



メンバーシップ登録者、施設スタッフが利用できる地中図書館



竹材を利用して作られた大型ブランコ



ブラウンスイス等を飼育する牛舎



畜舎でヤギの飼育もおこなっている



メンバーシップ登録者、宿泊利用者のみが利用できる畑エリア



昆虫の住処となるオブジェクトが設置されている



スタッフ用の宿舎

2. 株式会社 2100 澁江俊一氏 『現地で感じた厚真の森のポテンシャル』

第一回体験プログラム試行に参加したコピーライターで株式会社 2100 澁江俊一氏が、体験プログラム試行での経験を踏まえて作成。

厚真町の森や歴史を体感したことで見出した厚真町のポテンシャル、さらにはそれらをどのような言葉で表現していくかという案をまとめたものである。



現地で感じた厚真の森のポテンシャル

2023年8月 澁江俊一



長い長い時間の層が、 厚く重なる厚真の森。

近くにある樽前山や、
遠く北朝鮮の白頭山の火山灰が降り積もることで
地中に重なる時間の層に確かな目盛りが刻まれた。

そのおかげで
開拓民やアイヌの人々、はるか昔の縄文人が
どんな環境でどんな生き方をしていたか、
現在を生きる私たちでも
時を超えて想像することができる。

そんな稀有な地層を持つ厚真の森は
100年前、1000年前、10,000年前とつながる
「時の厚み」に出会うことのできる森なのだ。

遠い過去を生きた人とのつながりを感じながら
私たちがずっと先の未来のために
今なにができるかを考え、語りあい
新しい意志を芽生えさせるにふさわしい森なのだ。

【コンテンツ例】 地層のポスター／歴史を語る森ガイド



縄文人の豊かさ。 アイヌの幸せ。開拓民の夢。 長い時間軸に包まれて未来を探る。

縄文の人がこの場所で
どんなふうに豊かに暮らしたか。
アイヌの人がこの場所で
何を幸せだと感じていたか。
開拓民の人がこの場所で
何を夢見て苦勞を乗り越えたか。

厚く積み重なる地層に潜るように
様々な時間に触れられる体験がいくつもある森。

そこで出会ってほしいのは「未来のための意識と行動」。
大切なものを取り尽くさない。
自分だけがよければいいと考えない。
人間も自然の一部だと考える。
そんな気づきを大切にしながら
これからの生活やビジネスの形を語り合ってみよう。

【コンテンツ例】 土器に触れる体験／アイヌガイドの森散歩／「開拓民家」宿泊



山の道と海の道が、 厚真の森に集めた異文化。

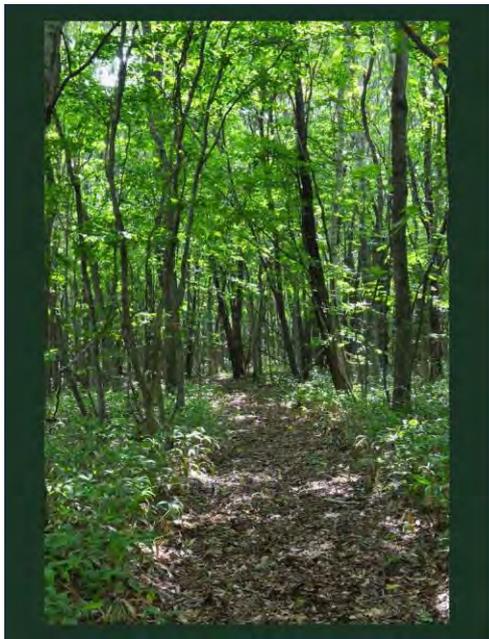
厚真にある遺跡の出土品を見ると、
様々な文化との盛んな交流があったことがわかる。

山を越えて富良野から
キラキラ輝く石英入りの土器が運ばれていたり、
海からは平安から鎌倉にかけて鏡や刀が運ばれた。

海の交易を可能にしていたのは
厚真川の河口が本州から来やすい場所だったことと
厚真にたくさん棲んでいた鹿の角や皮を
武士たちが求めていたからだと言われている。
つまり森がくれた恵みをもとに
遥か遠い地から見たことのないものを
たくさん集めるチカラがあったということ。

この歴史の中に、未来をつくる
大きなヒントがあるのではないだろうか。

【コンテンツ例】 遺跡調査レクチャー／山の道&海の遺体験



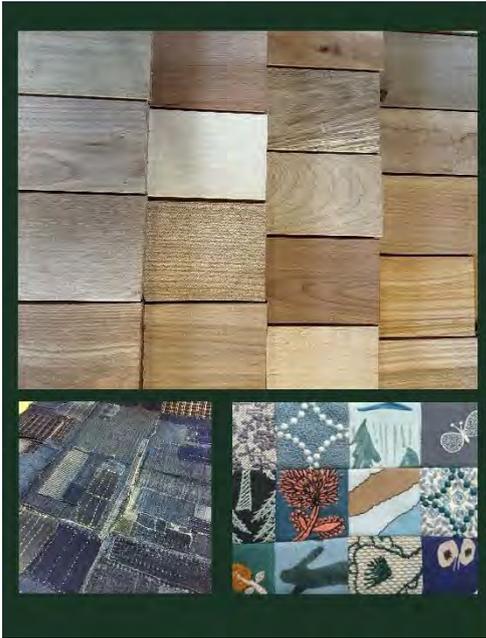
厚真の自然と人がつくった、 他にない心地よさをくれる森。

どこまでもなだらかに広がる
厚真の森の中に入ってみると
適度な起伏があって、
歩くのが楽しいことに気づくはず。
寒い冬でも雪が少ないため
北海道の森を覆い尽くす笹やぶが、
この森にはとても少なく見通しがいいから、
ただのんびりとそこで過ごすのも本当に気持ちいい。
そして木が太すぎず密度も高くないので
森の中に陽が差し込み、いつも明るい。

長い時間を超えて豊かな自然に感謝しながら
適度に木を使い、森を守って暮らしてきた先人たち。
彼らがいた森はきっと、こんなふうに
心地いい安心できる場所だった。

これから我々はどうやって
人間と森の良い関係をつくれるか。
この森で考えればきつとうまくいく。

【コンテンツ例】 森の中の馬搬体験／トレイルランやMTB／森ヨガ／森の焚火トーク



多様なものの組み合わせには、 これからの美しさがある。

様々な模様や生地をうまく貼り合わせて
ひとつの布にしていくパッチワーク。
ファッションではすでに確立されたジャンルだ。
もともとは限られた手元の布を貼り合わせて
大切に使い続ける「裂き織り」や「襦袢」にもつながる
昔ながらの日本の価値観が生み出す美しさだ。

おなじようなやり方が木でも価値になるはず。
一つの木に統一するのではなく
森にある様々な樹種で組み合わせたフローリングや
おなじ形でありながらすべてが違う木でできた
手触りの違いを楽しめる箸やカトラリーなど、
不揃いでランダムで違いがたくさんあるからこそ
尊く楽しくて美しいという価値観につながる。
それこそが森がくれる恵みを次世代に繋ぐ
持続可能なルールの第一歩になるはずだ。

【コンテンツ例】広葉樹を活かす新林業ルール／組み合わせを価値にした家具や木工品



森がくれる「今あるもの」で、 「未だない」波を生み出す。

厚真の森にはいくつもの樹種の木々や
生き物がくらす豊かな自然がある。
そこに集まるたくさんの個性的な人がいる。

そんな場所でそんな人たちが
知恵を集めて未来のために語り合えば
きっと未来のための持続可能な
新しい「やり方」が見えてくる。

キーワードは
「今あるもので、未だないをつくる」。

大量生産大量消費のやり方を変えるために
今あるものをうまく使いながら
未だない新しい価値をつくっていく。
森での気づきを生かしながら
新しい波をここから次々とつくることで
きっと未来を変えていけると信じていたい。

【コンテンツ例】ドイツ森林管理官的な森林管理職／森小屋ビジネスショールーム

3. 株式会社 2100 澁江俊一氏『厚真町から未来を作る森の会社名における提案』

第一回体験プログラム試行に続けて、第二回体験プログラムに参加したコピーライターで株式会社 2100 の澁江俊一氏が体験プログラム試行での経験やワークショップにおける議論を踏まえて作成。

厚真町環境保全林の全体を統括して運営する会社を設立するという仮説を立て、その会社の名称、さらには厚真町環境保全林の愛称となり得るような名称案を考案した。



厚真町から未来をつくる森の会社名

2024.2.1

意志をどう込めるか？

時を超えても変わらない意志を込めた
覚えやすく呼びたくなる名前にする。

名前に込めたいストーリー

長期的な時間軸

時間の層の厚い重なりがある厚真町。森の中にも昔から受け継いできたものを思い出す施設や体験に満ちている。その時の流れを感じさせる名前にできないか？

金銭を超える価値

ビジネスを金銭の価値だけで考えない人々がたくさん暮らしている町。流行に乗らず自分の欲望も超えて何か大きな使命感を感じながら生きている彼らの使命感や、彼らなりの幸福感を表現できないか？

未来視点の存在

この森には未来をいつも意識したメッセージがある。未来のために今、何ができるかを考えている人がいる。文字を持たなかったアイヌたちにもあった未来目線を込めた名前にしたい。

おすすめの案

贈り森

OKURIMORI

未来に贈りたい森にしよう

贈り森

OKURIMORI

ここは人間が大切なものごとを思い出す森。
遠い昔から人間は限りない恵みを
森からいただきながら生きてきた。
お金で交換できない豊かな幸せが、森じゅうに満ちていた。
森と人間が育み合えるいい関係をたくさん集めてつなぎ直して
未来に贈りたい森を、ここからつくろう。

真の森

SHIN NO MORI

つなぎなおす森

4. 株式会社エーゼログループ道端慶一郎 『環境保全林植生調査報告』

2023年9月14日から16日の3日間にかけて、環境保全林での植生調査を実施した。環境保全林の活用を見据え、環境保全林散策路周辺の有用植物を中心に調査したものである。

環境保全林植物調査

1. 調査目的

植物資源を活用した森林ベンチャーが成立する可能性の基礎データ及びエリアのゾーニングの基礎資料とすることを目的に、環境保全林内の植物調査を行い、有用植物を中心に主要な植物をルート別に抽出した。

2. 現地調査概要

調査日程	2023年9月13(下見のみ) 2023年9月14日～16日(現地調査)
調査員	・道端慶太郎(株式会社エーゼログループ 事業開発担当) ・小倉文香(株式会社エーゼログループ たねラボ所属)
今回の調査の妥当性に対する調査員の所有資格など	・道端慶太郎 (日本各地での自然環境調査歴13年/生物分類技能検定2級・植物) ・小倉文香 (株式会社エーゼログループ所属、NPO あつま森林むすびの会会員)

調査風景



3. 現地調査結果

現地調査ルートを図1に、ルート別の確認種リストを表1に示した。

(表内の数字は、各ルート内部でより細分化したルート別にデータをとっているため、細分化されたルートでの出現の合計数である。定量的な比較とはならないものの、数字が大きいほど、そのルート内にて「確認が多い」という目安にはなると思われる。)

調査範囲全体	ミズナラ、ホオノキ、コブシ、イタヤカエデなどを主体とする落葉広葉樹林で、これらは各地に見られ、数も多い。林床のほとんどはクマイザサ（要確認）に覆われる。 また、数は多くはないものの、ハルニレ、ハリギリなど、北海道南部を特徴づける大径木も散見される。
谷底部	傾斜の下部から谷底部、沢沿いなどの湿潤な地域では、カツラ、サワグルミ、ハンノキなどの湿潤環境を好む樹木が特徴的である。
林縁部	道路沿いなどの林縁部、伐採跡地では、シラカバやミズナラの稚樹が育ち、サルナシ、ヤマブドウなどのつる植物、タラノキやヌルデ、オニグルミなどの先駆的な植物が見られる。

4. 現地調査で確認された主な有用植物

	<p>オニグルミ</p> <p>日本自生のクルミとして、食用などに利用される。</p> <p>調査地では、主に林縁部に見られた。</p>
	<p>カツラ</p> <p>落葉すると、甘く香ばしい香りがする。</p> <p>大径木になり、材などを利用されるほか、シンボルツリーとして。</p> <p>調査範囲内では、主に谷底の湿潤なエリアに見られた。</p>



クマイザサ
(種名については、様々な論文があり検討中であるが、クマザサの仲間)

クマザサの仲間であり、「健康茶」の原料として。

調査範囲内の林床には各地に広く見られる。





サルナシ

「キウイフルーツ」の近縁種であり、実は美味で人気がある。

調査範囲内の林縁部を中心に各地に見られる。



サンショウ

スパイスとして用いられる。

調査範囲内では 1 ヶ所のみで確認された。



タラノキ

新芽を山菜として食用にされる。

調査範囲内では、明るい林縁部を中心に確認された。

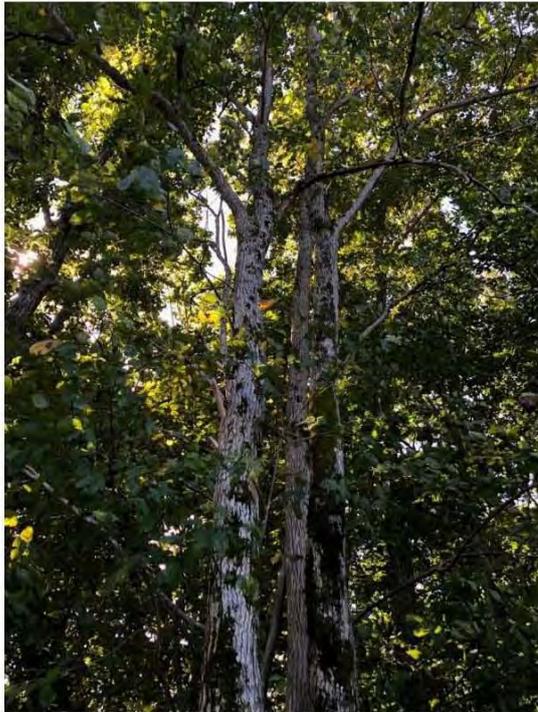


ハリギリ

大径木になり、材などを利用される。

樹形もまっすぐで美しい。

調査範囲内では、密度は高くないものの、各地で散見された。



ハルニレ

大径木になり、材などを利用される。

樹皮も美しく、シンボルツリーとして。

調査範囲内では、密度は高くないものの、散見された。



ミズナラ

材などを利用される。

調査範囲内では、最も多い樹木の1つ。

キクイムシの被害もない。



ヤマグワ（クワ）

「健康茶」の原料として最近人気。

調査範囲内では、各地に広く見られる。



ヤマブドウ

「野生のブドウ」として食することができる。ワインなどの開発も。

調査範囲内の林縁部を中心に各地に見られる。

图 1

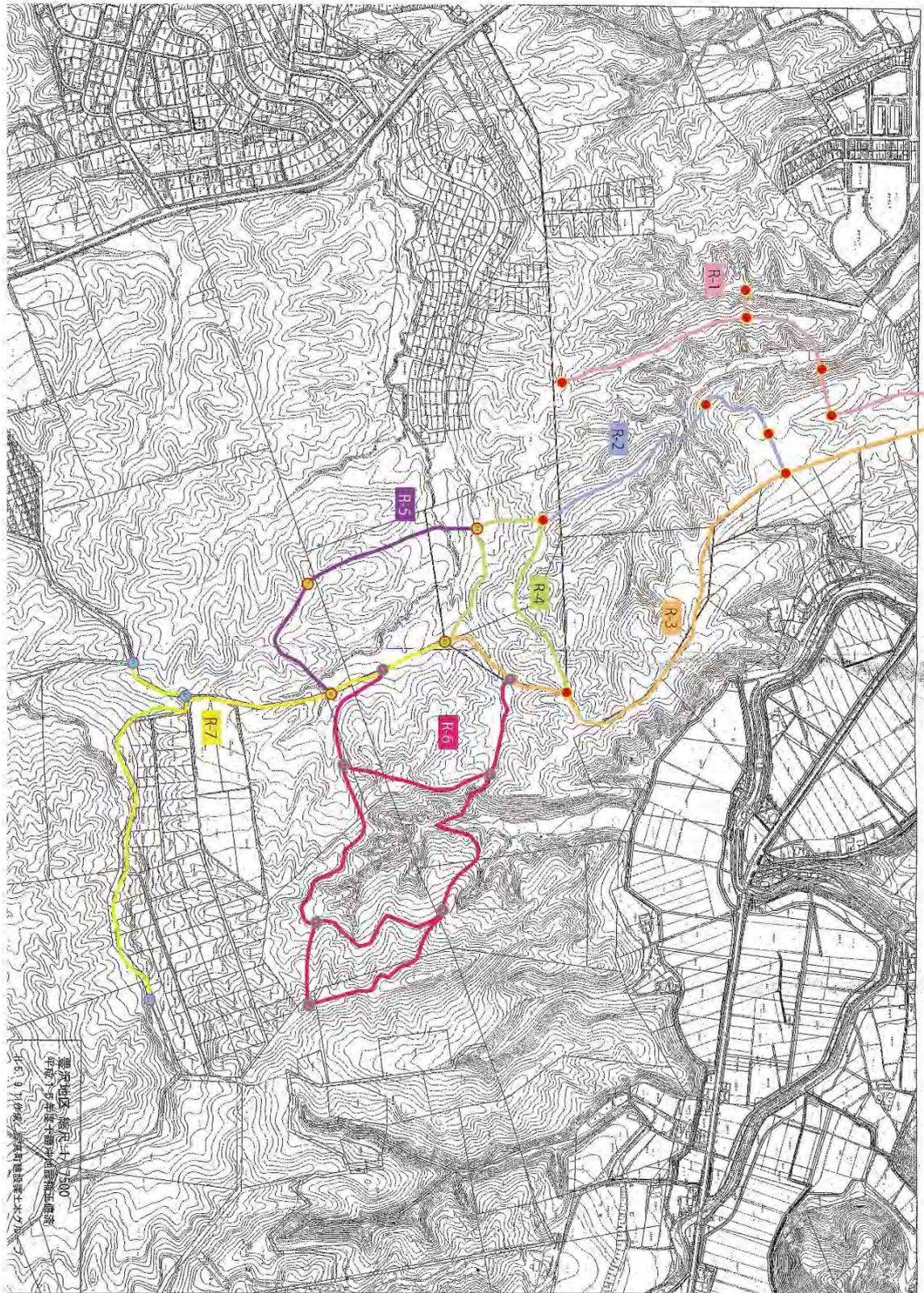


表1

No.	科和名	和名	MEMO	学名	R-1	R-2	R-3	R-4	R-5	R-6	R-7
1	マツ科	カラマツ		<i>Larix kaempferi</i>	3	2			2	1	1
2	モクレン科	コブシ		<i>Magnolia kobus</i>	3	2	4	3	1	2	2
3		ホオノキ		<i>Magnolia obovata</i>	6	3	2	2	1	3	2
4	イネ科	クマイザサ	再確認	<i>Sasa senanensis</i>			1			1	1
5	メギ科	メギ	要再確認	<i>Berberis thunbergii</i>	1	1					
6	ボタン科	ヤマシャクヤク	確認!どちらか	<i>Paeonia japonica</i>				1			
7		シャクヤク	確認!どちらか	<i>Paeonia lactiflora</i> var. <i>trichocarpa</i>						1	
8	カツラ科	カツラ		<i>Cercidiphyllum japonicum</i>			2			1	
9	ブドウ科	ヤマブドウ		<i>Vitis coignetiae</i>	4	3	1	1	2	1	2
10	マメ科	ヤマハギ	再確認	<i>Lespedeza bicolor</i> var. <i>bicolor</i>			1				1
11		イヌエンジュ		<i>Maackia amurensis</i>			1		1		
12		ヤブツルアズキ	再確認	<i>Vigna angularis</i> var. <i>nipponensis</i>			1				
13	ニレ科	ハルニレ		<i>Ulmus davidiana</i> var. <i>japonica</i>	1	1	1	1	1		
14	クワ科	ヤマグワ	クワ	<i>Morus australis</i>	4	1	4		1	1	1
16	バラ科	オオヤマザクラ		<i>Cerasus sargentii</i> var. <i>sargentii</i>	1	1	2	1			
17		ホザキシモツケ		<i>Spiraea salicifolia</i>					1		
18	ブナ科	ミズナラ		<i>Quercus crispula</i> var. <i>crispula</i>	5	3	6	3	2	8	2
19		カシワ		<i>Quercus dentata</i>					1		
20		コナラ		<i>Quercus serrata</i> ssp. <i>serrata</i> var. <i>serrata</i>	4	3	4	2	2	1	2
21	クルミ科	オニグルミ		<i>Juglans mandshurica</i> var. <i>sachalinensis</i>	1	1	2		1	1	1
22		サワグルミ		<i>Pterocarya rhoifolia</i>	1					1	
23	カバノキ科	ハンノキ		<i>Alnus japonica</i>	1		1				1
24		ウダイカンバ		<i>Betula maximowicziana</i>	1						
25		シラカンバ	シラカバ	<i>Betula platyphylla</i>			2	2		2	2
26		サワシバ		<i>Carpinus cordata</i> var. <i>cordata</i>	6	3	5	3	2		1
27	ニシキギ科	ソルウメモドキ		<i>Celastrus orbiculatus</i> var. <i>orbiculatus</i>							1
28		オオツリバナ	再確認	<i>Euonymus alatus</i>			1				
29	ウルシ科	ヌルデ		<i>Rhus javanica</i> var. <i>chinensis</i>							3
30		ヤマウルシ	再確認	<i>Toxicodendron trichocarpum</i>	1	1					
31	ムクロジ科	オオモミジ		<i>Acer amoenum</i> var. <i>amoenum</i>	2	1	2	1			
32		ヤマモミジ	再確認 (イロハモミジ)	<i>Acer amoenum</i> var. <i>mitsumatae</i>	1		1	1	1		
33		クロビイタヤ		<i>Acer mizabeli</i>	1	1					
34		イタヤカエデ (広義)		<i>Acer pictum</i>	4	2	5	2	2	3	1
35	ミカン科	サンショウ		<i>Zanthoxylum piperitum</i>							1
36	アオイ科	シナノキ		<i>Filia japonica</i> var. <i>japonica</i>	3	1					
37		オオバボダイジュ		<i>Filia maximowicziana</i> var. <i>maximowicziana</i>	4	3		1			
38	ミズキ科	ミズキ		<i>Cornus controversa</i> var. <i>controversa</i>	1						
39	アジサイ科	ツルアジサイ		<i>Galpytranthe petiolaris</i>	1					2	
40		ノリウツギ		<i>Heteromalla paniculata</i>			1			1	
41		エゾアジサイ	再確認	<i>Hortensia cuspidata</i>				1			
42	エゴノキ科	ハクウンボク		<i>Styrax obessia</i>	1	1		1		1	
43	マタタビ科	サルナシ		<i>Actinidia arguta</i> var. <i>arguta</i>	3	2	3		1	1	
44	モクセイ科	ハシドイ		<i>Syringa reticulata</i> var. <i>reticulata</i>	2	1	2	1	1		
45	ウロギ科	タラノキ		<i>Aralia elata</i>			3				2
46		ハリギリ		<i>Kalopanax septemlobus</i> ssp. <i>septemlobus</i>	2	2	1	1	1	1	1
47	ガマズミ科	ガマズミ	再確認	<i>Viburnum dilatatum</i>				1			

5. 陣内雄氏『環境保全林活用のイメージ図』

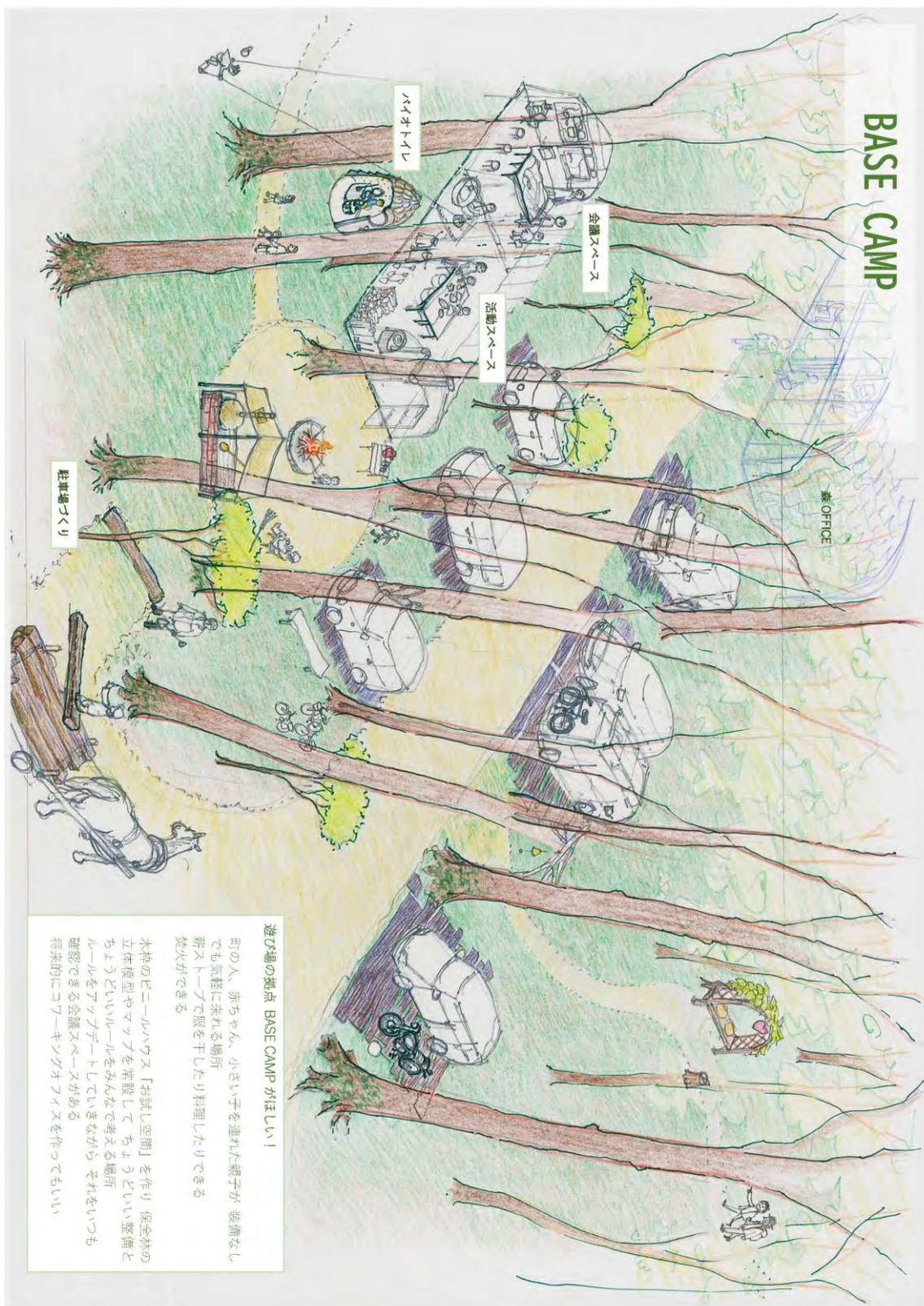
環境保全林活用に関する町民へのヒアリングや検討会議での意見等を基に、北海道余市町でのタイニーハウス建築などをはじめフォレストクリエイターとして道内で活躍する陣内雄氏による環境保全林活用のイメージ図を作成した。

環境保全林をエリア区分にある「直接管理エリア」「利用者占有エリア」「共用エリア」を設定し、具体的な活用事例を想定したものである。

また、陣内氏によるイメージ図作成は全体として以下の点に留意して作成されている。

- ・ 山を保全しつつ全体をカバーできる多目的な道の整備が必要
- ・ 木を残すために道幅をコンパクトにし、尾根筋の道と谷川の道を一方通行で循環させる
- ・ 施設は、インフラをコンパクトにするためなるべく集約する
- ・ 道には、薪ボイラー温水パイプ、電気、水道、光ファイバーを通すことを検討する
- ・ 施設はすべて冬の日射を十分入れる配置する
- ・ 景観に配慮して、屋根に丸みをつけている
- ・ 建物への倒木にも耐える構造にするため、庇はほとんどつけない
- ・ クマ対策のため、移動は車を前提とする。そのため駐車場が必要となる
- ・ クマ対策のため、居住区まわりはササをしっかりと刈込み、保全すべきエリアはササを残して、ウグイスなどの営巣ができるようにする

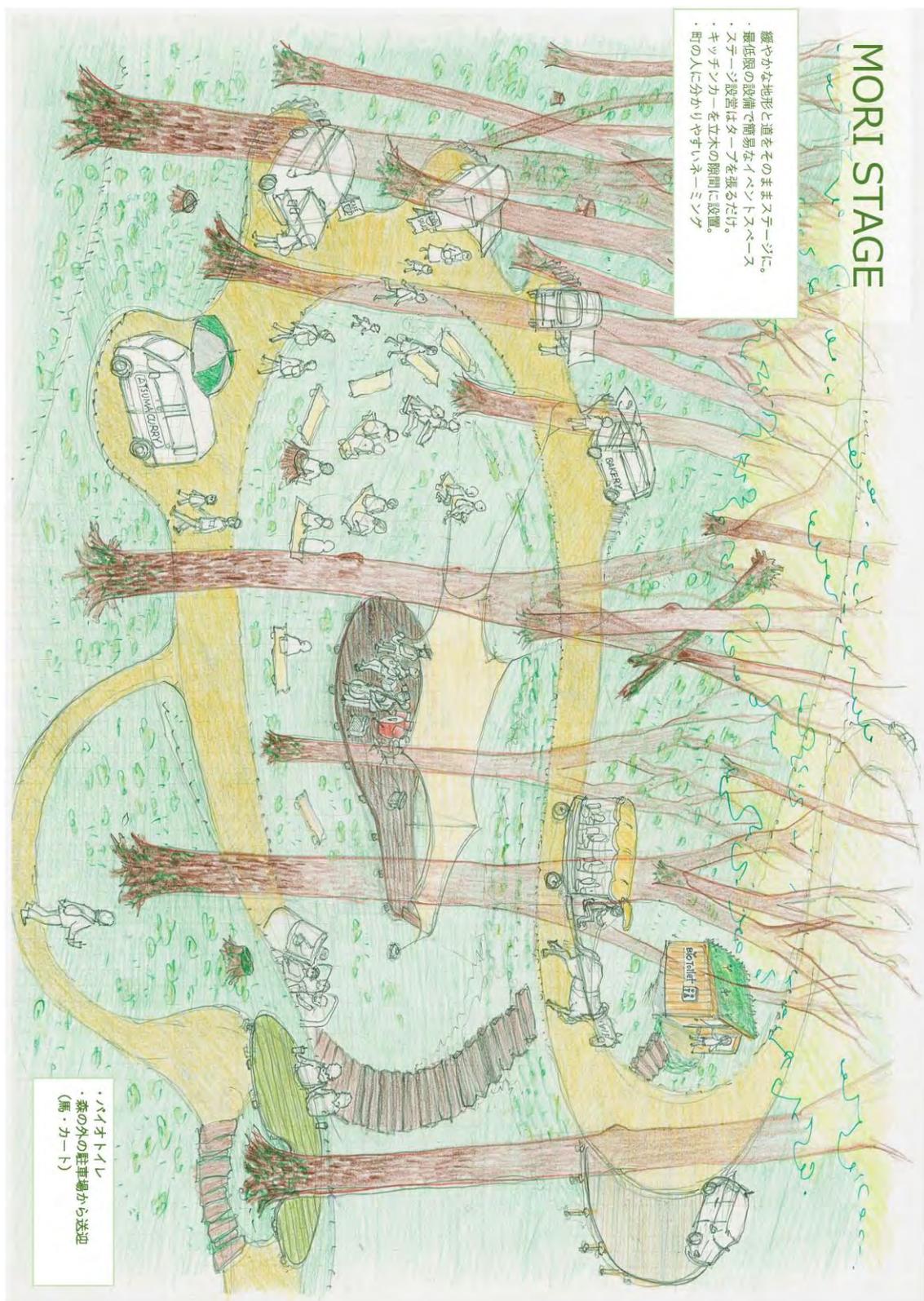
「共用エリア」想定 (森林公園ゾーン)



遊び場の拠点 BASE CAMP がほしい！
 町の人、赤ちゃん、小さい子連れれた親子が 装備なしでも気軽に来れる場所
 薪ストーブで服を干したり料理したりできる
 焚火ができる

木枠のビニールハウス「お試し空間」を作り 保全林の立体模型やマップを常設して ちようどいい整備とちようどいいルールをみんなで作る場所
 ルールをアプリでスタートしていきながら それをいつも確認できる会議スペースがある
 将来的にコワーキングスペースを作ってもいい

「共用エリア」想定（森林公園ゾーン）

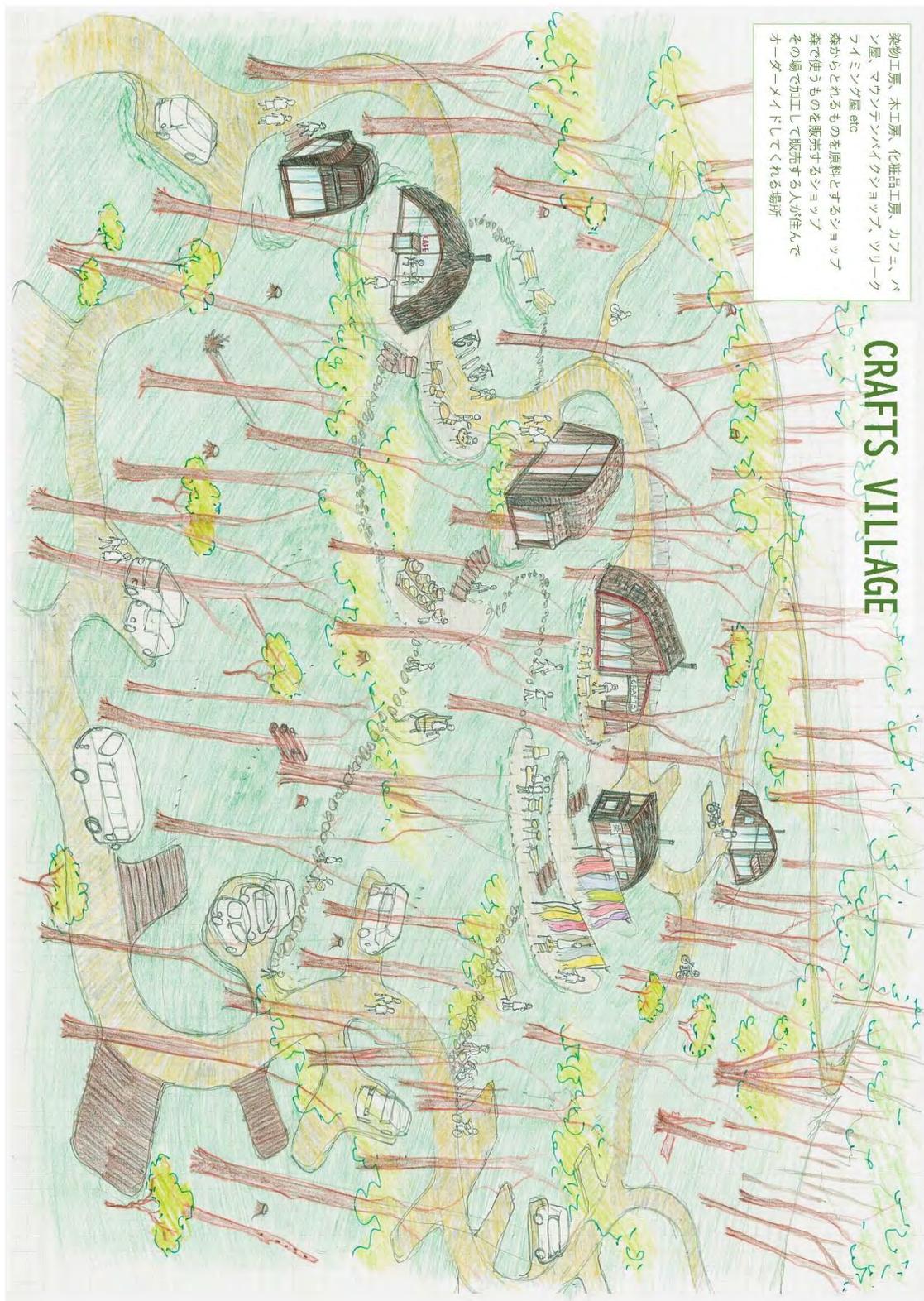


MORI STAGE

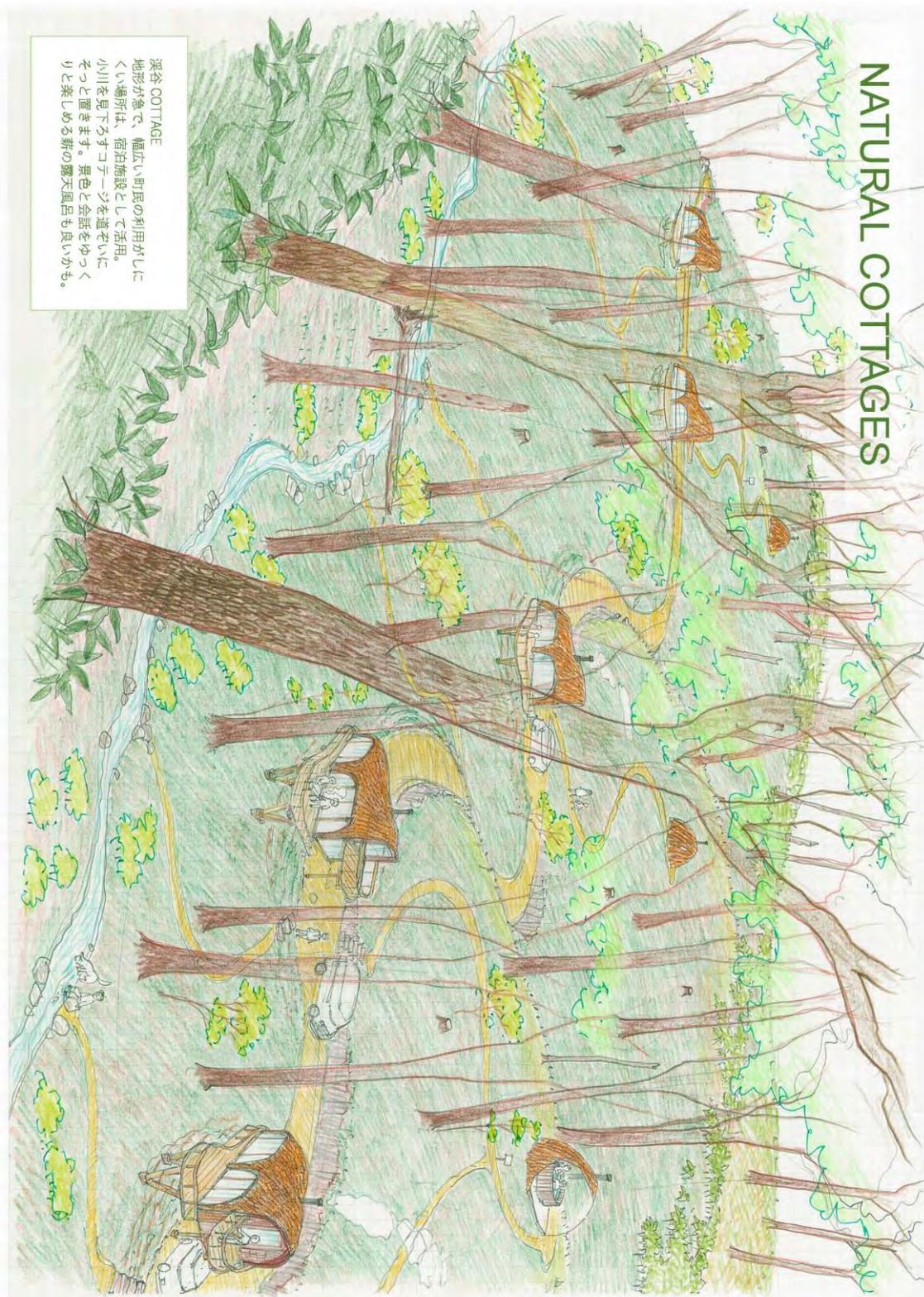
- ・緩やかな地形と道をそのままステージに。
- ・最低限の設備で簡易なイベントスペース
- ・ステージ設備はタープを張るだけ。
- ・キッチンカーを立木の隙間に設置。
- ・町の人に分かりやすいネーミング

- ・バイオトイレ
- ・森の外の駐車場から送迎 (馬・カート)

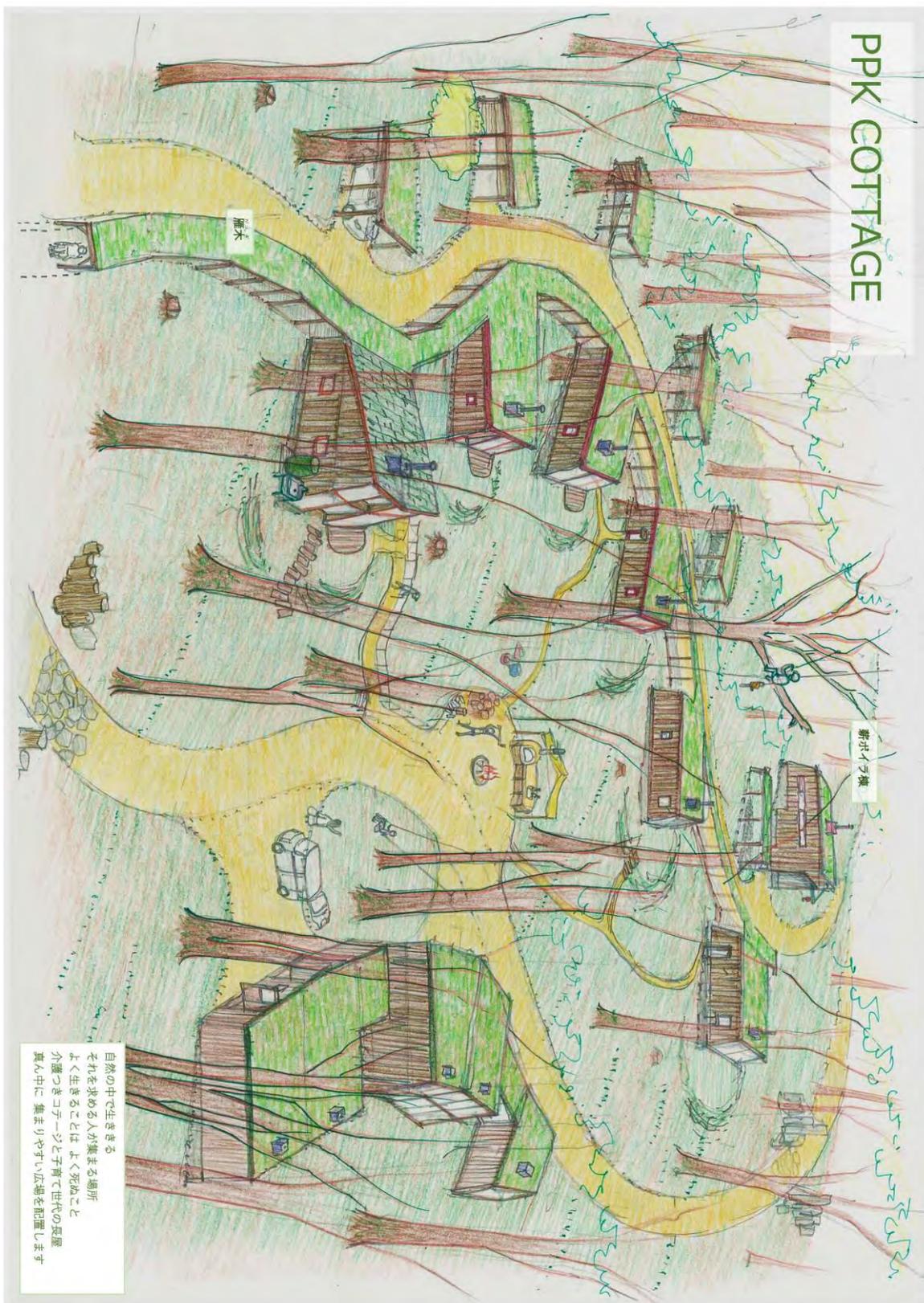
「直接管理エリア」想定 (アトリエ・商業施設群)



「利用者占有エリア」想定 (宿泊事業)



「利用者占有エリア」想定 (福祉・介護事業)





3 主な質疑・意見

【8月1日】

① 水道事業の現状（今後の事業の見通し）について

- ・建設改良費が令和7年度以降は5千万円と計画しているが、これから施設が古くなっていくに従い、5千万円で足りればいいが、見通しはどうか。
- ・令和6年度の維持管理費の数字が、令和7年以降の数字と比較して少し多いようだがこの多い理由は。
- ・配水管の布設位置状況で、今後、非耐震管は耐震管に替えていくのか。

② 下水道事業の現状（今後の事業の見通し）について

- ・流出水質のBOD値とSS値はどういった取り決めでこの数値なのか。

③ 豊沢地区森林エリア（環境保全林）活用に向けた検討状況について

質疑なし

報告第2号

委員会調査報告について

各特別委員会から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和6年9月17日提出

厚真町議会議長 渡部孝樹

令和6年8月30日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

北海道胆振東部地震復興特別委員長 伊藤 富志夫

委員会調査報告書

令和6年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た委員会調査について、去る8月6日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

令和6年8月6日

2 調査事件

令和6年8月6日

(現地調査)

- ① 厚真川水系直轄砂防災害関連緊急事業完成箇所
- ② 厚真川水系直轄特定緊急砂防事業完成箇所
- ③ 災害関連緊急治山事業完成箇所

(事務調査)

- ① 災害関連復旧事業について

3 主な説明内容

4 主な質疑・意見

① 災害関連復旧事業について

- ・砂防堰堤に土砂が堆積した場合、除去していくのか
- ・日高幌内川の関係で、砂防堰堤において他の河川と違い、上下流で2段階設置されているが、どのような機能によって2段階へ設置をしているものか。また、他の河川との違いは何か。
- ・治山事業について、今まで厚真町でどのぐらいの数を実施して、今後どのような予定になっているのか。

令和6年8月30日

厚真町議会議長 渡部孝樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 吉岡 茂樹

委員会調査報告書

令和6年第2回定例会において付託された調査事件について、去る8月9日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

- 1 委員会開催状況
令和6年8月9日
- 2 調査事件（所管事項）
令和6年8月9日
（事務調査）
 - ① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について
- 3 主な説明内容

4 主な質疑・意見

令和6年8月9日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

- ・スケジュールに関して、半年から1年、ものによって遅れたのはなぜか。
- ・延期するとは、具体的に何をどう展開していくのか。
- ・仕様書はこれから作っていくということなのか。では、今まで出してきたものは準備していて作られてきたものではないのか。
- ・人件費と資材費は変わらないのか。
- ・事業の見直し、予算の縮小も含めて、きちんと説明していくことが大事。町民のために、そして町民の負担を軽減するための事業の見直しは必要だと思う。
- ・事業費も含め工期が変更され、4月のときの考え方とどうして変化されたのか。
- ・1億円でも2億円でも少しでも下げたいという言葉をもう少し早く我々に聞かせていただきたかった。町民に対してもう少し目配り気配りをしていただきたい。
- ・スタートから甘いと思う。普通は目標の額をしっかりと決めておいて、計画に対してあまりにも額が大きければ、どこをどうするかを考えて進めるのではないのか。
- ・今までずいぶん時間かけて、特別委員会で一つずつ丁寧に点検してきたが、それは今後も引き続き点検されていくのか。
- ・福祉センターは町民最大の集会場、大事な施設なので、改築は早めに行った方がよいのではないかと思う。
- ・起債と一般財源で町民がどれだけ負担するのかということが大きな問題だと思っている。
- ・相対で事業費が約30億円膨らんでいる中で、地方債がいくら増えるのか端的に分かれば説明いただきたい。

報告第3号

財政援助団体等に関する監査の結果報告について

監査委員から、財政援助団体等に関する監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年9月17日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

厚 監 査 号
令和6年8月7日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

財政援助団体等に関する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和5年度に係る財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告する。

財政援助団体等に関する監査

第1 監査の概要

1 監査実施団体及び財政的援助等の種目

単位:円

監査実施団体名	財政的援助等の種目	補助金等
厚真町交通安全推進委員会	交通安全推進委員会補助金	5,700,000
厚真町新農業者育成協議会	新農業者育成協議会活動補助金	53,446
あつま新鮮組	あつま新鮮組運営補助金	590,000
グリーンツーリズム運営協議会	グリーンツーリズム運営協議会活動補助金	395,000
田舎まつり運営実行委員会	田舎まつり運営実行委員会運営費補助金	11,765,000
厚真産ハスカップブランド化推進協議会	厚真産ハスカップブランド化推進協議会活動事業補助金	1,921,800
厚真町スポーツ少年団連絡協議会	スポーツ少年団連絡協議会補助金	900,000

2 監査の実施時期

令和6年7月24日(水) 1日間

3 監査の対象事項

補助金等の交付目的、金額、時期、方法、交付申請手続き及び補助事業の執行状況、会計経理の処理状況について監査を行った。

4 監査の実施方法

平成5年度の財政援助団体より抽出し、事業実績報告書及び収支決算書の提出と補助金等の交付申請書、指令書などの関係書類の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査した結果、上記の団体に交付された補助金等は適正に処理され、適切に執行されているものと認める。

第3 指摘事項等(共通)

- ・特になし

報告第4号

定期監査の結果報告について

監査委員から、定期監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年9月17日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

厚 監 査 号
令和6年8月7日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告する。

定 期 監 査

第1 監査の概要

1 監査の実施時期

令和6年5月20日から8月5日まで（うち5日間）

2 実施した監査の種類（令和5年度執行分）

(1) 保育所監査（監査実施日：5月20日）

こども園つみき

(2) 工事監査（監査実施日：6月26日、6月27日）

総務課所管

- ・豊沢工業団地敷地整備工事
- ・防災カメラ更新工事
- ・吉野地区散策路等整備工事

住民課所管

- ・厚真町合同墓整備工事
- ・令和4年度複合型地域福祉活動拠点施設改修工事

産業経済課所管

- ・厚真町交流促進センター外部等改修工事、混合栓取替工事

建設課所管

- ・新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その4）
- ・町道表町バイパス線道路盛土工事
- ・新町地区交通安全施設整備工事
- ・ダム湖眺望広場整備工事
- ・高丘地区配水管布設工事（その1）（その2）
- ・幌内地区配水管布設取替工事
- ・高丘ポンプ場建設工事（土木・建築、機械・電気）
- ・新町地区災害公営住宅排水管理設工事
- ・新町地区災害公営住宅A、B棟屋根塗装工事
- ・令和5年度公営住宅遊具改修・撤去工事
- ・上厚真ゲートボール場解体工事

生涯学習課所管

(3) 財務事務及び備品監査（監査実施日：7月26日）

ア 財務事務：事務執行状況の確認

総務課

- ・庁舎周辺等整備事業 測量調査委託料
- ・庁舎周辺等整備事業（役場庁舎） 耐震診断委託料
- ・防災無線整備事業 システム導入委託料
- ・防災備蓄倉庫整備事業 調査設計委託料
- ・日本海溝・千島海溝地震防災・津波防災対策事業 日本海溝千島海溝地震防災・津波防災核計画策定支援業務委託料

まちづくり推進課

- ・ゼロカーボン推進事業 住まいのゼロカーボン化推進補助金
- ・ゼロカーボン推進事業 調査設計委託料
- ・移住促進・関係事業創出事業 空家再生補助金

- 住民課
 - ・移住促進・関係人口創出事業 持ち家住宅建築促進補助金
 - ・地域おこし協力隊活動事業 協働型地域おこし協力隊受入補助金
 - ・障がい者地域生活支援事業 成年後見制度法人後見支援事業補助金
 - ・重層的支援体制整備事業 重層的支援体制整備事業委託料
 - ・複合型地域福祉活動拠点運営事業 複合型地域福祉課活動拠点施設指定管理料
 - ・複合型地域福祉活動拠点運営事業 まちなか交流館改修工事監理委託料
 - 産業経済課
 - ・スマート農業推進事業 スマート農業導入支援事業補助金
 - ・エネルギー地産地消事業（町事業） エネルギーマネジメント総合管理委託料
- イ 備 品：令和5年度取得備品の確認

(4) 学校監査（監査実施日：8月5日）

小学校 上厚真小学校
 中学校 厚南中学校

3 監査の対象事項

施設及び備品の管理状況及び財務に関する事務処理の確認、また、工事関係は、着工から完成までの事務処理と現地について監査を行った。

4 監査の実施方法

監査対象となっている関係諸書類の提出と財務関係の諸台帳及び諸帳簿の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

施設及び備品の管理状況、財務事務の執行状況、工事の執行及び現地の状況について監査した結果、適正であると認める。

第3 指摘事項等（共通）

（保育所監査）

・特になし

（工事監査）

・特になし

（財務事務及び備品監査）

・特になし

（学校監査）

・特になし

報告第5号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年9月17日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

厚 監 査 号
令和6年8月23日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和5年度5月分と令和6年度5月分・6月分・7月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。

